

## 会 議 録 目 次

平成31年第2回曾於市議会臨時会

会期日程 .....	1
○4月18日(木)	
議事日程第1号 .....	3
開 会 .....	5
開 議 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
陳情第6号 .....	5
承認案第1号～承認案第4号 .....	13
閉 会 .....	27

## 会 議 録 目 次

令和元年第2回曾於市議会定例会

会期日程 .....	29
○6月4日(火)	
議事日程第1号 .....	31
開 会 .....	33
開 議 .....	33
会議録署名議員の指名 .....	33
会期の決定 .....	33
議長諸般の報告 .....	33
市長の一般行政報告 .....	33
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告 .....	34
報告第2号～報告第4号 .....	43
承認案第5号 .....	50
議案第37号～議案第49号 .....	52
散 会 .....	57
○6月5日(水)	
議事日程第2号 .....	61
開 議 .....	61
一般質問	
渡辺 利治 議員 .....	61
徳峰 一成 議員 .....	70
土屋 健一 議員 .....	95
海野 隆平 議員 .....	105
散 会 .....	116
○6月6日(木)	
議事日程第3号 .....	119
開 議 .....	119
一般質問	
伊地知厚仁 議員 .....	119
宮迫 勝 議員 .....	132
九日 克典 議員 .....	148
松ノ下いずみ議員 .....	160

散 会 .....	169
○6月7日(金)	
議事日程第4号 .....	173
開 議 .....	173
一般質問	
今鶴 治信 議員 .....	173
湊合 昌昭 議員 .....	185
岩水 豊 議員 .....	201
散 会 .....	215
○6月14日(金)	
議事日程第5号 .....	219
開 議 .....	219
議案第37号～議案第40号 .....	219
議案第41号 .....	232
議案第42号 .....	233
議案第45号 .....	255
議案第49号 .....	256
陳情第8号、陳情第10号 .....	256
散 会 .....	257
○6月26日(水)	
議事日程第6号 .....	262
開 議 .....	262
議案第37号～議案第40号 .....	262
議案第41号 .....	270
議案第42号 .....	271
議案第45号 .....	282
議案第49号 .....	283
議案第43号、議案第44号、議案第46号～議案第48号 .....	284
陳情第8号 .....	287
陳情第10号 .....	289
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 .....	290
閉会中の継続審査申出について .....	292
閉会中の継続調査申出について .....	292
議員派遣の件 .....	293

発議第2号 .....	293
閉 会 .....	295

# 平成31年第2回曾於市議會臨時會

## 會 期 日 程

平成 31 年第 2 回曾於市議會臨時會會期日程

會期 1 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
4	18	木	本 會 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開會</li> <li>○會議錄署名議員の指名</li> <li>○會期の決定</li> <li>○委員會審查報告・審議・表決（陳情）</li> <li>○議案の上程・審議・表決（承認案）</li> <li>○閉會</li> </ul>

平成31年第2回曾於市議會臨時會

平成31年4月18日

(第1日目)

## 平成31年第2回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

平成31年4月18日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 陳情第6号 鶏舎建設に係る対応について

（建設経済常任委員長報告）

（以下4件一括議題）

第4 承認案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
（曾於市税条例の一部改正）

第5 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
（曾於市国民健康保険税条例の一部改正）

第6 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
（曾於市介護保険条例の一部改正）

第7 承認案第4号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度曾於市一般会計補正予算（第11号））

### 2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 重久昌樹	3番 鈴木栄一	4番 岩水豊
5番 淵合昌昭	6番 上村龍生	7番 宮迫勝
8番 今鶴治信	9番 九日克典	10番 伊地知厚仁
11番 土屋健一	12番 山田義盛	13番 大川内富男
14番 渡辺利治	15番 海野隆平	16番 久長登良男
17番 谷口義則	18番 迫杉雄	19番 徳峰一成
20番 原田賢一郎		

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

2番 松ノ下 いずみ

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦  
主任 富田洋一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 継	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開会 午前10時00分

---

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、平成31年第2回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（原田賢一郎）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において重久昌樹議員及び鈴木栄一議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日4月18日の1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 陳情第6号 鶏舎建設に係る対応について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、陳情第6号、鶏舎建設に係る対応についてを議題といたします。

本件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長への報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託され継続審査中の陳情1件を3月27日、4月5日に委員会を開き、陳情者及び執行部の出席を求め慎重に審査した結果、結論を得ました。

ので報告いたします。

1、陳情第6号、鶏舎建設に係る対応について、本陳情は財部町南俣3509番地3、川路康弘氏（飯野自治会長）・財部町南俣3604番地18、牧野文明氏（西飯野自治会長）から提出されたものであります。

今回の陳情は、平成27年12月定例会で採択された「陳情第12号、大規模鶏舎の建設計画反対についての陳情について」の内容を引き継いだものであり、現在、前回の事業者から事業継承をされた事業者の鶏舎建設（飼養規模6万羽、3棟）に対するものであります。

本委員会では、平成31年3月27日に現地調査を行い、鶏舎3棟が建設中であることを確認しました。平成31年4月5日には陳情者及び執行部の出席を求め審査しました。陳情者の審査では、平成27年12月からこれまでの経緯と今回の陳情の趣旨について意見を聴取したところであります。

まず審査に入る前に平成27年12月定例会で報告した委員長報告書を朗読・説明し審査に入りました。陳情者よりこれまでの経緯について、平成31年2月21日、財部支所で飯野・西飯野自治会の意見を伺う会が行われ、地元住民9名が出席し市当局に経緯の説明を求めた。同年3月6日「鶏舎（ブロイラー施設）建設に係る説明会」が行われ、地元住民13名が出席し、大休寺副市長ほか6名から説明を受けた。同年3月7日、市長・議会議長宛てに「鶏舎建設に係る対応について」の文書を発送した。同年3月18日事業者が市の指示により説明会開催依頼のため、飯野・西飯野自治会長宅を訪れてきたが、建設が着工されてからの説明会などあり得ないと断り説明会の開催には至っていないとの説明がありました。

陳情の趣旨については、要望事項の1点目、平成27年12月定例会において陳情書が採択されたにもかかわらず、飯野・西飯野自治会には知らせることなく川畑自治会のみ同意書により手続が進められている。担当課長が決裁されており、市長・副市長が知らずに進められているということは通常考えられないので、事実関係を解明してほしい。

2点目、畜産経営環境保全に関する意見書に、飯野・西飯野集落には説明はなく、また同意書もないまま「近隣集落からは養鶏業を行うことへの了承を得ている」と記載された点について事実関係を追及してほしい。

3点目、平成25年3月6日付の畜産経営環境保全に関する意見書には「飯野、西飯野集落への説明会を開催され、同意を得るよう努めること」と記載されているのに、今回の意見書からはなぜ削除されているのか追及してほしい。

以上3点を要望され、最後に地元住民の意向としては養鶏業の中止を求めており、守られる確約もない公害防止協定を結ぶ考えはないとの強い意向でありました。

執行部の審査では陳情者からの要望事項3点についての説明を求めました。

1点目では、平成30年1月5日に事業者から市への畜産環境保全意見書交付申請書が提出され、同年1月25日付で曾於畑地かんがい農業推進センターより市へ意見書の交付があり、市から申請者への意見書は副市長決裁の後、同年2月16日付で交付をした。平成25年5月24日には農地転用事業計画許可が県より交付されているため、今回、農地転用事業計画変更申請が平成30年1月30日に事業継承者から農業委員会へ提出され、同年2月20日開催の農業委員会総会において、「周囲の状況は東側が畑・山林、西側が畑、南側が山林、北側が山林・畑であり、自己資金で金融機関の残高証明が添付されており、位置としては農地の広がりがないことから第2種農地に該当する。被害防除の誓約書も添付されており、許可相当の意見を付して県知事に進達されている」との説明がありました。

2点目では、畜産経営環境保全に関する意見書については、県の現地調査で、排水及び道路通行面から見ても影響を受ける川畑自治会からの承諾書が添付されていることから、県は「近隣集落からは養鶏業を行うことへの了承を得ている」との意見書を交付している。そこで市も同じ内容での説明がありました。

3点目では、平成30年2月16日意見書については県からの意見書をもとに作成しており、「飯野・西飯野自治会への同意を得るよう努めること」との文言は削除されているが、前回の申請者から今回は当時の事業担当者が個人として事業継承したものであり平成25年3月6日の意見書は当然、継承されている。今回も事業者へは引き続き説明会を開催するよう指導してある。

この意見書は許可・不許可するものではなく、建設後の家畜糞尿の適正な処理による環境保全を目的としている。

今回、鶏舎建設に係る法的手続きはクリアしている現状であり、鶏舎建設の中止は要請できないので、今後は地元の理解を求めるよう事業者の説明会開催のお願いをしたいとの説明がありました。

本委員会は陳情者及び執行部の意見を聴取した結果、委員より以下の意見が出されました。

①飯野・西飯野自治会に対し、市は事業者がどのような対応をしたのか確認をとるべきであった。

②事業者は反対があるとわかっているにもかかわらず建設前に事業計画説明のために自治会に出向くべきであった。

③今後、地元住民と事業者に対し、市はトラブルがないよう対応に努めるべきである。

なお、本委員会としては飯野・西飯野自治会は鶏舎建設自体に反対されており、

公害防止協定を結ぶ考えもないとのことであるが、鶏舎建設の事業中止は不可能であり、今後の環境保全のためにも事業者と両自治会の公害防止協定は必要不可欠なものであるため、早い段階で協定を結ぶよう関係者及び執行部は最大限の努力をしてほしいと望むものであります。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

二、三点伺います。はっきり言いましてこの間の経過から見て、市並びに県当局の対応は住民の立場から見て、やはり納得し難いというか非常に慎重さを欠いたと一つの考え方としては指摘せざる得ませんけれども、この問題でもう少し具体的に執行部を求めての陳情に対しての質疑があったということでございますけれども、もっと踏み込んだ執行部に対する考え方が出されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

2点目、陳情者としては明確なこの文言上のことではないですけども、経過から見ていわば住民に全く相談もなく了解もなく結果的に現在まで建設が進められているということで、とても現状ではこの建設を前提としたその後の公害防止、協定については受け入れることはできないということははっきりしております。そうした内容であったと思うんです。

一方、この陳情書の内容が明確に反対という文言でないということもあるかもしれませんが、ただいまの委員の意見として公害防止協定も一方でこの前提とした文言も意見もあったようでございますけども、この委員会としては全体の総意としてはやはりこの建設はやむを得ない、そういった立場であるのかですね。その後の公害防止協定をしっかりとした立場でこの内容で締結すべきであるという考え方であるのか、それとも、これは一つの意見であって、またもう一つ意見としてはこの間の先ほど申しあげました経過から見て、現在でやはり建設を当面中止してもらうように当局も市も県も働いていただいて、そしてその中で住民との説明会、これまでは話し合いが持たれなかった、持つことができなかったということでございますけれども、このことを含めて一旦建設を中止した段階でもう一回仕切り直してということの考え方はなかったのかどうかです。そのあたりについてお聞かせ願いたいと考えております。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

質疑が3点ほどですが、内容的に審査の内容の中で審査の中で3点とも似たような意見で審査が済んでおります。ということは、執行部の対応、これについてはやはり先ほど申しましたように、この事業が平成25年から申請がなされて株式会社エビス商事からが始まっており、その段階で俗にいう先ほど報告しました農地の転用、これ等について農業委員会をクリアして申請がなされておると、そして引き続いて今回は株式会社エビスから個人の事業者ということで当局のほうで申請内容について継続と、引き継いでいるというふうに県も捉えております。陳情者側から言いますと文言等が削除されているということで文書ができておりますが、これについても県のほうも一自治会、川畑自治会のみ承諾で了承して現地を確認したという文書が私の手元にあり、そして委員会の中でもそれ以上の追及が出ていないところで

す。

あと2点目、3点目になりますが、市も当然さかのぼった平成25年以降の段階で申請者等のいろんな許可問題でももう少し深く調査するなりすればよかったです、その点を委員会では聞き出しておりません。と申しますと、2回目の個人事業者の段階で平成30年の2月20日の委員会の審査の中で、農業委員の調査報告でそのまま県に申請が畑かんのほうですね、上っておりますので、状況的には市のほうも県のほうももう一步踏み込んだ対応がなされておられません。それ以上の審査ができておられませんので、質疑の内容について今後の対応に努力すべきだというふうな内容で報告をしておるところです。

以上です。

**○議長（原田賢一郎）**

ほかに質疑はありませんか。

**○17番（谷口義則議員）**

委員長にお尋ねしたいんですが、この報告書の中で市から申請者への意見書は副市長決裁ののち同年2月16日で交付されたというふうに報告されておりますが、決裁権のあり方はこれでいいのか、ここ辺の中身についての議論はなかったのかお尋ねします。

**○建設経済常任委員長（迫 杉雄）**

報告いたしました、今申しましたように県のほうからおりてきたものをそのまま決裁したというふうに受けておりますし、当日副市長並びにまた今申しましたように農業委員会との出席がかないませんでしたので、報告並びに文書等だけで判断しております。今質問の内容でこれでいいのかというところまでは追及してございません。

**○17番（谷口義則議員）**

一般的に最後のほうの決裁は市長決裁になるのではないかと思うんです。決裁権のこの範囲、限度がどうもおかしいような気がするんです。委員会の中でここが問題になってないとなればこれは仕方がないんですが、私としてはやはり県からのその交付に対してまた市が次に交付する、意見書をつける場合は決裁権が必要だと思うんです。ですからここら辺の審議の中について疑義があります。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

今、谷口議員が言われました決裁の件ですが、この決裁印と印これは課長の決裁であったということでありまして、まさか課長印ではないですよ、これ伺っておきますけど、これ課長印だとしたら大変なことになりますのでそれを改めて伺いいたします。

それと陳情者から3項目出ておりますが、解明とか削除部分とかがありますが、この解明された部分がいまいまいちよくわからないように市のほうからのとあるんですが、解明とは意味が執行部と陳情者で少し違うような気もするんですけど。

それとまとめのほうで出てきますが、本委員会としてはとありますけど、まとめのほうで③です、委員会のほうでまとめたやつで、今後、地元住民と、事業者に対し、対応に努めるべきであって、その後、市に対して早い段階で協定を結ぶようがありますけど、最大限努力をとありますけど、やはりこれもある程度期限を設けたほうが陳情者としては納得いくような形になると思うんですけど、このような審議はなされていなかったのか、なかったような気もするんですけど。

以上、伺います。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

報告のとおりですが、当然、報告の中身について、陳情者側の意向がはっきりしていないと、対応がはっきりしていないというふうな受け取り方ですけど、内容的に、この事業が平成25年から始まって、そして段階を踏んで、今回は、団体から個人事業者という流れの中で当局が対応されております。その意味合いを、審査の中で報告を受けておりますので、それ以上の内容は議論が進んでおりません。

あと、最後のほうの、市のほうに努力をするということ等を挙げておりますが、当然、市としての対応は、個人事業者並びに地元自治会等の中に入らなければいけないという議論の中で、今後の対応は、市は中に立って対応すべきと。そして、公害防止協定についても、当然市が関係しますので、その努力をするべきだという議論で、そういう文句を報告したところです。

強いて申しますと、いろんな事業進出に対しましては、公害防止協定は結ばなきゃいけないというふうに考えられます。あと、強いて言いますと、事業者側の説明も十分理解してもらうことが前提じゃないかというふうに捉えられておりますので、市当局の今後のトラブルに適宜、また今後の問題に対しても対応に努力すべきという文言になったところです。

（「決裁印の確認はしなかったんですね」と言う者あり）

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

していません。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（久長登良男議員）

公害防止協定の場合は、つくる前に結ぶのではないかなというふうに思うわけですが、執行部が中に入って、地元と会社、個人ですね、個人との公害防止協定の結び方というのは問題にならなかったものかどうか、お伺いします。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

公害防止協定については、説明会が開かれておりませんので、事業者側にすれば一番の説明等から続く問題だろうというふうに流れますけど、そういう対応が全然審査の中で出てきておりません。なので、今後の対応しての入口だというふうに考えられます。

公害防止協定については、ほとんど議論の中に出てきません。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

今回の陳情について、採択の立場で討論をさせていただきます。

今回の事案について、特に陳情者から出されている、「担当課長の決裁され、市長、副市長が知らなかった」というような事実が出てきておりますが、これについては、委員会で審査した結果は、「知っていた」ということになります。

また、建築確認申請についても、建設課を通して県に上がるわけですので、市のほうとして、知らなかったとか対応のおくれというのについては非常に疑義を感じるところがあります。

また、意見書の中に、両自治会への対応の件について、県の意見書に記載されている内容をそのまま市も書いているわけではありますが、市は市民に一番近い立場にあり、市独自の調査により判断すべきであったのではないかと思います。

そのようなことから、市民の立場を考えれば、執行部は慎重に対応すべきであり、今回の陳情については採択することが適当と判断し、賛成の立場で討論いたします。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

陳情者の陳情内容について、採択すべきという立場から、委員長報告に賛成をいたします。

ただ、質疑の中でも、あるいは委員長報告を含めて、あるいはさきの南日本新聞の報道が事実であるとするならば、それらを含めて率直に申し上げまして、市当局、県を含めて、対応がやはり住民の立場から見たら弱かった、まずかったという点は、率直に指摘をしなければならないと思っております。

建設過程にありますけれども、現在の段階で公害防止協定を結ぶべきということは、住民の皆さんから見たらとても受け入れられない内容であるということは、やはり特に、市民の代表である私たち議会は、そうした立場ではないかと、私だけではなくて思っております。

ですから、一応採択した以上、それを、この住民の目線に立ち、市当局は今から、制約があるかもしれませんが、どこまで踏み込んで対応ができるか、あくまでも住民の立場から。この点で、最大限の努力を私はすべきだと思っております。

意見を付して賛成といたします。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

今回、建設経済常任委員会に付託されましたこの陳情の件につきましては、3月のもう終わりに近い中での陳情でありまして、3月議会には間に合わないということで、本来ならば6月議会で報告という形になるわけでしょうけど、やはり議会は、市民の負託に応えるということに、原点に帰りますので、その点、陳情者に対しましては、100%納得はいかなくても、約2カ月早い話し合いが持て、そしてこういう場で報告をできたということ、そしてまた委員会が即動いたということについて、これはまたいいことだと思っております。

そして、それをもとに、今後、出された点につきまして、執行部はこれを深く受けとめ、前向きにやっていかなければならないということに対して、私は思っております。

ですから、これはもうやはり、私は採択の立場で意見として申し述べておきます。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第6号を採決いたします。本件に対する常任委員長長の報告は採択であります。本件は常任委員長長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、陳情第6号は採択することに決しました。

- 
- 日程第4 承認案第1号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）
- 日程第5 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険条例の一部改正）
- 日程第6 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市介護保険条例の一部改正）
- 日程第7 承認案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度曾於市一般会計補正予算（第11号））

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、承認案第1号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）から日程第7、承認案第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度曾於市一般会計補正予算（第11号））までの、以上4件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第4、承認案第1号から日程第7、承認案第4号まで、一括して説明をいたします。

日程第4、承認案第1号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関連する規定を改正する必要が生じ、その規定の施行の日との関係上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容は、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止、高規格堤防の整備に伴う建築家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定の追加、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等についての規定の追加、軽自動車のグリーン化特例についての重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課の削除が主なもので、そのほか、引用している条項のずれ及び字句の整備を行うものであります。

次に、日程第5、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関連する規定を改正する必要が生じ、その規定の施行の日との関係上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めます。

今回の改正は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額及び軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の改正を行うものです。

次に、日程第6、承認案第3号、専決処分の報告について説明をいたします。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関連する規定を改正する必要が生じ、その規定

の施行の日との関係上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、平成27年度より低所得者の第1段階の第1号被保険者の保険料の軽減を実施しておりますが、今年度10月の消費税率10%への引き上げに合わせてこれをさらに軽減するとともに、第2段階及び第3段階の被保険者についても軽減を行うものです。

次に、日程第7、承認案第4号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、平成30年度曾於市一般会計補正予算（第11号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については、交付決定による地方交付税の増、事業費確定による国県支出金や繰入金、市債等の増減が主なものです。

歳出については、生活保護扶助費や思いやりふるさと基金積立金の減が主なものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は、2,709万7,000円を減額し、予算総額は、歳入歳出それぞれ263億7,300万8,000円となりました。

以上で、日程第4、承認案第1号から日程第7、承認案第4号までを一括して説明をいたしましたので、よろしく御承認くださいますようお願いをいたします。

#### ○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### ○19番（徳峰一成議員）

承認案が4件ですね。まとめた質疑になりますので、まとめて質問いたします。

新しく担当課長になられた方も、2人、答弁者としてありますので、答弁できる範囲内で、本日の場合は答弁をしていいのかと思っております。

まず、承認案の第1号の市税条例の一部改正ですね。課長、これ何回も私、読み直したんだけど、非常に、特に今回の市税条例改正はわかりづらいというか、私だけじゃないと思うんですけども、内容でありますので、今回のこの条例改正についてのポイント、要点を、細かい点はいいですので、一応絞って簡単にわかる内容を報告してください。

次に、承認案第2号の国民健康保険税条例の一部改正について、二、三質問をいたします。

今回のこの条例改正は、特にこの国民健康保険税条例の中にありますように、医療費分と介護保険と後期高齢者分に限度額がありますけども、その中の国民健康保

険の限度額を今回引き上げる内容の提案であります。単純な質問でございますけれども、今回、この医療費分だけを引き上げた理由、背景について報告をしてください。これが質問の第1点でございます。

それから、第2点目は、あくまでもこれは、法律上限度額でありまして、上限で規定しなければならない、市町村にとっての拘束性はないものと思っておりますけれども、確認方々、今回のこの61万円は、上限額というこの法律等の改正であるということで解釈していいのか、これが第2点目でございます。

3点目です。今回、この条例改正によりまして、これまで限度額が93万円だったと思うんですけども、国保全体の。これが96万円になりますけれども、この限度額を納めている市民世帯は何世帯あるのかどうか、これが第3点でございます。

以上でございます。

次に、承認案の第3号の介護保険の一部改正について質問をいたします。

これは、3月の新年度予算の文厚委員会の審議の中でも、質疑の中で、担当課長から、専決で対応することになるのではないかとといった答弁があったところでございますが、その中での今回の専決提案じゃないかと思っております。

質問の第1点でございますけれども、この条例の中にありますこの減額賦課に係る保険料率、これが、現行の3万1,400円から2万6,200円に引き下げられました。市長説明にもありましたように、消費税の引き上げを、これは想定しての措置でありますけれども、質問の第1点であります。3万1,400円から2万6,200円と細かい質問であります。この金額に定められた理由、経過ですね、それ以上でもなくそれ以下でもないというのがわかっていたら答弁してください。

第2点目、該当する世帯は何世帯、何人であるのか、試算されていたら報告してください。試算していなかったらよろしいです。

それから、第3点目、もし、仮に、消費税が10月から値上げがなされなかった場合、前回もなされなかった経過があります。今回も政治の動きでありますから、また参議院選挙もありますから、結果いかんでは消費税の値上げは、安倍内閣は断念せざるを得ないことになりかねないと個人的には思っておりますけれども、その点で、消費税の引き上げがされなかった場合は、市としては、議会へのこの条例改正の対応としては、どういった対応をするのか。9月議会にならざるを得ないのかどうか、当然、それも一つの考え方として想定しなければならないと思っております。また、想定していると思います。そのことについてもお聞かせ願いたいと考えております。

最後の質問でありますけれども、3万1,400円から2万6,200円に引き下げられることを、市民としてはありがたいというのは、これは当然のことですけれども、

消費税が引き上げられた場合ですね。その減額分はおおよそどれぐらいであって、その補填措置は国から当然対応すると思うんですが、こういった内容で介護保険の特別会計に補填措置がとられるのかどうか、補填措置の確認を含めて答弁してください。

最後に、平成30年度の一般会計補正予算の第11号について質問をいたします。

私は、この税関係は、当然5月の連休前後に専決処分で提案されるとは、もう毎年のことですから考えていたんですけども、一般会計は、3月定例議会で2回、一応補正予算が提案されておりますので、もうこれで終わりかなと思っていたら、今回少くない金額の補正予算の専決処分の提案でございます。

質問の第1点でありますけども、これは3月の定例議会では、最終段階で補正提案は時期的にできなかったのかどうかという点での質問でございます。これが第1点でございます。

関連いたしまして、今回は特に歳入では、地方交付税が4億3,099万5,000円、あるいは関連して地方消費税交付金が9,250万4,000円ということで、専決額が大きいのでございますが、これらの決定は曾於市にはいつの段階でわかったのか、議会との関係で、一応報告していただきたいと考えております。

あわせて、歳出の中で、2点ほどお聞きいたします。

一つは、市長報告にもありましたように、生活保護費がこの専決で6,315万5,000円、これはかなり大きな金額であります、減額されております。この6,315万5,000円の内容等について報告してください。これは、例年に比べてかなり決算額としては大きい金額じゃないかと受けとめており、その立場からの質問でございます。

次に、24ページの教育費の基金管理費5,000万円が、積み立てられております。これの基金の積み立ての総額とその内容について、単純な質問でありますけども、答弁をしてください。

以上です。

#### ○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えします。まず、今回の地方税条例の一部改正についてですけども、改正内容につきましては附則第7条3の2第1項の改正につきましては、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を2年間拡充し、所得税の住宅ローン控除の改正により延長される11年目から13年目の控除期間において所得税から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものであります。

続きまして、附則第7条の3の2第2項の改正につきましては、個人住民税の住宅借入金等特別控除の適用について、納税通知書が送達されるときまでに提出され

た申告書に、住宅借入金等特別控除に関する事項の記載があること等の要件を廃止するものです。この要件によって、所得税では控除の適用があるにもかかわらず、住民税では控除の適用がないケースをなくすためのものであります。

続きまして、附則第10条の3につきましては、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について規定しておりますが、今回の地方税法の改正によりまして、工期確定後の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置が創設され、その申告方法について第6項として規定の追加を行うものであります。

附則第10条の4につきましては、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等について規定しているものであります。

附則第16条につきましては、軽自動車のグリーン化特例について、令和元年10月1日から現在の軽自動車税が種別割に、軽自動車取得税が環境性能割となり、令和2年度の重課税率は種別割のみが適用されます。現在の軽自動車税としての重課税率は平成31年度で終了することとなるため、重課は平成31年度に限ったものとし、平成29年度版の軽課の規定が不要になったことから、削除するものであります。

続きまして、国民健康保険税になりますけれども、限度額につきまして、限度額引き上げの理由ということですが、平成30年の4月から県が財政運営の責任主体となったところであります。県が策定しました鹿児島県国民健康保険運営方針の中で、基礎課税額後期高齢者支援金等額及び介護納付金税額の限度額は地方税法施行令第56条の88の2の2に規定する額とするとされているところでございます。

また、県内の状況を見ましても……。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問は、それが上限であるという受けとめ方でいいのか、するものというのは断定ですよ。恐らく、上限じゃないでしょ、その確認なんですよ。

○税務課長（山中竜也）

一応こちらについては上限ということになります。

○19番（徳峰一成議員）

はい、上限とういうことですね。

○税務課長（山中竜也）

続きまして、限度額の影響額ですけれども、平成30年ベースでの試算ですけれども限度額が58万円の場合が178世帯が対象でしたが、引き上げ後は164世帯が61万円となります。で、14世帯が3万円未満の増額となり、合計しますと507万8,234円の増額となります。

また、軽減判定の見直しの分ですけれども、医療分の5割軽減では該当世帯が19世帯、軽減額は65万7,500円。2割軽減では該当世帯が23世帯、軽減額は33万1,200

円。

介護分の5割軽減では該当世帯が12世帯、軽減額は7万6,500円。2割軽減では該当世帯が13世帯、軽減額は3万5,600円。

支援分の5割軽減では該当世帯が19世帯、軽減額は13万7,500円。2割軽減では該当世帯が23世帯、軽減額は6万8,400円となり、合計額は130万6,700円となります。

したがいまして、この限度超過の見直しによる増額と軽減判定所得の見直しによる軽減額を差し引いた377万1,543円が増額分となります。

以上でございます。

#### ○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、減額賦課の引き下げについての内容について、御説明を申し上げます。

今回軽減される対象者は第1号被保険者、65歳以上の方になるわけですが、その所得区分の方が第1段階、第2段階、第3段階の住民税非課税の区分の方が対象となっております。

保険料率については新旧対照表の13ページをごらんいただきたいと思っております。左側のほうが今回改正をした部分になりますが、第2条の（1）のところは第1段階の区分の方になるところです。第2項の減額賦課に係る年度及び保険料を規定し、保険料を今回減額するところでありまして、同じく第2条の（2）が第2段階、（3）が第3段階の方になり、新たに第3項と第4項を新設し減額賦課に係る年度及び保険料を規定し、それぞれの保険料を減額するところとあります。

軽減後の保険料負担率と保険料につきましては第1段階が平成27年4月に0.5から0.45へ負担が軽減されておりました。しかし今回、さらに0.45から0.375へ軽減され、2万6,200円となります。第2段階が0.65から0.525へとなり3万6,700円、第3段階が0.75から0.725となり5万700円と、それぞれ軽減されることとなります。以上が今回減額賦課の引き上げになった内容であります。

それから、今回の軽減による該当世帯ということではありますが、該当の対象者の人数ということで、対象者につきましては7,820人というところをつかんでいるところとあります。

それから、値上げがなされなかった場合の対応についてですが……。

#### ○19番（徳峰一成議員）

7,820名の総体的な年間の影響額。

#### ○介護福祉課長（福重 弥）

金額ですか。

#### ○19番（徳峰一成議員）

ええ、金額です。

○介護福祉課長（福重 弥）

今回は軽減に伴う公費による負担金は5,662万円であります。そのうち、国が2分の1、県と市が4分の1ずつの負担となりますので、市の負担につきましては1,415万5,000円となるところであります。

それから、消費税が値上がりにならなかった場合については、現時点では想定されていないところですが、万が一実施されなかった場合には、そのときに具体的な対応が示されたときにまた、市のほうでもそれに合わせて対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、議員のあった質問にお答えいたします。

今回につきましては、3月の定例会でできなかったのかということでしたが、今回は議会が終わったその後、議案を送付した、10号が送付された後のものについて、精査して出てきた部分でございます。専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の第3号において、次の議会において報告するものとなっておりますので、今回報告をしたところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

日付はいつですか。議会後ということですか。何月何日に市の段階に渡ったのですか。

○財政課長（上鶴明人）

その質問につきましては、交付税の増等ですね。はい。交付税の増等につきましては3月22日付で交付決定が来ております。

それともう1点でございますが、市立学校施設整備基金の5,000万円でございます。これにつきましては、市立の学校に係る施設の整備に必要な資金として積み立てており、現在建てかえ等の整備が必要な学校として、岩川小学校等が計画されておりますが、今後、末吉小学校等の建てかえ事業等も計画されているところでございます。今回5,000万円の積み立てを行って、最終的に平成30年度の末残高が7億1,176万8,000円になる予定でございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えいたします。

生活保護扶助費の今回の減額につきましては、30年度当初6億1,500万円お願いしているところでございます。3月末の見込みで5億5,184万円程度の支出を見込

んでおりまして、今回6,315万5,000円の減額をお願いしたところでございます。扶助費の中には生活扶助費、住宅扶助費等がございますが、減額の大きなものにつきましては医療扶助が2,643万3,000円の減額、続いて、生活扶助が2,143万4,000円ほどの減額、あとは教育扶助、住宅扶助といったような扶助費の減額に伴いまして、今回6,315万5,000円の減額をお願いしたところでございます。

以上です。

#### ○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

まず、市税の条例の専決処分について、1点質問いたします。課長から数項目主なポイントについて、答弁がありましたけれども、これらを含めて今回の条例改正で年間どれくらいのプラス・マイナスの条例改正後による影響額となるのか、報告をしてください。単純な質問でありますけれども、これが第1点でございます。

次に、介護保険について、質問をいたします。1回目の答弁の中でこの影響額が7,820人、5,662万円と、少なくないです。ある面では大変大きな金額でございます。これ一つといいますか、とりましても、そして課長答弁でもありますように、市は4分の1負担の1,415万5,000円でございますが、これは今回のこの一般会計補正予算として計上されていますかね。

当然、条例改正でありましたら予算とは表裏一体、表と裏の関係にありますから、当然補正予算で計上しなければなりませんけれども、計上されていると思うんですが、これ確認方々の質問でございます。これはもちろん国、2分の1、県4分の1の分を含めて5,662万円がこの計上されているのかどうかですね。条例改正だけが先行すべきではないと基本的には思っているため、その立場からの単純な質問でございます。

次の質問でございます。このもし、消費税が値上げされなかった分については、今後考えていきたいということでございましたけれども、課長はちょっと踏み込んで考えてもらいたいんですよ。これが期間が後半年を割っております。10月1日までですね。

ですから、これから検討するというよりも、考えられるのは9月議会までなんです。10月以降はちょっと遅過ぎるというか、だから基本的には9月議会で対応をせざるを得ないじゃないかという答弁があり得ると思っていたんです。自分の頭で考えた場合です。そうした自分の頭でしっかりと地に着いた答弁をしていただきたいんです。これからの課長さんでございますので答弁をしてください。上司の意見を伺う問題じゃないわけだから、あくまで自分の頭で考えて、主体的にこのあたりは答弁をしてください。

次に、一般会計について1、2点質問をいたします。

まず、この1回目の財政課長の答弁にありましたように、この交付税について、最も大きな金額は3月22日付ですよね。恐らくこの2つの交付税がなかったら、あえて専決までして対応することはなかったのじゃないかと言えます。3月の定例議会で、2回ほど追加補正を含めて計上しているわけでありますから、ですから質問でありますけど、3月22日の交付決定の場合はどうしても3月の最終本会議までには間に合わなかったんでございましょうか。その点は昔から議論している点なんです。だから極力、専決は一応回避するというか、そのための長く2月から3月にわたっての会期期間であったのでございますから、そのあたりは経験則に照らしましてやっぱり対応すべきだと思うんです。便宜的な対応は、絶対にこういった大きな財政問題はすべきじゃないんじゃないでしょうか。その点でやはり物理的、時間的に対応できなかったのかどうか、これも自分の判断として答弁してください。

次に、この生活保護について福祉課長に質問をいたします。

6億1,500万円が当初予算で一応計上されておまして、課長も御承知のようにこの5年間、七、八年間、曾於市における生活保護費は、年間約6億円前後ですよ。大体、横ばいです。その中で今回、5億5,184万円になっております。これをよしとする人と疑問符する人と2通りだと言えますけれども、その中で質問でありますけども、この医療費、曾於市の場合は保護費が多いんですけども、高齢者を中心として2,643万円、それから扶助費が2,430万円でありますけども、これも単純な質問でありますけど、まず第1点、生活保護を受ける世帯は当初段階から30年度は何世帯に最終的には年度末で減少したのか、生活保護を受けている世帯が何世帯ほど減少したのか報告してください。単純化してこの曾於市民の生活が、全体として低所得の方々を含めて豊かになったかというのはいろいろ異論があるために、その立場からの質問でございます。その中で、特にこの高齢者の方々がこの6,315万円の減額は、今回、中心となっているのかどうか、確認でございますけどもその答弁もしてください。

以上です。

#### ○市長（五位塚剛）

基本的なことについて、私からお答えしたいと思います。

消費税の値上げについては、政府は10月から値上げをするという前提で動いております。そういう状況の中で、我々行政にもこのような形での提案を求めてきているわけでございます。ただ、国が最終的にこの消費税の値上げについては、6月、7月あたりで決めたいということも言っておりますので、その状況を見たいというふうに思います。当然ながら、市民生活に影響のないように行政としては対応すべ

きだというふうに思っております。

また、今回の補正の中で交付税の問題が出ました。当然ながら議会があるときは、当然その議会に間に合うように、我々も議会に示したいというふうに努力をしております。しかし、こういう数字は、やはり議会に出す場合は一定期間の期間がないと精査ができません。そういう意味で、基本的にはなるべく早く出したいというふうに思っておりますけど、どうしても間に合わなかったということでした承していただきたいと思います。今後も引き続き努力はしてまいりたいと思います。あとは、各担当課長から答弁をさせます。

○税務課長（山中竜也）

それではお答えします。

改正による影響ですけれども、住宅借入金特別控除に係る部分に関しましては、11年目から13年目の控除期間において、消費税が2%引き上げになった場合の対応ということになります。この措置による個人住民税の減収分につきましては、全額国費で補填するというふうになっております。

それと……。

○19番（徳峰一成議員）

金額は想定できるんですね。

○税務課長（山中竜也）

金額については想定できません。

○19番（徳峰一成議員）

はい、わかりました。

○税務課長（山中竜也）

それとあと、軽自動車税のグリーン化特例についての部分ですけれども、一応こちらにつきましては軽自動車税が種別割に変更することになりますので、それについての今回軽自動車税として、31年度分に限り重課を課すということになりますので、一応こちらにつきましても額的には変更はありませんので、影響はないということで考えております。

以上です。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、最初の御質問にお答えしたいと思います。

予算額につきましては、今回の負担額につきましては31年度の当初予算のほうでお願いをしてあるところであります。

また、第2点の消費税がなかった場合の対応につきましては、今後なかった場合を想定して検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

保護者の世帯につきましては、29年度が302世帯、30年度3月末が297世帯ということで、5の世帯が減となっているところでございます。あと、世帯の累計で見ますと、高齢者世帯が29年が186世帯対しまして、30年度が181世帯ということで5世帯の減。あと傷病・障害世帯が29年が79世帯で、30年度が72世帯ということで7世帯の減ということで、先ほどありましたように、医療扶助につきましてもこの傷病・障害世帯につきまして、29年度から30年度にしまして、7世帯の減という実体でございます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほどの特別交付税の関係につきましてですが、市町村課からの通知日は3月22日となっておりますが、我が曾於市のほうで受け付けた受領日が、3月28日となっております。ですから、今回、議会の会期中に間に合わなかったというところでございます。市長のほうからもありましたとおおり、今後ともこういった大きい数字があったときには、一刻でも早く議会のほうにお伝えできるようにしたいと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ介護保険関係について、確認方々質問いたします。

課長答弁にありましたけれども、一応今回の補正予算については、消費税の増額分を想定しての条例改正ありますけれども、予算についてはもう当初予算で、つまり3月議会でもう提案されているということであったですね。これは細かい点ではないかもしれんけれども、法制を担当する総務課長がいいと思うんですが質問いたします。

一般に課長、今回の専決を含めて条例改正を行った後に、一応、本予算なり補正予算で対応するというのが流れになりますよね。予算を先に出して、後追いで条例を改正するというのは、一般的にはなじみがないというかあり得ないことだと思うんですよ。今回は順序は逆ですけども、これはやはりこの3月の、今後の教訓として、この当局の内部の議会に対する提案の中で議論がなされていなかったのかどうか。別に法律に違反するかどうかの問題ではなくて、一般常識から考えてそうですね。条例を変えて、いわば行うというか各種の税金の値上げなんかは典型例であります。予算を組んでから、可決してから、その後値上げのための条例を行って

るのは普通あり得ないと思うんですよね。その点でどうなんでしょうか。議論がされたんでしょうか。やはり今後、教訓とすべき点はないのかを含めて答弁してください。3回目でありますので答弁してください。

○総務課長（今村浩次）

では、お答えをいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、原則といたしましては条例と予算と伴って、あるいは条例が先というのが原則であろうかと思っております。

今回、この件につきましては議論はしなかったところでございますが、例えば当初予算におきましては、歳出の部分におきまして消費税も8%、10月以降は10%ということで今回は組まさせていただきます。31年度予算につきまして。ですので、ある程度形が見えるものについては、確定に近いものについてはそのような措置をさせていただいて、市民生活に影響が及ばないようにそのような配慮はしているところでございます。おっしゃるとおり、原則は議員のおっしゃられたとおりでというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、承認案4件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、承認案第1号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）の討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第1号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第1号は承認することに決しました。

次に、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部改正）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第2号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第2号は承認することに決しました。

次に、承認案第3号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市介護保険条例の一部改正）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第3号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第3号は承認することに決しました。

次に、承認案第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度曾於市一般会計補正予算（第11号））の討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第4号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第4号は承認することに決しました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成31年第2回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時15分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
陳 情 第 6 号	鶏舎建設に係る対応について	全会一致 採 択

# 令和元年第2回曾於市議會定例会

## 会 期 日 程

令和元年第2回曾於市議會定例会会期日程

会期23日間

月	日	曜	会 議	摘 要
6	4	火	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	5	水	本 会 議	○一般質問
	6	木	本 会 議	○一般質問
	7	金	本 会 議	○一般質問
	8	土	休 日	
	9	日	休 日	
	10	月	休 会	
	11	火	休 会	
	12	水	休 会	
	13	木	休 会	
	14	金	本 会 議	○議案審議・委員会付託
	15	土	休 日	
	16	日	休 日	
	17	月	休 会	
	18	火	休 会	委員会
	19	水	休 会	委員会
	20	木	休 会	
	21	金	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
6	2 2	土	休 日	
	2 3	日	休 日	
	2 4	月	休 会	
	2 5	火	休 会	
	2 6	水	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

# 令和元年第2回曾於市議會定例会

令和元年6月4日

(第1日目)

## 令和元年第2回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月4日（火曜日）  
午前10時開議  
場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長諸般の報告
- 第4 市長の一般行政報告
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告  
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第6 報告第2号 継続費通次繰越しの報告について
- 第7 報告第3号 繰越明許費繰越しの報告について
- 第8 報告第4号 事故繰越しの報告について
- 第9 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて

（以下13件一括提案）

- 第10 議案第37号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第11 議案第38号 曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第39号 曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について
- 第13 議案第40号 曾於市税条例等の一部改正について
- 第14 議案第41号 曾於市有住宅条例の一部改正について
- 第15 議案第42号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第43号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第44号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第45号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第46号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に

- について
- 第20 議案第47号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）  
について
- 第21 議案第48号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について
- 第22 議案第49号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	6番	上村龍生
7番	宮迫勝	8番	今鶴治信	9番	九日克典
10番	伊地知厚仁	11番	土屋健一	12番	山田義盛
13番	大川内富男	14番	渡辺利治	15番	海野隆平
16番	久長登良男	17番	谷口義則	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	原田賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦  
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	瀬下浩
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人	
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文	
総	務	課	今村浩次	社会教育課長	岩元浩	
大隅支所長兼地域振興課長		濱田政継	農林振興課長	富吉浩幸		
財部支所長兼地域振興課長		荒武圭一	商工観光課長	竹田正博		
企	画	課	外山直英	畜産課長	野村伸一	
財	政	課	上鶴明人	耕地課長	小松勇二	
税	務	課	山中竜也	建設課長	新澤津順郎	
市	民	課	内山和浩	水道課長	徳元一浩	
保	健	課	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市	
介	護	福	祉	課	福重弥	監査委員事務局長
福祉事務所長兼福祉課長		竹下伸一	農業委員会事務局長	中山純一		

開会 午前10時00分

---

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより令和元年第2回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（原田賢一郎）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松ノ下いずみ議員及び岩水豊議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から6月26日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議長諸般の報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告については、配付のとおりでありますので御了承願います。

---

#### 日程第4 市長の一般行政報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

---

## 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

### ○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

### ○総務常任委員長（宮迫 勝）

おはようございます。

総務常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

県外調査。

#### 1、調査地及び調査事項。

##### （1）岩手県大船渡市。

テレワークセンター事業について。

##### （2）岩手県遠野市。

防災拠点の後方支援活動について。

#### 2、調査期間。

令和元年5月21日火曜日から23日木曜日まで、2泊3日。

#### 3、調査委員。

宮迫勝、伊地知厚仁、今鶴治信、土屋健一、渡辺利治、海野隆平、久長登良男であります。

#### 4、調査内容。

##### （1）岩手県大船渡市。

大船渡市は、岩手県の沿岸南部に位置し、山と海に囲まれた自然豊かなまちであります。人口は約3万6,400人、基幹産業は水産業で、天然の良港である大船渡港は、東北の拠点港として、岩手の海の玄関口として位置づけられています。

平成23年3月11日の東日本大震災で、東北各県は津波による大きな被害を受けました。大船渡市は、死者288人、行方不明208人、津波の高さ23.6m、住宅の全壊3,629戸の被害を受けました。

東日本大震災からの復旧と復興では、平成23年10月に大船渡市復興計画を策定し、25年度までの3年間は住宅の再建、なりわいの再生などの復旧を、28年度までの3年間は復旧してきた都市基盤などをもとに復興を、29年度からの4年間は、さらなる発展を目指し、災害に強い、魅力あふれる新しいまちづくりに取り組んでいます。

なお、今回の研修に先立ち、大船渡市議会の正副議長、各常任委員会委員長、議会運営委員長、議会事務局長の皆さんと懇談、また、翌日には、副市長、統括官、災害復興局長との懇談で、東日本大震災に際して、大隅半島4市5町の復興支援での職員派遣の謝意と訪問に対しての歓迎の言葉をいただきました。8年前に復興支援で派遣された4市5町の職員の皆さんと曾於市の27名の職員の方々の奮闘に、改めて心から敬意を表したいと思います。

さて、大船渡市でも、若者の県外流出が続き、人口が減少しています。

「地元で働きたい仕事があれば残りたい」との高校生等の意識調査の結果から、大船渡市にはない業種の都市部企業の誘致が考えられるが、実現は非常に困難であることから、学ぶ場と働く場の拠点をつくり、若者を残す・戻す・伸ばす取り組みを計画しました。

平成27年度から28年度まで、総務省委託事業で、ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業を実施し、首都圏IT企業のサテライトオフィスの開設とともに、首都圏ITエンジニアのお試し移住による、「半農半IT」モデルの体験やITエンジニアと地元農業者や中高生、一般市民との交流事業に取り組み、テレワークによる移住や、地場産業とITとの連携による地域の活性化の可能性を確認しています。

平成27年8月に、津波の浸水で使われていなかった公営住宅の1階部分を整備し、大船渡ふるさとテレワークセンターを開設しています。センターは、(株)地域活性化総合研究所が市から受託し、運営しています。

内容としては、①オープンゾーンとして、移住者と地域住民等の交流の場。

②コワーキングゾーン、複数の企業や個人事業主が共同で利用。

③プライベートゾーンとして企業等が単独で使用。進出企業の専用居室。

④工作室として、レーザー加工機、刺しゅうミシン、プリント基板加工機を設置し、共同で利用。

以上のような目的別の部屋が6部屋あり、プライベートゾーンでは、富士ソフト(株)の方々がパソコンに向かい作業をされていました。

今後は、テレワークセンターに首都圏IT企業のサテライトオフィス・業務の誘致で雇用の促進を図り、小中学校のプログラミング教育によるIT人材の発掘・育成に取り組んでいきたいとの説明がありました。

担当者から、「ITの知識をサポートでき、地元をわかっている、地域とを結ぶ2つの役割が必要」とのアドバイスをいただきました。

委員より、「子供たちは順応性が高い。曾於市でもITを使った事業等で興味を引き出し、IT関連産業の雇用の創出を図ってほしい」「大震災から8年、復興さ

れた町並みに感銘と驚きを感じた。テレワークセンターの利用者が年々伸びていて、定住促進につながっているように思えた。」「曾於市にも、たからべ森の学校の事業を、いろんな意見を取り入れ、サポートすることが、人材育成や移住者増につながると実感した」等の感想が出されました。

(2) 岩手県遠野市。

遠野市は、人口約2万8,000人で岩手県北上高地の中央に位置し、東は釜石市と大槌町に、南は奥州市と住田町に、西は花巻市に、北は宮古市に接しており、厳冬期には零下19度を記録することもある大変寒いところでもあります。

平成23年の大震災以前より、岩手県沿岸部は、これまでも多くの津波被害を受けてきました。また、今後30年以内に99%の確率で発生すると言われていた宮城県沖地震に備え、支援体制の構築が求められていました。

遠野市は、内陸と沿岸の中間点に位置し、内陸にも沿岸にも通じる道路網が整備された結節点となっていること、また、遠野市の地質は花崗岩で安定しており、災害に強い地域であることから、三陸地域地震災害後方支援拠点施設の早期整備促進を図ることを目的に、平成19年11月に釜石市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、住田町、大槌町、山田町、川井村（現宮古市）の9市町村による推進協議会を設立しています。

平成20年には、今後予想される地震や津波による被害に対し、速やかに対応できる後方支援拠点施設整備の必要性を国に提案し、あわせて災害を想定した各種防災訓練を実施しております。

平成19年9月に、岩手県沿岸市町村、自衛隊など87機関、8,749人が参加して岩手県総合防災訓練、平成20年10月に、岩手・宮城県の25市町村、参加人数1万8,000人による東北方面震災対処訓練を実施しています。

東日本大震災は遠野市にも被害をもたらしました。特に本庁舎の被害は大きく、発災当初は、やむなく災害対策本部を屋外のテントに設営、後に庁舎西館1階会議室へ移動しております。

発災14分後には、冬季閉鎖中だった遠野運動公園の開門を指示し、後方支援拠点として、自衛隊を初めとする救援部隊受け入れのための準備を進めました。さらに、12日午前1時40分に、県立大槌高校から救援を求めて駆けつけてきた1人の男性からのSOSをきっかけに後方支援活動へと動き出し、翌13日、遠野市東日本大震災後方支援活動本部を設置し、後方支援活動が本格化していきます。

委員より、「今回の調査で、陸前高田市や大船渡市の津波の跡や災害の状況が確認できた。復興に向けて官民一体で取り組んでいる姿に感銘を受けた。1日も早い復興を望みたい。沿岸部に対し、いち早く後方支援活動に取り組まれた遠野市は称

賛に値する。今後の後方支援のあり方に対して大きな波紋となりそうだ。」「自衛隊、警察、消防、地域住民が参加した大規模な防災訓練があったからこそ、震災に対応できたと思う。南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないと言われている。曾於市の隣接自治体も津波の災害に遭う可能性がある。隣接自治体と地域防災計画の協議や訓練をすべきであると強く感じた。」「地震直後の停電でパソコンも使えない中、情報を模造紙に記載し、張り出したことは、情報の共有化のために最善の方法であると感じた。かつて、曾於市から27名の職員が大船渡市に派遣されたが、その頑張りが思い起こされた。」等の感想が出されました。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は、事務局に保管しておりますので御参照願います。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

#### ○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

県外調査。

##### 1、調査地及び調査事項。

（1）高知県長岡郡本山町汗見川。

「集落活動センター」の運用について。

（2）愛媛県西条市。

地域の学校を統廃合の危機から救う「遠隔合同事業」について。

##### 2、調査期間。

令和元年5月14日火曜日から16日木曜日の2泊3日。

##### 3、調査委員。

徳峰一成、鈴木栄一、松ノ下いずみ、上村龍生、大川内富男、谷口義則、原田賢一郎。

##### 4、調査内容。

（1）高知県長岡郡本山町汗見川。

高知県長岡郡本山町は、高知県の北部、四国山脈の中央に位置し、人口は3,590人、高齢化率は45.3%（平成29年度）、面積は134.22km<sup>2</sup>で89%は山林であります。

今回研修した集落活動センター「汗見川」がある汗見川地域は、本山町の市街地から吉野川の支流の汗見川沿いに十数km上った地域で、人口は96世帯の177人、

6つの集落で構成され、高齢化率は55.9%、地域全体の98%は山林であります。少子高齢化が進む中で、保育園、小学校、中学校は廃校となっています。

このため、当地域では、シンボルである清流汗見川を守っていこうと昭和47年に「汗見川を美しくする会」を設立し、河川の環境保全等の活動を実施。昭和61年から「汗見川清流マラソン大会」への参画。また、女性を中心とした生活改善グループにより、シソジュースやシイタケ味噌などの特産品づくりなどに取り組んできました。

平成11年には「汗見川活性化推進委員会」を設立。間伐による森の整備、地域の活性化、健康増進のためのさまざまな活動を進めてきました。平成20年からは、廃校となった小学校跡を活用した宿泊施設「汗見川ふれあいの郷清流館」の営業を開始。清流館を活動の拠点に、そば打ちや田植え、間伐体験等のイベントを開催するなど、地域交流活動を続けてきました。

平成24年6月、高知県独自の政策である、複数集落の住民が連携を図りながら、旧小学校や集会所を拠点として活動を行う「集落活動センター」が、初めて汗見川地域で開所されました。現在も地域外からの人材も受け入れながら、住民の親睦と交流、特産品づくり、観光客の誘致などに組み込まれており、清流館の宿泊客は、団体客を中心に年間800名を超える利用があり、専任スタッフは3名であるとの説明がありました。

こうした活動が定着している教訓としては、長年にわたる地域住民の活性化への取り組みはもとより、専任スタッフによる任期満了となった地域おこし協力隊員2名の存在が大きいと感じました。

## （2）愛媛県西条市。

西条市は、愛媛県の東部、道前平野が広がる地域で、瀬戸内海に面しています。西日本最高峰の石鎚山（標高1,982m）を背景に、地下水の自噴地帯として知られ、市街地の約7割の市民は、これらの水を生活用水に利用しています。人口は10万9,000人（平成29年度）で、年々減少しています。面積は509km<sup>2</sup>、産業は裸麦や野菜などの農業、さらに第2次産業は、製造業を中心に7,200億円（平成29年度）の生産高であります。

西条市には、25小学校、10中学校があり、少子化が進む中での教育的課題がたびたび議論されてきました。当市は、「地域づくりに学校は欠かせない」という理念を持ち、当面は小中学校の統合は行わず、教育水準の維持を図っていくことを目標に掲げております。

そのような中、平成27年12月に、文部科学省の3カ年事業である「人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の向上に係る実証事業」の採択を受け、双方

向のコミュニケーションができるICT機器（プロジェクター、スクリーン、電子黒板、タブレットなど）を導入し、学校と学校をつないだ遠隔合同授業により「バーチャルクラスルーム」を実現しています。

小規模校の課題である「複式学級の解消」及び各小学校から入学生が集まるため、教育的課題とされる「中1ギャップ」について、市内の教職員や専門家による実証検討委員会で検証した結果、「複式学級の解消」については遠隔合同授業の充実へ方針転換を行い、ほぼ全員に見られた「中1ギャップ」は75.3%程度減少し、解消につながっているとのことでありました。また、児童や教師にアンケート調査を行ったところ、遠隔合同授業はいずれも高い評価を得ているとの説明でありました。

西条市では、今後もメリット・デメリットを検証しながら進めていくとのことでありました。小規模校が多い本市においても研修すべき価値があると感じられました。

なお、これらの事務調査についての詳しい資料等は、事務局に保管してありますので御参照願います。

以上です。

#### ○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

#### ○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告いたします。

農林業・畜産振興にかかわる調査（曾於市地区春季畜産品評会）。

1、調査地。

末吉畜産指導センター、財部畜産指導センター。

2、調査期間。

平成31年4月16日火曜日、19日金曜日、2日間。

3、調査委員。

16日、迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、湊合昌昭、九日克典、山田義盛。

調査委員、19日、重久昌樹、岩水豊、湊合昌昭、九日克典、山田義盛。

農林業・畜産振興にかかわる調査（曾於地区春季畜産共進会）。

1、調査地。

曾於中央家畜市場。

2、調査期間。

令和元年5月17日木曜日、1日間。

### 3、調査委員。

迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、湊合昌昭、九日克典、山田義盛。

### 4、調査内容（曾於市地区春季畜産品評会・曾於地区春季畜産共進会）。

曾於市畜産振興協議会主催の春季地区畜産品評会が、末吉地区4月16日、大隅地区4月18日、財部地区4月19日それぞれ開催されました。

地区別の出品頭数は、末吉地区で42頭、大隅地区23頭、財部地区33頭で、曾於地区春季畜産共進会への出品牛が選考されました。

曾於地区春季畜産共進会は、そお鹿児島農協とあおぞら農協の共催で、旧曾於郡8カ町で、1部31頭（12カ月未満）、2部41頭（12～15カ月歳）、3部（父系郡）24頭の合計96頭の出品がありました。

本市からは、末吉町12頭（12.5%）、大隅町12頭（12.5%）、財部町12頭（12.5%）が出品され、審査の結果、肉用牛1部においては、最優秀賞に末吉町の「ゆりはな号」「ひめはら号」「ゆりよねみ号」「めぐみ号」が、肉用牛2部においては、末吉町の「よしみ号」「よしかず号」「さつき号」が、肉用牛3部（父系郡）においては、善亀忠の「どれみ」「よしよし号」「はなこ号」と、美国桜の「まりな」「いろは号」「けいこ号」がそれぞれ選ばれました。

出品牛の種雄牛別では、喜亀忠31頭（32.3%）、華春福19頭（27.5%）、華忠良12頭（12.5%）が、出品頭数の64.5%を占めております。

現在、全国的な生産頭数の減少で子牛価格が高値で推移しており、生産農家は明るい表情ではありますが、一方、肥育農家では、飼料高騰による経営悪化が懸念されております。さらなる畜産振興に努力されることを期待するものであります。

結果については、報告書の最後に添付してありますので御参照ください。

### 県外調査。

#### 1、調査地及び調査事項。

##### （1）えひめ南農業協同組合鬼北営農センター。

ユズの特別栽培による産地活性化の取り組み内容について。

鬼北の香里（とげなしユズ）の開発の経緯等について。

##### （2）山口県農林総合技術センター。

山口型放牧の概要と経緯。

これからの展開と展望について。

##### （3）道の駅ソレーネ周南。

周南ツーリズム協議会と行政とのかかわり。

農作物等の販売におけるICT導入の経緯と効果。

特徴的な取り組み。

集客増加のための広報の方法。

2、調査期間。

令和元年5月20日月曜日から22日水曜日、2泊3日。

3、調査委員。

迫杉雄、重久昌樹、岩水豊、湊合昌昭、九日克典、山田義盛。

4、調査内容。

(1) 愛媛県鬼北町、えひめ南農業協同組合鬼北営農センター。

愛媛県鬼北町は、四万十川支流域にある鬼北地域（鬼北町、松野町、三間町）の南に位置する「鬼ヶ島山系」の北にあり、三間川、広見川の恵みを受け、桃、クリ、ユズ、米、野菜等農業の盛んな地域であります。

昭和40年に、広見町畦屋地区でユズ栽培が始まり、昭和48年に日吉村でユズ生産組合を5名で設立、現在、約100haで650名がユズ栽培に取り組まれています。昭和61年に搾汁機導入を開始し、平成24年には、新ユズ搾汁施設の完成により搾汁機7台が稼働し、平成30年産は1,279.2トン、令和元年産については1,700トンの集荷量が見込まれています。

話題の品種である「鬼北の香里」は、鬼北町内の圃場で発見された突然変異であり、従来のユズと比較してとげが少なく短いのが特徴となっており、生育状態や果実品質については、従来のユズと比較しても明確な違いは見られないが、とげが少なく短いことで、作業の効率・安全性、果実製品の向上など、期待が大きいとのことでありました。

そのほか、有機JAS法に定められた肥料・農薬以外は使用せず、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減して、「人にも、環境にも優しく、ユズも安心・安全」をモットーにユズ振興が図られています。

本市のユズ振興に当たり、品種改良や搾汁機の増設など、大いに参考となる取り組みであり、生産量及び生産額の向上を目指すべく検討していくべきであると感じました。

(2) 山口県山口市、農事組合法人杵崎の里における山口型放牧の取り組み。

山口市秋穂二島祢宜地区においては、高齢化により耕作放棄地が多く発生し、雑草等で地域の景観等が損なわれている状況でありました。

平成19年度に、農地・水・環境保全向上対策の共同活動と並行して山口型放牧を開始し、平成20年4月に放牧利用組合を設立し、平成24年12月には法人化され、「農事組合法人杵崎の里」となりました。

山口型放牧は、耕作放棄地を電柵で囲い、ビニールハウスの牛舎を設置するという簡単なもので、経費削減も図られ、放牧後3年程度で耕作放棄地の改善が図られ

るとのことでありました。

管理ができなくなった農地を、無償で農事組合法人が貸借して行われるというもので、当初、参加農家は13戸であり、放牧面積が増加する中、平成22年度に41戸にまで急増しました。その後、住民の理解を得ながら牛の放牧を主体に、繁殖・肥育・自給飼料生産及び麦・水稻・野菜等の生産も行いながら農地を管理し、集落の活性化につながっています。現在では、放牧面積43haとなり、参加戸数も80戸までふえており、居酒屋と提携して放牧肥育した肉の焼き肉店や直売所など、6次化への取り組みもなされております。

農地の適正な管理により、有害鳥獣対策にもつながっており、本市においても、高齢化が進む中で検討すべき課題であり、参考となる取り組みであったと思われま

### (3) 山口県周南市、道の駅ソレーネ周南の運営について。

周南市は、山口県の東南部に位置し、平成15年4月に2市2町の合併により誕生しました。南側の海岸線に沿って大規模工場が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が連担し、北側には、緑豊かでなだらかな農山村地帯が散在しており、南側は瀬戸内海国立公園区域に指定されるなど、自然豊かな美しい景観を有しております。人口は約14万3,000人、世帯数約6万8,000世帯、面積は656.29km<sup>2</sup>で、山林が約493km<sup>2</sup>で約75%を占めています。

道の駅「ソレーネ周南」は、国道2号線沿いで、山陽自動車道のインターチェンジからも近く、立地条件に適している施設と言えます。施設は、2万2,900m<sup>2</sup>で、地域振興施設、物販販売施設、製造販売施設、軽食コーナー、食堂、情報発信コーナーからなる道の駅であります。

道の駅を地方創生拠点として位置づけ、市が抱えている中山間地域で進行する高齢化対策として、交通連携拠点・地域福祉拠点・交通結節点の機能を有し、オール周南を目指す取り組みとして、中山間地域での拠点づくりが形成されています。

また、特筆すべき取り組みとして、高齢者等の福祉相談窓口の設置や、井戸など防災機能の設置、出荷者協議会はなく指定管理者が主体となって運営が行われていること、高齢者や少出荷者の出荷物に対するヤマト運輸との連携した集荷支援、山間部への移動販売などがあり、道の駅が媒体となって周南市全体による地産地消や高齢者の社会活動を支援する取り組みがなされてきました。

今回、調査・研修したそれぞれの項目については、いずれも、曾於市としても大きく関係のあることばかりであり、今後の農業振興や高齢化対策等につなげる取り組みであったと思われま

なお、これらの事務調査については、詳しい資料を事務局に保管してありますの

で御参照ください。

以上で報告を終わります。

---

日程第6 報告第2号 継続費通次繰越しの報告について

日程第7 報告第3号 繰越明許費繰越しの報告について

日程第8 報告第4号 事故繰越しの報告について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、報告第2号、継続費通次繰越しの報告についてから日程第8、報告第4号、事故繰越しの報告についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、報告第2号から日程第8、報告第4号まで一括して説明をいたします。

日程第6、報告第2号、継続費通次繰越しの報告について説明をいたします。

平成30年度曾於市一般会計継続費繰越計算書のとおり、衛生費の曾於市クリーンセンターの施設整備事業の133万7,000円を令和元年度へ繰り越しました。

曾於市クリーンセンター施設整備事業については、平成30年度継続費予算現額8億6,555万6,000円のうち、支出済み額及び支出見込み額は8億6,421万8,000円となり、残額の133万8,000円のうち133万7,000円を令和元年度へ繰り越しました。

次に、日程第7、報告第3号、繰越明許費繰越しの報告について説明をいたします。

平成30年度曾於市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費の宅地分譲整備事業を初めとする22件、13億1,377万9,000円を令和元年度へ繰り越しました。

繰り越しの理由についてですが、まず総務費の宅地分譲整備事業は、農用地利用計画変更申請及び農地転用許可申請に期間を要し、工期の確保ができなかったこと。プレミアム付商品券事業は、国の補正予算に伴う事業で、交付決定が年度末となり、実施期間がないためです。

民生費の児童福祉事務費は、子ども・子育て支援事業計画策定調査報告書の作成に期間を要するためです。

農林水産業費の活動火山周辺地域防災営農対策事業は、国の補正予算に伴い、事業が採択されたことと、産地パワーアップ事業は建設資材の確保に期間を要したこと、資源リサイクル畜産環境整備事業は降雨災害により工期の確保ができなかったこと、農地耕作条件改善事業は、資材調達及び専門技術者が確保できず入札不調が続き、年度内完成が困難となったこと、森林・林業振興事業は、国土交通省による排ガス規制の変更により、フルトレーラーの車体が完成するまで不測の日数を要し

たためです。

商工費の地域商品券発行事業は、商品券の使用期限が、令和元年12月末日までであるためです。

土木費の市単独事業は、九電及びN T T柱の配線が支障となり、伐採に不測の日数を要したこと、辺地対策事業は電柱移転に不測の日数を要したこと、過疎対策事業は、台風24号災害の影響により、電柱移設に不測の日数を要したこと、合併特例事業は、電柱移設や地積錯誤に伴う路線変更作業、用地交渉の不調により、不測の日数を要したこと、社会資本整備総合交付金事業は、先行工事と工事箇所が重複していることから、先行工事との工程調整に不測の日数を要したことや、国の補正予算に伴うもので工期の確保ができなかったこと、排水路整備事業は、労務や機械等の調達ができず、工期の確保ができなかったこと、橋梁長寿命化修繕事業は、受託専門業者の確保が困難だったこと、砂防費は、ほかの地域において、災害工事の多数発生に伴う入札中止等により、業者が確保できなかったためです。

教育費の岩川小学校改築事業では、委託業者が11月30日に決定したことから、年度内の工期が確保できなかったこと、末吉小学校外18校空調設備設置事業及び末吉中学校外2校空調設備設置事業は、国の補正予算に伴うもので、事業が年度内に終了しないためです。

災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費は積算及び地元調整に不測の期間を要したため、現年発生公共土木施設災害復旧費は復旧に必要な標準工期や工事材料が確保できなかったためです。

次に、日程第8、報告第4号、事故繰越しの報告について説明をいたします。

平成30年度曾於市一般会計事故繰越し繰越計算書のとおり、農林水産業費の農地耕作条件改善事業2,537万円を令和元年度へ繰り越しました。

繰り越しの理由については、資材の調達及びトンネル工事の専門技術者が確保できず、入札の不調が続き、年度内完成が困難となったためです。

以上で、日程第6、報告第2号から日程第8、報告第4号までを一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

#### ○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### ○19番（徳峰一成議員）

報告第4号について、一点だけ質問いたします。

事故繰越しの報告というのは、そうケースが少ないと思うんですが、その理由は、この説明によりますと、入札不調が続き、年度内完成が困難となったためということですね。一般的に言いまして、こうした関係の入札は、不調が続くというこ

とは通常はあり得ない、ある面では考えられないと思うんですが、今回の場合、なぜ入札不調が続いたのか、その理由等を含めて説明してください。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。

今回の事故繰り越しの理由につきましては、市長のほうから説明がございましたとおり、入札不調が続いたということでございますが、その理由につきましては、工法が水路トンネル工法でございまして、専門の職人、それからトンネル工法によります部材ですね、支保工という工法、鉄骨の資材の調達に間に合わず、業者のほうが入札はしたんですけどもその調達ができずに辞退をされて、入札不調が2回続いたということが理由でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

細かい資料が、データがないので、立ち入った質問はできませんけれども、通常は、この一般競争入札になると思うんですが、一般競争入札で、地元内の業者を中心としてだと思んですけども、何者が、一応参加されて、結果的に第何回の入札で落札となったのか。この教訓点はないのかどうかですね。そうした、大きな、言わば入札でもないのに、こうした例外的というような対応が議会で報告されているのは、やはり今後教訓化すべきだと思うんです。その点で、そうした教訓点を含めて報告してください。

○市長（五位塚剛）

今回の事故繰り越しというのは、深川の宇都地域の、水田に水を送るための用水路トンネル、隧道なんですね。これは、農家から隧道の中の、崩れたということでどうしても水を送るために陳情、要望が出た事案でございます。

普通の用水路の場合は、解放されていれば、作業が非常に簡単にできるんですけど、県道の下を通っております、作業が非常に困難なところでありまして、特殊な工法でありまして、これについていろいろ業者選定もいたしましたけど、専門的な業者が非常に少ないということもありまして、今回このようなことになりました。

また、幸いにして、いろいろと検討した結果、再度また入札ができるようになりましたけど、詳しいその入札の参加者の状況を含めて耕地課長から答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、徳峰議員からの質問にお答えいたします。

最初の事故繰り越しにつきまして、第1回目の入札につきましては、条件つき一般競争入札で行っております。これが、入札参加期限を平成30年10月2日までということで入札の参加者を募ったところでございます。その時点で、1者のみの入札

の参加者がいましたが、最終的に、入札の、その後10月12日が最終的な入札期限であったんですが、その前に辞退の申し出があったところでございます。ですので、全くの入札参加者がなかったというところでございます。

次に、2回目でございますが、これにつきましては、平成30年11月13日に条件付きの一般競争入札で行っております。これにつきましても、入札の参加申し込み期限を平成30年11月20日までとして告示公告をしておりました。その際は、一旦2者の参加申し入れ、エントリーがあったんですが、2者とも最終的な入札の期間、平成30年11月の28日前に辞退という形で申し出があり、開札ができなかったところでございます。

以上です。

#### ○耕地課長（小松勇二）

耕地課のほうとしましても、その入札辞退を受けまして、1回目のときには、この工事が平成29年度の繰り越し予算と、それから30年度予算と合わせて発注を行ったわけでございます。入札不調になりまして、29年度の繰り越しだけでも完成させようということで、今度は分けて発注したわけですが、それでも入札不調になりました。

それを受けまして、各建設業のほうに、どうして辞退されたか、その理由を調査をいたしまして、先ほど言いましたような資材の調達、それから職人の調達が困難ということで落札ができなかったということでございましたので、我々としましては、また業者のほうに、今後令和元年度になりまして入札が可能かどうか、そこも話をお聞きしまして、期間的余裕があれば可能ということでございましたので、県、それから国にも事故繰りの相談をいたしまして、九州農政局それから九州財務局のほうからも、大丈夫ですという返事をいただきましたので、今回、事故繰り越しの手続をさせていただいたところでございます。

以上です。

#### ○19番（徳峰一成議員）

私は、教訓化すべきということではあるんですけどね。経過説明ですけどね。だから、1回、2回とも、なかなか工法的にも前例のないことであって、申し込みはわずかながらあったけども、最終的には辞退されたということで、まだこの入札が3回目を含めて今後になるわけでしょう、課長。ですよ。

ですから、課題として、まだ解決、今後しなければならない課題があるわけですよ。だから、教訓化して今後、もう3回目ということでもありますので、生かさなければいけないと。今後の見通しを含めて、どのように対応されるのか、教訓を含めて自己分析しながら答えていただきたいと思うんです。

この点は、場所もわかっています。同僚の迫議員が取り上げた経過もありますので。その点で、3回目の質問でありますけど、答えていただきたいと思います。いつをめどに行うのか。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。

3つほど工法を検討しておりまして、一番最善の方法ということで、この水路トンネル工法ということで入札を行ったわけですが、残念ながら不調になりました。それで、県とも協議をいたしまして、最終的には工法を変えて、今度は入札をしようと考えているところでございます。そして、今積算を行っておりまして、6月末ぐらいには発注を行いまして7月契約ということで年度内には完成をする予定でございます。

工法につきましては、推進工法に変更をしております。

以上でございます。

○17番（谷口義則議員）

ちょっと理解できないんですが、今の関連して質問しますが、まず、入札が不調に終わったということが、事故繰り越しの要件になるのかということなんですね。わかりますか。入札不調というものが、事故繰り越しの要件に値するんですか。これ、専門的に、誰かわかっている方がおったら教えてください。

○耕地課長（小松勇二）

入札不調が事故繰り越しの理由になるかということですが、これは県、国のほうも確認しまして、理由になるということで返事をいただいているところがございます。

○17番（谷口義則議員）

1回目の不調のときにわかっていたんですよ。工法は変えなきゃできないということが。今、手掘りでやる業者はいないということはわかっているわけです。推進でやればできるということはわかっていたわけですよ。推進の見積もりもとったでしょう。

そして、時間が、ずっとだらだら決定ができなくて入札の不調が続いたというのが事故繰り越しと言えるんですか。僕に言わせれば事業の怠慢ですよ。推進工法でやれるというのはわかっていたわけでしょう。それは金額は上がるというだけの話。そうでしょう。それが事故繰り越しになるんですか。

○耕地課長（小松勇二）

水路トンネル工法が一番いい方法であると、県との協議の結果ですけれども、なぜかと言いますと、水路トンネル工法でありますと、今回復旧したときの先が崩れ

たときもまた継ぎ足しができるという工法でございます。そういうことで、これが一番最善の工法ということで、県とも協議してこの工法に決定しております。

ただし、推進工法につきましては、その先が崩れたときが、それ以上は継ぎ足しができないということでございましたので、そういうことで、あくまでも水路トンネルを第一に考えて発注をしていたところでございます。

**○17番（谷口義則議員）**

大体理解しましたけれども、その事故繰り越しというのを簡単に考えちゃいかんですよ。私どもも大体聞いてわかっているんです。だけど、専門の業者に言わせると、この工法ならすぐできるんですよという話はいっぱいありました。今度はその方向でやるんでしょう、今回は。やるんだから、本当はできたはずなんですよ。だから、事故繰り越しじゃないですよ、これは。怠慢です。水かけ論になりますから、大体理由がわかりましたので、了解します。

**○議長（原田賢一郎）**

ほかに質疑はありませんか。

**○6番（上村龍生議員）**

報告第3号のところなんですけれども、22件ほどの、毎年繰越明許費のところは出ると思うんですが、その報告の中で、国の補正の関係とか事業内容の令和元年12月までの事業とか、かれこれ理解できる部分もあるんですけども、それ以外で、さっきの入札関係のところ、不落なり業者がいなくいかいろ理由があったんですが、質問の内容は、要するに、繰り越しをしてそのめどはたつのか。国、補正絡みのやつはもう別なんですけど、その業者の都合等によって入札かれこれ事業に入れなかった部分についてはめどはたつのか、その見通しについて、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

**○副市長（大休寺拓夫）**

今回は、主に繰り越しの多いものについては、年度末に内示等がございまして、年度内に完成できないというものが主なものでございます。

あと、それぞれの広範囲にわたっておりますので、それぞれの担当課長から完成見込みを報告をさせたいと思います。

**○農林振興課長（富吉浩幸）**

それでは、お答えします。

活動火山周辺地域防災営農対策事業ですが、これにつきましては完了しております。それから産地パワーアップ事業、これにつきましても、もう完了済みでございます。

それから、森林・林業振興事業ですが、これにつきましては、先ほどありました

ように、排ガス規制の関係で、12月ごろになる予定でございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

#### ○建設課長（新澤津順郎）

建設課分について報告させていただきたいと思います。

建設課につきましては、道路事業、それから排水路事業、橋梁の長寿命化事業、それから災害復旧ということで、たくさんあるわけでございますが、主なものについては、電柱移転でN T T及び九電との協議が長引き、そしてまた、その電柱移転の作業が長期になったということで、今回繰り越しをお願いするものが主なものがあります。この点につきましては、九電及びN T Tと協議を今やって結論が出ていまして着手しておりますので、年度内完成はできるということに報告を受けているところでございます。

それから、砂防費の中の財部の川内2地区につきましても、入札不調で発注がおくれておりましたが、これについても着手をし、今現在、順調に進捗している状況であります。

以上です。

#### ○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、教育委員会総務課の件につきましてお答えいたします。

教育委員会総務課では、3件繰り越し事業を行っておりますが、まず、岩川小学校改築事業でございます。昨年6月に補正予算とともに、繰り越しの議決もお願いしたところでございますが、それを受けまして、昨年プロポーザル審査会等を行いまして、12月に契約を行いまして、来年の1月までの工期となっております。

それから、下のほうの末吉小学校外18校の空調設備、それから末吉中学校外2校の空調整備につきましては、国の補正により年度途中で追加されたものでございまして、おおむね、小学校が本年11月末の見込み、中学校が本年10月中旬の見込みでございます。ただし、空調設備工事につきましては、全国的なレベルで工事を行われますので、空調設備の納入が出来ますと若干おくれる可能性もあると聞いているところでございます。

以上です。

#### ○6番（上村龍生議員）

当初の説明で受けている分については、もう理解をしておりますので、それから国の補正等の事情によって繰り越しになるのもわかっておりますが、ただ、先ほどの建設課でありましたように、業者の都合とか進行状況によつての繰り越しかれこれというのは、大体めどを当初のときに報告をしていただければ、こういう質問を

しなくてもいいのかなと思っております。大体わかったところです。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告3件については、以上で終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分  
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第9、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令並びに元号を改める政令がそれぞれ施行されたことに伴い、関連する規定を改正する必要が生じ、施行の日との関係上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容は、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備、元号の改正による規定の整備が主なものです。

よろしく御承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

税務課長がいいと思うんですけども、2、3点質問いたします。

今回のこの条例改正について、特にこの市税関係は、何回も読んでも非常にわかりづらいんですが、特に今回のこの専決では、この条例の中でどの部分が特に大きな改正内容であるのか、具体的な内容に即して簡潔に答弁してください。また、影響額が曾於市の場合あるのかどうか、あるとしたら年間どれぐらいであるのか。

それから、第2点目の質問は、通常はこうした改正は、4月1日にさかのぼっての条例改正が一般的でありますけども、今回の場合は、附則では6月1日からの施行になっております。これも、例外的ではないかと思えますけども、その理由について答弁してください。

また、そうした場合に、細かく言いますと、本年度4月と5月が、言わば一応空白となりますけども、そのあたりの、税務上、事務手続から言っても問題点とか支障はないのかどうかを含めて、合わせて質問いたします。

大きく2点であります。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

まず、今回の改正の主な内容につきましてですけれども、まず、第1条関係ですが、第34条の7第1項の改正につきましては、ふるさと納税に当たる寄附金が特例控除対象寄附金に改められたことにより、字句を整理したものであります。

また、県を鹿児島県に特定するために字句の整理をしたものであります。

次に第3条の……

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

影響額につきましては、今回の改正がふるさと納税に関する改正ということで、一応税サイドとしましては、ふるさと納税におきまして、曾於市の住民が、ほかの市町村にふるさと納税、寄附金をするという場合の影響額につきましては、今回の改正につきましては影響はないものというふうに考えているところであります。

続きまして、6月1日の理由についてですけれども、こちらにつきましては、ふるさと納税の改正のほうは6月1日からということで、今回の改正につきましては、ふるさと納税についての改正ということになりますので、6月1日となっているところであります。

あと、元号につきましては5月1日ということで改正をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、承認案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認案第5号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第5号は承認することに決しました。

- 
- 日程第10 議案第37号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について  
日程第11 議案第38号 曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第12 議案第39号 曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について  
日程第13 議案第40号 曾於市税条例等の一部改正について  
日程第14 議案第41号 曾於市有住宅条例の一部改正について  
日程第15 議案第42号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

- 日程第16 議案第43号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第17 議案第44号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第18 議案第45号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ  
いて
- 日程第19 議案第46号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第20 議案第47号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第21 議案第48号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第22 議案第49号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第10、議案第37号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてから  
日程第22、議案第49号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）につい  
てまでの以上13件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第10、議案第37号から日程第22、議案第49号までを一括して説明をいたしま  
す。

日程第10、議案第37号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について説明をいた  
します。

今回の曾於市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、令和元年5月24日に  
鹿児島県との協議を終え、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定におい  
て準用する同条第1項の規定により当該計画の一部を変更するため、議会の議決を  
求めるものであります。

変更の内容は、事業計画表中の事業名を追加するもの、また、同表中の概算事業  
費の合計額が2割を超え、なおかつ事業内容の追加を行うことが、計画変更の手續  
規定に定める「大幅な事業量の増減」に該当するため、計画の一部を変更するもの  
です。

日程第11、議案第38号、曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部改正について説明をいたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正による地方公共団体委託

費における単価の改定に伴い、投票管理者や投票立会人などの報酬の額を、日額100円から200円増額するため提案するものです。

次に、日程第12、議案第39号、曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について説明をいたします。

半島振興法第9条の2第9項の規定に基づき、大隅地域半島振興計画に即して、本市の特性に応じた産業の振興を促進するための曾於市産業振興促進計画を策定し、国の認定を受けましたので、市内に工場等を新設し、または増設する者に対する固定資産税の不均一課税を行うため提案するものです。

なお、題名の改正により、この条例を引用している曾於市工業開発促進条例の改正もあわせて行うものであります。

次に、日程第13、議案第40号、曾於市税条例等の一部改正について説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴って、曾於市税条例等の一部を改正するものであります。

改正の内容は、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加、申告書記載事項の簡素化、軽自動車の車体課税の見直し、大法人に対する電子情報処理組織による申告書等の提出方法の柔軟化、そのほか法改正に伴う規定の整備を行うため提案するものです。

次に、日程第14、議案第41号、曾於市有住宅条例の一部改正について説明をいたします。

昭和61年に建設された市有住宅の中谷団地1戸を、住宅譲渡に伴う用途廃止により、関連する規定を整備するため提案するものです。

次に、日程第15、議案第42号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4億8,564万5,000円を追加し、総額を239億1,564万5,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であり、6ページの第2表のとおり、道路改良整備事業の限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、分担金及び負担金は、

児童福祉費負担金の子ども・子育て支援給付費負担金を2,812万4,000円減額しております。国庫支出金は、総務管理費補助金のプレミアム付商品券補助金を8,883万4,000円、児童福祉費負担金の子ども・子育て支援給付費負担金を5,834万8,000円それぞれ追加するものが主なものです。

県支出金は、農林水産業施設災害復旧事業費補助金の過年発生農地・農業用施設災害復旧費補助金731万8,000円、農業費補助金の農業・農村活性化推進施設等整備事業費補助金362万6,000円をそれぞれ追加するものが主なものです。

財産収入は、有価証券売り払い収入のプレミアム付商品券売り払い収入2億6,600万円を追加するものが主なものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金を3,642万8,000円減額し、介護保険特別会計繰入金を2,695万2,000円追加しております。

諸収入は農林水産業費雑入の高圧線下伐採補償料を162万7,000円、市債は道路橋梁債の道路改良整備事業債を3,500万円それぞれ追加しております。

歳出については、プレミアム付商品券の発行・販売等の追加により、プレミアム付商品券事業を3億5,483万4,000円、市道新設道路改良工事の追加により、社会資本整備総合交付金市道整備事業を7,926万3,000円、幼児教育無償化の追加により、施設型給付費を2,790万6,000円それぞれ追加するものや、人事異動等による職員給与の増減が主なものです。

次に、日程第16、議案第43号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に224万3,000円を追加し、総額を55億2,841万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については一般会計繰入金を224万3,000円追加しております。

歳出については、国民健康保険総務職員給を224万3,000円追加しております。

次に、日程第17、議案第44号、令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に30万円を追加し、総額を5億7,419万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので

で、7ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については一般会計繰入金を30万円追加し、歳出については後期高齢者医療総務職員給を30万円追加しています。

次に、日程第18、議案第45号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億2,328万2,000円を追加し、総額を56億2,252万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正は、平成30年度介護給付費償還金等の追加及び人事異動等によるもので、歳入については、国庫支出金を36万8,000円、繰越金を1億2,627万4,000円それぞれ追加し、繰入金を336万円減額しております。

歳出については、償還金を9,932万1,000円、一般会計繰出金を2,695万3,000円それぞれ追加し、人事異動等により介護保険総務職員給を372万8,000円減額しております。

次に、日程第19、議案第46号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に13万円を追加し、総額を2億5,723万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については繰越金を13万円追加し、歳出については下水道総務職員給を14万4,000円追加するものであります。

次に、日程第20、議案第47号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に11万3,000円を追加し、総額を1億1,333万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については一般会計繰入金を11万3,000円追加しております。

歳出については、生活排水処理職員給を11万3,000円追加しております。

次に、日程第21、議案第48号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の23ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4万5,000円を追加し、総額を1,789万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については繰越金を4万5,000円追加し、歳出については簡易水道職員給を4万5,000円追加しております。

次に、日程第22、議案第49号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の27ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額から220万円を減額し、予定額を5億4,351万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、12ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与等の減額により220万円を減額しております。

以上で、日程第10、議案第37号から日程第22、議案第49号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日5日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

---

散会 午前11時33分

**令和元年第2回曾於市議會定例会**

**令和元年6月5日**

**(第2日目)**

## 令和元年第2回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月5日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第2号）

#### 第1 一般質問

通告第1 渡辺 利治 議員

通告第2 徳峰 一成 議員

通告第3 土屋 健一 議員

通告第4 海野 隆平 議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下 はずみ	3番	鈴木 栄一
4番	岩水 豊	5番	湊合 昌昭	6番	上村 龍生
7番	宮迫 勝	8番	今鶴 治信	9番	九日 克典
10番	伊地知 厚仁	11番	土屋 健一	12番	山田 義盛
13番	大川内 富男	14番	渡辺 利治	15番	海野 隆平
16番	久長 登良男	17番	谷口 義則	18番	迫 杉雄
19番	徳峰 一成	20番	原田 賢一郎		

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 次長兼議事係長 森岡 雄三 総務係長 津曲 克彦  
主任 富田 洋一

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬下 浩
副 市 長	八木 達範	教育委員会総務課長	橋口 真人
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	川路 道文
総 務 課 長	今村 浩次	社 会 教 育 課 長	岩元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田 政継	農 林 振 興 課 長	富吉 浩幸
財部支所長兼地域振興課長	荒武 圭一	商 工 観 光 課 長	竹田 正博

企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○14番（渡辺利治議員）

14番、創政会、渡辺です。今回、総務常任委員会で事務調査をいたしてまいりましたが、それを市民のために生かさなければならぬ使命を改めて考えさせられました。8年前の東日本大震災の被災地である岩手県大船渡市、遠野市、そして道中陸前高田市も足を運びましたが、当時の様子はテレビ等で見ておりましたが、その地に立ってみますと、何も言えない、何もできない自分で、一日でも早くもとの生活に戻れることをただ祈る思いでいっぱいでありました。被災直後に本市からも大船渡市へ職員を派遣され、地域の方々のために全力を尽くされたことに対し深く感謝されており、今回私たちが訪れたことにより、さらに絆を深めたような気がいたしてまいりました。

雲仙普賢岳爆発より28年、阪神・淡路大震災より24年、さらに中越、東日本、熊本、福岡、神戸と、尊い命が奪われております。東海地方から南九州まで広範囲にわたる南海トラフも例外でなく、いつ何どき発生するか予断は許さず、確実な情報さえできず、それを待つとしか言いようがありません。ただ待つのでなく、備えを持って待つことが大事であると今回の調査で痛感いたしました。

本県も梅雨に入り、シラス台地を抱える本市では、台風や大雨による災害が考えられます。起きてしまったことはどうしようもないですが、災害に対する現状の本市の取り組みと、もし問題点があるとするならば、何が課題なのか、市長の考えを求めます。

次に、海に面していない曾於市が沿岸部での大災害に対して、もちろん曾於市も甚大な被害をこうむっていると思いますが、沿岸部に対する役割をどう考えているのか伺います。

③遠野市の本田市長は、県職時代の消防防災課長時に阪神・淡路の大災害を現地

入りしており、体で覚えておりました。その後、遠野市長となり、三陸をみずからへりで視察して後方支援拠点施設の必要性を説いて協議会を設立し、近隣市町村とも連携を強化し、大規模訓練までした矢先の東日本震災であり、初期の救援活動が生かされ、今では手本となっております。

机上論でなく、実際に訓練をしていたからこそみずから陣頭指揮をとり、救援活動をなし得ました。市長、想定外でなく、常に危機感を持ち、非常時の対処法として後方支援活動拠点施設の必要性についてどう思われているのか伺います。

続きまして、有機センターの件でございます。

今、和牛価格が高値安定し、生産農家の方々も喜んでおられますが、これらもあの口蹄疫を乗り越え、安値時代を我慢して踏ん張ったおかげで今の価格があると言っても過言ではないと思います。末吉町時代に有機センターをつくり、今でも立派に稼働していると思いますが、今の稼働状況と問題点がありましたら、具体的に教えてください。

次に、原料となるふんを搬入し、有機堆肥として販売するわけですが、農家の方々より多くの苦情も聞いております。堆肥舎にたまる量と市が搬出してくれるバランスが崩れ、どうしようもない。何か月も待つのはざらと聞いておりますが、どのような状態でおるのでしょうか。改善策はどうしておるのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

#### ○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の一般質問に対してお答えをしたいと思います。

1の大災害を想定しての曾於市の取り組みについての①災害に対する現状と課題についてお答えをいたします。

本市において最も大きな被害を受けることが予測されている災害は南海トラフ地震であり、県の被害想定をもとに年次的な備蓄品の整備や被災地の市職員の対応業務などについて検討を進めているところであります。そのような中での課題は、本市においては近年、大地震や西日本豪雨のような大きな災害が発生しておらず、職員や市民の皆様のごほとんどが大きな災害を経験していないことから、家庭においては、大災害に備えた食料品等の備蓄や防災グッズの準備、家具の転倒防止器具の設置などの対応がおくれていると考えております。

また、市職員についても防災に対する意識が高いとは言えず、迅速、適切な対応に課題があると考えております。

1の②沿岸部での大災害に対する曾於市の役割についてお答えいたします。

沿岸部での大災害と想定されるものは南海トラフ地震であります。南海トラフ地震が発生しますと、東海地方から九州地方まで広域の沿岸部に津波が押し寄せ、

相当な被害が発生することが想定されております。鹿児島県では、特に大隅半島の太平洋側の津波被害が懸念されるところです。

南海トラフ地震発生後の本市の役割については、まず本市の被災状況を確認、対応した後、沿岸部の市町の支援ができると判断した場合は、災害対策基本法や鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定などにに基づき、被災市町の支援を行う役割があると考えております。

1の③災害時における後方支援拠点施設の必要性についてお答えいたします。

大災害時に被災した市町村においては、それぞれの住民の生命と財産を守るために行政としてあらゆる手段を行使して対応していくこととなりますが、過去の大災害の例では、被災した市町村は長い期間混乱が続き、迅速、適切な対応ができない状況にあります。よって、それらの被災市町村を支援するために、自衛隊や緊急消防援助隊の集結場所、支援物資の集積場所、ボランティア拠点などの役割を有する後方支援拠点施設の必要性はあると考えております。

2、有機センターの取り組みについての①現状の稼働状況と問題点についてお答えいたします。

有機センターは、平成11年に有機資源の高度活用施設として操業を開始しております。施設は年間約270日稼働しており、1日の最大処理量は約60トンとなっております。平成29年度の処理量は約1万5,000トンでありましたが、平成30年度は、発酵棟内攪拌機レール修繕等の影響もあり、約1万3,000トンになりました。問題点としては、老朽化による施設の修繕や更新に多額の経費がかかることと原料搬入契約農家からの搬入数量がふえ、原料収集対応に時間を要しているところです。

2の②原材料搬入に対する改善策についてお答えいたします。

現在の原料収集については、予約から収集まで半年以上の時間を要している状況であります。これは、原料搬入契約農家がふえたことに加え、契約農家の飼養頭数の増加による搬入量がふえたことによるものであります。契約農家には、これまで原料収集がおくれている状況を説明し、自家堆肥舎での一次処理と自家処理のお願いをしているところであります。

有機センターの対応策といたしましては、発酵速度を上げる発酵菌の使用と平成31年度より施設の操業日数をふやしているところであります。また、少しでも早く原料回収ができるように製造工程の検証を行い、施設の増設を検討してまいります。以上です。

#### ○14番（渡辺利治議員）

私の一般質問に、本当にもうお書物に書いたようなきれいな答えが返ってきておりますので時間はかからないと思いますが、改めて質問いたします。

現在、曾於市における自主防災組織のほうは大丈夫なんでしょうか。今市長が答えられたのは、全て大災害を想定しての答弁であったと思われます。そこで改めて、まずは小さいほうからというか、まずは地元から足元を見ようという形で、答えのほうには防災グッズかれこれ、ちょっと最近そういうことが薄れているんじゃないかなろうかということでもありますが、まず自主防災組織が大丈夫なのかを伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の自主防災組織の現状と取り組みについて、総務課長のほうから答弁をさせます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

前回の本会議等でもお答えいたしましたけれども、現在24の自主防災組織、これが地区校区公民館ごとに設置されているところがございますが、やはり大きな範囲というところもありますので、その活動内容には濃淡があるというような状況でございます。ですので、今後、この前お答えいたしましたのは、連絡会みたいなものを組織いたしまして、それぞれのいいところを吸収し合いながら、その組織のあり方というものを高めていただくというふうに思っておりますが、その自主防災組織そのものに対してそれが万全であるかという、そうではないというふうに考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

やはり、100%万全ということはありませんので、そこらあたりをもうちょっといま一度見直す必要があると思っておりますが、これはもう答えというものは要りませんが、とにかくこれをいま一度周知徹底するようお願いいたします。

それと、非常用の電源、市が保有しているものの備蓄関係を含めて入れ換え等というのは確実にちゃんと行われているんでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

非常用電源につきましては、今、この大災害用では設置いたしておりません。例えば、この前ちょっと小林市のほうに研修に行かせてもらいましたが、1億近くの金額がかかるというような設備でございますので、今回組織再編等を行う計画をいたしておりますが、本庁舎に増築を考えておりますが、そこを防災センターというふうにいたしますと、そのような非常用電源、大きなものも設置したいというふうに考えております。

備蓄品につきましては、今予算を5年間計画でお願いしておりますが、今年度が3年目、これから3年目の備蓄をするところがございますが、まだ過去2年間で導

入したものにつきましては、まだ使用年限等が来ておりませんので、その入れ換えというのはしていないところでございます。

以上です。

**○14番（渡辺利治議員）**

やはり、人の命にはかえられませんので、早急な対応を求めたいと思います。

それと、いざ発生した場合に、初期の活動、初期の救援というのは本当に大切なものだと思っておりますが、そのときに県、国の指示を仰ぐというよりは、まず動けるような地元、結局、陣頭指揮をとられる首長ではございますけど、それに対してどうしても財源が必要かと思っておりますけど、この方法につきましてはどのように考えておられますか。

**○市長（五位塚剛）**

私たちの曾於市におけるいろんな災害を想定されるものは、直接海に面しておりませんから、南海トラフを含めたそういう災害で海からの被害というのは、曾於市というのは少ないだろうというふうに思っております。

大規模な大地震が起きた場合については、これもどのぐらいのものが起きるかわかりませんが、そのときの地震の状況によっては、避難場所を含めた、また地元の消防団の皆さんたちの協力をもらいながら救済、また場合によっては自衛隊の方々に協力を要請することもあるし、当然ながら県のほうとも連絡をとり合いながらこれの救援活動に入るというふうに思っております。

**○14番（渡辺利治議員）**

ただいまの答えが手法であって、私が求めたのは財源でございますので、財源はどのようにいたしますかということです。

**○財政課長（上鶴明人）**

大規模な災害が起きた場合は、緊急時になりますので、今ございます基金等の取り崩しを行いながら専決予算で対応していきたいと考えております。

**○14番（渡辺利治議員）**

それが本当の答えなんです。もう議決は要りません。どんどん使って人命優先であちこち手を積みながら頑張っていただくことをお願いいたします。

次に、曾於市は友好都市は幾つあるんでしょうか。

**○市長（五位塚剛）**

直接曾於市と友好都市というふうに協定を結んでいるのが、山形県の鶴岡市と直接友好都市というふうにしております。

**○14番（渡辺利治議員）**

今私がなぜ友好都市を聞いたかといいますと、今回の調査で気づいたのが、遠野

市は大府市ですか、愛知県の、あそこと友好都市となっております。そして、熊本の災害があったときに、菊池市からの要請で、友好都市である遠野市に、「水が足りない」、「雨の降る前にブルーシートがほしい」、そういうのを緊急に連絡をその日のうちに受けております。そして、市長はすぐ菊池のほうに出した答えが、1,700km離れている遠野市から菊池までは時間が予断を許さない、人命を含めてですけど。ですから、中間にある大府市にお願いをして、大府市はすぐにそれを受けて走っております。もちろんこれは、大府市と菊池、何の友好都市を結んでおらないんですけど、それがうまく横の連携がつながっており、いち早く、明るく日には届いております。だから、それを友好都市というのは本当に大事だと思って、友好都市との交流は、わいわい騒ぐのではなく、やはりこういった災害におけることも念頭に置きながらの友好都市であってほしいと思っておりますが、どのような考えでしょうか。

**○市長（五位塚剛）**

友好都市を結ぶというのは非常に大事だというふうに思っております。例えば、曾於市の場合は、大隅町の道の駅に福岡県のうきは市の果物関係を納めていただいて、そういう意味では、うきは市さんも同じ九州畑かんの事業で同じメンバーになっておりまして、非常に友好関係があります。将来的には私たちの農産物の交流を含めて人的な交流、またそのような友好関係をぜひ結んでほしいというお願いをしているところでございます。

そのほか九州管内、また本土のほうも含めて、曾於市と何らかの形で友好都市を結べるのであれば、ぜひ前向きに検討させていただきたいなと思っております。

**○14番（渡辺利治議員）**

友好都市のあり方は痛感、本当にいたします。今回、研修で行きました遠野市、大船渡市、できましたらそれらとの友好都市が結べるような形ができたならばと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひします。

次に、きのうの全協の中で説明がございました本庁の本庁・支所再編機能計画に本庁舎が有事の際に防災拠点となり得るスペースを確保すると説明を受けておりましたが、この有事の際のスペースといたしましてはどれぐらいを想定しておられるのでしょうか。

**○総務課長（今村浩次）**

お答えいたします。

現時点での計画案というところでございますが、きのう3階建ての1,800m<sup>2</sup>というふうに申し上げましたが、そのうちの3階部分、600m<sup>2</sup>を防災の拠点として使いたいと思っております。その中には、先ほど申し上げました大型の非常用電源

を設置するスペースも含めましてでございますが、通常は会議室等として使いながら、有事の際は全てを、そこを広く使える。そして消防、それから警察、いろんな団体、自衛隊等が集まれるようなスペースを確保したいというふうに考えております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

600m<sup>2</sup>、これ3階と今答えられましたけど、3階は、もし1階がつぶれたら完全に麻痺します。阪神淡路島ではありました。そして今回、遠野市でも庁舎がつぶれておりました。ですから、できるならば単独のほうが一番安全ではなかろうかと思っておりますけど、もしつくりかえるのでありましたら再度考える必要はないでしょうか。

それと、自衛隊関係とかいろんな方々の、当然そこがトップの指揮所となるわけですけど、その面積で十分事を得るのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回増設を考えているのは、新しい行政の編成を含めてやっていきますけど、当然ながら1階は、やっぱり市民の方々が常に来やすいところでありますので、そういう課を1階に持ってきて、2階には別の課、3階にそういう形にしたいと思えますけど、今回つくる場合は、当然大きな地震に耐え得るだけのそういう耐震化を前提としたものをやりますので問題ないというふうに思っております。

また今後、末吉の中央公民館の新築移転も考えておりますので、その場所もそういう場所に使えるし、今後いろんな各町ごとの何か起きた場合の避難場所という形でもいろいろ今検討しているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

当然耐震化に耐え得るものでないといけませんわけですが、やはり1階は当然また市民が気軽に入りやすいバリアフリーがあって、それが当たり前だと思っておりますけど、やはりいざ災害となりましたら、別棟も必要かと思えますけど。ただ、指揮所はそこでいいとして、本部はそこでいいといたしましても、先ほど申し上げましたように自衛隊関係、いろんな、数百名あるいは数千人単位の後方支援となりますと広大な敷地、施設まではいきませんが、広大な土地が必要と考えられます。

たまたま遠野市では、そういう運動公園、併設したものがございまして、そこをうまく使っておりましたけど、曾於市におかれましてはそういう市有地というか、そういう広いところはないわけですから、何かそれに対する対処法というものは考えられないのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回、岩川高校の跡の岩川小学校の改築がありますけど、面積的には非常に広いところですので、残りの分はそういう避難場所を含めた大隅地域のことは考えております。

財部についても、城山の運動公園が非常に広大な面積もありますので、それは対応できると思っております。

末吉の場合は、公園的には栄楽公園を中心とした施設しかありませんけど、やはり今後そのことも必要になってくると思っております。そのことも含めて、やっぱり末吉のまちに大きな面積の多目的に使えるような施設が必要になってくるのではないかなということも今内部では議論しているところでございます。

**○14番（渡辺利治議員）**

曾於市は内陸部にありまして、霧島市、大隅半島ですけど、やはりその中心となるべき位置にあります。必ずしも曾於市がそういう場所をつくらなくても、もし土地があるようでしたら曾於市を中心とした考え方を持っていかなければならないと思います。交通の便、いろんな形にしても。まして、お隣の都城、ここも連携をとりながらすれば、うまく災害に対しての避難場所ではなくして災害拠点として使っていくべき施設でなければならぬと思っております。そうした場合に、やはり10号線沿いとか、この269号線沿いとか、そういった要所につくるべきではなかろうかと思っておりますけど、やはりそのような考えも含めての答弁をお願いいたします。

**○市長（五位塚剛）**

具体的に国道10号線沿いにそういう緊急的な避難場所を建設するという考えはまだ……。

（何ごとか言う者あり）

**○市長（五位塚剛）**

そういうことについては、まだ具体的には内部でも検討しておりません。また、都城地域からもそういうことについての共有もないところですので、今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

**○14番（渡辺利治議員）**

ジオパーク関係やいろんな、4市5町等でもいろいろ会合等はあるわけですから、そのような席を使って今後このような形についての協議をお願いしたいと思っております。

こういう大災害は決して起こってはならないわけですけど、やはり備えあれば憂いなし、今回東北を見たときに本当に痛感しましたので、今後の課題としてまた取り組んでいきたいと思っております。

次に、堆肥センターの件でございます。

有機センターにつきましては、ほとんど答えは出ておりますけど、今この契約をするためにいろんな方法があると思いますけど、自己搬入もしくは市の有機センターにお願いして搬入するわけですが、この契約の方法といたしましては、どのような形で農家さんと契約しておられるんですか。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

契約農家につきましては、その原料となる堆肥の状況を有機センターの職員がまず農家に出向いてまいりまして、堆肥として原料が可能なものかというものを確認いたしまして、あと車両の進入、そういうものが作業が可能であるか、そういうものを判断いたしまして、可能となる農家でありましたらそこと契約していくというような状況でございます。

○14番（渡辺利治議員）

答弁書にありますように飼養頭数の増加、また搬入量のふえたことによる農家からの苦情というのも出ておりますけど、実際どれぐらいふえているんでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

原料搬入農家につきましては、平成26年からふえておりまして、当時平成26年の搬入農家戸数が63戸でしたが、現在では、平成29年、30年、87戸となっているところでございます。

搬入量につきましても、平成26年度の搬入量につきましては1万2,269トンということで、平成29年には1万5,000トンということで、平成30年度は発酵棟のレーン改修等がございましたので1万3,000トンということになっております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

答弁書にありますように、早く原料回収ができるようにと。また、製造工程の検証を行い、施設の増設も検討しておりますとありますが、やはり売れる堆肥をつくれれば、当然これははけるわけです。つくって売る、つくって売る。これがどれぐらの売れ高というのはちゃんと決算でもわかりますように出ておりますけど、やはりそこらあたりにもうちょっと工夫すべき、改善すべき点もあろうかと思いますが、何か改善策等がありますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ただいま質問がありましたように、堆肥をつくっても加工しても、売れなければ在庫はたまっていきますので、当然回転いたしません。そういう意味では、本当に農家が必要とする堆肥づくりをやっていくのが基本だろうと思っております。そう

いう意味では、曾於市の堆肥センターの堆肥は非常にいいということになっております。ただ、単価的に若干民間からした場合に高いということもありまして、そのあたりも検討しなきゃなりませんけど、安くしたからといって、そのために市の持ち出しがふえた場合には、これは余り意味もありませんので、非常に難しい部分もありますけど。

今、プロイラー系の堆肥を入れていますが、やはりそれを混ぜると、ほしがる農家もありますけど、一般的には余り、牛ふん中心がいいという声もありますので、そういうことも含めてちょっと今どうにか検討する課題になっておりますので、そういう組織がありますので引き続き検討を重ねていきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

そうですね。やはり、使う場合によって堆肥は違ってきますので、販売量というのも当然違ってくるわけですけど、私は100%有機センターのやつを使っておりますけど、本当にいい堆肥です。もっと宣伝をしながら販売の方法をしてください。

以上で質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は日本共産党議員団を代表して、大きくは3項目にわたり質問をいたします。

初めに、3月議会に続きまして、今回も市役所再編と財政対策を中心として質問いたします。

今後市は、大隅支所にある教育委員会の本所、並びに財部支所にある福祉事務所と農業委員会の本所機能を末吉本庁に集約して、そして末吉本庁が手狭になるため、庁舎の南側に増設をする。さらに関連して、駐車場も手狭になるために駐車場も拡張する。

一方、大隅支所は中央公民館を取り込んだコンパクトな複合施設を現在地周辺に移転をする。さらに財部支所も、同じくコンパクトな施設を建設する。このため、本年度に住民説明会とアンケート調査を行う方針であります。そこで、以下の6点

をまず伺います。

①住民説明会の実施時期と会場場所等について。

②アンケート調査の実施時期と内容等について伺います。私は、アンケート調査は、ただ単に市民の特定の意見や要望を聞くということだけではなくて、全市民を対象として特に大隅、財部の皆さんがこの市役所再編についてどのような考え方、もっと言いますと、賛成であるか、現状において反対であるかを含めて客観的に問うべき重要な調査でなければならないと強く受けとめております。

3月議会の一般質問でも、こうした立場から質問いたしました。なぜかといいますと、合併後13年がたちますけれども、当時は対等合併であり、また最終的には旧3カ町が合意する形で財部と大隅支所にもそれぞれ本所機能を一部残した経過流れがあるからでございます。

改めて、アンケート調査は全市民を対象に、それも統一的ではなく旧町ごとに実施すべきだと強く思っております。市長の見解を伺いたい。さらに、アンケート内容は、誘導的ではない客観性と公平性のある内容で行うべきであるとも考えますが、市長の見解を伺いたい。

③住民説明会やアンケート調査等を通して、市役所再編についての市民の賛成、反対の判断を市としてはどのような基準なり見きわめ方で行う考えであるのか、お聞きをいたします。

④末吉本庁舎の増設並びに駐車場の拡張の実施年度と総事業費並びに財源内訳について。

⑤同じく大隅支所と中央公民館の建設年度、そして今ある施設の解体年度、これらに必要な総事業費と財源内訳について。

⑥同じく財部支所の建設年度、既存施設の解体年度並びにこれらに必要な総事業費とその財源内訳についてもお聞きをいたします。

次に、質問の大きな2点目、看護短期大学誘致の問題点についてでございます。

市は昨年度、財部高校跡地の利活用について、民間の機関に高等教育機関設置可能性について調査を委託。ことし3月出された報告書では、曾於市立の3年制で1学年の定員が80名規模看護短期大学設置についての報告でございました。報告書は、学校が開学する開学時までの改築を含む総事業費を約27億円と見込んでおります。そこでお聞きいたします。

①市は、この報告書をどのように受けとめておりますか。一見して判断がつくもの、そうした報告書やないかと個人的には思っております。率直に言いまして、財源対策や、あるいは運営上、大きな制約や問題点が余りにもあるのではないのでしょうか。大き過ぎます。具体的には2回目以降の質問でお聞きいたしますが、この点

での市長の見解を伺いたい。

次に、質問の大きな3点目、各施設の今後のあらたな改築等についてであります。

現在、曾於市が保有する施設は405施設で、建物は1,359棟程度と報告を受けております。多くの施設が20年、30年以上たっているために、今、老朽化しつつ、あるいは老朽化しております。このため私は、これまでも問題提起を交えて一般質問でこれらの問題は取り上げてきた経過がありますが、軽視、これらの問題については軽く見てはならない非常に大事な問題であると受けとめているために、改めて今回も次の諸点についてお聞きします。

①昨年12月、市は八木副市長を委員長に、同じく大休寺副市長を副委員長に曾於市公共施設マネジメント内部検討委員会を設置いたしました。内部検討委員会があります。そのもとで作業部会も設置されております。これは大事なことであります。今後検討委員会は、中長期の計画に基づく、特に改築等に必要な財源対策などが議論されることになろうかと思えます。市としては、いつごろをめどに各施設の改築等についての方向性なり結論を出す考えなのか伺います。

次に、各施設の中で具体的には以下の6施設の改築等について、今回は実施年度、事業費とその財源内訳について伺いたい。いずれも必要であり、また今後検討すべき大事な施設であろうかと考えています。

イ、末吉小学校の改築について。

ロ、閉校後、現在使用されている月野、恒吉、中谷中学校の体育館の耐震化が客観的には必要であります。これらの改築事業について。南之郷中学の改築は本年度数千万円で予算化されております。

ハ、市内4カ所にある給食室や給食センターの改築について。これは、昨日の全員協議会でも報告がありました。

ニ、大隅町の桜ヶ丘市営住宅の建設に続く今後の市営住宅の建替えについて。

ホ、曾於医師会立病院の改築あるいは移転建設について。これも非常に大事な問題であります。

ヘ、有機センターの増設について。先ほど同僚議員の答弁にもありましたけれども、それぞれお聞きいたします。

これで私の1回目の質問を終わります。

## ○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1と2と3の①、3の②のロ、ニ、ホ、ヘについては、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の3の②のイ、ハについては、教育長に後から答弁をさせます。

1、市役所再編と財政対策についての①住民説明会の実施時期と場所等についてお答えをいたします。

住民説明会の実施時期は、本年7月中旬以降、8月にかけて実施する予定です。実施場所等については、末吉地区は末吉総合センターの1カ所で昼と夜2回に分けて行い、大隅地区及び財部地区は、各校区公民館単位で地元の公民館等の施設において夜に1回ずつ行う予定ですので、大隅地区は7カ所7回、財部地区は4カ所4回となります。合計で12カ所において13回開催する予定にしております。

1の②アンケート調査の実施時期と内容等、またアンケート調査は全市民を対象に旧町ごとに、さらにアンケートの内容は客観性と公平性のある内容で行うべきではないかについてお答えいたします。

アンケート調査については、今回の議会に提案しております補正予算が承認されてから準備を進めていくこととなりますが、現在のところ、8月から9月にかけて実施する予定にしております。

アンケート調査の内容は、まず行政改革推進に関するこれまでの状況や今回の計画を決定するまでの経緯及び今回の計画内容を示したいと考えております。その上で、現在の本庁庁舎、支所庁舎の利用状況を初め、今回計画している本庁・支所機能再編や各庁舎及び中央公民館建設等に関する意見や要望等を伺う予定にしております。

アンケート調査の対象は、令和元年7月末現在で満18歳以上の市民3,000人を対象とし、その抽出方法は無作為抽出の予定であります。これは、全市民対象とする相応の経費と日数を要するものであり、また、全市民対象と3,000人対象の場合は、比較してもアンケート結果の分析としては統計学的には変わらないものであることから、3,000人を対象人数として提案しているものであります。客観性と公平性については、十分配慮する予定でございます。

1の③住民説明会やアンケート調査等を通しての市役所再編についての市民の賛否の判断基準についてお答えいたします。

本庁・支所機能再編計画及び庁舎、中央公民館等改築計画等を市民に知っていただき、意見等を伺うために13回の市民説明会と3,000人の市民アンケートを実施するものであります。市民の賛否の判断は、これらの意見を分析し、さらに地域住民代表により構成された各検討委員会の答申内容と合わせて検討を加え、曾於市が将来にわたって発展、存続できる姿を目指して最終的に決定し、市民の代表である議会の皆様に提案していきたいと考えております。

1の④末吉本庁舎の増設並びに駐車場拡張の実施年度と事業費財源内訳についてお答えいたします。

現在計画しております市民説明会や市民アンケート等を踏まえた上で市としての考え方を決定し、議会にお諮りして実施してまいります。現時点における計画のとおり進められるとしますと、今後の補正予算に地質調査費等をお願いし、末吉本庁舎の増設工事並びに駐車場の拡張工事を令和2年度から令和3年度にかけて総事業費11億3,000万円を計画しております。

財源といたしましては、緊急防災・減災事業債4億2,330万円、合併特例債6億7,110万円の計10億9,440万円を考えているところであります。

1の⑤大隅支所と中央公民館の建設年度、既存施設の解体年度、これらの事業費と財源内訳についてお答えいたします。

現在のところ、大隅支所と中央公民館については、大隅地域振興検討委員会や岩川市街地活性化検討委員会、曾於市行政改革推進委員会の答申を踏まえた上で今後の利活用を考慮し、市といたしても複合施設での整備を検討しております。

建設年度については、令和2年度から令和5年度にかけて総事業費約7億5,100万円で、既存施設の解体については、令和6年度に事業費約6,900万円で計画しております。

財源といたしましては、過疎対策事業債3億7,510万円、合併特例債4億2,210万円の計7億9,720万円を考えているところであります。

1の⑥財部支所の建設年度、既存施設の解体年度、これらの事業費と財源内訳についてお答えいたします。

財部支所の建設年度については、現在のところ、令和4年度から令和6年度にかけて事業費約4億250万円、既存施設の解体についても、令和6年度に事業費5,750万円で計画しております。

財源といたしましては、合併特例債を4億3,690万円を考えているところであります。

2、看護短期大学誘致の問題点についての①報告書をどのように受けとめているか。財源対策や運営上から見て大きな制約や問題点についての市長の見解についてお答えいたします。

報告書にもあるように、看護短期大学を設置することは、人口減少問題に対応する手段として有効であるとともに、地域への経済効果をもたらす、地域医療の貢献に寄与するという認識を持っております。

しかしながら、校舎等施設整備のための財源確保、大学設置申請時からの学長や教授等の確保と人件費の捻出、設立後の学校運営財源の確保については、かなりハードルが高いと考えております。

3、各施設の新たな改築等についての①いつごろをめどに方向性なり結論を出さ

れるのかについてお答えいたします。

市では、平成31年4月25日に第1回曾於市公共施設マネジメント検討委員会の開催をしたところであります。今後は、施設の具体的な方針として、各施設、所管課において見直しや検討を行ってまいります。その内容を踏まえながら検討委員会と並行して各施設、所管課の係長等で構成される作業部会で協議を進め、令和2年度末を目標として公共施設等総合管理計画の大分類ごとに個別施設計画を策定していきたいと考えております。

3の②具体的には以下の6施設の改築等についてのロ、月野中、恒吉中、中谷中の体育館の耐震化などの改築についてお答えいたします。

旧月野中学校、旧恒吉中学校及び旧中谷中学校については、現在体育館の耐震化などの改築の計画はないところであります。

3の②のニ、桜ヶ丘住宅の建設に続く市営住宅の建替えについてお答えいたします。

平成29年度に策定した曾於市公営住宅等長寿命化計画において建替えを計画している市営住宅等については、末吉町の菅渡第4団地、掛上団地及び法楽寺団地の3市営住宅を集約して非現地建替えする計画があり、令和6年度から2年間で建設し、事業費は約5億8,000万円となっております。

3の②のホ、曾於医師会立病院の改築、あるいは移転建設についてお答えをいたします。

曾於医師会立病院の改築あるいは移転建設については、2市1町と曾於医師会等で協議が必要ですので、現在改築等は未定であり、実施年度、事業費とその財源内訳は決まっておりません。

3の②の有機センターの増設についてお答えいたします。

現在、製造工程の検証を行っており、事業規模等について現在検討中であり、できるだけ有利な補助事業を活用するために協議中であります。現在のところ、実施年度、事業費とその財源内訳については確定しておりません。

後は教育長が答弁をいたします。

#### ○教育長（瀬下 浩）

3の各施設の新たな改築等についての②具体的に以下の6施設の改築等についてのイ、末吉小学校の改築についてお答えします。

末吉小学校の改築は、学校給食センターの整備後を予定していますが、現時点では財源等を含めて時期、事業費ともに確定していないところでございます。

3の②、ハ、給食室・給食センターの改築についてお答えします。

昨年度末に策定した曾於市学校給食センター基本計画では、現在4カ所ある学校

給食調理施設の老朽化に伴い、末吉小学校の改築前に4施設を統合し、新たな学校給食センターを整備する計画となっておりますが、実施年度は確定していません。本年度は、最新の設備を有する他施設や運営形態、財源等の調査や学校関係者への説明会等を行う計画です。

(何ごとか言う者あり)

○教育長（瀬下 浩）

概算で12億を予定しています。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

まず、市役所再編についてでございます。

この間、市当局は大隅地域振興検討委員会の答申、昨年7月、同じく財部地域振興検討委員会の答申、昨年7月、そして岩川市街地活性化検討委員会の答申、昨年11月、そしてこれらを踏まえて曾於市行政改革推進委員会の答申、ことし3月、いずれも答申が出されました。この間のこうした手順を踏んだやり方には私も率直に評価をいたしております。大事なのは、こうした経過を踏まえて1回目にも若干申し上げましたが、3カ町の合併にはいろいろ経過がありました。非常に苦勞を関係者はされたと思っております。共産党議員団は最後まで反対をいたしました。それを踏まえて13年余が経過いたしました。

こうした本所機能を集約することについても、当面の間という当時の取り決めがありまして、当面、13年たったということでのこれまでの、そして今後の対応の仕方じゃないかと思っております。それももちろん異存はありません。

私が考えているのは、特に大隅、財部の全市民の皆さんが現状の段階で末吉本庁への機能の集約をどう受けとめているか。その中にはもちろん賛成、反対を含めてしっかりとつかんだ上で、客観的にも大方の皆さんがもうやっていいだろうということだったらやったらいいと思うんですよ。そうでなかったら、やはり当面検討課題としていく。そのためにも、住民説明会もそうありますが、アンケート調査も非常に大事だと思っております。

まず、具体的な質問に入る前に、これまで手順を踏みましたこうした3つの委員会等の答申を基本的に市長は尊重されますか。

○市長（五位塚剛）

答申については、基本的に尊重をしております。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

基本的には尊重いたします。

○19番（徳峰一成議員）

当然のことだと思っております。

次の質問であります。

アンケート調査についてでございます。私は、これは3月議会でもそうでありますが、非常に大事だとこだわりを持ち続けております。

1回目の答弁の内容を見る限りにおいては、全市民を対象となっておりますけれども、抽出して市民の3,000名、有権者は今約3万人です。その10分の1の3,000人を対象とするということでございます。市民ではありますけれども、曾於市全体の旧町ごとじゃなくて、3,000人を無作為で抽出して行うという考え方であるのかどうか、まずはそこからお聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

アンケートの人数についてもいろいろ協議をいたしまして、基本的には3,000人でいきたいというように考えております。

○19番（徳峰一成議員）

そうじゃなくて、曾於市全体、統一して行うのか。旧町ごとやなくて。

○市長（五位塚剛）

3町全体を抽出して3,000人を行いたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

質問項目の中には、市のこの本所機能への集約についても賛否を含めた意見を聞く内容を含んだアンケートであるのか確認いたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

後の施設の建設、庁舎の建設等につきましても、その本所機能の再編というのは関係してまいりますので、その部分についても問いをする計画にいたしております。

○19番（徳峰一成議員）

賛成、反対かどうかを含めて本所機能への集約、一応アンケートの中に含めて問うということですね。

○総務課長（今村浩次）

はい、そのとおりでございます。

○19番（徳峰一成議員）

本所機能への集約を賛成、反対の中に含めるというのは非常に大事なことで、これはこれで同じ立場でございます。

なぜ3,000人に、しかも統一して行うのかでございます。これには大いに疑問があります。例えば、考えられるのが、曾於市の現在の3万人の中で、末吉の人口は、

今現在1万7,000人です。有権者が1万5,000人ですよ。3万人の有権者の中で1万5,000人、半分は末吉の住民なんですね。これは全体でもう一緒くたにしてアンケートを行った場合は、当然末吉の方々ほとんどが賛成だと思うんですよ。末吉町は。だから、財部、大隅の方々がどれだけ考え方、意見、違った意見を含めて、反対を含めてあるかがわからないでしょう。もちろん、大隅、財部の中には賛成の方もおられるでしょうから。全体的には3,000人の方で、恐らく圧倒的にやはりもう集約していいということにならざるを得ないと思うんですよ。これでいいのかどうかという点であります。どうでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

この間、支所の再編ということで財部町、大隅町、各公民館長さんやいろいろな代表を交えて検討、議論していただきました。また、大隅町については、市街地の検討委員会もしていただいて、基本的にはいろんな地域の代表の方が将来を見た上で答申をいただきました。当然そのことについても、市政説明会でも報告をしておりますし、また市民に対しても市報を通じての広報もしております。基本的には、市の考え方をやはり答申を受けての内部検討もいたしましたので、そういう方向で前に進めることが一番いい方向だというふうに考えております。

#### ○19番（徳峰一成議員）

私が言っているのは、だから旧町ごとに、大隅、財部、末吉町ごとにアンケートを分けて行くべきであると思っているんですよ。これ統一して行ったら、恐らく結果としてほとんどの方々が、末吉の住民が全体の約半分でありますので、賛成ということにならざるを得ないと思うんですよ。これでは大隅、財部の皆さんがどうであるかを判断、分類する、分析ができないんですよ。答弁のこれには「分析」と書いてありますけれども。だから、分けてやるべきじゃないですか。

#### ○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今回の問いの中には、同じアンケート用紙になりますけど、その中には「どこにお住まいですか」という問いも入れるようにいたしております。ですので、そういう回答をされた方がどこの地区にお住まいかというところでは分析はできるというふうに考えております。

#### ○19番（徳峰一成議員）

住所を書くのは一つ前進ですけども、住所を書かないアンケートもあろうかと思っております。これまでも、いろんな方で共産党議員団もアンケートを行っておりますけど、そこも考えなきゃいけないと思うんですよ。住所を書くことが義務づけられていないアンケートにならざるを得ないであろうと思っております。

それと、大もとの、なぜ3万人を対象として行わないのか。これは予算の問題じゃないんです。3万人の問題はです。時間の関係ではしよりますけども、財部の検討委員会は、附帯意見として全市民を対象にアンケートを行うことというのが附帯意見です。

先ほど市長は、こうした財部を含めた委員会の答申を尊重しますということだったですよ。尊重するんだったら、やはり全市民を対象にアンケートを実施すべきじゃないですか。そうでないと答申と矛盾するんですよ。全市民を対象にするべきじゃないですか。答申との関連を含めて答弁してください。

#### ○市長（五位塚剛）

私たち行政のほうは、基本的には曾於市が将来10年、20年、30年どうあるべきかというのは、私たちが今判断しなきゃなりません。当然ながら、各地区の検討をしていただきました。その結果については尊重しますが、決定をするのは私たち行政のほうであって、全て100%その答申をそのままするというものではありません。そういうことです。

#### ○19番（徳峰一成議員）

先ほど、尊重すると言ったから、その段階で100%どうのと言ったらよかったですよ。ただ、財部のこの委員会の方々あるいは財部、大隅の市民の方々が、今の質疑のやりとりで納得されるか。私はやはり、禍根を残すと思っています。禍根を残すと。これは、今後将来にわたりまして、これは合併だけのことやないんですけども、今市民の暮らしが高齢化で非常に厳しい。財部、大隅の特に市街地から離れたところについては、やはりいろんな疑問、不満があるんですよ。当たっていない点も含めてです。

ですから、禍根を残すのは私は、五位塚市政のためにも心配しているんですよ。せつかくこの間、手順を踏んでされたから、しっかりと、きっちりと、全市民を対象に。これは、統計学の問題じゃないんですよ、統計学の。全市民を対象にしなければ、統計学で判断できる問題じゃないんです。問題が違う。そして、地区ごとに行うというか、賛否を含めて。それで、大方がやはり客観的によしとしたら、進めたらいいと思うんですよ。それがやはり、禍根を残さない、また五位塚市政にとっても私はいいことじゃないかと思うんです。5年後、10年後です。今は不満は起こるか起こらないかわからんけども、今後起きかねない私は、今の曾於市内の状況じゃないかと。個人的に私、6,000戸周りしましたが、この2カ月間にです。200名以上と対話しましたが、そう思っております。これ以上は、時間の関係で今回はこの問題は取り上げませんが、そのことを強く求めており、やはり一部の方々を特定して、しかも一緒くたのアンケートにはとても賛成できません。

次に、住民説明会でございます。

これはこれで大事であります、1点だけお聞きいたします。

全体の参加目標です。当然、目標を決めてしなければなりませんけれども、参加目標は何人と設定いたしておりますか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

13回の説明会におきまして、その目標というところまでは掲げてはおりませんが、7月1日発送の市報あるいはFM等を通じて広く周知をいたしまして、可能な限り多くの市民の皆様方に出席していただきたいというふうに考えております。以上です。

○19番（徳峰一成議員）

アンケートも一部の方々に統一して、そして住民説明会も目標を設定しない、決めないというのは、やはり弱いんじゃないですか。これは、夜やるんでしょうか、昼やるんでしょうか。これが1点。しかも、まだ住民説明会はこれからです。ですから、目標は決めるべきだと思うんです。本日は答弁できなくてもです。目標を持って、目的、姿勢を持って住民説明会にも積極的に取り組むということが大事じゃないでしょうか。ただやっただけということじゃなくてです。ですから、目標値の設定もすべきだと思います。時間を含めて2つお答えください。

○市長（五位塚剛）

説明会につきましては、末吉は昼間と夜を準備しております。大隅と財部については、夜検討を今しているところでございます。

目標については、今から検討をしていきたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

市長、後で回答できますか。検討したいということで、目標値は定めるということでもいいですね。

○市長（五位塚剛）

どれぐらい参加者がおったほうがいいのかというのは、全くその根拠はまだありませんので、そのことを含めて目標値を検討したいというように思います。

ただ、数字は今答えることはできません。

○19番（徳峰一成議員）

まだ数字は準備していないから、今からでいいと思うんですよ。十分これは検討してください。1人でも多くの参加というのが大事でしょうから。高齢者を含めてです。

次に、役所再編に伴う市役所の改築等について、この増設並びに改築について

でございます。

ただいま末吉本庁、大隅支所、財部支所です。建設年度並びに事業費等の説明がありました。率直に言って私、まず受けとめた第一の印象は、急ぎ過ぎでございます。これは、合併特例債の有効期間が、最終的には平成37年度、令和7年度というのがやはり頭にあるかと個人的には思っております。その点で、全体として急ぎ過ぎで、やはり今後計画を考えているという点はないでしょうか。まず、ここからお聞きいたします。

**○市長（五位塚剛）**

今回、支所機能の再編をしなければならないという理由は、曾於市に合併をいたしまして13年目が経過いたしました。当然ながら、各支所ごとの建物を含めて耐震化されていないものもありますので、やはりこれは市役所の機能としては一日も早くしないと住民サービスを守る上で大変な事態に起こり得る想定をしなければならぬということで、これは急いでやるふうに話し合いをしました。

当然、財源の問題がありますので、今言われましたように合併特例債を使える期間にどうしてもしたほうが市にとっては有利でありますので、そのことも加味しているところでございます。

**○19番（徳峰一成議員）**

例えば、この点に関連して言います。過去いろいろ急ぎ過ぎてよかったケースはないんですね。後になって、やはり行動上も、利用者から見ても、あるいは財源的にも、事業所的にも膨らんだというのが、少なからず現在を含めて、現在進行形を含めてあるからでございます。

例えば、一番早いのが、末吉庁舎の南側の3階建て、1,800m<sup>2</sup>を来年度、令和2年から3年、2カ年で10億9,440万円で建設するというところでございます。このためには前もって県や国との協議を含めて、もちろん議会との関係でも総合振興計画に入れたりとか、財政計画に入れたりとか、あるいは実施設計を含めて、そして施工を含めて2年間でやらなければいけない。まだアンケート、住民説明会をやる、途中ではできませんよ、これが終わってから。この末吉本庁舎の本年度から来年、再来年度までの事業の日程を答弁してください。説明してください。本当に終わりますか。検討期を含めて。事業過程を説明してください。

**○財政課長（上鶴明人）**

今御質問にありました本庁舎の増築についてでございますが、今現在、先ほどありましたとおり、市民説明会、それから市民へのアンケート等を踏まえ、それをもとにしまして市のほうでいろいろその状況、調査結果等を踏まえて判断をして、また再度議会にお諮りしたいと思っておりますが、現在としましては、実施設計のほうを、

地質調査のほうを、できますれば今年度のこの結果等が出た後に議会のほうにお諮りしていきたいと考えております。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

補正予算につきましては……。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。この、今ありました市民説明会アンケート等を踏まえた上で議会にお諮りした段階で、その明確なスケジュール等は出てくると思っております。今の現段階では、それを何月という形では言えないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

来年度、再来年度に10億を超える建設について、まだ何月にどれをやるという、何をやるということが答弁できない現状でしょう。これをさらに財部、大隅町も2カ年でそれで時間を追って、解体を含めて行うということなんですよ。余りにもはしょって急ぎ過ぎてないですか。ちょっと客観的で、合併特例債だけを頭に入れて逆算でやるからこうなると思うんですね。これは後になって大きな問題が生じると思っております。これは9月議会で質問いたします。9月議会でまた改めて。答弁ができないからです。

そこで質問でありますけども、現在職員の数は、末吉が207名、6月1日現在、大隅が81名、財部が67人の全体で355人でございます。これが、最終的には恐らく322名前後になるかと思っております。もろもろ文書から見てです。そうした場合に、財部が、大隅が終わる令和7年、六、七年後には、職員の数は何名にそれぞれ振り分けられるんでしょうか。この点をお答えください。それを前提としての、やはりこの増築なり、あるいは新たな建設であろうかと思っております。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今の計画でいきますと、令和3年度に本庁舎の増設が終わったということを仮定いたしますと、令和4年4月から新しい庁舎へということになりまして、そこに教育委員会、農業委員会、それから福祉事務所の本所機能が移ることになります。単純にその令和4年4月で考えますと、例えば教育委員会でありますと、今正規職員が33名いるわけでございますが、これを例えば今、末吉が教育委員会の分室が2名残っておりますので、2名を残して31名が本庁のほうに来ることになります。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

そういう段階で、再編直後におきましては、大隅支所は50名、財部支所は47名と  
いうことになります。大体50名前後。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

100名を引きますので、250名前後ということになります。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

355名は変わらないというふうに仮定をしてでございます。その後、先ほど申さ  
れました320名というのを目標にいたしますので、後は退職者と、それから新規採  
用職員の調整によりまして、数年から10年近くかけまして320名へというふうに考  
えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは、市当局も私たち議会もお互いに考えてもらいたいんですよ。こうした大  
変な大事業が、この新しい建設がされた後にいかなる職員体制でそれで対応するの  
か議論されてないんですよ。議論されていないんです、残念ながら。まずはしっか  
りと議論した上で、それらをもとにしてやはり増設なり新築をやるべきじゃないで  
しょうか。これは、物事のイロハじゃないかと思っているんですよ。だから、私は  
急ぎ過ぎと言ったんです。これが第1点。これは9月議会でも質問いたします。

そこで質問でありますけれども、大隅の場合は、中央公民館と支所が、「複合施  
設」という表現でありますけれども、1,600m<sup>2</sup>。この中で、支所と中央公民館は  
機能が基本的には別です。何平米と何平米ですか。

○財政課長（上鶴明人）

今現在考えておりますのは、800m<sup>2</sup>と800m<sup>2</sup>でございます。

○19番（徳峰一成議員）

じゃあ質問いたします。財部も800m<sup>2</sup>、大隅も支所は800m<sup>2</sup>、今ある施設の半  
分以下になります。あるいは、財部の場合が半分前後、職員の数は、現在先ほど言  
いましたように、大隅は81名、これが50名、そして財部は67名が47名でござい  
ます。

最も大事な質問をいたします。例えば、大隅支所の800m<sup>2</sup>は、50人をもとに試  
算された800m<sup>2</sup>であるんでしょうか。そして事業費であるんでしょうか。財部も、  
47名前後をベースにしての800m<sup>2</sup>ということなので深い議論がされたんでしょうか。

最もこれは大事な点であります。

○市長（五位塚剛）

この議論については、検討いたしました。財部支所、大隅支所については、市民サービスを落とさないという前提で、総合方式で基本的な書類はそこでちゃんととれるような状況と、また専門的な質問があったときは、テレビ電話方式も交えた形でのやり方を含めて今検討しております。そういう意味で、ことしからその事業にも入りますけど、財部で基本的な、住民が心配するような、書類がとれないということではありません。そういうことを含めて考えて、その人数も勘案して面積等も決めました。

#### ○19番（徳峰一成議員）

これは今後、流れの中でわかるでしょうけども、800m<sup>2</sup>は少ないという感じはしないですか。例えば、本年から来年にかけての末吉中央公民館の移転、これが800m<sup>2</sup>ですよ。800m<sup>2</sup>規模の、いわば大隅、財部の支所をつくると。職員は50名前後。本当に、会議室等を含めて800m<sup>2</sup>で対応できるんでしょうか。先ほど同僚議員の渡辺議員も言いましたけど、やはり災害が起きた場合は、集結場所は末吉だけでなく大隅、財部支所にならざるを得ない側面もあります。そういった点です。これは9月議会以降に質問いたします。

さらに、やはり総事業費が、全部合わせますと17億2,850万円前後になるようでございます。これは余りにも少ないんじゃないでしょうか。岩川小学校の改築費が、あるいはクリーンセンターの改築費が17億円ですよ。本当に済むんでしょうか。さらに末吉の場合は、当然、委員会の答申にもありますように、駐車場も新たに確保しなければ手狭でございます。1億円、2億円の誤差はやむを得ないとして、これが5億円とか以上になったら、これは批判が出ますよ。ですから私は、五位塚市政にとっても、やっぱりその点は、財源問題があったにしても、特例債の、この点はまず出発点だけしっかりと、修正が可能な対応をすべきじゃないかと。

質問であります。17億円余で最終的に事業は終わりますか。

#### ○財政課長（上鶴明人）

今ございました末吉本庁の増築、それから大隅支所の庁舎と中央公民館の建替え工事、それから財部支所の建替え工事でございますが、総事業費は24億1,000万円になると思われま。これを計画、今現在しております。これにつきましては、年次ごとに、令和2年度から令和6年度にかけて年次ごとに事業を進めていくように計画をしているところでございます。

以上です。

#### ○19番（徳峰一成議員）

先ほどの答弁に対する私の電卓での急ぎ計算が間違っていたということですね。24億1,000万円。24億1,000万円でも私は少ないと思っております。

例えば、これ1例だけ、本日は時間の関係で申し上げます。解体費用です。大隅が6,900万円、財部が5,750万円であります。例えば、大隅町の場合は、本当に7,000万円弱でできますか。今回の岩川小学校から旧岩川高校への移転も1億円近くプラスでしょう、解体費が。解体費は計上していたんだけど、不足分が生じて、そして新たに解体費だけやないけども、中心として1億円近い、今後追加をしたいという報告がありました。

解体費に絞ってお聞きいたします。大隅の6,900万円、財部の5,750万円、何を根拠にしての数字でしょうか。対応できますか。

**○市長（五位塚剛）**

岩川高校の建物については、建物自体がたくさんありますので、また3階建てでありますので、そういう意味では1億円を超えたというふうに思っております。

基本的には、私たちのほうも、この試算をする上で建設課のほうでいろいろ公共単価で計算して出しましたので、なるべく私はお金をかけないでやりたいというように思っております。節約するものは節約をしたいというように考えております。

**○19番（徳峰一成議員）**

これも結果が出ると思うんです。このことは言えます。

そして、末吉の庁舎の関係については、駐車場の拡張は考えていないんでしょうか。考えていなかったら、深い議論は必要ないんですが、考えていたら、やはりセットで、同時並行で対応しなければいけません。事業費を含めてお答え願いたいと考えております。

**○市長（五位塚剛）**

末吉の本庁については、当然支所のほうにある程度機能がまとまれば、職員を含めて市民の方々がたくさん来られますので、駐車場が不足をしまいであります。当然、駐車場の確保が必要になってくると思っております。

今のところは、隣の向江公園のほうに当然建物をつくれますけど、残った跡地も駐車場として確保し、またこの本庁の正面玄関が、残念ながら曾於市の場合は、ほとんどのお客さんが裏のほうに車をとめて裏から入ってくるという状況がありますので、この表のほうを駐車場としての整備も考えております。

また、建設課の車などがある裏の通りの民地についても、分けていただきたいということについて今相談を始めたところでございます。当然ながら、駐車場の確保を同時に進めてまいりたいというふうに思います。

（何ごとか言う者あり）

**○19番（徳峰一成議員）**

これらについてもやはり、少なくない金額がかかろうかと思っておりますので、今後質

問をいたします。

最後に、やはり財政問題でございます。

これは、時間がないから基礎資料の一部だけお渡しいたしましたけども、今後9月議会でも取り上げていきますけども。私は、こうした事業、これは今後ほかの事業もあります。基本的には全て財政計画に入っておりません。ですから、財政計画に、例えば、この市役所再編一つとっても、これを行った場合に財政がどのように影響を与えるか、それが財政計画でありますから。当然指標を示して、議会だけでなく住民説明会でも質問が出たら答えていかなければならないと考えています。これは当然のことじゃないでしょうか。

関連いたしまして、昨日いただいた全員協議会での説明では、この住民説明会への基礎資料として、住民に提出するかどうかわからんけども、本市の財政指標が、合併から平成29年度までの、いわば過去のもろもろの財政が書いてあります。つまり、指標がいい方向に変わっていますよということですよ。それはそれで事実なんですけども、私は昨日も言ったんですけども、余り意味がないということです。この市役所再編に関係してはです。大事なのは現在の財政状況が、このことによって、再編によってどのように指標が変化するか。余り変化がしないんだったら、しないを含めて、やはり財政指標を示して説明会でも、あるいは議会でのきょうの質疑でも議論すべきだと思うんです。その点で、課長、まだきょうは議論はできませんよね。作成されていないから、ここで議論はできんですよね。作成されているんですか。まあ、いいですが。

市長に質問いたしますが、これは9月議会では質問いたしますけれども、住民説明会でもそうした財政指標がどのように変化するかを含めて、客観的な、もし出さなかったら、市民の皆さんにです、提示すべきだと思っております。この点での考え方を聞かせてください。

#### ○市長（五位塚剛）

今後の財政については、当然ながらいろいろと理由があって変化してまいります。今は本当にありがたいことに、曾於市は、基金が総額で100億円を超えるようになりました。そういう意味では非常に、自主財源も含めて、またいろんなふるさと納税の寄附を含めてふえておりますので、一定の推移はありますけど、そういうのを基準にしながら、いろんな年度ごとの事業をしたときに幾らお金が必要かということについても大体の計画はしております。

今後この事業が確実にその年にするということは確定はできませんけど、その状況によっては、ずれたりいろいろしますけど、そういう計画のもとに事業を推進していきたいというように思っております。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

説明会では、市の財政の数字は出す予定ではないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

もう一個質問していいですか。

○議長（原田賢一郎）

どうぞ。

○19番（徳峰一成議員）

3項目です。大きな2番目ですけど。いいですね。

○議長（原田賢一郎）

どうぞ。まだ時間あります。

○19番（徳峰一成議員）

この問題は引き続き継続して、一般質問を含めて質問いたします。

次に、大きな質問の2番目、看護短期大学についてでございます。

冒頭申し上げました、これは財政的あるいは財源的、あるいは運営上も、どの角度から見ても問題点が大き過ぎます。あるというより大き過ぎます。

質問の第一点でございますけれども、一応、基礎資料では、事業費が27億円余でございます。27億円で済むかどうか非常に眉唾物でありますけれども、27億円の事業費の、まず財源内訳についてお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

27億円という事業は、今の建物を大幅な改造をした場合に計算した公共単価の数字であります。また、学生寮という女子寮を含めたそういうものをつくるというのも入っておりますけれども、これは決定しているわけではありませんので、財政的な裏づけはまだしておりません。

ただ、私的には、このような、もし仮に住民やら議会が看護大学をつくったほうがいいよという結論を出してもらえば、やはり建物を無償譲渡していただき、有効活用したいなというような気持ちはあります。

しかし、このようなお金をかけてやろうという気持ちはないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

じゃあ確認いたします。27億円についての財源内訳は、全く検討されていないということでございますね。一応確認させてください。

○市長（五位塚剛）

この看護大学をするということで、まだ内部でも決定はしておりませんので、また議会のほうにもやるということを決めておりませんので、財政内訳はしていな

いところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

方法論は2つあるんです。せつかく昨年一定の予算を付けて、そして議会も全会一致で、全会一致であったかどうか、私を含めて賛成で一応了解いたしました。ですから、当然、答申書が分厚いのが出されて、議員にも全員配付されており、その中身が27億円という額なんです。ですから、それを踏まえて私は27億円、やるか、やらんかは別にして、当然財源問題を含めてせつかく提案した事業でありますから、市当局は検討すべきですよ。やる、やらんは別にしてです。ですから、どう受けとめておりますかと。1回目の答弁では、やるともやらんとも答弁していないから、それを踏まえて、じゃあ27億円の財源内訳はどうなんですかと、私は私なりに手順を踏んで質問をしているんですよ。ですから、きょうの段階じゃあ、一応27億円のまだ財源内訳は検討されていないという受けとめ方でいいですね。

○市長（五位塚剛）

場合によっては、学生寮が5億円ほどかかります。考え方によっては、この事業を市が公共事業としてつくるのではなくて、民間の方々に協力してもらってアパート的なものをつくってもらえれば、その分が浮いたり、また建物についても内部のクリーニング程度で済ませるとか、また場合によっては、外部の植木等も含めて、植栽の整備については市民の協力をもらってやるとか、いろんなことを私は想定ができてと思います。ただ、27億円の事業をやるということを内部も含めて決定したわけではありませんので、財政的な内訳というのはまだないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

角度を変えて質問いたします。こうした短期大学の設置について、補助事業、例えば借入債、借入債はどういった借入債が考えられますか。

○市長（五位塚剛）

こういう大学を新築でする、または改修してする具体的な借入債というのはないようでございます。そうなると当然、過疎債をするとか、また別な方法を考えなきゃならないというふうに思っております。場合によっては、ふるさと納税の基金を活用すとか、いろんな方法があるというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

はっきり言って、私は財政に詳しいわけじゃないけども、しかし私が見ても今の答弁はむちゃ過ぎます。二十数億円の事業を、はっきり言ってこれに該当する起債がないんですよ、借入債が。過疎債にいたしましても、きょうは基礎資料だけ上げましたけども、新たな事業を5億円、過疎債で借り入れるのも難しいですよ、現状では。1つ1つ、ほかのいろんな事由が詰まっているから。もうきょうは時間の関

係で最後ははしよりますけども、これは財政課長、担当の八木副市長も十分、私以上に……。もちろん市長も、頭の中ではそういった気持ちだと思うんですよ。この間苦労されているからです、いろいろ財政では。だから、財政的でなくても、これは無理です。無理ですよ。

運営上も、どれだけ80名が確保できるか。特に市民の子供さんが。そして、どれだけ卒業後、曾於市の病院等に、医療機関に就職できるか。これもいろいろな資料から見て、ほとんどが結果として、1年目はともかく、年を追うごとに採用者は少なくなって、ほとんどが市外、県外に就職せざるを得ないと思うんです。運営上の問題もあります。問題が大き過ぎます。その前提として、借入債が該当するのがないと。

率直に申し上げます。もうやはり市長、この看護短期大学は率直に中止したほうがいいんじゃないでしょうか。新たな事業が考えられますので、重きをそちらに置くというか、「二兎を追う者は一兎をも得ず」ということわざもありますけど、きょうの段階でこれは中止の表明をされたほうがいいのではないのでしょうか、という質問でございます。

#### ○市長（五位塚剛）

今曾於市が抱えている大きな問題は、人口減少でございます。人口がこの間、合併後8,000人減りましたので、曾於市に来る普通交付税が数億単位で減らされております。やはり、どうしたら人口をふやすか。やはり、将来を見たときに、仮に財部高校のところに看護大ができると、3年間で240人の方々が行き交いをするわけです。当然ながら曾於市からも、場合によっては都城、鹿児島市内からも公立大だから、必ず私は来るだろうと思っております。そして今、曾於市内、また都城、霧島地域を含めた病院の方々は、看護師不足を非常に心配されております。就職先も十分あるというふうに思っております。

ただ、27億円かけて建設をするという考えは全くありません。同時に、これの断念を表明するということではありませんけど、先ほども言いましたように、お金をかけないやり方ができないかということは今検討しておりますので、このことを、場合によっては先ほど言いましたいろんなやり方で、ふるさと納税のお金を入れ込むとか、そういう形で市民の皆さん、また議会の皆さんがやったほうがいいんじゃないかということをお認めもらえば、私は十分可能だというふうに思っております。

#### ○19番（徳峰一成議員）

これは、「私」と言うより「私たち」と言ったほうがいいと思います。私たち議員と大きな認識のずれがあります。多くの議員の、同僚議員の皆さんもこれには大きな疑問を持っております。それだけ申し上げておきます。

さきの全員協議会で南九州産業動物疾病制御教育センターの計画が、財部高校跡地を含めて検討がされているという全員協議会での説明がありました。補正予算も57万3,000円計上されております。こちらのほう、これも可能であるかどうかはこれからでありますけれども、重きを置いたほうがやはりいいんじゃないか。そのためには、看護短期大学をもう断念するというか、しなければ、やはり両方だけでは対応は、これは議会としても、私だけじゃないでしょうけども、納得しないんじゃないでしょうか。はじめをつけるちゅうか。いつまでに、やるかやらないかははじめをつけられますか。

**○市長（五位塚剛）**

今回看護大学の話を進める中で、鹿大と宮大のほうで共同で獣医学の研究所をつくっていくというのがありました。その中で、鹿大の先生たちにも現場に来ていただきまして見ていただきました。非常に、先生たちのほうは、場所的にはすばらしいということをおっしゃっております。建物を今の状態で利活用できるのがいっぱいありまして、「仮に看護大とそういう獣医学の研究所とを分けてすることはできるんですか」というふうにお伺いしましたら、「それは十分に可能です」ということでもありました。いろんな意味で今からになると思いますけど、その結論をいつ出すかということはまだできないところでございます。

**○19番（徳峰一成議員）**

私も、個人的にもなるだけ1人でも多くの意見を聞くようにいたしております。今回の問題も、議会だよりを配付する中で、意識的に関連して聞きましたけども、評判がよくないんですよ。ですね、これは。だから、この点は一般の方でも素朴な気持ちでやはり疑問を持っております。これは建設費だけじゃなくて運営上の問題でもです。どれだけ市民にとって、あるいは子供たちがどれだけ入学して、そして就職できるかという大きな観点からもです。曾於高校の場合も定員割れの状況が、毎年1千数百万円の市単独予算を投じて、なかなか解決、克服が難しい現状なんです。その点も考えていただきたいと考えております。

本日はこれ以上は、この項は質問いたしません。

さらに議長、もう3番目、延長してよろしいでしょうか。

**○議長（原田賢一郎）**

延長していいです。

**○19番（徳峰一成議員）**

3番目に、残された今後の改築等についてでございます。これは、八木副市長が中心となり、大休寺副市長もそれを支援する形での検討委員会がされたということで、これは大きな一歩でありまして、答弁では2年後に、令和2年までに一応中長

期の結論を出したいと考えております。これは非常に大事でありますので、私も注視いたしてまいります。

お互い財政問題について、この共通の基本的認識が必要かと思っておりますので、確認をさせていただきます。

合併後13年間、曾於市は、もろもろのハード事業は過疎債と合併特例債の二本立てで借り入れを行いながら行っております。例えば、合併特例債は、平成17年から昨年度までに139億円使っております。残りが25億円ありますが、多くは先ほどの市役所再編に使われるし、また毎年1億から2億は道路排水などに使われておまして、これはもう目いっぱいあります。

一方、過疎債は昨年度までに同じ時期に101億6,000万円使っております。特例債のほうが多いんですよ。139億円ですから。今後は、特例債は基本的には使えなくなります。ですから、これは令和7年以降じゃなくて、もう来年以降ももう予約済みでありますから、ですから過疎債を中心としてならざるを得ない。過疎債もいろいろ財政課長にお聞きいたしますと、1年平均で今7億から8億円、この13年使っております。101億円でありますから。それがもう、毎年道路とか、あるいは消防とか北部畑かんの負担金等に、毎年6億数千万円は使っております。課長、そうですね。新たに、やっぱり過疎債を使うとなると、県、国に要請して新たな事業で過疎債で取り組まなければなりませんけども、これにも制約、限界があります。

ですから、今後の新たな改築を含めたさまざまな事業というのは、曾於は毎年2億、3億円も過疎債はなかなか継続して使うのは厳しい状況なんですよ。客観状況としてです。この点をお互いに共通の認識として今後のもろもろの事業、財政問題は考えたほうがいいと思っております。

私たちは、合併後十数年間、無意識のうちに甘えてきた点があります。私を含めて、合併特例債があったために。その点で今申し上げた点は大事な点だと思うんですが、恐らく市長も同じ共通認識だと思うんですが、答弁してください。

#### ○市長（五位塚剛）

今まで一般的な公共事業という形でやってきて、国からの交付金として非常に減額されてきました。ですから、住宅建設についても民間の力を借りてPFI事業を取り入れました。今後は、PFI事業を含めてまた検討しなければならないと思っております。

また、県の振興基金というのがあります。これは借りることができます。ただ、利子を払って返さなきゃなりません。いろんなことがありますので、私たちは、やはり事業については公共単価のある程度の見直しもしながら節約できるものは節約をして、建物についても縮小するものは縮小するという考えのもとにしないといけ

ないというふうに思っております。

以上です。

**○19番（徳峰一成議員）**

私が申し上げた、基本的には、部分的、個別的には起債がありますが、基本的な大もとの曾於市の今後の市政の借入債を中心とした事業は、過疎債中心にならざるを得ない。その点は厳しい、やはり考え方を持った受けとめ方で対応すべきじゃないかと思っておりますが、市長も同じ共通認識ですかという質問なんですよ。

**○市長（五位塚剛）**

基本的には同じ気持ちで、財政が厳しくなるというのは思っております。そのために、本当にありがたいことに、曾於市の場合は、ふるさと納税が非常に大きく前進しております、この3分の1です、市のために非常に有効活用ができておりますので、そういう意味での自主財源の確保にも引き続き努力していきたいというように思います。

**○19番（徳峰一成議員）**

ふるさと納税も大事ですけど、これはソフト事業を含めて、あるいは個別的な単独の事業を含めて、これまでもそうだったし、今後も使っていかなざるを得ない側面があると思っております。

大きな施設改修にふるさと納税を使うということは聞いたことがありません、これまでもです。その点で、やはり過疎債を中心とした借入債に頼らざるを得ない。これはしっかりとやはり、スタンスを持って対応すべきじゃないかと思っております。

特に、一方、収入のほうで言いますと、曾於市の人口が、今3万6,000人でありましても、新聞にもありますけれども、七、八年後には3万人を割るんですよ。また、納税者の約半分以上が、七、八年後には高齢者年金生活者になるんですよ。そうした状況も歳入では受けとめなけりゃならないと。そうした点であります。

その点で二、三、お聞きいたしますけれども、どうしてもやらなければならない事業で当面、1回目の質問で私は6つの事業を上げました。末吉小学校の改築あるいは今使われている閉校後の体育館、給食センター、そして新たな市営住宅の建替え、曾於医師会立病院、そして有機センター、これは全て基本的にはまだ事業計画に入っておりません。総合振興計画にもです。もちろん財政計画にも、基本的には。これは、全て私は今後必要だと思っております、基本的には。市長も同じ見解ですか。

**○市長（五位塚剛）**

末吉小学校の改築を含めて、また有機堆肥センターの増築を含めて、また住宅に

ついても今の状態では非常に危険性がありますので、必要だというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

二、三、簡潔に質問いたします。末吉小学校の改築、私はこれはこだわります。なぜかという、やっぱり20億前後はかかるからでございます。これは、いつごろをめどに検討される予定ですか。建設やないですよ、検討される予定ですか。

○市長（五位塚剛）

今回、末吉小学校については、空調工事を含めて、トイレの改修やらいろいろやっております、ある程度検討はしておりますけど、時期はまだはっきりしません。今検討を、本当にいつからできるかということ、当然岩川小学校が完成した後に、基本的には事業を開始しなきゃなりませんけど、ここ1年間ぐらい、ゆっくり全体的な事業の見直しをしながら検討させていただきたいというように思います。

○19番（徳峰一成議員）

次に、文厚委員会を含めて一般質問でも議論されている曾於医師会立病院の改築あるいは移転建設、以前と違って、やはりこれは曾於市や志布志市など自治体がかかり中心とならざるを得ません。もう病院の方々も非常に高齢化しており、昔の状況ではありません。その点で、この窓口となっている、市としてですね、現状と今後について、一番詳しいのが大休寺副市長だと思いますので、この点について、現状と今後についてお答えください。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

志布志市、大崎町、曾於市ということでございますので、持ち物は今の曾於医師会の建物でございますから、行政としての協議になります。今現在、副市長レベル、副町長レベルで協議を進めてまいりまして、この存在意義というものは共通認識をいただいています。そういうことですので、今後一番基本になります概算事業費、そういうものを医師会立病院の担当者の方に入っていて、そういうものが出れば、そういうものもまた首長につないで、どういういかなる方法があるか、あと財源構成はどうなるのか、そういうものをまた国に相談をしながら、実際にやるか、やらないかというそういう段階になろうかと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

これは、現在地の改築であるのか確認いたします。また、いつまでに概算事業費を出すのか確認いたします。

3点目、いずれにいたしましても、改築は必要ですよ。移転関係はいろいろあったとしてもです。もう古くなっているわけだから。だから、やるかやらないかとい

うのはちょっと違和感があります、答弁に。やらんといかんのですよ。病院が存続するかにおいてはです。利用者も減ってないんですから。高齢者が多いものだから。だから、その点、いつも含めてこの点、議会に示されますか。

#### ○副市長（大休寺拓夫）

この医師会立病院については、以前医師会のほうでも検討をされました。その中で、新築がいいのか、別の場所にすべきか、リニューアルをすべきかということで1回検討はされたことがございます。その中で、リニューアルというのを一部は聞いております。しかし今回はまた、その話がまたもとに戻っておりますので、そこも含めて、場所等もまだ未定でございます。あと、リニューアルにするか新築にするか、そういうものについてもまだ未定でございますので、そこは十分2市1町、あるいはまた一番問題なのは医師会の問題でございますので、その意見を聞いて、それで検討していきたいと思っております。

#### ○19番（徳峰一成議員）

ぜひこれは、内容のある今後の結論を出していただきたいと思っております。大休寺副市長も力のある方でありますので、期待いたしております。

いずれにいたしましても、大きな事業費が伴っていかざるを得ない問題でありますので、やはり財政計画にも入れなければいけない。

最後に、有機センターの増設、先ほど同僚の渡辺議員の質問にも、増設したいという答弁でございました。私もこれはどうしても客観的にも増設が必要と思っております。時期的には、いつ増設することを考えておられるのか。畜産課長はおられますか。畜産課長も一番苦勞していますよね。説明にありましたよ、新年度から稼働日数を土日もふやしていくと。それでもやはり対応できないということで、農家との板挟みになっていると思っております。

やはり、曾於市は畜産のまち、特に和牛のまちでありますから、また厳しいとはいえ、生産と肥育農家は表裏一体の問題でありますので、お金がかかっても、やはりこれは増設しなければならないと思っております。市長も同じ見解だと思っております。いつごろをめどに考えているのか、あるいは検討の結果を出したいと思っておりますのか、伺います。

#### ○市長（五位塚剛）

1回目のときに、渡辺議員のときにも、国の補助事業を受けたいと思っておりますので、そのことをまず県を通じて相談をしたいと思っております。ことしじゅうには、そのことができるかどうかというのを具体的に対応を進めていきたいというように思っております。

#### ○19番（徳峰一成議員）

それは、いつごろをめどにというのはわかりませんか。

○市長（五位塚剛）

まだそれは、どういう事業があるのか確定しておりませんので、また決まりましたら報告したいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後はおおむね1時10分より再開いたします。

---

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○11番（土屋健一議員）

一般質問をいたします。

つい先日、5月29日の南日本新聞に、財部南校区のバレーボール大会100回記念大会が掲載されておりましたが、強いきずなで結ばれたその財部南校区の方々や、ずっと農林業に携わってこられた方々から、中学校跡地がもったいない、もっと何かに活用できないかと意見をいただいております。

そこで、この財部南中学校跡地は現状はどうなっているのかと同時に、財部南校区は古くから畑作の盛んな地域であり、また林業に関しても、優秀な人工林を育成してきた地域であります。そのような地域の特性である農林業と直結した活用は考えられないものか、お尋ねをしたいと思います。

次に、先般5月21日から23日まで、所管事務調査で岩手県を研修いたしました。大船渡市と遠野市であります。研修内容につきましては委員長報告のとおりであります。視点を改めて申し上げますと、車窓から見る山村風景、市街地の道路、町並み、神社仏閣、これらが我が曾於市と大分異なる美しさを感じることができました。

そこで、環境美化・道路美化についてお尋ねをいたします。道の美化里親制度の現状、問題点、今後の展開について、市道をきれいにする活動についても、同じく現状、問題点、今後の展開について、また、不法投棄の実態と対策についてお尋ねをいたします。

次に、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントについて質問をいたしま

す。

この5年ないし6年の間に、市役所職場において、上司と部下の関係で、また議員と職員の関係で、さらに各種団体の役員と職員の関係において、ハラスメントの報告は出されていないか、また、今後抑止対策はどうとられるのか質問をいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

#### ○市長（五位塚剛）

それでは、土屋議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、財部南中学校跡地の活用についての①現状はどうなっているかについてお答えをいたします。

財部南中学校跡地の全体敷地面積は2万2,821m<sup>2</sup>であり、そのうち1万7,875m<sup>2</sup>が財部南地区体育館及び運動広場として活用中であり、残りの4,946m<sup>2</sup>が旧校舎及び駐車場敷地です。

現在、この敷地内にある特別活動室を南栄工業株式会社に産業用マルチローター教習施設として貸し付けております。

1の②農林業と直結した活用はできないかについてお答えをいたします。

現在、財部南中学校跡地については、そおドローンパイロット養成校として、農業用大型ドローンの飛行訓練など、ドローン操縦の研修地として活用されております。

今後も、農林業の施設として利活用できないかを調査検討してまいりたいと思います。

2、環境美化・道路美化についての①美化里親制度の現状、問題点、今後の展開についてお答えをいたします。

道の美化里親ボランティア活動連絡会については、旧3町ごとに設立されていて、地域や職場付近の空き缶やごみ拾い、草刈りなどの清掃作業活動を行っております。

財部地区60団体713人、大隅地区64団体1,005人、末吉地区が35団体592人、全体で159団体2,310人の会員が活動しております。

会員は増加傾向にありますが、毎年度開催する総会での意見では、今後は高齢化により会員減少の予想されるとの意見があるところです。

しかしながら、多くの会員の地道な活動により、地域の良好な環境が維持されているところで、こうした活動に感謝し、活動の輪が今後も広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

2の②市道をきれいにする要綱について、1と同報告をについてお答えいたします。

本要綱の目的である市、市民及び自治会が環境美化及び道路愛護の推進に努め、もって安全に美しくきれいな道路環境の形成を図るために、市民及び自治会に協力をお願いしております。

自治会による草刈り等の市道清掃については、過疎化や人口減少により作業が困難となってきた状況もありますが、今後も自治会での対応できる範囲の作業をお願いしてまいりたいと考えております。

2の③不法投棄の実態と対策についてお答えいたします。

不法投棄の実態につきましては、スーパーやコンビニなどの袋に入ったごみが、道路の路肩や、道路に隣接している山林への投棄が特に多い状況であります。

不法投棄が繰り返し行われている場所の対策といたしましては、不法投棄された現場場所に、土地所有者の了解を得た後、不法投棄禁止やポイ捨て禁止などの看板設置を行ったりして、コミュニティFMを活用し、不法投棄防止の啓発を行っております。

3、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの①職場内の上司と部下の関係でのハラスメントについてお答えをいたします。

複数の件数があったことを認知しております。

3の②国・県・市の議員によるハラスメントについてお答えいたします。

複数の件数あったことを認知しております。

3の③各種団体役員によるハラスメントについてお答えをいたします。

この件については認知していないところでございます。

3の④抑止対策についてお答えいたします。

職員研修として、平成25年度は、県主催のメンタルヘルスマネジメント実践研修に5人が参加、平成27年度には、市の主催による全職員を対象にハラスメント・メンタルヘルス研修を実施、平成28年度には、同じくハラスメント・メンタルヘルスの研修を、係長級以上対象と全職員対象の2種類実施しております。

また、ハラスメント案件を確認した場合は、庁議においてハラスメント発生の事案を周知し、全職員へ注意喚起を行っております。

以上です。

#### ○11番（土屋健一議員）

お願いします。涙を拭きながら、ある質問をさせていただきます。もう泣きながらの一般質問と受けとめていただければいいと思っています。

まず、財部南中跡地の問題であります。唐突な質問で、こういったことはどうか、活用したらどうかという質問で、答えようも恐らくないと、そのように思ったんですが、ただ聞いていただきたいと思います。

この財部南校区という地域は、もともと畑作園芸が物すごく盛んな地域であります。1等農地が200町歩ぐらい続いているんでしょうか。そういう地域であります。

また、一方では、優秀な人工林が、財部町内でも特別優秀な人工林があるところでもあります。曾於郡で一番高い山、白髪岳、この麓にずっと優秀な人工林があると、そういうふうに御認識をいただきたいと思います。

その南校区もさることながら、曾於市を考えましたときに、大隅半島の、何という、根本というんでしょうか。それと、宮崎県南部のこの地域に隣接する曾於市ということでございまして、実は、今申し上げた2つの地域は、人工林の盛んな地域なんですね。ですから、地元の人たちが言われるには、農業もそうなんだけど、人工林と直結したようなこの南中学校跡地を活用できる方法はないものだろうか。そこあたりをもうちょっと営業をしていただきたいなど、情報発信をしていただきたいというふうに話をよく聞くわけなんです。市長としては、これを受けとめていただければいいと思います。担当課長もぜひ受けとめていただければいいと思います。

今、林業にとって、先が見通せないほど人手不足になっております。林業技術者、それから、これは伐採とか植林とか造林、重機のオペレーター、これは育成が急務なんですね。あるいは、外国人労働者の起用というのも考えなけりゃいかんと、そのように思っています。

この問題について、いわゆる申し上げたいことは、この林業地帯、宮崎県南部、大隅半島の中にあって、曾於市として、曾於市の中の財部南中跡地を、林業のそういった研修施設、育成施設、そういったものに活用をしていただけたら幸いだなというふうに思っております。受けとめていただけるでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

私たちの曾於地域は、非常に杉を中心とした人工林がたくさんあります。また、国の分収林も管理しております。今この山の伐採が異常なスピードでされておまして、また、そういう意味では、それに携わる林業人たちもふえつつあります。

つい1カ月以内だったと思うんですけど、静岡県の焼津のところで、地域で女性の方も含めた方が山を、木を切って、出して、それを皆さんで、半分はボランティアでしょうが、少しずつお金をもらっておりました。女性の方がチェーンソーを動かしながらやっておりましたが、私たちの曾於市でも、そういう山林の仕事をされる若者を育成できるような、そういう研修所みたいなものができれば、非常にありがたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○11番（土屋健一議員）

環境税の話題も少し伝わってきます。

実は、大淀川の源流でありますので、上流の地域は、下流地域に対して上流域の地域責任というのがあると思うんですね。森林をきちっと整備して、清浄な水を下流地域に送り届けるという地域責任です。こういった視点から見ても、やはり林業には力を入れ、あるいは育成をしていく研修機関と、これをぜひできたら財部南中学校跡地ぐらいを営業をしていただきたい、そのように考えておまして、この跡地問題については、以上で終わらせていただきます。

次に、道の美化里親制度について質問をいたします。質問というよりか、こっちで一方的に話しますので、受けとめていただければいいと、そのように思っております。

道の美化里親制度、アメリカロードアダプトシステム、これがありました。日本国内では、広島県の国道を愛護していこうという動きがございました。その後に旧財部町で、平成12年でしたけれども、スタートいたしました。平成12年です。その当時、もちろん財部町の活動は、団体じゃなくて、個の活動だったんですね。個人の活動でした。ボランティアですから、代償を求めない、補助金も受けない、それから、自慢もしない。ただ粛々とボランティア活動をするという、実はスタートだったんですよ。日々の生活の中で、時間も決めない、日にちも決めない、範囲も決めない。国道・県道、それから市道・農道・林道、何も決めない。身近な道路を日々の生活の中できれいにしていましようという運動なんですね。家の周りの道、お店の周りの道、事務所の周り、田んぼの土手、農道、畑の土手、草刈り、山林の藪払い、そういったものを積極的に粛々と自分でやりましようという動きだったんですね。つまり住民の、あるいは市民の郷土愛、良識に委ねていこうというのが、実はスタートだったんです。

ここで、3秒ちょっと時間をください。3秒。これ危険物じゃありませんので、お許しをいただきたい。こっちじゃない。こっちですよ。「財部町を美しく」という合い言葉で、皆さんが日常生活の中において財部町内をきれいにされておりました。もう間もなく20年ですからね。みんな忘れて、色もあせてきました。しかし、まだ立っています。この「財部町を美しく」というフレーズを気に入って、今も活動をしている人たちが、実はいるんですね。このことは非常にありがたいと思っています。

道の美化里親の活動。次の年は、おもしろかったのは、みんながイルミネーションをつけ出したんですよ。県境、都城から県道2号線を財部に入ると、これどうしたこっじゃろうかいというぐらい、小さなイルミネーションをずらっと財部の町までつるしてくれたんですね。これはもう一つの美化里親の活動だったんです。こう

いったことで、住民の生活の中で、褒めもしない、褒められもしない、ただ粛々と家の前をきれいにしていこうという運動があったんだということを、ひとつ心にとめていただきたいと思います。

そして、平成20年3月31日告示、曾於市道の美化里親制度及びボランティア活動補助金交付要綱。大体補助金を払うのは、ボランティアじゃないんですよね。奉仕活動と言えば、まだそっちのほうが聞こえがいい。ボランティアというのは、代償を求めないというのが大前提であります。

ただ、今、旧財部町のことを言いましたけど、今でもなさっている方が、財部だけじゃなくて、曾於市も大隅町もいます。

例を挙げます。県道2号線、財部町吉ヶ谷。これは、草1本歩道と車道の間を生えておりません。誰かがずっと除草剤か何か振っているんだろうと思います。

それから、県道108号線、財部庄内安久線。これも定期的に除草剤を振ったり、あるいは、刈り払い機で払ったりしている人たちがいるようです。

次に、500号線、末吉町深川。ここにもよく見かけます。ありがたいなと思っています。

それから、63号、笠木。笠木でも、縁石のところの草が生えないように、除草剤をまいたり、とったりしてくれる人がいらっしゃるようです。

それから、各金融機関。信用金庫、銀行。この職員の皆さんも、道路の吸い殻が落ちていないかどうか、朝礼前に活動をされているようです。

こういったことで、実は、曾於市全体が美しくなっていけばいいがなど、もうそのように思っているんです。要するに、ボランティア、そういった活動を我々ももっともっと高めていく必要があるんです。

一方的に話をするんじゃないで、建設課長、ちょっとお尋ねしますけど、鹿児島県がふるさとの道のサポーター事業というのをやっていますよね。これを概略わかっていたら教えてくださいませんか。

#### ○建設課長（新澤津順郎）

私知っている範囲で説明いたします。

このふるさとの道サポート推進事業につきましては、県が行っている事業で、ボランティア活動の普及啓発、それから、道路を核とした地域環境の保全工事を、それから、共生共同による活力のある地域社会づくりのために行っている事業ということでございます。県の管理する道路、およそ100m以上を管理していただくということと、日常的な管理、それから、年に1回の定期的な草刈り、花壇、それから、それに付随するものの手入れ等を美化する、そういう活動を主にしている団体もしくは個人ということになります。それにつきましては、県のほうに確認いたしまし

たところ、現在、曾於市内に8団体、それから、そのうち補助金を交付している団体が7団体あるということでございます。

以上です。

○11番（土屋健一議員）

財部の新地踏切、新地橋、そこに、ふるさとの道のサポーター事業、この道は私たちが美化活動を行っています。何と財部中ボランティアグループ「スパスイーバ」というグループでございました。教育長、褒めてあげてください。しかし、あんまり目にしないんですね、やっているところ。まあ褒めてあげてください。お願いいたします。

実は、鹿児島県がこういう活動を始めたということ。実は、住民の力に頼りたい、こういったボランティア活動を、ぜひ県道のためにしてもらいたいということのあらわれだと思うんですね。ですから、実は、一つの提案なんですけど、こういったことを曾於市内掲げたらどうかと。例えば、恒吉でもいいじゃないですか。憶地区でもいいじゃないですか。これをつくって、安いもんですよ。これをもう各自治会で立てていただく。ごみ置き場でもいいじゃないですか。みんながやっぱり我が地域を美しくしようという機運を、少しずつ高めていく必要があると思っています。県は、そういう活動を始めました。我が曾於市でも美化里親の団体じゃなくて、日々の生活の中でやっていこうじゃないかという運動をぜひお願いをしたいと思います。

市道をきれいにする要綱6条2項表彰規定、同じく9条にも表彰規定があります。美化里親要綱には表彰規定はありません。課長、この表彰規定について実例がありますか。あったら教えてください。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えします。

今この曾於市の市道路をきれいにする要綱の中で表彰規定があるわけですが、今、曾於市内で今それを、そういう対象とした表彰していないということでございます。ただ、旧町時代にこういう制度を使って表彰制度があったということは確認しているところでございます。

○11番（土屋健一議員）

いや、表彰はないだろうと思っておりました。市長、やはり頑張っている人たちは、表彰してあげること必要じゃないでしょうかね。規定があるわけですから、ぜひ考えてみてください。表彰をもらいますと、やっぱり受ける側は大変うれしくて、もっとやりたいな、もっと頑張りたいなというふうに、これは誰でもなるんですよ。一人でやっていたのが、夫婦で始める。夫婦で始めたのが、家族全員で始める。これは、その意識をどうしても上げていただくためには、表彰制度というのは決し

て無駄にはならないだろうと、そのように考えています。

表彰でおもしろいことをやっている団体がいます。地名は申し上げませんが、ある設計、設計ですね。家の設計をする人たちのグループが、いきなり表彰というのをやるんですよ。いきなり表彰と。ある町です。何かといいますと、「あなたの家の生け垣は、我が市で一番きれいでした」という表彰をするんですね。持って行って表彰をするわけです。「あなたのこの畑の土手は、シバザクラがとてもきれいでした。我が市で一番です」という表彰を勝手にするんですね。これは個人団体ですから、やっていいわけですよ。設計協会の人たちですから。そういうことを、やはりいきなり表彰みたいなことも、実は、一つは、まちづくりの何か忘れ去られた大事な面かもわかりませんね。そういったことを参考までに申し上げておきたいと思っています。

それで、市長、もう一つ。ふるさと納税をいただくときに、こういう活動を御紹介する。我が曾於市はこういう活動をやっていきますと。これは、インパクトが少しだけはあるかもわかりませんね。受けとめていただければいいわけで。

最後に、この項の最後に、環境美化、道路美化。これは、市民の機運をやっぱり高めていく必要がある。それから、市民運動の運動をリードしていかなきゃいけない。運動をやりましょうよというリード役がいなけりゃいけないです。それと、民度を高めていくと。曾於市民のそういうことに関する民度をぐっと引き上げていく。これは誰かと。これは、市長ほか行政職員の皆さんの私は知恵と行動だと思いますね。ぜひ市民の力を借りて、曾於市の国道も、県道も、市道も、里道も、農道も、全てが何となくきれいになっているよねと、そういう市づくりをすれば、私はすばらしい市に成長していくんじゃないかと思っておりますので、受けとめてください。

次に、不法投棄のことについて少し説明をしておきます。これは市民課長にはちよっと耳が痛いかわかりませんが。

不法投棄禁止。ごみを捨てる5年以下の懲役。怖いんですね。または、1,000万円以下の罰金に処せられますと。曾於市と曾於市警察署。曾於市はきれいな町、ごみの持ち帰り、ありがとうございます。これはまた若干柔らかくなった。いいと思います。

何を申し上げたいかといいますと、罰金だよという表現はいかがなものでしょうかね。これが悪いとは言いませんよ。効果がないとは言いません。ただ、今、民間は、トイレに行っても、民間のトイレは「きれいに使っていただきありがとうございます」という時代ですよ。昔は「汚すな」と書いてあったのですが、今は「きれいに使ってありがとうございます」と。そういう考え方を、少しずつ少なくしていったらどうでしょうかね。それよりか、「美しく」ですよ。美しくしてくださいね

ということをやっていくと、もっと積極性が出てくると思うんです。

それと、これも確かに「持ち帰っていただいてありがとうございます」という。ちょっと目立たないですね。目立たなかったですね。ですから、もう少し方法を考えてみて、こういう運動をぜひ展開していただきたいと思います。

我が自治会の、財部町高山自治会の夫人2人が仲良く散歩をしていましたら、沢田橋の上流右岸です。この看板が立っているところに、実は不法投棄がなされていた。ショックですよ。不法投棄しちゃいけませんよと立っているのに、不法投棄されとった。それで、散歩から帰って、もう一回車で行って、夫人2人が全部持って帰って、分別をして、自治会のほうに出したという実績があります。

今、美化里親と同じです。やぶがなければ、不法投棄はしないですね。やぶが茂っているから、そこに空き缶とか買い物袋が入ってしまうわけですね。ですから、曾於市を美しくすることで、やっぱり不法投棄もどんどん減っていくんだという認識持っていただけたらありがたいなと思います。念を押しますが、恒吉を美しく、檜を美しく。いいじゃないですか。大隅北を美しく、笠木を美しく、そういう住民運動をぜひ展開してもらいたいなという願いを込めて、この項は終わりたいと思います。

3番目の項に入ります。独演会で申しわけない。

パワーハラスメント、それからセクシュアルハラスメント、この問題について少し提言をしていきたいと思います。

パワーとは、専門書を引いてみましたら、力、それから権力、軍事力、こういった、いわゆる弱者に対しての強者みたいなものがパワーですね。それから、セクシュアルというのは、もう御存じ、性的という意味があります。ハラスメントとはどういう意味かというのを辞書で引いてみましたら、人間性を傷つけることがハラスメントだと。もう一つは、人間の尊厳を奪うことがハラスメントだというふうに、実は解説がされておりました。

5月30日、実は、この前ですよ。私が29日に質問通告いたしました。もう翌日には、南日本に「パワハラ規制法成立、初の義務化、罰則なし」。職場のハラスメント対策の強化を柱とした女性活躍ハラスメント規制法は、29日可決したと。マタニティハラスメントを行ってはならない、そういったことも入っています。パワハラ防止の義務化は、大企業では来年4月にも始まると。来年度ですよ。中小企業は同時期に努力義務でスタートをし、その後2年以内に義務づけられる。パワハラは優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により就業環境を害する。この3つを要件としたとあります。

そこで、答弁書をまた、もとに戻りますと、職場内の上司と部下の関係で、やっ

ぱりあったという報告。それから国・県・市の議員によるハラスメント、これも複数あったという報告。各種団体によるハラスメントはなかったかということに関して、これについては認知はしていない。しかし、議員がこういう各種団体の役員をして、あったかもしれない。抑止対策としては、やはり研修に行く、あるいは、全職員に注意喚起を行っていくということではありますが。

パワーハラスメント、これは絶対あっちゃいけないですよ。先ほども申しあげましたけれども、人間性を傷つける、人間の尊厳を奪うということですから、こんなことをしちゃいけないと思うんですね。

そこで、昨年年末に、12月27日、南日本新聞、出水市〇〇市議に警告。実名が入っています。職員へ暴言、業務を中断、不当行為5件。出水市の市長は、26日、市役所で記者会見を開いた。市職員への暴言や不当行為があったとして、〇〇市議に市職員倫理条例に基づき警告をしたという発表がなされております。要するに、何を申し上げたいかといいますと、倫理条例がなければ、これできなかつたんですね。倫理条例が出水市はあったんですよ。曾於市は、曾於市議会議員の政治倫理条例は3月25日に可決しました。

総務課長、よろしいですか。曾於市の場合は、曾於市職員懲戒審査委員会の規定というものがあって、これにはセクハラはあるけれども、パワハラはないと認識していますが、いかがでしょうか。

#### ○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、平成17年7月の施行の曾於市職員懲戒審査委員会規定というところの別表のところ、いろんな項目に対しての標準例が載っておりますが、その中ではセクシュアルハラスメントしか載っていないというのが現実でございます。

以上です。

#### ○11番（土屋健一議員）

市長、議会は政治倫理条例をつくりました。市のほうも市職員、これはもちろん我々も特別職の職員ですから、含めて、出水市あたりをちょっと調査研究して、このハラスメントが絶対ないように、起きないように、抑止力を持った条例をつくったらどうかと提案を申し上げますが、いや、作りませんということは言えないと思うんですけど、勉強をするお考えはないですか。お願いします。

#### ○市長（五位塚剛）

現在、曾於市においても、いろいろと私たちも心配をしている部分があります。一般の市民の方が職員に対するパワハラ的なこともありまして、職員が仕事に対し

て非常に困っている部分がありますので、そのことも含めて、私たちも何らかの対策をしようということをお検討しておりますけど、もうちょっと勉強もさせていただいて、必要ならばそういう方向も大事だと思っております。

○11番（土屋健一議員）

いかに議員であろうと、職員の皆さんをなじったり、誹謗中傷をしたりすることは許されません。実は、私たちの耳にも、その家族の方からも報告があっているんですよ。これが、これ以上問題が進展しなければいいがなという心配は、一議員として心配していますが、また、なだめても、実は、いるわけですね。家族にとっては、そういうことがあったとして、家族にとっては物すごく苦痛なんですね、若い青年たちは、親は。ですから、このパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、絶対起こさない、ない曾於市の職場環境をつくってもらいたいと、そのことを述べておきたいと思っております。

以上、涙ながらに質問をいたしましたけれども、曾於市がそれこそ美しい町に発展すればいいがなと、農業・林業も美しい、ボランティア活動をする人たちも美しい、そういったまちづくりをする市民が美しいと、そういったことをお願いをして、一般質問を終わりたいと思っております。ちょうど時間になったようであります。ありがとうございました。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○15番（海野隆平議員）

大きくは2項目について質問をいたします。明快な答弁を求めたいと存じます。

まず、ビジネスホテルの誘致についてを質問いたします。

ビジネスホテルの誘致につきましては、市長の公約の一つであり、候補地の選定や過疎地域産業開発促進条例による旅館業を含めた課税免除など、ビジネスホテル出店に対しての条件整備を整えてきたところであります。

元号も令和となり、新たな観光協会も立ち上げられ、曾於市の観光や特産品など、全国的に曾於市をPRする飛躍の年と考えております。

県外からのスポーツ交流やキャンプ、都市と地方との地域間交流など盛んに行われております。曾於市外より一人でも多く曾於市に来てもらう、曾於市を見てもらう、そのためにも、宿泊施設となるビジネスホテルの誘致は大きな課題と言えます。

ビジネスホテルの構想につきましては、4年ほど前より話が出ており、当初はながやまさんでありました。その後、計屋さんやエーエフマネジメント、AZ大和ハウスなど3事業者の名前がありましたが、現在、なぜか話がトーンダウンいたしております。私自身、市民の皆様方からビジネスホテルについての質問を受けますが、しっかりした返事ができないのが現状であります。

そこで、質問の第1点であります。市長公約の一つでもあるビジネスホテルの誘致については、現時点においてどのようにお考えであるのかお聞きしたいと存じます。

2点目の質問であります。今までの3事業者とはどこまで話が進んだのか、今後出店の見込みはあるのかお聞きしたいと存じます。

3点目の質問であります。新規事業者はあるのか。また、どのような誘致活動を行っているのかお聞きしたいと存じます。

次に、家庭内暴力、DVの実態と対応について質問いたします。

昨年からことしにかけ、毎日のように新聞・テレビ等で報道をされているのがDV、ドメスティックバイオレンスであります。いわゆる家庭内暴力の問題であります。幼児や子供に対して、せっかんという名のもとに、子供の面前で両親が暴力や虐待を行い、場合によっては死に至ったケースもあります。全く嘆かわしく、親としての義務を果たしているのか疑問に思うところであります。

最近では、福岡県において、父親がスタンガンで子供3人に対して虐待を加え、逮捕されております。全国的には、昨年摘発された虐待事件は1,380件で、前年比21.3%の増で、被害に遭った子供は1,394人で、前年比19.3%の増となっているところであります。いずれも過去最多であったと報道をされております。

鹿児島県内では、各市町村の虐待の認定件数は1,519件で、昨年より1.3倍ふえております。虐待の主なものは、心理的虐待が819件で、全体の72%を占めており、身体的虐待が198件、ネグレクト、育児放棄が100件、性的虐待が14件あったと、5月31日付の南日本新聞にて発表がされておるところであります。

そこで、質問の第1点であります。全国的にも県内でも毎年多発している家庭内暴力、DVの実態についてどのように考えておられるのか、市長のまず見解を求めたいと存じます。

2点目の質問であります。毎年多発している家庭内暴力が、DVの手口もエスカレートいたしておりますが、曾於市内のDVの実態について、件数と内容につい

てお示しいただきたいと存じます。あわせて、DVの実態に対してどのように対処されたのかお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。

#### ○市長（五位塚剛）

それでは、海野議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、ビジネスホテルの誘致についての①市長の公約であるビジネスホテルの誘致について、現時点での考え方についてお答えいたします。

本市にはホテル等の宿泊施設が少なく、帰省時やビジネス、イベント開催時の宿泊ニーズが多くあるものの、近隣市町のホテル等に頼らなければならぬ現状にあります。

このようなことから、現時点でもホテル誘致を行いたいと考えているところです。

1の②3事業者との状況と今後の見込みについてお答えいたします。

これまでホテルAZ、株式会社ながやま、エーエフマネジメント株式会社の3社と協議をさせていただきましたが、立地や採算性、資金計画の問題などから、現在は、エーエフマネジメント1社とホテル建設に向けた基本的な協議を継続しているところです。

今後は、それぞれの構想や具体的な事業展開について協議を重ねていく見込みです。

1の③、新規事業者の見通しについてお答えいたします。

これまでの3社以外に、ホテル誘致や建設についての問い合わせはないところです。

2の家庭内暴力、DVの実態と対応についての①DVの実態についての市長の見解についてお答えいたします。

曾於市においても、DVの相談件数が増加傾向にあります。DV被害者からの電話による相談と、警察からの通報が主なものです。

DVは日常の家庭内や閉鎖的な空間で起こる場合が多く、第三者が発見しにくいことから、潜在的に被害者がいるのではないかと推測しております。

2の②曾於市内のDVの実態と件数についてお答えいたします。

まず、相談件数ですが、平成26年度、平成27年度ともに3件でしたが、平成28年度が5件、平成29年度が16件、平成30年度12件と、増加傾向にあります。

平成30年度の内容については、身体的被害が6件、精神的・経済的な被害が6件となっております。

2の③DVの実態に対してどのような対処をされたかについてお答えいたします。

緊急性の高い相談があった場合は、一時的に避難させるための保護措置を行っております。その後、状況に応じて居住地を検討するなど、生活基盤の確立を優先し

ながら対応をしているところです。

また、子供がいる場合は、保育園や学校の手続や、福祉事務所や教育委員会と連携しながら、DV被害が繰り返さないよう、関係機関とケース会議を行いながら、より具体的な支援を行っているところです。

以上です。

#### ○15番（海野隆平議員）

ただいま市長より答弁をいただいたところでありますが、まず、ビジネスホテルの誘致についてであります。

今までビジネスホテルの誘致に対しまして、3事業者より打診があり、それで、誘致活動を行ってまいったところでありますが、いずれも実現に至っていないわけがあります。

そこで、1回目の答弁では、採算性やら資金計画の問題、また、ホテル建設に向けた基本的な協議を継続しているというような答弁でありましたが、再度お聞きしますけど、具体的に誘致に至らなかった要因を再度、阻害要因は何であったかのかです。一応大まかには書いてありますが、もう一回お答えいただきたいと存じます。

#### ○市長（五位塚剛）

私の知る範囲でお答えいたしますが、末吉の道の駅のところにAZさんが進出をしたいということで、地権者の方と相談されまして、資金計画を含めて契約寸前まで来たんですけど、最終的には国道10号線ではなくて、269のほうにしたいということになりまして、残念ながらそれも実現しませんでした。また、柳迫の交差点のところにも話があったんですけど、農業委員会の転用の許可がおりないということで、それも断念がされました。曾於市の大隅のところに、道の駅のところにホテルを建設したいという会社もありましたけど、駐車場の関係が少なくなるから、それについては、もうお断りをしたところでございます。

ながやまさんについては、末吉の温泉のところの敷地内を買ってもらって、今年の12月までいろいろ銀行等の打ち合わせをしたんですけど、最終的に合意ができずに、一応もう事実上の断念というところになったところでございます。

あと、屋久島にまんてんというホテルを経営されている計屋さんのところが、やっぱり曾於市に進出をしたいということで、この間打ち合わせを進めておりまして、ぜひともこれを成就したいという気持ちを持っているところでございます。

#### ○15番（海野隆平議員）

出店に至らなかった要因につきましては、今市長のほうから、道の駅のほうに話もあったようですが、契約まで至らなかったというような説明であります。なかなか

か予算、資金的な面等も含めて、大変なかなか出店まで厳しいんだなということは今痛感して聞いているところではありますが、誘致に至らなかった要因については、いろいろ検討をされたんだろうというふうに思いますが、今3社の誘致に至らなかった要因についていろいろ話がありました、そういったものを含めて、何か教訓点みたいなものはなかったのかですね。あったらお聞きしたいと存じます。

#### ○市長（五位塚剛）

市がつくるのではなくて、民間の資金を借りて、民間の方がつくるわけですので、当然民間の方も採算が合うかというのが絶対条件になってくるだろうというふうに思います。やはり100室相当の客数の建物をつくるとなると、5億円から10億円ぐらいのやっぱり建設費がかかるというふうになりますので、当然その採算ペースを考えた場合に、非常に難しいものがあるのではないかなと思っております。

しかし、このところ大崎町のほうにも、またホテルの改修が始まりました。志布志でも始まるようでございます。ですから、都城もまた新たな大丸の跡地に、大手の方が来てつくるという計画がありますので、基本的に私たちの曾於市の周りには、そういうホテルができるということは、それだけ需要があるということだと思っております。そういうことで、私たちは曾於市に一つでも100室ぐらいのホテルを建設してもらって、市民のいろんな要望に応じていきたいということで、最大限の努力をしていきたいなと思っております。

#### ○15番（海野隆平議員）

ビジネスホテルの設置の補助要件というのが、規則の第2条に対象施設とあり、（1）に宿泊定員が60名以上であること、そしてまた、多目的ホールの床面積が400m<sup>2</sup>以上であることの設置要件があるわけではありますが、この近辺は非常に人の流れも多いわけでありまして、現在の交流人口を考えたときに、ハードルがちょっと高いんじゃないかなというふうに思うところではありますが、設置要件の緩和についてはどのように考えていらっしゃるのか、また、検討をされたことがあるのかお聞きしたいと存じます。

#### ○市長（五位塚剛）

多目的ホールの関係は、やはり市がかかわるいろんな研修会とか、また結婚式とか、いろんな食事を含めた立食的なパーティーができるというのになると、それぐらいの面積も必要かなというふうに思っております。また、宿泊についても60部屋以上ということで、それは、この間検討をして条例を提案いたしました。

今後、ホテルを具体的に建設する段階になって、どうしても要綱的に厳しいという相談があった場合には、議会のほうにも再度緩和措置の条例改正というのも、場合によってはお願いをすることが出てくる可能性もありますけど、今のところは、

まだそれ以上相談を受けていないところでございます。

**○15番（海野隆平議員）**

緩和措置については、相手さんもいることですので、一応話等があれば、当然緩和の話に乗るといようなことで受けておきたいと思えます。

現在、曾於市内には、ビジネスホテルを経営されている業者もあるわけですが、外部の業者でなく、地元の業者の育成も兼ねて、地元業者に対して増築・新築・現状規模拡大等を要請されたことはあるのか、地元優先は考えられなかったのかお聞きしたいと存じます。

**○市長（五位塚剛）**

地元の建設業者、また、ナンチクさんなんかを含めたそういうところを含めて、お話をしたことがあります。だけど、自分の仕事のほうを優先をしたいということで、合意ができなかった状況であります。

現在でも地元の何かの業者の方がビジネスホテルを建設したいという要望があれば、それは、行政としては応援はしたいなというふうに思います。

**○15番（海野隆平議員）**

先ほど市長のほう答弁もありましたが、近隣では都城市、また志布志市、霧島市と、地元ないし全国展開のビジネスが着々と建っているし、あるわけではありますが、業者が、これは自主的に建てたものであろうというふうに思うわけではありますが、曾於市としても、ビジネスホテル出店に対し条件整備も整っているわけですから、設置に対しても、あらゆる媒体を通じて積極的な誘致活動を展開すべきではないかなというふうに思うわけではありますが、今のところ、ほとんど無に等しいぐらい話がないわけではありますが、そういった誘致活動に向けての展開というのは、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

**○市長（五位塚剛）**

曾於市にたくさんビジネスホテルができると、また競合して、いろいろとまたお互いに問題が起きる可能性もあります。ですから、できたらメセナ温泉を利用しながら、あそこところに温泉宿として、そして、曾於市の黒牛、黒豚、またいろんな食材がありますので、そういうものを本当においしく食べさせていただけるような、高級感もありながら、また、ビジネス的に宿泊できる、また、ふるさとに帰省された人たちが安心して泊まれるような、そういう総合的に考えられるようなのをできたらいいなということで、いろんな形でさらに努力をしていきたいというふうに思っております。

**○15番（海野隆平議員）**

今、設置場所の話が出ましたが、メセナ温泉の横の空き地が適地として今ありま

すが、業者サイドとしては、例えば、国道沿いとか、さっき話が出ましたけど、269沿いとかですね。また、町中心部を希望しているともいうふうに話も聞くわけですが、設置場所については設置者の考え方、これはある程度やっぱりもう優先すべきじゃないかなというふうに思うわけですが、設置者の意向を尊重すべきだというふうに私は考えるわけですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

当然ながら民間の方が設置されるわけですから、民間のお気持ちを尊重するというのは、これは前提であります。ですから、末吉の道の駅近辺も見ていただきました。非常に交通量も多く、一定のめどは立つんじゃないかという話もあります。だけど、今回の計屋さんの場合は、末吉の温泉のところが一番すばらしいということを含めていってらっしゃいますので、今のところは、そのことを尊重しております。

ほかにまた新しい話が出てきたら、いろんなところを紹介はしたいなと思っております。

○15番（海野隆平議員）

先ほどちょっと私自身のこともお話しましたが、私自身も市民の方から、どげんなっちゃんとなと、ビジネスホテルは前へ進んじょっとらんとかというような話は聞くわけですが、市長自身も今までビジネスホテルの設置に対しましては、市民の皆さんから要望とか意見とかあったと思うんですけど、今までなかったですかね。どのようにそれで、まああったと私は思うんですけど、そのときどのように答弁されて、お答えされておりますかね。お聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市民の皆さんたちから話があったときは、議会に報告をして、その事実どおりをしゃべっておりますので、今の現状だけを今はしゃべっているところだけあります。前に進んで確実になれば、当然明らかになりまして、議会との内容の紹介をしますので、そこまでには至っておりませんので、現状を話しているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

今まで3社以外にホテル誘致の建設については問い合わせはないところというふうに、新規事業者の質問に対しましては答弁されているわけですが、本当にないのかですね。私いろいろ風の便りで、出店についてのいわゆるビジネスマッチングとか、まあいわゆる企業誘致と一緒にするわけですが、そういった話も聞いているわけですが、市長のほうにはそういった打診は今ほとんどないんでしょうか、今のところで。再度お聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私のところに今具体的に一番確実性があるのは、屋久島の飛行場の近くにまんてんというすばらしいホテルを持っていらっしゃる計屋さんの、今鹿児島の方で新しい会社、アポロホールディングスというのを立ち上げて、京セラホテルの総支配人だった方を中に入れて、具体的に一步前進して進めようじゃないかという話がありますけど、それ以外には、市のほうにホテルを建設したいということで企画のほうには来ていないところでございます、それ以外はですね。

○15番（海野隆平議員）

ビジネスホテルの設置の話があつてから、もう既に4年が経過いたしているところであります。いまだに進展が見られない。なかなか実現にはほど遠いところでありますが、もう最近では、最近ビジネスホテルの話についても、この議会の中でも話が出ないし、もうほとんどトーンダウンしているなというふうに思うところであります。市長の公約まで入れたビジネスホテルの設置でありますので、しっかりやっていたきたいわけではありますが、市長、もう最後に、ビジネスホテルの熱意と、設置の熱意と、決意のほど再度お聞きいたしまして、この項の質問を終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曾於市に、末吉の温泉のところにホテルを誘致となると、当然ながら今、メセナ末吉の株式会社に指定管理を施設をしておりますので、また、今ながやまさんのほうでレストランの運営をしてもらっております。そういう状況もありますので、やはりその方々とよく相談をして、今後の運営をどうするのか、また、曾於市の敷地をどこまで利用されるのか、そういうのがこれからの大きな課題であるというふうに思っております。市民のために、また、曾於市の活性化のためには、ホテル誘致というのは非常に大事なことでありますので、私たち行政ができるものを一生懸命、また勉強もさせていただいて、ぜひ誘致をしたいなという決意でございます。

○15番（海野隆平議員）

それでは、家庭内暴力、DVの実態と対応についてを質問をしてみたいと思います。

今1回目の答弁で具体的に述べられたところでありますが、昨年の曾於市内のDVの件数は12件、30年度はですね、あつたというふうに答弁があつたところでありますが、ある程度内容等にも触れられておるわけではありますが、心理的な虐待が非常に多いというようなことも聞いておるわけではありますが、一時保護というようなこともあるわけではありますが、この一時保護が必要な被害者については、昨年はどうであつたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○企画課長（外山直英）

それでは、お答えいたします。

平成30年度で2件、人数で5人の対象者がおりました。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

2件で5人の対象者があったということであります。

本市もあらゆる形態の暴力の根絶を基本理念に、平成30年3月に曾於市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画を策定いたしているところであります。しかし、残念なことに、このことについては市民には周知されておられません。法的な根拠がないとしても、市民にはもっとこの、いわゆるこういった冊子もできているわけにありますけど、DV等については、もうちょっと周知すべきじゃないかなというふうに思うわけでありますが、周知についてはどのようにお考えかお聞きしたいと思っております。

○企画課長（外山直英）

議員ごらんのこの参画プランにも掲示しておりますけれども、やはりDV根絶に向けた啓発と教育については、大変充実が必要だという認識を持っております。若干御指摘のように啓発がおくれているような感じがいたしますので、そこは十分検討して、啓発に努めたいというふうに考えております。

○15番（海野隆平議員）

啓発等については、市民の方に周知していただきたいというふうに思っておりますが、しつけと虐待の境界が曖昧というふうにされているわけでありますが、厚労省では懲戒権との関係整理を進めております。市として、こういった基本的な考え方について、懲戒権を含めてお聞きしたいと思っております。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

家庭内で起きる暴力の中で、児童に対する虐待、いわゆる児童虐待というのがございますが、これにつきましては、保護者が看護する児童に対して行う行為、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待があるところでございます。

この虐待の件数につきましては、平成28年が10件、そのうち身体的が2件、ネグレクトが3件、心理的が5件、平成29年度につきましては13件、身体的が2件、心理的が10件、平成30年度につきましては15件、身体的が10件、ネグレクトが2件、心理的が3件というような形になっているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

懲戒権の問題については、今後、厚労省のほうで十分検討された中で、恐らく答申が出されるだろうというふうに思っておりますので、十分御検討いただきたいな

というふうに思っております。

DVやストーカー被害については、男女共同参画推進事業の一環として、現在、企画課内において、DV及びストーカー被害者支援事業として予算化されているところではありますが、また、この種の問題が発生した場合、一人で悩まず、早期に解決できるような相談窓口も周知は図りますというふうに書いてあるところでありますが、しかし、まだ庁舎内を見渡しても、相談窓口もなければ、相談コーナーもないわけでありまして。どこが相談窓口になるのかお答えいただきたいというふうに思うわけでありまして。

また、この冊子を見ますと、DVを受けた被害者のうち、市の窓口で相談した人は1割にも満たない状況となっておりますというふうに書いてあるわけでありまして、課長で結構ですけど、いかがでしょうかね。この相談窓口やら、相談がないちゅうのは、ちょっとおかしいんじゃないですかね。

#### ○企画課長（外山直英）

御指摘のとおり、窓口は企画課の地域活躍推進係というふうになっておりますけれども、おっしゃるように、特別相談室を設けているわけでもございませんし、専任の相談員がいるわけでもございません。そういう点から申しますと、もう少し拡充すべきかなという認識は持っております。

#### ○15番（海野隆平議員）

今ないとかいうことで答弁があったわけでありましてけど、DVとかストーカー被害については確かにデリケートな非常に部分もありますが、受付や相談口が、さっきおっしゃったとおり見えんわけでありまして。市民の方が相談に来られたときには、すぐわかるような案内板とか、先ほど相談窓口の話も出していますが、設置すべきじゃないかというふうに思うわけでありましてけど、いかがお考えですかね。

#### ○市長（五位塚剛）

市民から、また警察からいろんな相談があったときは、企画と福祉事務所と今連携をして、この対策に進めておりますけど、最終的には、福祉の部分のほうが相談の内容が深くなっていくんじゃないかなと思っております。そういう意味で、このDVの関係の対策については、今の状況でいいのかということをお内部検討しておりますので、今後機構改革がありますので、また、この建物の改修工事等も出てきますので、やはりそのあたりの全体的な状況を見て、この本庁にも相談窓口がちゃんとできるような形で、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

#### ○15番（海野隆平議員）

十分検討をしていただきたいというふうに思います。

DVや家庭内暴力については、さっき市長がおっしゃったとおり、福祉事務所の

役割も非常に大きいのではないかなというふうに思うところでありますが、この種の問題につきましては、企画課が担当課というふうに今のところなっているわけですが、県内の自治体におけるDVの窓口対応についてはどのようにされているのか、状況がおわかりなら答弁いただきたいと思えます。

**○企画課長（外山直英）**

大ざっぱでございますけれども、県内19市のうち、約半分ぐらいが企画サイド、それから、半分ぐらいが福祉事務所管轄で所管しているようでございます。

**○15番（海野隆平議員）**

いずれにいたしましても、今のところ企画課のほうが担当にはなっておりますが、福祉的な要素も十分ありますので、そこ辺はまだ今後検討する余地があるんじゃないかと思えますので、十分御検討いただきたいなというふうに思えます。

毎年、DVやストーカー被害については、市民向けのセミナーとか講演会が企画課を中心に開催されているようでありますが、これで市民の反応はどうなるんでしょうかね。講演内容や来場者数でありますけど、いかがなのかなと思うところでありますが、お聞きしたいと存じます。また、市民のDVやストーカー被害の関心度を引くためにも、いわゆるPTAとか各団体にも参加を呼びかけて、DVの実態について、やはり知っていただくということは大事なことじゃないかと思うんですけど、その点につきましていかがでしょうか。

**○企画課長（外山直英）**

研修会、講習会等の内容につきましてですけれども、やはり一般的に目を背けたような事案が多ございますので、なかなか参加者が集まらないのが実情でございますが、そういう点も含めて、重要性をさらに啓発するような内容で告知したいというふうに考えております。

**○15番（海野隆平議員）**

課長、その企画課の中でのセミナーとか講演会ですよ。市民の方々も関心のある方は来られると思うんですけど、入場の状況はどうですか。多いんですか。少ないんですか。知られていますか。

**○企画課長（外山直英）**

すいません。最近の数字は持ち合わせておりませんが、少ないというふうに聞いております。

**○15番（海野隆平議員）**

ひとつ啓蒙を図っていただきたいなというふうをお願いをしておきます。

昨年は12件の発生件数があったというような答弁でありましたが、解決に向け対処されておられるわけですが、全てが解決につながったのか、そして、いま

だに解決されない案件もあるのかお聞きしたいと存じます。

○企画課長（外山直英）

平成30年度、12件と申しましたけれども、一時的に解決しているものもございませぬし、今継続といったほうがいいのかもわからないケースもございませぬ。その辺の実数が刻々と変わりますので、ほぼ全体の12件を継続というふうに捉えております。

○15番（海野隆平議員）

非常に心理的な面もありますので、難しい問題だろうというふうには思いますが、しっかり応えていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、昨年のDV件数は12件であったというふうに何度も申し上げますが、私は、これ氷山の一角じゃねえかなというふうに思うところであります。実際の発生件数はまだまだ多いのではないかなというふうに思っているところであります。DVについては、全国的にも、また県内を見ても、実態はふえる傾向にあるわけでありませぬ。大きなこれは社会問題であり、市の広報やあらゆる機会を通じて、この問題をもっともっと私は取り上げるべきじゃないかというふうに思っているところであります。企画課だけじゃなく、教育委員会、また社会福祉事務所、場合によっては警察とも連携をとりながら、根絶に向け最大の努力を図るべきであるというふうに思うところであります。再度、市長、DVに対する決意のほどをお聞きいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○市長（五位塚剛）

保育園、また幼稚園、小学生等の親からのDVが発生した場合には、学校の先生たちを含めて、子供の異常に気づき、学校と教育委員会とよく相談して、やっぱり子供を守るというのは基本です。大きな事件にならないように、引き続きこの問題を私たちの地域でもあり得るということ想定しながら、今後また取り組んでまいりたいというふうに思ひます。

○企画課長（外山直英）

すいません。先ほどの御質問で、一時保護の件数を申し上げました。2件の5人と申し上げましたけれども、3件の5人でございませぬ。訂正してお詫びいたします。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日6日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

---

散会 午後 2時47分

**令和元年第2回曾於市議會定例会**

**令和元年6月6日**

**(第3日目)**

## 令和元年第2回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月6日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第3号）

#### 第1 一般質問

- 通告第5 伊地知厚仁 議員
- 通告第6 宮迫 勝 議員
- 通告第7 九日 克典 議員
- 通告第8 松ノ下いずみ 議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1番 重久昌樹   | 2番 松ノ下いずみ | 3番 鈴木栄一  |
| 4番 岩水豊    | 5番 湊合昌昭   | 6番 上村龍生  |
| 7番 宮迫勝    | 8番 今鶴治信   | 9番 九日克典  |
| 10番 伊地知厚仁 | 11番 土屋健一  | 12番 山田義盛 |
| 13番 大川内富男 | 14番 渡辺利治  | 15番 海野隆平 |
| 16番 久長登良男 | 17番 谷口義則  | 18番 迫杉雄  |
| 19番 徳峰一成  | 20番 原田賢一郎 |          |

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦  
主任 富田洋一

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	岩 元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱 田 政 継	農 林 振 興 課 長	富 吉 浩 幸
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	竹 田 正 博

企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛 一
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
大 隅 支 所 建 設 水 道 課 長	平 原 秀 人		

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、伊地知厚仁議員の発言を許可いたします。

○10番（伊地知厚仁議員）

おはようございます。今回、私は4項目について質問をいたします。

元号が令和に変わり1カ月が過ぎ、昭和、平成、令和と3元号の時代を生きております。改めて3元号の時代を振り返りますと、昭和は、戦争と敗戦後の復興。何も無い、食べていくだけがやっとの時代から、高度経済成長により国民総中流階級と言われた目まぐるしく変化した時代で、平成元号時代は、災害の時代と言っても過言ではないかと思えます。阪神・淡路大震災から北海道、東北、九州、全国至るところで大雨や地震による災害が発生し、その中でも東日本大震災は津波による大災害となり、死者・行方不明者1万8,430人と、国内で起きた自然災害では、戦後初めての大災害と言われている。令和の元号時代はどのような時代になるのか、一国民として見届けていきたいと思っております。

質問についてですが、平成時代は災害の時代であったと思えます。私ども総務委員会は、5月21日から5月23日まで、閉会中事務調査で岩手県大船渡市、遠野市に行き、遠野市の防災拠点としての後方支援活動の防災訓練の必要性の話を聞き、南海トラフ地震が近い将来起こると言われている。

そこで、本市の防災の考え方についての質問をします。

- ①防災についての考えは。
- ②南海トラフ地震での後方支援についての考えは。
- ③志布志市、大崎町との防災会議の開催は考えられないか。

次に、有害駆除電気柵補助についてお伺いします。

4月、5月と唐芋の植えつけもほとんど終わり、これから田植えが始まり、農家にとっては秋の収穫が楽しみかと思われませんが、イノシシによる被害も年々ふえ、

年間全国で200億円とも言われている。殺処分するのが最適であろうと思いますが、狩猟会員も少なくなり、電気柵がイノシシを追い払う手段として使われている。

現在、国より自治体への有害駆除補助金として交付されているが、その対応については各自治体に任せてあると思う。本市では、曾於市イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱で支払われている電気柵についてお伺いします。

- ①現在の電気柵補助金の現況は。
- ②ホームセンター購入での補助金は出るのか。
- ③森林組合の機材との違いは。
- ④補助金申請を森林組合だけでなく、各支所での取り扱いはできないか。

次に、はり・きゅう助成についての質問です。

本市も高齢化率が39.7%になり、今後もさらに少子高齢化が進行すると予想されます。このような中で、市民の健康への関心は、年をとるごとに度合いが増します。健康で長生きしたいというのは、誰しも思うことです。本市も保健課で健康増進事業等に力を入れ、健康保険センターでの各種事業など、市民への健康づくりを提供しています。

しかし、年をとるに身体的衰えや病気など、病院では治せない痛みなど、はり・きゅうに頼る市民も多いようです。このような市民のため、はり・きゅう助成の改正はできないかの質問です。

- ①一人年間20回の限度とする根拠は。
- ②給付額の上乗せはできないか。

最後に、市道大迫線の改良についてお伺いします。

十三迫三文字から大迫自治会までの線ですが、大隅南地区は畑地基盤整備により、畑地はほぼ改良は終わり、現在畑かん整備が進んでおります。南地域の農家は、市内でも有数の大規模農家も多く、本市の路地野菜など先進地的な地域でもあります。しかし、市道はこれまで合併後、伊屋松新留線が一部改良され、現在も長期振興計画に入っております。この路線については、その他の路線については皆無であり、今回質問の大迫線についても、ほとんどの改良をされていないと見受けられる。

南地区は高台にあるため、大雨の時期など相当量の雨水が道路を流れている状況にある。改良をされていないため、大迫線にも側溝のないところが多分にあると思う。

そこで質問です。

- ①現状をどう見るか。
- ②これまで部分改良されているのか。
- ③側溝設置の要望が提出されたと聞くが、今後の考えは。

以上、壇上からの1回目の質問とします。

○市長（五位塚剛）

それでは、伊地知議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、南海トラフ震災を想定した後方支援についての1、防災についての考えについてお答えいたします。

防災は、災害を未然に防いだり、被害を最小限にとどめるための取り組みであり、近年の地球温暖化の影響と思われる集中豪雨被害の続発や、相次ぐ地震発生などを教訓として、全国的に防災に関する関心が高まっていると感じております。

本市において最大の被害を受けると予測されている南海トラフ地震に対しては、内陸部であり津波の被害は受けにくいものの、最大震度6強を観測する可能性があると言われており、局地的豪雨被害がいつ発生してもおかしくない状況にありますので、全職員を上げて市民や企業等の参加をいただきながら取り組まなきゃならないと考えております。

1の②後方支援についての考えについてお答えをいたします。

南海トラフ地震において、鹿児島県内で甚大な被害が発生するのは、津波が襲来する大隅半島の太平洋側の市町であると予想されております。南海トラフ地震が発生した場合には、本市の被災状況を確認し、各種対応を行う中で、後方支援についても積極的に対応すべきであると考えておりますが、このことについては、本市内の災害対応に支障がない範囲での支援になると考えております。

1の③志布志市、大崎町との防災会議の考えについてお答えいたします。

志布志市と大崎町との防災会議については、現在実施していないところでありますが、今後、南海トラフ地震に限らず、さまざまな大規模災害の発生を想定し、2市1町の連携を図るためにも、防災会議開催の必要性はあると考えております。

2、曾於市イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱の電気柵補助の①電気柵補助金の現状はについてお答えいたします。

補助率は、事業費の2分の1以内となっており、現在17の方が補助金交付申請を行っております。

2の②ホームセンター購入で補助金は出るのかについてお答えいたします。

曾於市イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱の要件の中に、受益面積が50a以上とありますので、電気柵の資材が面積に見合った仕様になっているものであれば交付できると考えますが、アフター面等を考えますと、森林組合を御利用いただきたいと考えます。

2の③森林組合の機材の違いはについてお答えいたします。

森林組合が販売している機材は、ホームセンター等の機材と比べると、メーカー

の保証期間が3年と長いことや、日本電気柵協議会にも加盟しているメーカーが直接製造していることから、機材が丈夫であることで、品質の保証がなされております。また、機材の設置指導から修理等を迅速に対応をしております。

2の④補助金申請書の森林組合だけでなく各支所で取り扱えるのかについてお答えいたします。

現在、森林組合で購入の方は、森林組合で補助金申請を行っていただいておりますが、今後ホームセンター等で購入した方についても、各支所で補助金申請ができるようにしたいと考えますが、先ほど述べましたように、アフター面等を考えますと、引き続き森林組合を利用していただきたいと思っております。

3、はり・きゅう助成に関する規約の改正をの①一人年間20回の根拠についてお答えいたします。

はり・きゅうの年間20回の根拠につきましては、合併以前の旧3町の助成内容を参考に、合併時の協議により決定したものであると思っております。

3の②給付額の上乗せについてお答えいたします。

はり・きゅうの助成につきましては、平成30年度は、国民健康保険特別会計で113万4,600円、後期高齢者医療特別会計で149万8,800円助成しております。助成額につきましては、近隣市町と比較しても同程度の助成額であり、国民健康保険特別会計の今後の財政状況を考えますと、現状を維持したいと考えていますので、御理解をいただきたいと思っております。

4、市道十三迫大迫線の改良についての①現状をどう見るかについてお答えいたします。

道路幅員は5mありますが、側溝はなく、勾配が一定ではないため、一分路面水位が滞留したり、隣接山林等へ流出している状態です。

4の②これまで部分改良されているかについてお答えいたします。

県道志柄宮ヶ原福山線から大迫方面へ約400m、市道十三迫荒谷線入り口付近までは、部分改良され側溝も整備されております。

4の③側溝設置の要望が提出されたと聞くが、今後の考え方についてお答えいたします。

道路の勾配が一定でないため、全線を通しての側溝設置は難しいと考えます。排水路のある十三迫線、境迫線、大迫線へ分散して排水する側溝布設工事を、来年度より段階的に行います。

以上です。

#### ○10番（伊地知厚仁議員）

まず、質問の前に、この東北の震災ですけど、市長もいろんな機会があられたと

思うんですけど、あの震災のところに行かれて、どう感じられたかちゅうのをまず聞きたいんですけど、まず、東北の震災のああいうところに視察とか、別な件でもいいんですけど、行かれましたことありますか。

○市長（五位塚剛）

私自身、宮城県、福島県を含めた自治体の災害を受けられたそちらのほうには、直接行ってはおりません。

○10番（伊地知厚仁議員）

私も先ほど言いました今度の事務調査で大船渡と遠野に行ったわけですけど、その際、陸前高田、あそこに行きまして、あの津波の被害がどれほどだったかちゅうのを、本当この目で見て実感したところでございます。

そこで思ったのが、遠野での後方支援のあり方というのが、本当いい勉強になりました。勉強というか、何でもかこれを取り上げたかといいますと、我々のところも南海トラフがいつ来るかわからないと言われてるんです。こういったときに、いかにして災害を少なくするか、未然に防ぐかというので、この遠野の後方支援活動記録誌というのがここにあります。これを見ますと、これは本当我が曾於市も取り組んでいくべき後方支援活動になると。

まず、1ページに書いてあるのが、今回の被害における死者・行方不明者が1万9,000人、先ほど1万八千幾らと言いましたけど、1万9,000人。それに対する被害額が16兆円から25兆円とここには書いてあるんですよ。相当な死者・行方不明者、あるいは、災害復旧に当たった後のこの金額の大きさですね。もうびっくりするぐらいの大災害なんですよ。こういった災害が今後もひょっとしたら志布志あるいは太平洋沖で起こると予想をされている中で、何も手立てをとらないちゅうのはどうかと。何でもかといいますと、我々の隣接には志布志、大崎があるんです。こういった10mこそ、十五、六mから多いところなんかでは、何mですか。相当なmがありますね。こういったのが来た場合に、後方支援の大切さちゅうのを実感しました。

まず曾於市が、もちろん今のこの答弁書に書いてありますけど、まず市民の安全確認をした後に、隣接自治体の応援ですか、の支援を考えておりますよと答弁にあるんですけど、これだけじゃなくて、まず曾於市がとれる、曾於市で自分たちで支援活動ができる範囲。きのうも渡辺議員が言いましたけど、自主防災組織は100%できております。ですけど、これを組織をば防災活動にどういったなら訓練ができてるかちゅうのは、まだほとんどないとおもうんですよ。各旧町ごとでもいいですけど、集まって、防災に対する訓練をぜひやるべきち思うんですけど、全体ですすね。各支所あるいは曾於市全体でもいいですけど、このような考えは市長は持た

れませんか。

#### ○市長（五位塚剛）

南海トラフの大きな災害が発生した場合に、志布志市、大崎町の支援という意味では、曾於市の役割が非常に大事になってくるだろうと思っております。この間、都城志布志道路の建設要望については、防災の道ということで、国に対しても早急な完成のお願いをしてみました。そういう意味では、南海トラフも想定して、この道路の果たす役割ということは、もう重要視しております。

同時に、今言われるように、地震やら、また集中豪雨を含めたいろんな災害が起きたときに、市民をどのような形で救助するかということについても、そのための市の考え方というのは、もう言われるように、各公民館単位でも防災訓練を含めて行っております。今度の土曜日も、末吉の櫛校区を中心として行いますけど、この間、市のほうも担当課を中心に、各公民館あたりにそういう災害が起きた場合の避難、自主避難の取り組みをしてくださということで、いろいろ市のほうも中に入って来ております。引き続きそのことについては、また進めてまいります。曾於市全体についてのそれについてのどうするかというのは、当然ながら、それだけ人を集めるところの場所もありませんので、そのあたりのことも含めて、きのうも出しましたけど、今後、大きな課題として、岩川小学校の避難場所、また、末吉についても栄楽公園を含めた大きな避難場所、財部も含めて、ちょっとこのあたりを明確化して、市民の人たちに避難場所のあり方を、やっぱり明示する必要があるだろうというふうに思っております。

#### ○10番（伊地知厚仁議員）

今市長がおっしゃったとおり、都城志布志道路、この間、道路活用促進大会がありましたですね。そのときに、今市長がおっしゃったとおり、本当防災の道なんです。今回その道路についても、2020年度に供用開始が73%になると。金御岳・末吉、有明東から志布志インターまでつながるということで新聞に出ておりました。本当そのとおりなんです。防災の道なんです。防災の道を国が一生懸命やってくれます。その途中に、志布志から都城までの間に曾於市があるんですね。この利便性のいい曾於市で、やっぱり後方支援活動の訓練というのは、ぜひやっていただきたい。

6月1日の新聞にも、南海トラフについて総理が事前避難指示をするというような、こういった新聞も出ております。国にしても、今いろんな災害が多いですから、こういった避難をいろんな形で早く出すと、指示を早く出すというふうに今変わってきておりますので、そこら全体をぜひ、私が言いたいのは、志布志と大崎と曾於市で防災協定。協定じゃなくても防災会議。会議を早くしていただきたいんですよ。

どうですか、市長。これ、もう市長が判断すればできることでもんね、相手方にこういった防災会議をしますよと相談をしてやれば。ぜひやっていただきたいんです。

**○市長（五位塚剛）**

志布志市と大崎町は、同じ曾於の消防組合の同じメンバーでありますので、消防の会議もありますので、そのことも提案をしてみたいというふうに思います。

**○10番（伊地知厚仁議員）**

では、さっきの渡辺議員が言いましたとおり、この後方支援体制の必要性ちゅうのは本当あります。この記録誌がありますので、市長にもちょっとお話ししたいと思います。

まず後方支援活動の、22まであるんですけど、項目ごとにちょっとお話しします。

①が、防災対策本部の体制と活動。②が、情報通信。③庁舎内の情報共有。④が、避難者受け入れとの待避所運営。⑤が、炊き出し活動。⑥医療保険活動。⑦が、衛生活動。⑧が、給水活動。⑨が、市民及び防災災害不明者の安否確認。⑩物資の受け入れ及び供給と物流センターの運営。⑪燃料確保。次の⑫が、広報活動。⑬が、災害ボランティアセンターの設置と運営。⑭が、被災地への人的支援。⑮が、入浴支援。次が、遺体安置所の設置。次が、応急仮設の住宅。次が、市内待避者の把握と支援体制。次が、自衛隊・警察・消防隊の受け入れ。次が、県外自治体との支援体制の受け入れ。次が、集会所における支援体制の受け入れ。最後が、自治体間の水平連携というような、こういったたくさんの項目で後方支援の記録ができておりますので、ぜひこういったのも活用をしながら、ぜひ志布志、大崎との防災会議の開催を強く要請をしたいと思っております。

今回、教育委員会でも遠野市を学校給食センターの設置で研修されたと思うんですが、そのときに教育委員会は誰が行かれましたかね。防災関係は見ていないかな。いいですか。

**○副市長（八木達範）**

私も遠野市に行きました。あそこで給食センターを視察しましたが、あそこは炊き出し関係を一応準備をしているということで、だけど、なかなか利用することはどうかなという話は聞きました。

**○10番（伊地知厚仁議員）**

いろいろ遠野の奇跡と言われるぐらいの後方支援活動をやっております。これも一番トップの本田市長が音頭をとって、周りの自治体を巻き込んで後方支援活動をやっているんですよ。ぜひ、五位塚市長、周りを巻き込んで後方支援活動をやってくださいよ。話をしてください。

後方支援については、以上で終わります。

次は、イノシシ被害についてですが、答弁書では、補助金の2分の1、17名が補助金申請を行ったとありますが、この17名は昨年の申請者の数になるんですかね。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

ことしの5月末で、現在でございます。

○10番（伊地知厚仁議員）

年間ならどのぐらいの申請者の数があるんですかね。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

平成30年度が24基、29年度が15基、28年度が63基となっております。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

大分ばらつきがあるようですけど、この申請の、まあ私の質問でもありますが、森林組合を通じて申請書を出してもらおうというようになっておりますけど、きょうの答弁の中では、各支所でも申請ができるようにしたいと、そういうふうに答弁もらっております。この申請の、いわゆる流れについて、説明をいいですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

森林組合で購入の場合は、まず農林振興課のほうに問い合わせをしていただきまして、補助金要綱のこの50a以上あるかという面積確認をします。その後、大丈夫でしたら、森林組合のほうに行ってくださいまして、事務委任の手続をしていただきまして、後は、森林組合のほうで補助金申請、それから、現地のほうで電気柵を立てた写真を撮って、補助金の実績書まで出させていただきます。

もし量販店というか、そういうホームセンターで買われた場合は、まず市役所のほうに、農林振興課のほうにまず問い合わせをしていただきまして、まず面積の確認が50a以上あるかないかという確認をしまして、その後に、そのホームセンターで見積もりをとっていただきます。その後に、見積書と一緒に補助金申請をしていただきまして、その後、交付決定が出まして購入と。この後に実績書を出していただくと、そういう流れになるかと思っております。

○10番（伊地知厚仁議員）

今の答弁を聞きますと、森林組合で申請したほうが、流れとしてはやりやすいというような答弁ですね。ホームセンターの場合は自分で一切をしないといけない。写真から何から全部撮って申請しないといけないということですね。

○農林振興課長（富吉浩幸）

はい。そのとおりでございます。

○10番（伊地知厚仁議員）

私ちゅうか、相談があったちゅうのは、ホームセンターのほうが金額が安いから、だから、農家としては、やっぱり安いほうの機材を買いたいというようなことをよく聞いたんですよ。そうした場合に、今この答弁書に書いてあるようには、一応森林組合のほうの機材のほうが保証期間も長いし、電気柵協会にも加盟しているために機材が丈夫であるというようなことが書いてあるんですけど、機材の違いちゅうのはそんなにあるんですかね。

○農林振興課長（富吉浩幸）

機材につきましては、ホームセンターあたりに私も行きまして調べてみたんですが、入ってすぐ2万幾らとかちゅう、そういう表示がしてあるんですけど、その分については、電気柵本体と、それから、電気のメーターが300mとか、そういうやつで、そういうふうになっていますので安く見えるんですけど、それを50a以上、50aの仕様書にしてみますと、そんなに差がないように思われます。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

認識を改めました。

あとは、今度は、この要綱によりますと、受益戸数が3戸以上で、さっき言った受益面積が50a以上ということになります。1カ所でこうして農家がまとまれば、確かに5反歩以上まとまるち思うんですけど、この50a以上ちゅうこの面積の緩和は、市長、できないもんなんですかね。

○市長（五位塚剛）

面積を50a以下の方々も支援してほしいという要望だろうと思います。そのことについては、まだ具体的に内部検討はしておりませんので、今後検討をさせていただきたいなと思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

何でかと申しますと、被害、イノシシがやっぱり相当ふえている状況にあると。私も見るんですけど、最近オレンジのテープがいっぱい張ってあるんですね。あれは、私は最初は電気柵があるから注意をなさいよちゅうテープかと思ったら、そうじゃないみたいで、やっぱりイノシシあるいは有害駆除のタヌキとか、そういうのを畑に入らないための一つの方法であるというふうに思っているんですけど、効果としては、課長、あれ、あるんですかね。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お答えします。

なれるまでは効果があるというのは聞いています。

#### ○10番（伊地知厚仁議員）

入ったところになれてしまえば入ってくるんですよ。そうした場合に、やっぱり最終的に、やっぱり電気柵で追い払うしかないちゅうもんですよ。だから、さっきも市長にお願いしましたとおり、この受益面積の緩和ですね。これはぜひ検討をしてください。またいい回答ができるのを期待しております。

それと、その各支所での取り扱いですね。これも聞いてください。森林組合だけを窓口じゃなくて、やっぱり各大隅、末吉、財部、どこでもこの申請ができるというような、そういった方法と。

もう一つ言いたいのが、電気柵をやっぱり市が補助をしておりますよというような広報活動も必要じゃないかと思うんですよ。大体聞けば、電気柵が8万円ぐらいと聞いております。そのうちの2分の1の4万円。4万円が補助できるわけですので、農家にとってはありがたいですもんね。その8万円、これも補助金についても、各自治体によって大分違うんですね。3万円もありゃ、5万円もあるし、10万円もあるし、どこの金額が妥当かちゅうのは言えませんが、できるだけ農家に喜ばれるような、そういった補助金をお願いしたいと思います。

次に、はり・きゅうについてお伺いします。

はり・きゅうの根拠が、合併前の旧3町の助成内容で決まったということは、結局もう14年近くなりますけど、これは全然上乘せがしていないということです。先ほども言いましたように、14年ぐらい前の高齢化率がどのぐらいやったか私もちよっと調べていないんですけど、この14年間で相当高齢化率が上がったと思うんですよ。こうした中で、市がはり・きゅうに対して全然上乘せがないというのも、どうかなち思うんですけどね。答弁書には、国民健康保険特別会計の今後の財政状況を考えてと書いてありますけど、その上乘せがたくさんちゅうか、今600円ですけど、これを2,000円も3,000円もちゅうわけじゃないんですよ。

今、この国民健康保険特別会計で113万4,600円と後期高齢者医療特別会計で149万8,800円と書いてあります。一人当たり600円の年に20回ですから、1万2,000円。1万2,000円で割りますと、国民健康保険のほうが大抵100人ぐらいですよ。後期高齢者が120人ぐらいあるんですか。合わせてどっか200人ちよつとですよ。

国民健康保険受給者、後期高齢者受給者の数ちゅうのは、今幾らあるんですかね。

#### ○保健課長（桐野重仁）

それでは、伊地知議員の質問に対してお答えいたします。

国民健康保険の被保険者の3月末現在で申しますと、被保険者数が1万209人で、

後期高齢者につきましては、ちょっと資料を持ちませんが、8,600人程度いらっしゃると思います。

以上です。

○10番（伊地知厚仁議員）

合計の数が大体1万8,600人、そういった数になりますよね。そうした場合に、このはり・きゅうでもらっているはり・きゅう申請者の数ちゅうのが約200人ぐらいですから、%に言えば、2%あるかないかぐらいの人数になるちゅう思うんですよ。これを600円を、なら1,000円に上げたとしても、400円の200人したときに80万円。80万円の上乗せができるちゅう私は思うんですけど、この80万円が大きな金額か、市の財政のこの国民健康保険の特別会計にしわ寄せの金額かなと思うんですけど、市長、どうですかね。

○市長（五位塚剛）

合併前からこの制度はありまして、3町の足並みをそろえて、引き続きずっとやってきましたけど、この曾於市になって、利用される方々から具体的に補助率を上げてほしいとか、もうちょっと使う人数がふえているから予算が足りないとか、実際そういうことについては出てきていない状況なんです。ですから、国保の利用される方、後期高齢を使われる方々、これはやっぱり同じ市民でありますので、これはもうやっぱり同じくしたいなと思っているんですけど、そのあたりのことも含めて、実態を本当にどうなのかということを含めて、再度調査と、また市民の声も聞かせていただきたいなと思います。

○10番（伊地知厚仁議員）

私は、市長に言いたかったのは、この後期高齢者の分だけでもできないかなと思ったんですよ。国民健康保険の場合は、結局自営業者がほとんどですよ。後期高齢者の場合は、もうほとんど年金で生活している方々ですので、この後期高齢者分の120名ぐらいの申請者がいらっしゃいますが、この部分だけでも値上げをと思って、これを取り上げたんですね。今、高齢者がふえております。すると、鍼灸、はり・きゅう院もかなり市内でもふえているんじゃないかと思うんですよ、年寄りが行かれますので。やっぱりこういった方々に厚い曾於市の手助けをしていただきたい。

何でかといいますと、今まで、まあ市長もですけど、子供のほうに目線が、まあ国もですけど、入っていますよね。18歳まで医療費無料化、あるいは保育料の軽減、あるいは給食の一部負担とかいうようなので、子供のほう、子育てのほうにどうも各自治体、国もですけど、行っております。そこをもう一回このお年寄りの方にもぜひ目を向けていただきたい。ぜひ検討をしていただきたいと思います。この後期

高齢者の部分だけでもいいですから。これも市長判断でできるんじゃないですか。

**○市長（五位塚剛）**

高齢者の方々に目が行っていないというわけではないんですね。今、本当に元気な市民がふえておりまして、きょうも天気がいいですので、もう末吉のグラウンドゴルフ場には、もう朝早くからおそくまで来て、元気に楽しんでいただいております。そういう元気な市民をつくるというのは行政の役目でもありますので、やっぱり元気になっていただきたいと思います。もう病気をした人は早く治して、回復していただきたいと思います。はり・きゅうもそれも一つの方法だと思いますけど、高齢者だけというか、それが後期高齢の人たちができないかということも含めて、再度、先ほど言いました現状をちょっと調査をさせていただきたいと思います。

**○10番（伊地知厚仁議員）**

ぜひ前向きなふうで検討をしていただきたいと思います。

次に、最後の十三迫大迫線ですね。大迫線についてお伺いします。

現況を私も見に行きました。そしたら、やっぱり側溝がついていないですね。手前のほうの、この回答にも、答弁にもありますが、手前のほうは少しだけですが、ついておりまので、宮ヶ原福山線からここには400mち書いてありますが、部分的についておるのは確かです。

しかし、大迫のほうに行く、要は、今度の要望書にありました境迫付近が、ほとんど側溝がついておりません。ですから、今までも多分、大雨の時期は多分道路を流れていたと思うんですよ。これを今度要望書で出すちゅうことで、市のほうも側溝の布設について、来年度より段階的に行いますというような前向きな回答もいただきました。

先ほどまた、市が最初の壇上で答弁しましたとおり、あの付近はやっぱり高台なんですね。まず排水、側溝をつくっても、流末処理をどうするかというのが一番大切だと思います。まず流末から行って、道路の側溝というようなふうには工事になるのかと思います。

きょうのこの回答を見たときに、多分大休寺副市長が行かれて見られて、こういったような答弁をもらったと思います。大休寺副市長、どうでしたか、その現地は。

**○副市長（大休寺拓夫）**

私どもも大隅の建設水道課と一緒に現地を見ました。高台ですので、あふれることはないのかなと予想しておりましたが、現実として段差がない状況、あと、今言われました流末のほうがそんなに大きくないという状況で、境迫の下のほうの南側ですね。あっちへ流そうかなと思っていたんですが、とても流末が耐えきれないだろうということで、いろいろ技術的なこともありますので、方法としては、今

市長が申しあげましたそれぞれの分散した排水路もありますので、そちらへ分散してできないかどうかですね。要は、今言われた大きな流末、そこをいかに利用して分散させるか。あと、また畑かんのほうにも流れているものありますので、ちょっと技術的に非常に難しいかなと思いますが、ちょっと研究をさせていただいて、また県やら国の力を借りて、またいい方法があれば段階的にやっていきたいと思っています。

○10番（伊地知厚仁議員）

私もそう思ったんですよ。市の単独じゃなくて、県・国でいい補助事業がないかなと思って、これを取り上げたんですけど、大迫までのあの、今ちょうど下のほうから上のほうに人家がどんどん上がってきておりますので、だから、要は、排水口が欲しいというような要望が出たと思います。ぜひ今後いい補助事業でもあれば、そこらへんたいも緩和をしながら、ぜひやっていただきたいと思います。来年度というようなことですので、ことしで測量設計までは行けないんでしょうね。

○副市長（大休寺拓夫）

ことしは、ちょっとそれぞれ優先順位がありまして、もう入れておりますので、あと、また技術的な面もありまして、そこあたりも県とかお聞きをして、技術的なことですね。そこをいただきながら、来年度委託をどうするかという方向性ですね。そこもちょっと研究させていただきたいと思っております。一番早いのは、市単独の排水路事業がございますので、これに若干乗せられるかどうか。一番早いのはですね。そういうことがございます。

○10番（伊地知厚仁議員）

少しでもいいですから、市の単独でもいいですから、後の全体的なのは、また補助事業等も計画していただければと思っております。

今回4つの質問をしましたが、一番は、やっぱり市長に言いたいのが後方支援活動ですね。ぜひ市長が音頭をとって、志布志、大崎とやっていただきたい。もうこれに尽きると思います。私なんかも、今回の事務調査でも全委員が後方支援活動の大切さちゅうのをもうつくづく感じましたから。

これで終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分  
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

日本共産党の宮迫勝です。今回、私は大きく4点にわたり、質問いたします。

最初に、財部高校跡地の利活用について質問します。

3月25日の全員協議会で、高等教育機関設立可能性調査報告の資料が出されました。実に、92ページにも及ぶ報告書であります。短期間でアンケートを含めた調査報告をされた3人の企画監の皆さんにお疲れさまでしたと心から申し述べたいと思います。さて、①設立可能性の調査報告に基づき、どのような作業を行うのか、スケジュールを示してください。

②番目として、大学設置にかかる施設整備費の概算見積額は幾らになるのか。

③番目として、開学準備期間にかかる経費は幾らになるのか。

④番目に、②と③の財源の内訳を示してください。

⑤、報告書では高校生のニーズ等が記載されています。しかし、人口減少が続く中で、10年後、20年後の高校生の人数等の資料は添付されておりません。この高校生の10年後、20年後の人数をどのように予想、分析されているのかお示してください。

⑥番目として、財部高校跡地の利活用については、畜産関係の事案もあると聞きました。具体的にはどのようなものなのか、説明を求めます。

大きな2番目に、本庁・支所機能再編についてお尋ねいたします。

①、3月19日付で曾於市行政改革推進委員会の答申書が出されました。答申書の概要を示してください。

②、答申を受けての今後のスケジュールを示してください。

③、本庁・支所機能再編は、市民の理解を得ることが不可欠であると思いますが、市長の考えを伺います。

④、どのような方法で市民の理解を得るのかお聞きいたします。

大きな3番目、国保税の減免についてお尋ねいたします。

①今、全国的に高すぎる国保税の引き下げをという声が広がっています。そこで、直近の国民健康保険加入者の世帯数及び被保険者数は何人かお尋ねいたします。

②国保税は所得割、均等割、平等割、試算割で課税されますが、それぞれにどのように課税されるのか、説明を求めます。

③として、39歳以下の被保険者の均等割は幾らになるのかお示してください。

④、18歳以下の均等割を免除するためには財源が幾ら必要か、お示してください。

大きな4番目に、学校等教育施設の維持管理について、お尋ねいたします。

①として、各学校のプールで循環器を設置しているのは何校かお尋ねいたします。

②循環器の調子が悪いという相談を受けましたが、調査点検を行い、調子が悪い箇所があれば早急に対策をとるべきだと思いますが、教育長の見解を伺います。

③市民より、財部の運動公園にある野球場のスコアボードが壊れていて使えないとの指摘を受けました。確認の上、修理を求めたいと思います。

教育長の見解を求めて、1回目の質問といたします。

#### ○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2と3について、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の4については教育長に後から答弁をさせます。

1、財部高校跡地の利活用についての①高等教育機関設立可能性調査報告に伴う、今後の作業とスケジュールについて、お答えいたします。

現在、報告内容の精査を行いながら、事業費等についての活用できる国、県補助金や交付金等の有無について確認作業を行っている状況です。報告書で指摘のあった課題については、解決のめどが仮に立った場合、総合振興計画や財政計画の変更を含め、具体的な作業に入ることとなります。スケジュールとしては、開学予定の4年前には施設整備や法人設立など準備を行う必要があります。

1の②大学設置にかかる施設整備経費の概算見積額について、お答えいたします。

施設整備経費ですが、教室の改修などの工事費が16億4,879万円。基本設計や実施設計にかかる経費が1億3,590万円。教授等の住宅や学生寮が7億円。看護、教育に必要な機械器具や図書費、事務用品などの設備費が2億1,575万円となり、合計が27億円と試算しているところであります。

1の③開学準備期間の経費についてお答えをいたします。

準備期間を3カ年とした場合、主に人件費になりますが、1年目に4,300万円、2年目に9,644万円、3年目に1億1,100万円となり、合計で2億5,000万円と試算しております。

1の④、②と③の財源内訳について、お答えいたします。

まず、②の施設整備経費につきましては、基本的に国庫補助金や交付金等がないため、地方債または一般財源での支出になると考えます。

次に、③の開学準備期間の経費につきましても、すべて一般財源での支出となる見込みです。

1の⑤人口減少が続く中、10年後、20年後の高校生の数の予想、分析されているのかについてお答えいたします。

県が発表した平成30年10月1日時点での、年齢別人口によると、高校生対象年齢

の人口と10年後に高校生に達する人口を比較いたしますと、1万5,581人が1万4,745人となり、5.3%減少するという数値になっております。20年後についても、近年の出生数減少の推移から、10%から15%程度減少するものと、推測されます。

1の⑥財部高校跡地の利活用における、畜産関係の事案について、お答えいたします。

現在、鹿児島大学と宮崎大学が共同で整備運営する計画が進められている南九州畜産業動物疾病制御教育センターについて、両大学の間地域である曾於市、都城市、及び三股町圏域において、候補地選定作業が行われております。この施設は全国の獣医師系の国立大学において、慢性的に産業動物臨床実務実習の場が不足していることから、施設整備の構想があり、鹿児島大学共同獣医学部の学部長や関係教授からJRや道路等の交通アクセスのよさ、多くの畜産関係機関と企業が集積する曾於市に教育センターを整備できないか、打診があったところです。

2、本庁・支所機能再編についての①曾於市行政改革推進委員会の答申の概要について、お答えいたします。答申内容の主なものは、人口減少が加速する中で、職員数の縮減を図りながら、行財政運営の効率化を実現していくために、本庁機能が分散している教育委員会、農業委員会、福祉事務所を本庁に集約するなど、組織の再編を行い、支所は防災、地域振興及び本庁と同等の窓口サービスを行うよう記載されております。

また、これにあわせて老朽化し、耐震化のない支所や市庁舎や中央公民館のあり方について、記載されております。具体的には、本庁舎は防災拠点の機能を負うとともに、市民に優しいスペースも配慮して増築を行い、駐車場については抜本的な改善を望むことが記載されております。大隅支所及び大隅中央公民館については、2つの施設の複合型で市民に優しい施設として、防災上の観点から大隅文化会館周辺に移転改築すること。財部支所については、改築を行い、財部中央公民館につきましても、耐震調査を実施した上で、耐震性がない場合は補強工事を実施、利活用することなどが記載されております。なお、付帯意見として、大隅、財部地域振興検討委員会や岩川市街地活性化検討委員会の答申は地域の代表方々の意見であることから重視することの記載もあるところです。

2の②答申を受けての今後のスケジュールについて、お答えをいたします。

大隅地域振興検討委員会、財部地域振興検討委員会、岩川市街地活性化検討委員会及び曾於市行政改革推進委員会の各答申をもとに、現時点での市としての計画を決定しました。今後は、これまでの経過と市の計画を市民に説明するとともに、市民アンケートを行う予定にしております。市民説明会の時期については、本年7月中旬以降に行い、場所については、末吉地区は昼、夜1回ずつの2回、大隅地区及

び財部地区は各校区公民館ごとに夜に1回ずつ行う予定ですので、合計13回となります。市民アンケートの実施については、本議会の議会に提案しております補正予算が承認されてから準備を進めることとなりますが、現在のところ、8月から9月にかけて実施する予定としております。これらの結果をもとに、最終的な市の方針、計画を決定し、議会の皆さまに提案しながら進めていきたいと考えております。

2の③本庁・支所機能の再編は市民の理解を得ることが不可欠であると思うが、市長の考えはについて、お答えいたします。

市民の御理解を得られるよう、最大限努力をしてみたいと思います。

2の④どのような方法で市民の理解を得るのかについて、お答えいたします。

先ほどお答えしました市民説明会の中では、丁寧な説明を行い、質問等にはしっかり答えていきたいと考えております。市民アンケートについては、アンケート用紙のほかに、市の計画案同封した上で、アンケートについてお答えいただくことを考えております。また、その際、市民から出された意見、要望については、真摯に受け止め、しっかりとお答えし、対応していきたいと考えております。

いずれにしましても、市民の皆さまの御理解を賜るよう、最大限の努力をしていきたいと考えております。

国保税の減免についての①直近の国民健康保険加入の世帯数及び被保険者数についてお答えいたします。

平成31年3月末現在、一般及び退職被保険者の国民健康保険の加入世帯は6,393世帯、被保険者につきましては、ここでちょっと訂正をお願いします、1万2,751人となっておりますが、1万209人と訂正をさせていただきたいと思います。

3の②国保税の課税方式についてのお答えをいたします。国保税は医療分、後期高齢者支援分、40歳から64歳までの世帯がいる場合は介護分を含めた合計額となり、課税につきましては、所得割は前年の所得金額から基礎控除を引いた課税所得額の10.3%、均等割は世帯の国保加入者数に3万5,000円を乗じた額、平等割は世帯に対し3万円、試算割は今年度の固定資産税のうち、土地家屋にかかる分の45%の合算額となります。また、課税限度額は96万円となっております。

3の③、39歳以下の被保険者の均等割についてお答えいたします。

平成31年3月末現在の39歳以下の被保険者の均等割額は6,003万2,000円となっております。

3の④、18歳以下の均等割を免除するための財源についてお答えをいたします。平成31年3月末現在の18歳以下の被保険者数は972人であり、均等割額は2,721万6,000円となっております。そのうち、法定の軽減対象が658人で、軽減額は945万2,000円となり、均等割の全額を免除する場合は、差引の1,776万4,000円の財源が

必要になると試算しているところでございます。

あとは、教育長が答弁をいたします。

**○教育長（瀬下 浩）**

4番の学校教育施設の維持管理についての①各学校のプールで循環ろ過機を設置している学校数について、お答えします。

学校プールの循環ろ過機は小学校7校、中学校2校に設置されていますが、老朽化により、6校は稼働していない状況です。

4の②循環器の修繕についてお答えします。循環ろ過機の修繕については、本年度、末吉中学校分を予算化しており、まもなく発注する予定です。他の学校については、施設が老朽化していることから、調査、点検を行い、状況に応じて必要な修繕等を行いたいと考えております。

4の③財部の運動公園にある野球場のスコアボードについてお答えします。

平成29年7月にスコアボードのカウント表示の電気灯が作動しない状況報告がなされ、バックネット裏の放送室にある電気操作盤並びにスコアボードの点検を専門業者に依頼して実施いたしました。その結果、修繕は不可能であり、また、新規購入となると工事に多額の費用がかかるとの回答があり、検討した結果、現在の移動式LED得点版を購入して、利用しているところでございます。

以上でございます。

**○7番（宮迫 勝議員）**

それでは、まず、2回目の質問で財部高校跡地の利活用について、お尋ねいたします。

私はこの財部高校跡地に看護系の短期大学の設立が上手くいけば、地元の活性化につながるものだと思っています。市長もこういう同じ認識でよろしいでしょうか。

**○市長（五位塚剛）**

同じ認識でございます。

**○7番（宮迫 勝議員）**

私はこの報告書を読んで、実際こんなにお金がかかるのかと本当びっくりしました。市長はこの報告書を読んで、述べられました事業費の費用が約27億円、準備するための予算が2億5,000万円。この金額を見たとき、聞いたときにどう感じたか、その感想をちょっと述べてください。

**○市長（五位塚剛）**

私の場合は、民間的な状況を考えておりましたので、我々役所が公共単価で、またいろんところの、大学等の、そういう公共単価を参考にした数字をこれ計算してありますので、正直なところ私自身も非常に驚いているところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

今、公共単価とおっしゃいましたけれども、公共事業でやる以上は、この公共単価は仕方ないと私は思っています。この報告書の90ページにも書いてありますように、現在のところ単独での公立大学法人への施設等整備補助がないことから、大学設置の必要性と地域振興対策を丁寧に説明し、施設整備事業補助金の創設について検討を求める必要がありますと。またこれから補助金がないから、そういうのもしなさいって書いてあるんですね。さらに、開学までの準備期間の経費も書いてあります。国や県等からの財政支援がなく、起債も該当しないため、市の一般財源のみの負担となる。こう書いてありますけど、今、私が言ったこれで間違いないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的にはこの通りでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

基本的にはと言っても、出された報告書に基づいて私たちは考えて、調査して、議論をしているわけですから、この調査報告書をもとに議論をしていただきたいと思います。

そこで、この報告書の91ページですかね、この中にこういう一文があります。今の続きで、一般財源のみの負担となることから、既存事業の見直しや基金残高等を考慮し、検討する必要があると書いてあります。こういうことについて、きのうの市長答弁で、今、基金のいっぱいあるからこれも活用したいということがありました。でも、基金についてはそれぞれ目的別の基金であり、どのくらい、これについて使えるのか、そういうのを財政課もまじえて検討はされたのか。この報告書を受けて。確認を求めます。

○市長（五位塚剛）

この報告書をまとめましたけど、これで事業をするということをまだまったく決定しておりませんので、どの部分を使うとかまだ決めておりません。ただ、財調については基本的には使えるだろうと思います。また、いろんな今後の場合によっては、ふるさと納税の基金もこれはもう自由に使えますので、そういうことも可能だというふうに思いますけど、ただこの前提として、この27億円でやろうということについて、まったくそこは決めておりません。

○7番（宮迫 勝議員）

それではお伺いします。この看護短期大学の設置を進める、あとは断念する、これを判断する基準、これはなんですか。

○市長（五位塚剛）

こういう事業をする場合は、やはり曾於市の5年、10年、20年、50年後の曾於市の状況というのが今後どうなっていくかというのを、やはり先を見ていく。場合によっては曾於市の人口をふやす、曾於市の活性化、また財部のまちづくりをどのようにしていくか、それを十分我々行政のほうがよく勉強もして、同時に特に財部の方々にこの構想を理解してもらって、そして財政的な問題も、きのう少し触れましたけど、学生寮をこのような形で作ろうとすればこうなりますけど、これは別につくらなくてもいいと思うんですね。民間の方々にアパートをつくってもらってもいいし、場合によっては今あるいろんな空き家等対策を生かすとか、方法は幾らでも私はあると思います。

将来的に、財部の駅に特急を止めるための1つの大きな施策でもあるし、財部のまちを生かすための私は大きな起爆剤になるとそういうふうに思っております。

まだ、今後、いろいろ最終的に決めなきゃならない問題もいっぱいあると思います。私はこの財部高校については、耐震化もできているし、ここ数年前まで子供たちが勉強していたところですので、そのまま使おうと思っても私はできると思います。そういう意味では、お金をかけなくてもできるという気持ちも持っておりますので、そういうことも含めて、総合的に判断したいというふうに思います。

#### ○7番（宮迫 勝議員）

今、10年後、20年後、50年後という言葉も出ました。しかし、私がさっき10年後、20年後の高校生の人数をどう予測しているのか、10年後で人口が5.3%減少する予測、そして20年後は10%から15%、これは曾於市だけじゃなくて全国的なんですね。だから、こういう人たちが、人数が減った場合に、この短期大学以外にも都城市、隣の加治木も含めてそういう看護系の学校がいっぱいあります。すべての人がここに来てくれるんだったらそれは続くでしょうけど、やっぱりそういうところも考えていかないと、私はいいとこだけを見て、マイナスのところも見ていかないといけないんじゃないかと思えます。どうでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

私たちの曾於地域を取り巻く鹿児島市内から宮崎市内まで、いろんな看護系の学校があります。准看を含めて、また都城の藤元病院がしている施設を含めていろいろあります。一番大事なのは公立大ということなんです。これは公立大であると、非常に安心して親御さんも送れるし、また国からの交付税措置も1人当たり約90万というのが今のところ保証されているし、そういう意味では安くて、確実な勉強ができる体制づくりというのが公立大のよさだと思います。そういう意味では、1学級80人の看護の子供たちを集めるというのは、私は十分可能だというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

市長は可能だと言って、私はさっき1番目に聞いたこの看護系の短期大学がうまくいけば、その後の制度に対する交付税措置は期待できます。だけど、その間に約30億円のお金があるわけですね。当然、その30億円っていったら曾於市の年間の1割強ですよ。この事業のどっかを見直ししなきゃいけない。だから、そういうところも含めて、判断してほしいんですね。私はもう率直に言って、市長のこの看護短期大学の設置については断念を求めたいんです。腹の気持ち。本当にいい構想なんですよ。うまくいけば。だけど、財政的に将来のことを考えたら、私は市民の方に責任を持って賛成とは私は言えません。だから、市長は、今ここですぐわかりましたってことで意見表明はできないと思います。だから、さっき言われたように、いろんなまだ調査する項目があるだろうから、早い段階で判断が必要だと思います。そして、私はなぜこれを言ったかということ、まずこれが1つの質問ですね、まずじゃあこれの答弁を求めましょう。

○市長（五位塚剛）

この皆さんたちに示したものは、この間アンケート調査をした結果と仮に今の段階で建物を大型改修してした場合のことを書いてあります。ただ、私はそのようにやろうというのはまったく思っておりません。ですから、お金をかけなくてもできる方法というのも今から模索をしてみたいというふうに思います。その段階で、市民の皆さん、また議会の皆さんに相談して、了解が得られればそういう方向に進みますけど、市民の皆さん、議会が合意ができないと言え、それは断念をしなくちゃならないだろうというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

じゃあ、企画課長にお尋ねいたします。

今度の企画課の企画事務費で57万3,000円の旅費が出ております。この旅費は看護系短期大学に関する旅費なのか、それとも、先ほど述べられた南九州産業動物疾病制御教育センター整備計画に関する旅費なのか。これをお答えください。

○企画課長（外山直英）

今回補正予算でお願いしております予算につきましては、質問の6番目にございました、南九州産業動物疾病制御教育センターについて、調査研究する分の補正予算でございます。

○7番（宮迫 勝議員）

それでは、今回の補正予算で看護系に関する調査費を含む予算は計上されてますか。

○企画課長（外山直英）

今回の分では、先ほど申し上げました教育センター分のみの補正予算でございます。

**○7番（宮迫 勝議員）**

今、課長の答弁を聞いて、私はもうスタンスはもうすっかり南九州産業動物疾病制御教育センターのこっちにあると感じたんですね。市長に私は言いたいのは、この話は私が聞いたところでは、地元選出の県議会議員、もしくは地元の選出の国会議員を通じての事案であるっていうのを聞いたんですけども、これは間違いないのか。これをまず確認を求めます。

**○市長（五位塚剛）**

この話は、森山先生のほうから、こういう話がありますよということを受けて、お会いいたしまして、まだ決定はしておりませんでしたので、どういうことなのかとお伺いをいたしました。その後、私のほうで鹿児島大学のほうにお伺いいたしまして、鹿児島大学の基本的なこれまでの流れを含めて、考え方をお伺いして聞きました。また、曾於市に来ていただいて、現場を見ていただいて、こういう現場ですよというお話をいたしました。今のところはまだここまでの状況でございます。

**○7番（宮迫 勝議員）**

この整備に関しましては、宮崎県は、都城市がもう準備室を設けたという話も伝え聞いております。この話っていうのは、教育センターの話っていうのが私は曾於市にとって大きなチャンスじゃないかなと思うんですね。だから、都城に負けなくらいのスピード感をもって対応すべきではないかと。もうこちらのほうに重点を置いて、話を進めたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

**○市長（五位塚剛）**

この従来の研究所というのは、鹿児島県の場合は山口県と鹿大が協定しております。宮崎県は獣医学部は農学部の中にありますので、そういう意味では鹿児島県のほうが内容的には十分鹿大のほうが上回っている状況だというふうに思っております。

そんな中で私たちの曾於市にはナンチクという食肉加工場もあり、また非常に畜産の盛んなまちであり、県の主牛用の研究所もあり、そういう意味では非常にバランスのとれたところでありまして、また鹿児島大学、宮崎大学の人たちがJRを使って来た場合に、ちょうど財部高校から駅まで歩いて10分ということもありまして、鹿大の先生たちは非常に曾於市がいいなということは聞いております。そういう意味で、私たちもこれはぜひとも実現をしたいという強い気持ちでありまして、そのための最低限の調査の予算だけは入れなさいということで今スタートをかけたところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

今、決意表明と受けとっていいのかなと思うんだけど、やっぱり短期大学、未練はあると思います。だけど、決めるときは決める立場、議会との対応もありますから、その辺も考えて、ある程度は調査しながら、看護系の短期大学については今すぐには言いませんけど、早い段階で進むのか引くのかを決断してほしい。そして、この教育センター、もうこっちは何が何でも曾於市がとるんだという決意を込めて、再度その確認を求めます。

○市長（五位塚剛）

看護大については、断念しているわけではありませんので、先ほども言いましたように、お金をかけないやり方があるんだよということも理解していただきたいと思います。財部の方々が校庭を含めて、環境整備に、本当に自分たちの財部を守るために何か協力をしたいという話し合いができれば、そういうことによってそのためのお金も経費削減できるし、この基本設計だけで1億数千万というものを出さなきゃならない、私は非常に矛盾を感じております。ですから、今の建物だけでもそのまま使えるんですよ。だから、施設をきれいにしたのが大学じゃないんですよ。私は大学というのはやっぱり先生を含めて勉強するところですから、そういう環境があればいいと思うんですよ。だから、それをできるかできないかの問題でありまして、お金をかけないでできる方法というのをさらに勉強させていただいて、また、当然ながら市民、また議会の皆さんたちの合意がなければこれはできませんので、当然ながら時期がくれば判断をしたいというふうに思います。

○7番（宮迫 勝議員）

私はなにも財部出身でありますから、財部の活性化に向けて取り組んでいるつもりであります。だから、この方法は看護系の短期大学ではなくて、この教育センター、これだって立派に財部高校の跡地の利活用につながり、財部の活性化につながると思っています。このことを申し上げて、次の質問に入ります。

大きな2番目の、本庁・支所機能再編については、昨日同僚議員の徳峰の議員が質疑がありましたので、割愛したいと思います。1点だけ申し述べたいと思います。せっかくこういう大隅支所、財部支所の建て替えについて答申が出たわけありますので、耐震性がないところにいつまでも職員の方々を勤務させるのは忍びないです。だから、一刻も早く建て替えを進めて、迅速に取りかかってほしいと考えます。市長の見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

当然、私たちのこの曾於地域でもいろんな災害が予想されます。特に、熊本でもありましたあの大地震的なものがないとは限りませんので、やはり行政のこの住民

を守るための指揮を出す庁舎が耐震がないために崩れた場合には、住民サービスができませんので、それはもう一刻も早く我々は決断をしなきゃなりません。そういう意味でこの間検討委員会を開いて、当然ながら市民の声を聞いて、判断をいたしました。その代わりに、なるべく予算を削減できるものは削減するということで、財部については、公民館は今のところが非常に利用しやすいという市民の声もありましたので、その代わりに耐震がどうなっているのかというのをして、耐震がなかったら補強をするという、そういう意味でも手だてを踏んで、1日でも早く完成をさせたいというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

次に、大きな3番目、国保税の減免について、質問いたします。

今回私は所得のない赤ちゃんから18歳までの子供に対しての課せられている均等割、これの減免に絞って質問をしたいと思っております。

まず、この国保加入者の方々はどのような職業というか、どのような方々が加入されている保険なのか。保健課長、説明をお願いします。

○保健課長（桐野重仁）

今の質疑に対してお答えさせていただきます。

国民健康保険の被保険者につきましては、特徴としまして、低所得者が多い、それとあと高齢者が多い、そういう2点で年々被保険者も減っておりますが、所得も年々減っているという状況でございます。

○7番（宮迫 勝議員）

そして、この世帯の被保険者数に応じて計算するのが先ほど答弁がありました均等割であります。これは、所得があろうがなかろうが課税するもので、赤ちゃんから高齢者の方まですべて同じ額を課税する、これで間違いないでしょうか。

○保健課長（桐野重仁）

間違いありません。

○7番（宮迫 勝議員）

では、18歳以下の子供の均等割を減免、あるいは全額免除することは制度的に可能かどうか、お答えください。

○市長（五位塚剛）

国保の会計の状況では、当然ながら法定減免制度がありますので、その辺を法律に基づいて市もやっております。それ以外の方を減免するとなると、市独自で減免をしなければならないというふうになっておると思います。

○7番（宮迫 勝議員）

それはわかっています。だから、これが市独自で検討して、独自政策として減免、

あるいは全額免除はできるかできないか。

○市長（五位塚剛）

全国では今、本当に所得の大変厳しい方々のこの均等割の減免制度を今広がっております。鹿児島県の中では鹿屋のほうで今から始めようという計画もあるようでございますけど、全国的には数的には少ないと思いますけど、30前後ぐらいの自治体がしているんじゃないかなというふうに思っています。

○7番（宮迫 勝議員）

今、市長がおっしゃったように、全国的に国保税の子供の均等割を減免する措置をとっている自治体は全国で25あります。この25の自治体のうち、全額免除の自治体が、ことしから実施する福島県相馬市と熊本県の芦北町、そして来年度から実施をする予定の福島県白河市と岩手県宮古市が来年度から全額免除、これをする予定なんですね。私が言いたいのは、せっかく曾於市は子育てを応援する政策、子供の医療費を18歳、高校生卒業時まで無料化する、幼稚園保育園のかかる経費の支援、学校給食費の3分の1の補助、こういう立派な子育て支援があるわけですね。こういう支援の立場から、所得のない赤ちゃんから18歳までの子供さんに対するこの均等割、1人3万5,000円っていうのはちょっときついんじゃないかと思うんですね。私は18歳以下の均等割の免除を求めたいと思いますけど、市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今、国保会計は県と一緒に進めておりますので、やはりこういう施策というのは、非常に私はいい制度だと思っております。一般財源を充てなきゃなりませんけど、私はやはり曾於市に隣の都城を含めた地域から曾於市に来ていただいて、家族をもってもらって、子育てをしていただきたい。そのことが曾於市の活性化になると思いますので、この今の問題については前からちょっと検討しておりましたので、ぜひ来年度から実施ができるように内部で進めていきたいと思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

非常に進んだ答弁をいただきました。この場合、この全額免除をされた自治体をこの不足する財源を一般会計から繰り入れをして、国保特別会計における子供さん以外の被保険者への影響を及ぼさないように、ちゃんとしておりますので、ぜひこの点も含めて、子育て支援がさらに進むように、進めていただきたいと思っております。

次に、4番目の学校教育施設の維持管理について、質問いたします。

私はまず、教育現場が安心して活動できる環境を整備するのが教育委員会の役目、役割だと思うんですけども、教育長はどう思いますか。

○教育長（瀬下 浩）

そのとおりだと思います。

○7番（宮迫 勝議員）

それでは、順次。このプールの循環ろ過機は9校あるんだけど、老朽化により6校は稼働していない。これは今回調査されてわかったのか、それとも前からわかっていらっしやったのか。

○教育長（瀬下 浩）

今回調査してわかったことでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

ある1つの学校は、去年か一昨年のプールの授業中にちょっとこれが故障しているっていうのがわかって、連絡はしたそうなんだけど、塩素剤の投薬でちょっとしのいでくれと言われたということでした。ただ、塩素剤でしのぐのも一時的にはいいんだろうけど、さっき言ったように教育現場が安心して活動できる環境をつくるためにもこれは修繕できるのであれば急いで修繕していただきたいと思います。答弁では、状況に応じて必要な修繕等を行いたいという答弁ですが、これはいつごろから始められるのか。

○教育長（瀬下 浩）

このプールにつきましては、先ほど塩素剤の話もしましたけれども、塩素剤とろ過機とはまったく異なるもので、塩素剤というのはいわゆる殺菌ですね、消毒なんです。そのために、これは義務づけられてその小学校だけがしろということじゃなくて、すべての小学校、中学校でこれは義務づけられて、やり方まで決まって、しなきゃならないことです。そのほか、ろ過機というのは、水をきれいにするという役割で別なものなんですけれども、大きなごみを取るということですね。ろ過機につきましては、すべての学校で設置しなければならないというわけではない。設置されているところには、こうこうこうという、これは衛生マニュアルというのがあります。各学校では文科省が出されて衛生マニュアルによりまして、こういうふうにやっていくというのがあります。その中で、ろ過機がない学校については、週1回程度の水の入れ替えということで、やるということになっているわけでございます。ですので、状況に応じてというのは、学校の規模等も考えまして、実際にはある程度大きな学校でもことしの場合、水の入れ替えを7回やって、それしたら基準に達するわけですね。それで、むしろきれいな水で泳いでいる学校もあるわけでございますので、その学校の規模の状況だとか、あるいは修繕の状況、丸々壊れてしまうと、1,800万円くらいかかると、取り換えに。そんな状況もございまして、その状況、壊れの状況とか学校の規模だとかいろんなことを考えながらやっていきたいという意味での状況に応じてでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

私はなにもその塩素剤の投薬を否定しているわけじゃないんですよ。私の娘も小学校のときに、スポーツ少年団で水泳やってましたから。子供と一緒に保護者も含めてプールの掃除をやったり、練習後はちゃんと塩素剤を投薬して、オーバーフローしながら使っていました。だけどやっぱり5日くらいすると、もう色が緑っぽくなるんですね。だから、せっかくそういうろ過機があるのであれば、やっぱりそれは使うべきじゃないかなと思っております。当然さっき言ったように、塩素剤を投薬する、殺菌するのはこれはもう決まったことですから、それ否定してないんですよ。だから、状況に応じてっていうのを急いでやってほしい、こういうことなんですね。よろしいでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

今の先ほどの答弁にありましたように、末吉中学校の場合はことしもう発注しているということですね。実は、末吉小学校はやっぱり大きな学校で、これが壊れて、先ほどの話は末吉小学校の話かなと、昨年度から壊れているという話ですね。ということで、昨年度もやろうかなという話だったらしいんですけども、実際なかなかできなくて、水の入替えということで対応でした。ことしは一応、具体的には課長のほうから答えさせますけれども、なかなか予算的には面で厳しかったということですね。来年度に向けてやっていこうというところを今考えているところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

今、言われたように、現場に対してこういう状況だからいつごろまでにこういう対策を取りたいというのがあれば現場のほうも安心するんですね。私、国鉄JRいたときに、事故があります。そういうときに、どういう対応するかというと、お客さんに対して、今こういう状況ですっていう状況をお知らせするんですね。現場で放送が何もないと不安になって、パニックになります。同じことがさっき遠野市の話がありましたけども、遠野市の市長は地元のケーブルテレビで自分でマイクを握って、1日の状況を夕方市民の方に放送で状況を流したということなんです。だから、そういうやっぱり素早い対応が必要だと思うんです。なんか橋口課長が、答弁があるみたいなので、そっちの答弁を求めます。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

まず、今年度の小学校の修繕状況について、お答えいたしたいと思います。本年度の小学校20校ございますが、修繕料の予算580万円もらっているところでございます。これを、昨年度の状況に応じまして、まず危険なもの、それから至急使わなければならないもの、こういうのを優先しまして4月から修繕に入っているところで

ございます。現在修繕580万円のうち、既に420万円を使っているところでございます。そのほかに、まだ見積もりがきていないものもございます。そういうのを含めまして、この末吉小学校のプールの修繕につきましては、水の入れ替え、あるいは塩素剤で対応していただくということで、ちょっとすぐには修繕できませんということでお答えしているところでございます。

また、今年度学校の修繕等につきましては、まず学校から修繕依頼がきます。それを、係で揉んで、すぐ修繕するもの、あるいは待つていただくもの、そういうのを振り分けをしまして、私のほうで最終判断をしまして、学校のほうにすぐ回答をするようにというのを、4月の中旬以降から行っているところでございます。そういうなかで、末吉小学校のことにつきましては、多分状況を見させていただきという形で一旦回答をさせていただいたと思っております。まだ2カ月しか経っておりません状況で、もう100万円ちょっとしか残っていない状況でございます。今後また修繕等もふえてくると思いますので、この末吉小のプールにつきましては、現在見積もりをいただいております。まず、モーターがだめじゃないんだろうかなという形で業者からもらっておりますが、それが60万円でございます。しかしながら、モーターを付け替えて動くかはわからないということでございます。その場合は、全部分解する必要もあるということでございますので、ちょっと時間がかかるかなと思っております。それも含めまして、また予算的なものは補正等をお願いしたいと、これも含めまして、ほかの件もありますので、お願いしたいと思っております。

**○7番（宮迫 勝議員）**

一つ確認を取りたいんですけど、教育委員会の中では学校現場からいろいろなお願いとかそういうのが挙がったときに、ほう・れん・そう、報告・連絡・相談、この体制はきちんと整っていますよね、確認です。

**○教育委員会総務課長（橋口真人）**

私も今2カ月なんですけど、学校を訪問したときに、口頭で言われることもございますが、必ず文書で渡してくださいということにしております。そして、それについて必ず文書で回答するようにということで行っているところでございます。

**○7番（宮迫 勝議員）**

安心しました。今のその体制をちゃんと維持しながら、仕事を進めていただきたいと思っております。

次に、この野球場のスコアボードについてお尋ねいたします。

これの答弁だとあまりにも新規購入は高くなる、検討した結果、移動式のLEDを購入して利用している。じゃあ、このまま続けるのかどうか、それともほかに考

えがあるのか、ここをお尋ねいたします。

○教育長（瀬下 浩）

とりあえず、スコアボードのストライク、アウトとあそこの電球が点かないということでしたので、あれをないということで代替的な方法としてデジタルのものをつけたわけでございますけれども。見てみますとすごくもうやっぱり古いわけで、50年代に建った建物だということで、得点版も人が入って行って、書いて、貼り付けるやつだということですね。非常に老朽化している。そういうことを考えるといろいろ唯一の本格的な野球場であり、それから学童から大学生まで幅広く使っていることを考えていくと、やっぱりあれは本質的に、デジタルのあれに替えていかないと、1回1回修理に出していても、もう修理だけでも50万、500万、何百万っていう話です。もう全部替えていくと一千何百万っていうような話もございますので、そちらのほうですぐすぐにはできるかどうかわかりませんが、きのうもありましたように施設等たくさんありますので、すぐというお約束はできないんですけども、そちらの方向で考えていくべきではないかなというふうに今考えているところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

教育委員会の財部の分室の室長が草払い機を自分で使って草を刈ったり、手入れをしているわけですよね。あそこはよく若い人たちが集まるみたいで、たまに行くと弁当がらが散らかったりしているわけですよ。それも掃除したりしながら、まめに丁寧に維持管理しています。そういう点も考えれば、やはり今言った教育長のすぐにはできないけども、次年度に向けてそういうデジタル式のスクリーン、ぜひこれを実現してください。

最後に、私はちょっとわかりませんでしたけども、同僚の方からバックスクリーンっていう意味がわかりますかって聞かれますか。教育長、バックスクリーンの意味わかりますか。

○教育長（瀬下 浩）

今、理解しておりません。

○社会教育課長（岩元 浩）

それでは、お答えいたします。

私も学童、中学校、野球をしておりましたけれども、私の知る限りバックスクリーンというのは、要するにピッチャーが投げたときにバッターが球を見やすいように、いわゆるグリーン、そのバックにということで私のほうは理解しております。以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

まさにそうなんです。私もそれ知らずに同僚の方から言われて、ぜひこれも一緒に整備してくれということでした。ピッチャーはボールを投げるときに、緑のバックがあって、球の出どころがわかるようにしなくちゃいけないんだということだったので、ぜひ、社会教育課長はもうこれ知っていたから、ぜひこれも含めて使いやすいグラウンドにさせていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

---

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、九日克典議員の発言を許可いたします。

○9番（九日克典議員）

9番、創政会の九日でございます。2項目について質問いたします。

まず、1項目め、農業振興について。

特に曾於市において基幹作物でもあるユズについて、県内において新品種開発等改良研究がなされているのか。市長は、現在の総面積100ha以上に増殖を推進し、日本一の産地に築くと挨拶されたとお聞きします。新品種が開発されているのであれば、既存のユズではなく、新品種の改良されたユズの導入推進をされているのかお伺いします。

先日、迫委員長報告にもありましたとおり、建経では愛媛県鬼北町に事務調査に行き、2002年にとげの少ない突然変異のユズを農家が発見し、2013年3月に品種登録された鬼北の香里の説明を受けました。苗木の供給は、鬼北地域管内が優先されるとあり壁はありますが、導入に結びつく方策を関係機関と連携して導入できないか、検討する考えはないか、お伺いします。

また、全国的に共通することですが、高齢化が進んでいます。対策として考えをお伺いします。

③として、加えてJAとの連携はとれているのか、お伺いします。

2項目め、道路行政について。

地域高規格の県境間の供用は、令和2年に開始されると鹿児島県、宮崎県両知事から春の時に発表されました。都城インターまではまだですが、めどが立ったので

はないでしょうか。

そこで、五十町インターから国道10号線への利用度が高まり、交通量の増が考えられます。解消策をどのように考えられておられるのか、お伺いします。

次に、県道500号線と国道10号線の柳迫交差点の件ですが、本年5月30日に曾於警察署交通課主催のもと、柳迫交差点合同現場診断に約50名ぐらい参加され開催されました。柳迫校区公民館より市長に、平成29年6月27日付で改良の要望書が提出され、再度、令和1年5月30日付で要望書の提出がなされました。つきましては要望書のとおり、改善の必要性を国・県に強いアピールができないか、お伺いします。

以上で壇上から1回目の質問とします。

### ○市長（五位塚剛）

九日議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、農業振興についての①新品種のユズの導入はなされているのか、とげの少ないユズの導入に努められないかについてお答えいたします。

現在のところ、新品種のとげの少ないユズの導入についてはないところでありますが、今後、ユズ栽培同好会と導入について検討してまいります。

1の②生産農家の高齢化対策はどのようにされているかについてお答えいたします。

現在、ユズ栽培同好会の会員に産地の維持・拡大を進めるためのアンケートをお願いしており、そのアンケートの結果をもとに、今後の高齢者対策を検討してまいります。

1の③、JAとの連携は十分と考えられるかについてお答えいたします。

現在、農協には、ユズ栽培同好会の栽培講習会時の技術指導や防除作業、会費の引き落とし、ユズ販売代金などの振り込み、ユズ苗木販売、肥料・農薬の予約注文など連携しております。今後、さらに農協との連携をとりながら、ユズ振興を図ってまいります。

2、道路行政についての①高規格道路供用が始まるが、交通量が非常に多い国道10号の解消策についてお答えいたします。

国道10号は地域交通体系の基幹をなす幹線道路であり、農業や観光等の産業振興に大きな役割を果たす道路です。供用開始に向けて整備が進む都城志布志道路と東九州自動車道の末吉財部インターチェンジを接続する重要道路であり、市としては地元の要望をもとに交差点の改修や一部4車線化、歩道設置等を国や県にお願いしているところです。

2の②柳迫交差点について、要望書のとおり改善の必要性を県・国へ強いアピールできないかについてお答えいたします。

国道10号と県道末吉財部線の交差点については、柳迫小学校が隣接し、狭い歩道を通学路として多くの子供たちが利用していますが、大型車を含む通行車両が多く、交通事故発生危険性のある変形した交差点です。この交差点では、追突や接触等の事故が多く発生していますが、地域の見守り隊の協力で安全が保たれている状況です。

市といたしましては、地元の要望や先日実施した柳迫交差点の合同現場診断の結果をもとに、引き続き安全対策の整備を国・県に要望してまいります。

以上です。

**○9番（九日克典議員）**

市長にお尋ねします。

私たちは愛媛県の鬼北町という鬼の北という鬼北町に現地研修に行きました。愛媛県はミカンの産地であります。そのミカンの愛媛県はみかん研究所というのがあります。鹿児島県にはこういう柑橘類に関する研究所とか、そういった畜産関係はありますけども、鹿児島県にはあるんでしょうか、お尋ねします。

**○農林振興課長（富吉浩幸）**

それでは、お答えします。

垂水のほうに果樹の研究所、それから日置の吹上のほうに農大があるんですけど、そのほうに研究所があるようでございます。

以上です。

**○9番（九日克典議員）**

今おっしゃいましたその研究所では、このユズに対しての研究というのはなされているんでしょうか、お聞きします。

**○農林振興課長（富吉浩幸）**

ユズにつきましては、現在のところ曾於市が一番の産地ということなんですけど、ほかは大崎とかほかの果樹がありまして、マンゴーとかですね、ユズについてはそういう試験的なものはしてないと思っております。

以上です。

**○9番（九日克典議員）**

回答では、新品種のとげの少ないユズの導入については同好会と検討するというところで回答をもらっていますが、このユズの鬼北の香里ちゅうのが、もらった資料で2013年に品種登録をされております。この品種登録されている方が誰か名前を御存じですか。

**○農林振興課長（富吉浩幸）**

すみません、名前のほうは存じ上げておりません。

○9 番（九日克典議員）

2013年に品種登録を受けております。私の解釈としては、品種登録は12年か15年の有効期間が農水省が保証するというのでやっておりますが、じゃないかなと思うんですよね。はっきりしたことじゃないですけども。この鬼北の香里は、品種登録を受けた者の許諾がなければ、種苗を第三者は有償で譲渡することができないというふうに聞いております。逆に考えると、その農家ですけども、その許諾があれば、種苗を有償で買うことができるというふうに解釈していいかなと思うんですが、どうでしょう。

○農林振興課長（富吉浩幸）

種苗法第19条に知的財産権の一種で育成者権者というのがありますが、新品種を育成した人に独占的な権利を付与しその品種を保護すると。樹木の場合は30年存続しますということで、その間、増殖、生産、譲渡、販売はできないとありますが、ただし、正規に譲り受けた種苗で農家が自家増殖する場合は除くとありますので、できると思っております。

○9 番（九日克典議員）

この登録商標番号から逆算しまして、パソコンでちょっと調べたんですが、その中にユズの鬼北のえひめ南農協の技術員の方、小川さんという方だったんですが、その人の説明によると、ある農家というふうにしか言われなかったんですね。その登録商標を逆に調べていくと、個人情報じゃないと思うんですが、その中に農家の名前が載っているんですよね。影浦重美さんという方で63歳、住所まで載っていますが、その中に2015年度から苗木を販売する予定であるというふうに載っておるんですが、これが本当かどうかかわからないんですけども、確認していただけないでしょうか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

お名前がわかっていますので、また向こうの役場なり市役所なりに問い合わせをして伺いたいと思います。

○9 番（九日克典議員）

この鬼北の香里の特徴が、非常にとげが、普通は5 cm程度のとげが無数に生えますけども、1 cmぐらいのとげしか出ないということで、生産者が収穫のときにけがをしなかったりとか、非常に利点、特典があります。こういったものも高齢者の対策にも、高齢者向けに非常にいいと思います。

それで提案ですけども、接ぎ木で、今みかん研究所でカラタチの台木に接ぎ木をやっていると。そしてよりとげの発生が少ない個体を育成し、苗木からとげの発生が少ない個体を母樹とするという研究がなされているそうです。

そのえひめ南の技術員の説明によると、この接ぎ木を3名の方を農業指導センターから紹介されて接ぎ木を勉強させるということでやっていたけど、今1名しか接ぎ木をする人がいないということで、市長はこのユズを産地にするためには、このとげの少ないユズを導入して、そして増殖して新植して拡大していくなれば、その鬼北町に接ぎ木の研修生として送り込むような考えはないか、市長どうですか。

**○市長（五位塚剛）**

今、曾於市のユズも一定の歴史がありまして、九州で一番の生産量を今来ております。全国のレベルでも4番目か5番目ぐらいの生産量になっておりまして、基本は今のユズの種類を進めていきたいというふうに思っております。とげなしのこの苗木については値段が非常に高く採算が合わないだろうと思っております。しかし、今言われるのは、研修を出しても、実際現実的には難しいんじゃないかなと思っております。ユズ同好会とそのようなことがあったということをおつなぎして、今後どうするかというのは検討はさせていただきたいと思えます。

**○9番（九日克典議員）**

前からもありますが、このユズも新植した場合は、あと五、六年しないと実がつかないというような状況であります。市長も同好会員であるから十分に御承知だと思います。

長い意味で見たら、そういった接ぎ木を新しい接ぎ木を1本買ってきて、それを成木から接ぎ木してふやしていくというふうに、ネズミ算式じゃないけど、そういった方法も一番大事じゃないかなと思って、私は研修生をJAか同好会か、役場職員か市役所職員で送っていければなというふうに考えておりましたが、その考えはないということでもありますけども、これも一つは今後3者で協議していただいて、自分で行くよというようなことがあったら助成とか、旅費の助成をやって援助していただければなと思えます。

高齢化の場合は、今先ほど言いましたとおり、JAえひめでは……。

今度30年度の過疎地域自立促進計画の変更ということで3億円の計画が提示されました、市長のほうからですね。この辺の関係はどういうふうにJAとはなっているか、お答え願いたいと思えます。

**○農林振興課長（富吉浩幸）**

お答えします。

農協さんとは直接には話をしておりますけど、同好会、それからメセナ食彩センターとは話をしております。

以上です。

**○9番（九日克典議員）**

もちろん食彩センターが指定管理者でありますので、J Aと関係ないかもしれませんが、このJ Aえひめ南が搾汁センターを保有しているんですね。そして7レーンを持って、やっぱり3億円かかって、平成24年から強い農業づくり交付金ということで国の2分の1の補助、あと行政が3つあるということで、3つのほうからもらって、J Aがあと負担するというような形で施設等つくっております。

この施設は、出荷計画はどうなっているかというふうに聞いたところ、今こちらのほうは日程を決めて出荷させますけども、自由だと、満杯になったらストップをかけるということで、曾於市の例を計画的な出荷を勉強に来たらいいですねというふうに逆に言われました。

私はこの高齢化を考えると、提案ですけども、65歳以上か70歳以上かについては、もう生産者については自由に出荷されれば、今でも月曜日が非常に多いというのは、子供さんが加勢したり、お孫さんが加勢したりして収穫して、そして出荷するからそうなんだろうというふうに言われておりますが、高齢者のそういった考えも提案してはいかがですか、どうですか、どうでしょう。

#### ○市長（五位塚剛）

曾於市の場合は、御承知のように搾汁するレーンをふやしましたけど、それでも1日に搾る量が限られておりまして、フル活動でも間に合わない状況であります。本当なら農家の立場だったら、出荷量を限定しないで自由に持ってこさせたほうが農家にとっては非常にありがたいんですけど、これを今したらとんでもないことになりますので、それは各校区班ごとに自分が年間でどひこ出すというのを計算してもらって、それに合わせて調整をしてもらっておりますけど。基本的にこのレーンを7レーンぐらいにできた場合に、1日に搾る量が決まってくればそういうことはできますけど、要望があるのは事実ですけど、そのことも含めて、将来的にこのユズ搾汁センターのあり方について、今内部検討を含めてやっておりますので、今後国の補助事業をいつ入れられるか。それによってまた場所の問題もありますので、十分検討させていただきたいと思っております。

#### ○9番（九日克典議員）

私がなぜJ Aと言ったかというのと、やはりJ Aも今の食彩センターと一緒に競合するような形で市がJ Aに打診してつくってみてはどうかということになると、食彩センターと競合することによって新しい商品も生まれるんじゃないかなというような考えもあったものですから、そういったことを言ったわけでございます。

この搾汁センターの計画については、今7レーンをというふうに要望であるという考えですが、基本的な考えはどうか、内容はわかってないですか。わかったら教えていただけますか。

○市長（五位塚剛）

搾汁センターは今末吉の畜産センターのところでユズを集めてもらって、そこで今やっておりますけど、その場所に増築をするとなると、またいろいろ問題があるところがございます。ですから、その場所のことも含めて、今のところでもいいのかどうかということも、まだ確定はしておりませんが、十分搾汁センターの問題、あとユズのあとの食彩センターの加工の問題ですね。ナンチクさんの隣に果汁センター、搾るところができれば非常にいいんですけど、またナンチクさんのほうもあそこに加工場をつくりたいという計画があるみたいですので、これは十分検討しなきゃならない問題だと思っております。

○9番（九日克典議員）

冷凍庫とかレーンというふうな具体的な話はまだ煮詰まっていないということでございますね。

今ナンチクの施設の話、食彩センターの施設の問題が出ました。これは末吉町時代に、施設は市が末吉町で出資して、土地はナンチク提供、ナンチクの敷地ではないという独特のものであると考えるというふうに前池田市長は言われているんですが、市長の見解はどうですか。

○市長（五位塚剛）

ユズの食彩センターは、ナンチクの職員の方を幹部の方を派遣してもらって、ナンチクの土地に旧町時代が投資して建物をつくってきました。合併しても同じ条件で今やっているとございます。

○9番（九日克典議員）

指定管理者で加工、管理、販売が一貫体制になっているから、今の体制で指定管理をやっていくということでございます。

このユズのまた最初に返りますけども、とげの少ないユズ、鬼北の香里ですね、2015年度から販売予定であるということで、非常に高価であるといっても、それを導入して、幾ら高くても導入して、それを接ぎ木にして増殖するという考えも必要じゃないかと思えます。

以前、田崎町長がイギリスにパークシャーを、黒豚を買いに行つて導入されて、末吉町が黒豚の産地になったということがございます。そういった思い切ったことを市長もやってはどうかというふうに考えますが、いかがでしょう。

○市長（五位塚剛）

私も長いことユズを植えてやっておりますけど、それほどうちのユズが、とげが作業のために支障なって収穫が大変だということは余り感じないんですね。ユズ農家の方々もユズのとげがあるからやめるといふそういう話は基本的に聞かないし、

また、ちゃんと革の防具をしておりますし、手の届かないところは長いはさみとい  
いますかそういうのもあるし、いろんなやり方がありまして、特にユズのとげのな  
いものを導入しなければならないという状況にはないところでございます。

#### ○9番（九日克典議員）

反応薄ですが、それは市長が若いからできることであって、高齢者はそういった  
とげを1本1本とる、若い人はとっているというふうには、1日20本ぐらいは苗木を  
です、そのとげをとれるというふうには聞いたこともあります、生産者もおられま  
す。しかし、高齢者になると、なかなかそういうふうな作業が難しいんじゃないか  
なと思います。そういった意味ですから、そういったとげの少ないチャンスがあれば、  
とげの少ないユズを導入してほしいなということをお願いしたいというこ  
とで、一応この問題については終わります。

あとは道路行政について。高規格道路の決起大会がございました。曾於市が当番  
ということで、市民会館でありまして1,100人という大変多い盛会に開催がされま  
して、その中に市長の挨拶の中に、これは高規格道路だけでなく道路の必要  
性・重要性を中央に強くアピールし、一日も早い全線開通の実現に向けて団結を  
図ってまいりたいというふうには挨拶をされております、書いております。非常に大事  
なことであるというふうには思います。

それで、この10号線の交通量が多い、解消策はいかがなということですが、以  
前、27年6月19日の問題で八木秋博議員が質問しております。末吉財部インターと  
都城道路の五十町インター、この間が10号線です。おおよそ9kmでございます。こ  
れを2車線とか、あるいはバイパス化して、新しい都市化の構想というのはいけ  
ないもんかというふうには提案しますと、その回答に市長は、国道10号線のこれ  
を拡幅するとなると、10号線沿いにもたくさんの住居がありまして、その方々が同  
意できるかという、なかなかこれも簡単にいく問題ではありません。発想として  
は、非常に新しい意見だと思いますけれども、私もまた家族でどこか別なところに行  
くとなると、あそこに30年住んでおりまして、非常に愛着がありまして、なかなか  
現実には難しいかなというふうには思ったりしておりますので、また何かの機会があ  
つたら小倉の人たちとの話し合いをしてみたいというふうには思います。こういう気持  
ちが今でも変わらないかお伺いします。

#### ○市長（五位塚剛）

国道4車線化という建設業の方々からの要望等があります。今の国道10号線沿い  
にもちょうど新しく住宅を新築された方々も今何人もいらっしゃいます。私はもう  
37年目住んでおりますけど、当然その拡張工事となれば莫大な建設費がかかるだろ  
うと思います。これは市ができるわけではありませんけど、国がそういう事業ができ

るかというのも、これも簡単な問題じゃないと思いますけど、現実的には、私は今のところが自分の住まいですので愛着がありますので、基本的には変わらないとこでございます。

**○9番（九日克典議員）**

この志布志道路と道づくりの流れというのが入っております。まず、一番最初には計画路線が指定されないと流れは流れていかないというふうに出ております。ということはその計画に指定されるように、市長は県や国に要望書を何回も足を出して、トップセールスだと思っておりますよね。

この前、促進大会の意見交換会がありました。その中で鹿児島県の土木部長、この前の南日本新聞に載っております。生え抜きの人で兒島優一さんですか、というふうに、非常に市長の人柄なり、非常に親しくなられたんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことで、今、曾於地域土木事業連絡会ちゅうのがありますよね。この点はちょっとお聞かせ願いたいと。どういう組織かですね。

**○建設課長（新澤津順郎）**

お答えいたします。

土木事業連絡会というのは曾於地区の中で行われるわけですが、それについては曾於市、志布志市、それから大崎町の3市町に対しまして、そういう土木事業に関しての意見なりを県の大隅振興局ということになります。土木部と意見交換会をする、そしてまたお互いが要望を出し合うというような流れであります。市長が幹事になりますので、市長、町長の会になります。それにあわせて幹事会というのがありますが、その幹事会については建設課の職員が担当しているところでございます。

以上です。

**○9番（九日克典議員）**

一部の4車線化、それとバイパスというふうに市独自で求める構想というものを県に提示して、国に提示して、交差点あるいはバイパス、既存の道路を改良するんであればどういうふうな改良があると。市の独自の案というものをつくれぬものか、お伺いします。

**○市長（五位塚剛）**

国道10号線の今の状況は、東九州自動車道で末吉財部インターでおいて、うちの道の駅に寄って、都城のほうに行く方々が非常に多いわけですけど、通常の平日の場合では、これはスムーズに流れております。この前の5月の10日連休のときに、日にちによっては柳迫の交差点を中心として前後2kmぐらいつながってございました。

私も何度も確認いたしました。私の前の道の駅の交差点も前後、場合によってはつながるときがありますけど、基本的にはそんなに支障はないというふうに思っております。ですから、市がこの10号線を4車線化と、またバイパスを独自のルートをつくるというのを市がやるという考えはないとでございます。

#### ○9番（九日克典議員）

私が言っているのは市でやりなさいじゃなくて、構想をつくってそれを提示するという意味でございます。国道のバイパスだったら、先ほどからあります小倉の上から七村のほうに行って高之峯の下を通って行くと、今の財部高校跡地の問題の看護短期大学なり、南九州産業疾病制御教育センターの整備計画とかですね。そういった鹿児島からとか平塚インターとつなぐんですね、インターをですね。そういった考えも一つ、私の考えですけども、あるんじゃないかなというふうにあります。そうすると非常に財部高校跡地の利活用もアクセスがよくなって便利になるというふうに、これもすぐにはできませんけども、5年、10年後に、今の高規格でも二十五、六年かかっているわけですので、そういった長期的な考えの構想も県やら国に提示して、そして計画書にのせてもらうというような努力が必要だと思いますが、どうでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

今、この東九州自動車道がちょうど末吉財部インターでインターができて、その後は大崎のほうに行って、鹿屋のほうに行って、今度東九州自動車道志布志のほうにつながりますんで、そういう意味では流れがまた別な意味であると思います。

ただ、うちの末吉財部インターでおりて、都城、宮崎方面の方々は、国道10号線を利用しながら末吉の道の駅でトイレ休憩やら買い物をされて、また10号線を利用して、今度の新しい志布志都城道路のこの線を使って宮崎に抜ける人やら、そのまま10号線を都城の市街地を抜けていく方いろいろあると思うんですけど、私は今のほうが曾於市のためにはいいと思います。これがおりないで高速化のようなバイパスになったら、曾於市には訪れるお客さんも少なくなるし、曾於市に落ちるお金が少なくなると思います。私は今のほうがいいというふうに思っております。

#### ○9番（九日克典議員）

東九州自動車道は今のままで、道の駅は10号線は通るということで、一部の4車線化ちゅうのはどこかちょっとわかりませんが、とにかく今言われたとおり、この前の連休のときには、私のうちの前までずっと渋滞でした。2km以上の渋滞ですね。全然ほとんど動かない、少しずつしか動かないという状態でありましたので。これが年中あるとは限りませんが、やはり渋滞、交通量が多いちゅうことは認識されているというふうに感じました。

そういったことですね。柳迫の交差点の問題ですが、これが曾於警察署の交通課の主催のもとにこういう資料が出されまして、市役所の方も三、四名出席されておりました。50名ほど地区住民も自治会長さんなり公民館の関係の人、あと学校関係の方も出席されて、こんなに50人近くこの説明会に診断に出席されたのは、24カ所中の14番目だったけど、こんなに多く人が集まって診断されたのは初めてだというふうに言われております。

その中に診断箇所についても、やはり交通事故の多発地点ということですね、追突事故が多く、自損事故も発生している。それから、交差点の線形が悪い。これなんですね、これが一番なんですよ。十字路じゃないんですね。いびつな線形の道路であります。

そこで、まず県道のほうが用地を買収して、そして拡幅して——そうしないと、国土交通省の方も来られておりました、国交省の方も。県のほうがやっていかないと、我々は予算もつかないし、ちょっと関係ないちゅうような言い方、そぶりでしたけども、非常に官僚的な返答がありました。

そこで、要望書を書いてあります。そこで、この要望書を見られたでしょうか、市長は。

#### ○市長（五位塚剛）

柳迫の公民館長さんから、また地元の人たちの署名を添えて陳情が上がってきているので見ております。

#### ○9番（九日克典議員）

そこで、一番拡幅しなくちゃいけないというところで、駐在所もなくなったけども交番の方が来て毎日立哨していただいております。子供の見守り隊の方と一緒に角に立っておられますけども、私も立って、市長も立ったことがあられると思いますが、末吉方面から財部に抜けるときには、右折車がいると、もうぶつかってくるんじゃないかというぐらいの角度なんですよ、あの角はですね。もう十分御承知だと思います。そういったときに、右折レーンを新設してもらいたいということですね。左右に優先レーンを敷設してもらいたいということと、そしてこの要望書の中に、用地買収があった場合は、校区公民館、地域住民を代表して、みんなその用地買収には応援をしますよというふうに、この要望書にも書いてあります。

そういうことですので早急に、この現場診断をしたときに50名の方がいいと言った方は誰もいらっしゃいません。危険だなと。これは本当は朝に見ていただくのが一番よかったですよね、通勤やら通学時間に見ていただくとわかるんですが。右折車がいると直進できないんですね。御承知のとおりです。通行量も多いです。そういった意味ですので、この要望書を確実に、今先ほど言いました道路部長やら国

土交通省の地方整備局長とも、非常に市長の人柄や全部ですね、よくわかってらっしゃると思います、名刺交換もされたと思いますので、直接ですね、直訴じゃないけども訴えて、この提案を訴えて、早期の実現につなげてもらいたいと思いますが、いかがですか。

#### ○市長（五位塚剛）

私の人柄でできるんだったらすぐに頑張っていきたいんですけど、なかなか県も本当にお金がありません。改良工事もいろいろ要望が多くて、本当に大変な状況であります。しかし、ここの現状は私もよく知っております。特に今大型のトレーラーの材木を積んだ車が非常に多くなりまして、ここを右折する場合は、本当にもし子供たちが近くにおったときのことを考えるとぞっとするような状況もあります。そういう意味では何らかの対策を早急にお願いしますけど、引き続き県のほうにもお願いしたいと思います。

また、国のほうも、今の国道10号線沿いの路面の悪さ、本当にでこぼこですごい状況であります。その路面の補修でさえできない状況であります。そういう状況の中、まずオーバーレイをぴしゃっしてもらって、子供たち、高校生がオートバイで通学しているのに、オートバイで倒れそうになるのを現実見ておりますので、そういう本当にやってもらいたいことは最優先すべきであって、4車線化というのは、本当にそれは現実問題にはならないんじゃないかなと私なんか思っております。

私の前から通山に通じますけど、両方に人間が歩く歩道、歩道もないんですよ。これも要望しても予算がないと断られております。そんなひどい状況の中、現実に4車線化できるかという、それは簡単にできるものじゃないかなというふうに思っております。引き続き柳迫交差点については努力をしていきたいと思っております。

#### ○9番（九日克典議員）

この道路診断のとき、大隅衛生の方も見えられまして、四十数台車を持っているそうです。彼らも右折するときに、今のあおりとかクラクションを鳴らされて非常に不愉快な思いをしているというふうな意見もありました。

そういったところもありまして、今の市長の言葉の中に柳迫の横断歩道橋の下が非常に20cmぐらいの段差が真夏でしたけどもありました。これは森山事務所の中村さんのところ行ったら、明るく日もうぴしゃっ直してくれていました。そういった政治力を使うと非常に効くんだなというふうに私はびっくりしました。明るく、直っていましたので、びっくりしました。そういった政治力を使って、この改良に向けて取り組むべきじゃないかなというふうに考えます。

再度、決意のほどを市長のほうからお願いします。

#### ○市長（五位塚剛）

政治力を使ったらどうですかというお話でありましたが、この間もいろんな問題で森山先生のところをお願いして実現しているところもいっぱいありますので、引き続きいろんな国交省、また県の事務所ですね、いろいろまたお願いするときはちゃんとお願いをしたいなというふうに思います。

○9番（九日克典議員）

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時58分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

私は、きょうは大きく2つの項目について質問させていただきます。

私は母親として、今はばあばの立場で、かわいい子供、孫たちに、危険な毒物を口に入れさせたくない思いで質問いたします。

1のフッ化物洗口について。

①フッ化物とは、アルミニウムを製錬する際に使われる氷晶石や蛍石などに含まれ、アルミニウムを製錬するときの副産物であるフッ化ナトリウムです。海外では、ゴキブリ退治薬や殺鼠剤としても使われている劇薬です。自然界に存在するフッ素は、フッ化カルシウムであり、洗口に使うフッ化ナトリウムとは違います。フッ素はごく微量であれば大きな害はないが、多量であれば人体にとって非常に毒性の強い化学物質であることは、フッ化物洗口支持者も認めています。深く調べれば調べるほど、さまざまな事例が出てきます。市としてのフッ素についての見解を伺います。

②曾於市において、現在フッ化物洗口を実施している保育園などや学校の数を伺います。

③フッ化物洗口を行っている施設、学校などでは、保護者などにメリット・デメリットの説明は十分になされているか伺います。

④今まで実施してきているところで誤飲等の事故報告はありませんか、伺います。

⑤フッ素洗口については賛否両論ありますので、市としての見解を伺います。

大きな項目 2 番についてですが、曾於市財部のすんくじらである北校区を盛り上げたい思いで質問いたします。

大川原峡溪谷、悠久の森、溝ノ口洞穴についてです。昨年 9 月議会で取り上げた①の大川原トンネル両サイドの階段、遊歩道設置場所の補修は、県の管理する河川なので打ち合わせるとの答弁でした。経過を伺います。

②これも昨年 9 月議会で触れたランニング大会に参加された方からオートキャンプ場から瓶台川におりれるようにできないかと言われたとの問いに、県との協議が必要だと答弁をいただいておりますので、進みぐあいを伺います。

③もみじの森の会とボランティアの方々によって10年間にわたり 1 万本のもみじを悠久の森を中心にキャンプ場周辺まで植栽されました。このことについて見解を伺います。

④大川原峡溪谷一帯、悠久の森の今後の整備計画や交流人口をふやすための考えがあるか伺います。

これで壇上からの質問、1 回目の質問を終わります。

#### ○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、フッ化物洗口についての①フッ化物についての見解についてお答えいたします。

フッ素は天然に存在する元素の一つで、その分布は、あらゆる土壌、湖沼や川の水、海水と全てに微量ながらも含まれており、自然環境の中に広く分布しております。虫歯予防のフッ素には、通常、フッ化ナトリウムが利用され、歯のエナメル質を強くする効果と虫歯予防の作用があります。ただし、フッ素は大量に摂取すれば害を及ぼすこともあるとされております。

2の②実施している保育園など学校の数についてお答えいたします。

本市では保育園、幼稚園等で12の園が実施しており、小学校、中学校では実施しておりません。

1の③メリット・デメリットの説明は十分なされているのかについてお答えいたします。

フッ化物洗口に使用する薬は、虫歯予防に効果があると科学的根拠に基づいたものであり、実際に行っている施設では、実施する前にフッ化物洗口に関する情報を配布、また、必要であれば保護者会で説明を行っております。

1の④誤飲等の事故報告についてお答えいたします。

フッ化物洗口の事故報告は受けておりません。

1の⑤市としての見解についてお答えいたします。

市といたしましては、虫歯予防の環境を整えることも行政の役割でもあります。

虫歯予防のためのフッ化物利用については、医学的にも安全性・有効性が十分確立されており、フッ化物洗口の実施については前向きに考えております。

2、大川原峡溪谷、悠久の森、溝ノ口洞穴についての①大川原トンネル両サイドの階段及び遊歩道管理、清掃はどこが行うかについてお答えいたします。

管理する所管課が決まっていなかったことから、今後は農林振興課で対応してまいります。

2の②オートキャンプ場から瓶台川におりられるように県と協議するとのことだったが、進みぐあいについてお答えいたします。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の国庫事業で広場と駐車場整備を行った箇所であることから、簡単に用途変更ができない制約等があり、仮に設置できたとしても管理が行き届かなく危険であるということから、河川への昇降路の設置は難しい状況ではありますが、ほかに方法がないか調査をしてまいります。

2の③もみじの森の会とボランティアの方々によって、悠久の森、キャンプ場周辺に1万本のもみじが植栽されたことについての見解についてお答えいたします。

もみじの森の会が悠久の森を中心として針葉樹の下にもみじを植栽されて1万本植栽したことは、今後の悠久の森をさらにPRできる宣伝材料の一つになったのではないかと感じております。今後は、もみじの森の会が1万本達成記念植樹祭を開催したいとの要望があることから、市といたしましても協力してまいりたいと考えております。

2の④、この一帯の今後の整備計画や交流人口をふやしていくための考えについてお答えいたします。

現在、作成している大川原峡周辺公園整備事業計画を再検討しながら、今後順次整備するものと決めていきたいと考えております。また、霧島ジオパークのエリアであることから、ジオパークトレッキングや悠久の森ランニング大会、悠久の森ウォーキング大会、清流まつりなどのイベントを開催しながら、今後交流人口をふやしていくよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

## ○2番（松ノ下いずみ議員）

フッ化物洗口を行うフッ素とは、フッ化ナトリウムが利用されているということはおわかっていることですが、お茶なんかに含まれているのはフッ化カルシウムで、全然体にとっては違うということをおわかっていただきたいと思っております。

曾於市においては、保育園12園でフッ素洗口されているということですが、WHOは6歳未満の子供にはフッ化物洗口は禁忌と勧告しています。しかし、日本口腔衛生学会は1996年、日本ではフッ素水にフッ化物を添加しておらず、ほかのフ

ッ素応用が少ないので、この事例は当てはまらなと表明しました。

実は誤飲しなくても、年齢が低いほど、子供は毎回、15から30%の洗口液を飲んでしまうと言われてています。それだけではなく、洗口後30分間は口をゆすいだりしないこととなっておりますが、当然唾液と一緒に飲み込むのは当たり前です。歯が生えかわる前の子供が用いると、斑状歯と呼ばれるエナメル質が正常に形成されないため、起きる歯の変色をもたらしたり、もろくなったりするようなこともあるようです。

このようなことが言われているのに、保育園児に行っていることをどのように思われますか、お伺いいたします。

#### ○市長（五位塚剛）

この問題については、父兄によって賛否両論があるようでございます。それで今やっている保育園、幼稚園については十分説明をされて保護者の納得のもとされているというふうに思っております。専門的なことはちょっとわかりませんが、しゃべりますか。専門的な立場で答弁させます。

#### ○保健課長（桐野重仁）

では、松ノ下議員のフッ化物の保育園児に対しての実施状況でございますが、このフッ化物洗口につきましても、全国の学会もさることながら、県においても鹿児島県の歯科医師会とかかごしま口腔保健協会とか、そういう学識のある方々が検証をして、今現在、フッ素化合物で使われているのはフッ化ナトリウムでございますが、無機のフッ化イオンでございますが、小さい子供に対しては害はないという検証もされております。また、担当のところできっかりと指導しながらこの洗口をやっておりますので、体的には直接害はないものと認識しております。

#### ○2番（松ノ下いづみ議員）

今すぐに害はあらわれなと思ひますが、体内に入っていくわけですので蓄積されていくということは考えられると思ひます。

このフッ化ナトリウムが胃に入ると、胃酸と化合してフッ化水素になって体全体をすぐ回って行って、後々は骨とかにも蓄積されていくようなんですけども、微量であればそこまで害はなと思ひますけれども、こういう化学物質、無機なものと言われても化学物質は化学物質、反対派がいることによってどういことが起こるかかわかんないわけですけども、どうしてもフッ化洗口は必要なものなんでしょうか、お伺いします。

#### ○保健課長（桐野重仁）

フッ化洗口液の誤飲につきましても、現在、保育園では5mlの洗口液でうがいを実際やっております。その中で誤って誤飲するということで、体に影響が出てくる

のが大体0.2mgだと思っておりますが、誤飲するには、またそれ以上の誤飲をする  
と体内的にもちよっと害は出ますが、そこら辺もさまざまな調査研究を経て、また  
機関がフッ化物等虫歯の有効性を認めておりますので、市としても保育園なり、今  
実施している園につきましても、しっかりと、また園の歯科医の指導のもとやって  
おりますので、安全性は確立されていると思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

フッ素洗口後に、気持ちが悪いとか吐き気とか嘔吐、頭痛を訴えた子供というの  
はなかったのか。小さい子供ですので、訴えなくてもそういう症状があらわれたと  
いうことはなかったでしょうか、お伺いいたします。

○保健課長（桐野重仁）

そのような事例は受けておりません。

○2番（松ノ下いずみ議員）

小学校とかでは行われていないということですが、現在、学校現場では、も  
し誤飲事故が起きた場合、責任はどこが誰がとるのかと不安に思っている先生  
もおられます。責任はどこがとったらいいのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

もし小学校、中学校で今後こういうフッ化物の洗口をやるというふうになった場  
合は、当然ながら教育委員会のほうで学校側とも、また、基本は父兄ですね、それ  
と学校の先生交えてよく協議をしていただいて、多分進むだろうと思います。場合  
によっては、やる学校もあるし、やらない学校もありますので、それについては最  
最終的に何かの事故が起きたときは、当然学校の管理者としての役目出てくると思  
いますけど、教育長が答弁を再度お願いしたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

学校で普通の教育活動の中で行われていることにおいて事故等が起きましたら、  
最終的には教育委員会のほうで責任をとります。

○2番（松ノ下いずみ議員）

では、教育委員会のほうで責任をとられるということで、学校の先生方は安心さ  
れたと思います。だけど、日本のフッ化物洗口マニュアルには、30から80%の虫歯  
予防効果があるとの研究論文がありますが、世界中からフッ素洗口の効果を調べた  
論文には、歯磨きをしていれば、フッ素洗口の付加的効果は約7%しかなく、統計  
的に意味のある有効性はないという結論だったそうです。そのような結果も出てい  
るのですが、どのように思われますか。

○市長（五位塚剛）

今、松ノ下議員が言われたその統計が、この見聞の内容については私自身もよく

わかっておりませんので、先ほど保健課長が答弁したように、いろんなところで日本も研究をした上での安全性を保った量以内でしているんだらうと思います。当然、今言われるような論文も出ているかもしれませんが、そのことについて、いいか悪いかは私もちょうと判断ができないところでありまして、今後、もし曾於市内の学校でフッ素化合物の洗口をする場合は、十分そういう知識を父兄も学校も我々教育委員会も含めて検討した上でやるというふうになると思います。まだやるということを決定しているわけではありません。

## ○2番（松ノ下いずみ議員）

学校でしていくかどうかまだわかっていない、結論は出ていないということですが、一応こういうおもしろい歯科の先生がいらっしゃるようですので、ちょっと紹介させてください。

「子どものむし歯予防は食生活がすべて」という本を書かれた黒沢誠人さんという歯科医師がおられました。自分の子供は4人いらっしゃるみたいですが、子供に歯を磨かせなかったそうです。結果として、中学校進学まで、実験をやめるまで、4人の子供には虫歯ができなかったそうです。もちろんフッ素物は全然使っておりません。患者さんにも自分の子供たちにも使っておられないということです。

フッ化物洗口に頼ることなく食生活の見直しで虫歯は予防できるのです。食べ物が入る前の口の中はpHが7で中性を保っており、食べたり飲んだりすると、虫歯が酸をつくり出し、3から5分後、ミネラルが溶け出す脱灰が起こってきます。でも、唾液の力によって徐々にpH値がアルカリに戻り初め、20分から30分で再石灰化の境目であるpH5から5.7を超えると再石灰化が始まり、食後は緩やかに中性に向かい、徐々に再石灰化が進み、虫歯のリスクが減っていきます。いわゆる自然治癒力ですね。

子供の歯は食生活に気を配り、脱灰をなるべく防ぐだけで虫歯になりにくくなりますが、大人の歯は子供の歯とは違い、しっかりと歯磨きをして歯垢除去に努める必要があります。子供のころからの食事の内容や食事時間にメリハリをつける、しっかりと歯磨きを習慣づけることがとても大事なことだと思います。

ちなみに、黒沢家では、子供が中学進学と同時に虫歯ができ始めたそうです。その理由は、買い食いをするようになり食生活が変わったためだそうです。脱灰を防げば、虫歯の象牙質への侵入は起こらず虫歯ができない。むしろフッ素を塗ることで虫歯にならないと安心してしまい、甘いお菓子やジュースを飲み放題になっている子供さんを見かけますが、仮にフッ素で虫歯を予防することができても、将来、肥満や糖尿病などにつながるおそれがあると黒沢医師は言っておられます。

最後になりますが、水道水に最初にフッ化物を混入したのは、ナチスの捕虜収容

所でした。目的は、反抗心をなくし、闘争心もなくし、収容しやすくすることだったそうです。中国では、フッ素が子供のIQを低下させるという疫学調査が20編以上あります。2017年9月にはアメリカほか15人の研究者による12年以上の追跡調査で、妊婦のフッ素接種が多いほど、生まれた子供の知的能力が低下していたという報告が出されています。現在も賛否両論があるので、私は安易にフッ化物洗口を進めるべきではないと考えています。

先ほど市長申されましたけど、学校で使っていかどうかわからないということですけども、こういう事例がある中で、それでもまだ保育園はしていることだし、学校でも積極的に進めていこうという考えですけども、こういう事例がある中で、また少しは考えていただけるでしょうか、お伺いします。

#### ○市長（五位塚剛）

虫歯になるのはやっぱり食生活だというふうに私もそう思います。だから、やっぱり親が子供の食生活の管理ができている人は虫歯になるのも少ないんだろうと科学的にやっぱりそう思います。ですから、フッ素を頼らず虫歯にならない食生活をしましょうよというのが、私は基本だろうというふうに思っております。それでも、やはりいろんな食事の環境がありますので、そういう対策だろうと思うんですけど、当然このことも今からもしされとなれば、教育委員会でもかなり議論がされていくだろうと思います。今の御意見は私自身もよく勉強させていただきたいなというふうに思います。

#### ○2番（松ノ下いずみ議員）

将来を担っていく子供たちに危険なものを使用せず、食生活の改善、習慣、歯磨きの徹底をして虫歯予防をしていくことを願ってやみません。できれば本当にフッ化物洗口は慎重に考えていっていただきたいと思っております。

続いて、大きな項目の2、曾於市財部のすくじらからのお願いなんですけども、悠久の森とか大川原峡とか、先日行ってまいりましたが、ちょうど大川原のトンネルの上流のほう遊歩道なんですけども、落ち葉が積もって、どこに遊歩道があるのかわからないような状態でした。管理課が決まったということで、今からちゃんと管理していただけているんですけども。今度5月に、去年からなんですけども、北校区のほうで道路払いとかしていきますので、1回はそこでまた払ってきたいと思っておりますけども、あとのほうはまたいろいろ管理が決まったところで調整していただければありがたいなと思っております。

行ったところ、遊歩道もだし、関連して三連轟の入り口も、以前はきれいに草払いして落ち葉も払ってってしてあったんですけども、入り口がどこにあるのかわからないような状態でしたけれども、あそこの管理はどこがするようになっておるんで

しょうか、お伺いたします。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

三連轟については一応観光地ということで、トイレを含めて商工観光課のほうで管理しているところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

それとランニング大会のことなんですけれども、瓶台川におりるということではできないって。何か方法があったら、していってくださるみたいなことなんですけれども。走った後に地元の方のお茶の振る舞いとか扇風機とかいろいろ準備してありますけれども、目の前に冷たい水が流れているのが、本当にそれをちゃんと入って行って涼んでもらうというの、すごいおもてなしだと思うんですけども、この前私もそのところを見に行ったんですけど、下のほうは間知ブロックが積んであったりして行けるような状態でもないんですけども、1カ所、間知ブロックもなく、そのときだけ階段みたいにつくって利用するというようなことはできないものでしょうか、お伺いたします。

○市長（五位塚剛）

このことについては参加された方々のそういう要望があったようでございます。それができないかということで一応検討しましたが、県のほうにいろいろ申請をしなきゃいかんということでありました。

今のその場所からキャンプ場に向かった、場合によっては駐車場の前のあそこは自由に川におりて泳ぐこともできますんで、また右側の上流に行ったら、あそこもまたおりて川に入ることができるんですよ。だから、どうしても本当に川に飛び込みたいという方があれば、ちょっと5分までかかりませんが、行ってもらえば問題はないんですけど、今言われるような、ランニング大会、ジョギング大会に参加した人がどうにか目の前のところに入れたいか、そういうことを再度もう一回検討はしてみたいとは思っています。

○2番（松ノ下いずみ議員）

休憩するところがオートキャンプ場のあそこですので、そこにさっとおりられるのが本当にありがたいかなと思いますので。キャンプ場のほうに行ったらおりるところあるんですけども、あそこまで行くのに疲れた体はちょっときついかなと思います。何かいい方法がないか、検討していただければありがたいです。

悠久の森も私行ってみたんですけども、もみじも大小さまざまで、将来、秋になったらもみじいっぱい悠久の森を見れるのかなって期待しているんですけども。ありがたいことに梅雨前に道路の重立った排水路とか落ち葉も除去してありました

し、道路沿いにベンチも幾つかありましたけれども、まだもうちょっと。やっぱり歩いて通ってこそ悠久の森のよさはわかるので、もう少しあと何か所かベンチがあるとありがたいなって思うんですけども。

それと、ちょうど入り口の駐車場のところに新しいトイレが設置されてあるんですけど、そのちょっと入ったところに古いトイレがぽつんと小っちゃいのがあるんですけども、あそこは多分使用されていないと思うんですけど、あのまま置いとかれるんでしょうか。できれば除去してもらったほうがすっきりするのかなと思いますけど、そういう考えはありませんか、お伺いします。

#### ○市長（五位塚剛）

トイレについて、ちょっと使用していないトイレと言われました。私もまだ、見ているのかもしれませんが、ちょっとイメージできておりませんので、それは点検させていただきたいと思います。荒武氏が全体の財部の責任者になりましたので、財部のことは一番詳しいので、少ししゃべらせませますので。

#### ○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

施設の管理については、やはり担当の課がやっていくことというふうに考えております。また、いろいろなイベントの実行委員会等の中で施設の管理も含めて、そういう気がついた点は発言をしていきたいということで答弁させていただきます。

以上です。

#### ○2番（松ノ下いずみ議員）

最後、すごい早いですけど、市長が早く終われということでしたので。最後の答弁で、これから交流人口をふやしていくように努力してまいりますって、すごくありがたいお言葉をいただいたんですけども。

ちょっとこの前、私たちも四国の汗見川っていう本当小さい地域に研修に行っただけだったので、ちょっとそちらを参考にしながら、この北校区の大川原峡一帯のこれからの発展のためにちょっと一言言わせていただければ。

高知県本山町汗見川というのも、本当少ない人数でこんなところに家がみたいな感じのとこなんですけども、すごくきれいな川が流れていまして、そこの廃校を利用しての宿泊施設ができて、そこでもマラソン大会が行われてたくさんの人々が訪れ、にぎわうというようなことでした。小さな地域でも交流人口を呼び込むために、汗見川流域の清掃をされていました。財部北校区も昨年と同じように、大川原キャンプ場を中心に5月の何日だったか、近いうちに清掃作業を計画しておりますので、地域も一生懸命盛り上げようと頑張っておりますので。この大川原峡溪谷一帯は霧島ジオパークに含まれており、あんなすばらしいところはありません。観光開発センターも中心に観光ツアーも開催され魅力発信をされています。ツアー参加の方々

にはリピーターもたくさんおられますし、個人的に1回訪れた方は、こんなすばらしいところはない、今後ともぜひ守ってほしいという言葉聞きます。私たち北校区も地元の宝として清掃活動などに取り組んでいくつもりです。市としてもこの一帯の維持管理とPR活動をしっかりと行っていただいで、私たち北校区だけじゃなくて曾於市の宝として守って行って、もっと自然を壊さない開発をして行っていただけたらありがたいと思っております。

これ最後お願いになりましたけども、市長の最後の答弁を、本当にどのようにしていくかという、具体的には分かっていないと思いますけど、どんなふうにPRしていくか、一言よろしくをお願いします。

#### ○市長（五位塚剛）

大川原峽を含めた大川原キャンプ場全体を、基本的には指定管理というのを北校区の方々をお願いをいたしました。本当に今地域の方々が頑張っていたいで、今まで以上に参加者もふえ、また収益もふえているようであります。

今後、市といたしましては、できたら小動物をちょっと導入して、子供たちが来てさわって楽しめるような施設と、前から言っている、釣り堀ができる、魚釣りができる整備もしたいなと思います。そのためにはちょっと吉村さんと土地の交渉等も含めてやっていきますけど、たからべの森の学校と連携して、本当に曾於市の観光スポットでありますので、また地域の方々と協力して一生懸命またお願いをしたいなと思います。

以上です。

#### ○2番（松ノ下いずみ議員）

私も以前から思っておりますけども、森の学校と本当連携して、森の学校も多分地元と連携して盛り上げていこうと思っておりますので、本当お互いに手を取り合って森の学校にコマーシャルしていただいで、私たちが一生懸命働いてみたいな感じでもいいのかなと思っております。

将来的には本当に曾於市で一番の高齢化率の高い地域ですけれども、元気いっぱい活動していけるようになれたらなと思っております。

これで私の質問を終わります。

#### ○議長（原田賢一郎）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日7日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

---

散会 午後 2時35分

# 令和元年第2回曾於市議會定例会

令和元年6月7日

(第4日目)

## 令和元年第2回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和元年6月7日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第4号）

#### 第1 一般質問

通告第9 今鶴 治信 議員

通告第10 湊合 昌昭 議員

通告第11 岩水 豊 議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 重久昌樹	2番 松ノ下いずみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水豊	5番 湊合昌昭	6番 上村龍生
7番 宮迫勝	8番 今鶴治信	9番 九日克典
10番 伊地知厚仁	11番 土屋健一	12番 山田義盛
13番 大川内富男	14番 渡辺利治	15番 海野隆平
16番 久長登良男	17番 谷口義則	18番 迫杉雄
19番 徳峰一成	20番 原田賢一郎	

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦  
主任 富田洋一

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	五位塚剛	教育長	瀬下浩
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文
総務課長	今村浩次	社会教育課長	岩元浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田政継	農林振興課長	富吉浩幸
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工観光課長	竹田正博
企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一

財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
稅 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	德 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	田 代 庄 市
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 查 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開議 午前10時00分

---

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第9、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

おはようございます。新生会の今鶴です。

私は、大きく2項目について、市長、教育長に質問いたします。

まず、第1に、末吉中央公民館整備事業について。

①事業の進捗状況は。②公民館敷地の売買の時期は。③公民館敷地の売買方法は、続きまして、大淀川の堤防の被災について。

①先日の大雨で櫛小学校近くの大淀川の堤防や橋脚が崩壊しましたが、昨年の被害と合わせて被災箇所は何か所か。②復旧工事の工程はどうなっているのか。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1の②、1の③と2について、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1の①については、教育長に後から答弁をお願いしたいと思います。

1、末吉中央公民館整備事業についての②公民館敷地の売買の時期はについてお答えいたします。現在、社会教育課のほうで新たな中央公民館候補地の購入事務を進めているところであります。今後は、その候補地の取得及び現在の中央公民館を使用して実施している各種事業の代替施設が整い、移転できる環境が整った後に売買の手続に入りたいと考えております。

1の③公民館敷地の売買の方法についてお答えいたします。今後、現在の中央公民館が移転できる環境が整い、用地が売却できる環境が整った後、入札公告を行い、一般競争入札で実施する予定であります。

2、大淀川の堤防の被災についての①大雨による被災箇所数についてお答えいたします。大淀川を管理する鹿児島県の大隅地域振興局曾於駐在の担当者に確認した

ところ、平成30年度において大淀川の護岸決壊当等の公共災害3カ所と、公共災害以外の小規模な災害8カ所が発生し、また今回の5月の豪雨が原因で大淀川2カ所の護岸決壊発生の報告を受けております。そのほか、市が管理する大淀川にかかる中津橋については、橋台付近の護岸決壊1カ所の災害が発生しているところです。

2の②復旧工事の工程についてお答えいたします。

県大隅地域振興局曾於駐在の担当者の報告では、現在30年度発生の大淀川の公共災害3カ所については現在施工中であり、7月末までの工期です。公共災害以外の小規模な8カ所については県単独河川防災工事に対応し、6月末には竣工することです。また、今年度発生 of 公共災害2カ所については、7月の災害査定に向けて準備しているとのことです。

そのほか、市が管理する中津橋付近の護岸復旧については、基礎部が決壊しているため今後増破防止のための大型土のうを設置する計画です。復旧については、公共災害として県と工法を協議し、国の災害査定を受けることとなります。

次は教育長が答弁いたします。

#### ○教育長（瀬下 浩）

1、中央公民館整備事業についての①事業の進捗状況についてお答えします。

公民館建設予定地の用地取得につきましては、土地所有者の事情により当初計画より遅延しておりましたが、今回合意に至り、現在契約に向けて事務手続を進めているところでございます。

#### ○8番（今鶴治信議員）

ただいま1回目の答弁をいただきました。順次質問してまいります。

末吉中央公民館整備事業につきましては、同僚の徳峰議員が前回の一般質問でもされておりますので、その点で漏れたところにつきまして、またもう1回詳しく聞かせていただきたいと思います。

この中で、高原病院より申し入れがあり、今回市民の利便性も考えながら一応新しく中央公民館を建てるという説明でございましたが、新しい土地の取得の契約ももうすぐ間近となっておりますが、中央公民館は売買が成立するかは今後のことですけど、とにかくことし造成をされて来年には建設をする、予定地にされるのは決定事項であるか伺います。

#### ○市長（五位塚剛）

議会に新しい土地の取得の方法も含めて説明をいたしましたので、一番市にとって、また市民にとって公民館の運用が将来的にどうあるべきかというのをいろいろ検討いたしました。

また、今ある公民館については、隣の高原病院さんから再三のお願いがありまし

て、それを前提として今の文化センターの隣の敷地が分けていただけるのならば、非常に総合的に活用ができるという判断のもとこの事業を提案いたしましたので、基本的には決定事項であります。

**○8番（今鶴治信議員）**

その中で、現在の中央公民館の移転時期につきまして、今現在ああいうメセナ総合大学等でも利用されてる市民がいらっしやって、そこの問題が順調に理解をいただかないとすぐには解体、売買にも行けないという説明でございましたが、その辺の市民の方々への周知のほうは現在どのような感じに進んでいるかお伺いします。

**○市長（五位塚剛）**

このことについては、公民館でいろんな総会が開かれました。その総会の中で、市民に市の考え方をことあるごとに説明をいたしました。そして、具体的には社会教育課が担当しております生涯学習の問題、また現在市が行ってるいろんな事業の問題含めて、やはり新しい建物ができるまでの間どうしても代替の作業所がなければなりませんので、その準備を初めてるところでございます。

具体的に社会教育課長のほうで答弁をさせます。

**○社会教育課長（岩元 浩）**

お答えいたします。

総合大学につきましては、4月中に配付しましたパンフレットでお知らせをいたしてるところでございます。また、この件につきましては当初より末吉総合センターを中心に、各講座の場所の割振りを実施いたしております。

なお、文化協会につきましては、総合大学のパンフレットで今後変更のことをお知らせをいたしておりますけれども、今後いつでも代替施設が利用できますよう協会と場所の調整は進んでいるところでございます。

以上でございます。

**○8番（今鶴治信議員）**

新しい中央公民館の売買契約が進んで、造成工事、そして建設設計までが今年の予算で上がっておりますが、實際上そういうのが活動しまして、生涯学習教室などの理解が代替場所があれば既存の中央公民館の売買契約にはいつぐらいに進められる予定でありますか。一応予定を聞きます。

**○市長（五位塚剛）**

流れといたしましては、移転をする文化センターの隣の地主さんの了解もらって契約ができないと動きませんので、まずその契約をするために今最後の手続の段階に入っておりますので、ここ1カ月ぐらいの間で多分できるのではないかなという予想をしております。

それができますと、当然高原さんとの問題もありまして、入札の準備もさせていただきますけど、まだ日にちは確定はしておりません。

○8番（今鶴治信議員）

今度購入予定の地主さんがいらっしゃるということで、そこは地主さんの十分な理解が得られないと無理強いはできないというのは理解しております。そこで、徳峰議員の一般質問の中で、その既存の中央公民館の売買価格に関する説明がございましたが、その中で近隣の売買実例を参照にしたい。また不動産価格評定委員会で価格を決定するという説明がございました。

その中で、徳峰さんの答弁書の中では、不動産評価、固定資産の時価評価額でいうと敷地が7,654万円、建物評価が758万円であるという説明でございました。その中で近隣のということで、私たちの総務委員会の中でも出ましたけど、近くのコンビニのところの消防詰所跡が売買されたようでございますが、ちなみに不動産固定資産評価額は幾らであったのか財政課長に伺います。

○財政課長（上鶴明人）

昨年、末吉中央分団の敷地を売却を行ったわけですが、そのときの土地の時価評価額は492万427円でした。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

差し支えなければ実際の実売価格は幾らであったのか伺います。

○財政課長（上鶴明人）

そのとき時価評価額ではこのような形が出ておりますが、近隣の売買価格それを参考にした不動産業者等から意見を聴取した評価額としましては1,286万121円となっております。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

場所が近接地といいましても、今の中央公民館とはまた値段は少しは変わってくると思うんですけど、単純に計算した場合が固定資産評価額より、3倍とまではいっていませんけど大分実売価格は上がるということで、実際7,654万円を2倍にしても1億3,000万円ぐらいになると思いますが、これは今後不動産価格評定委員会でいろいろ検討されて価格を決定するという説明でございましたが、この不動産価格評定委員会の構成メンバーはどういう方々になってるか伺います。

○財政課長（上鶴明人）

今質問にありました不動産価格評定委員会ですが、委員会のメンバーといたしましては、委員長に八木副市長を充てまして、そのほか副委員長が総務課長、そのほ

かでは税務課長、市民課長、農林振興課長、建設課長、農業委員会事務局長、大隅の支所長、それから財部の支所長、そして私の計11名で構成をされております。

以上です。

**○8番（今鶴治信議員）**

今の説明でいきますと、八木副市長を筆頭に市役所の課長さんたちが構成メンバーということでございます。この中にその不動産的な専門的民間の方は、オブザーバーでも何でも入らないのでしょうか。

**○財政課長（上鶴明人）**

申しわけございません。先ほどのメンバーで企画課長が外れておりました。申しわけございません。企画課長を入れて11名でございます。

それと、今質問にありましたオブザーバーでございますが、その土地の売却もしくは購入をする場合に、直接の担当課の職員等おります。そういった方々にも中に入らせていただきまして、現状そういったものを加味しながら不動産価格評定委員会の中で価格を決定していったところでございます。

以上です。

**○8番（今鶴治信議員）**

参考までに、末吉中央分団詰所もやはりこの不動産価格評定委員会で決められたのか伺います。

**○財政課長（上鶴明人）**

末吉の旧中央分団についてもそのとおりでございます。

**○8番（今鶴治信議員）**

その中で、私も徳峰議員との一般質問の内容を録画で確認したところでございますが、その中で不動産の専門的な方に意見を聞いたところ、中央公民館自体は昭和37年に建設で評価は758万円であるが、価値はないものと判断していいという意見をいただいているところでございましたが、以前私が文教常任委員会にいるとき、この間何回か補修工事が何かされてるんですけど、その中でその工事の内容と耐震工事は入ってなかったのかどうか、もしわかるとけば通告に出しておけばよかったんですけど、もしわかっておったら答えていただきたい。

**○市長（五位塚剛）**

末吉中央公民館については、耐震がありません。この間、大規模改造というのをですね一定はしましたけどそれは利用を存続するためのものでありました。それと空調機を天吊りにかえた形での入れかえ工事をいたしました。大体そういうのが今までの工事の内容でございます。

**○8番（今鶴治信議員）**

耐震工事はされてないということで、そういうことを検討されて今回の新しい中央公民館整備事業ができたことはわかります。その中で、不動産価格評定委員会で最低売却額を決定した場合、その後売買の方法としまして入札公告を行い、一般競争入札で実施するという説明でございましたが、高原さんが購入したいという希望をくんでのこともあるんですが、高原さんが必ず買えるという保証はないてことでありますか。確認いたします。

○市長（五位塚剛）

高原病院さんと随意契約をするわけでありませんで、市が予想している金額に、また高原さん以外に高く入札を入れた場合には、場合によっては高原さんが買えないということもあり得るといふふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

私も入札については詳しくないんですが、競争入札ということでありまして入札公告を行い、結果的に高原病院だけが参加した場合も、最低売却額を超せば落札できるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そのようになると思います。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、財政課長でしたか、購入者に既存の中央公民館の建物は解体していただいたほうが、公共的事業とするより3分の1ぐらいで済むという説明でございましたが、実際は解体費はどのぐらいの見積もりというか金額になってるか伺います。

○市長（五位塚剛）

今の既存の建物を公共単価で計算した場合は、約1億円近い解体費用がかかるだろうと思っております。当然今までは、市のほうで解体をして更地にして売却をするというのが通常でありましたけど、私たちはやっぱり市の財政上何かいいほうはないかということで、建物の解体は買ってもらう人にしてもらうという。そのかわりに民間で解体した場合の大体の見積もりというのも出ておりますので、それを加味して売却する費用というのを念頭に置いてるところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

確認でございますが、近隣の場合は実例を参照にするという答弁がございましたので、近隣というと直近でコンビニのこの詰所のところが比較されるんでございますが、その中で総務常任委員会の中で財政課長の説明によりますと、坪単価で幾らかという質問したとき3.3m<sup>2</sup>で14万円であったという説明でございました。

その中に、解体費はやはりその分差し引いた価格ということで、事業者が結局解体費を出されたそうですけど、それを含めたら幾らになるかといった場合坪16万円

になるという説明でございましたが、財政課長この数字に間違いはございませんか。

**○財政課長（上鶴明人）**

申しわけございませんでした。先ほど議員から言われた坪14万円というのがございましたが、その当時の評価額としましては約16万円でございます。それで、今現在その売却額それを単純にその解体費等を差し引いた形で最低価格以上の方にお売りしたわけですが、そのとき売却額で見ますと約12万円で売却をしてるところでございます。

以上です。

**○8番（今鶴治信議員）**

そうした場合、中央公民館を大体4,168m<sup>2</sup>でございます。坪数に換算しますと1,263坪を12万円としましても相当数な金額になると思います。12万円は解体費用を差し引いた金額だと思いますが、解体費用を含めたら16万円てことで、それを事業者にならせ、また高原さんの希望であるのでしょうがそれからいろいろ、駐車場のところなんかも解体をしまして新しく病院を建設する場合、相当数な事業費になると思うんですが、やはり市長の答弁にもその時あがりましてけど、以前も1回池田市長の時代にそのまま事業が進まず、五位塚市長になったとき先方からの要望もはっきりしないのでちゅうて私の質問で、今は検討してないつう答弁でありました。

その後、こうやって前向きに利用者、市民の皆様の考慮した場合、やはり既存のところにつくったほうが利便性から、また市民の皆様にも喜ばれるんじゃないかということで、値段が合って買っていただければ譲渡したい旨あるという説明でございました。

しかしながら、近隣の金額でちゅうのもわかるんですけど、あそこはちょっと高台にあって下のほうがちょっと危ない状況でもありますので、コンビニのとことすると評価が落ちるとは思うんですけど、やはりこの坪12万という金額だと果たして、それから病院まで経営に持っていくちゅうは相当な運転資金がかかると思うんですけど、その辺に関しての病院の公共性、またもし高原病院がほかのところに移った場合を考慮した場合、ほかのところが入札される可能性もあると思うんですけど、その場合を考えてこの評定委員会の中では相当そういうことも考慮する余地があるのかどうか伺います。

**○市長（五位塚剛）**

実際、あの土地をほしいという民間の方々からの相談というのは、今のところ高原病院さんしかないところでございます。現状はですね。そしてちょっと、御存じのように警察署の方向に向かって下り勾配でありまして、新しく今度のコンビニのところの水平なところでありませぬので、やはり売買の実際の予定価格というのはそ

ういうなことを加味すると値段的には下がってくるんじゃないかなという感じはしております。

**○8番（今鶴治信議員）**

それで、私も専門的ではございませんけど、今まで公共施設の公民館が建ったということではありますが、あそこの昔の間知を積んだような造成地ですね、あそこは耐震的なものは公共施設の造成地としまして十二分に対応できる土地なのかどうか伺います。

**○市長（五位塚剛）**

現在中央公民館建っております、今のあの状況でも当然新しく建てるとするとボーリングをして地質調査をされると思います。それに沿って、今はくい打ちをしますのでくいの数、要するに建物の重量によってくいが決まってくるので、そのあたりは問題ないというふうに思っております。

**○8番（今鶴治信議員）**

まず工程としまして、新しく建設予定の敷地の地主さんとの交渉はスムーズにいったって、まず売買契約書を済ませてそれから造成とか始められ、その後めどが立ったところで現在の中央公民館の評価をされまして入札をされるということではありますが、大分新しくつくるところの地主との交渉は進んでるということですが、あそこも以前全員協議会でありましたか、既存の建物を地主さんが壊す、先ほどの公共工事でやると高くつくという理由でありましようが、そこも確認ではありますが売買契約が成立した場合は、もうその地主さんが責任を持って今のたて物は壊すというふうになっていくのか伺います。

**○市長（五位塚剛）**

このことについても、私たちも一番いい方法がないかということで検討いたしました。市が全部そのまま買い取って市が全部解体をして整地する方法、今の地主さんのほうで全部解体して更地の状態で市が買う方法とそのあたりを協議をいたしまして、今回の場合は地主さんのほうで全部解体してもらった上での市が取得をしたいということで、その解体費用なんかも鑑みまして、民間の場合どれぐらいでかかるかということを前提として、土地の取得をちゃんと盛り込んだ形で地主さんと協議をしてるところでございます。

**○8番（今鶴治信議員）**

当初予算の予算委員会説明資料によりますと、土地の購入費が2,120万円予算を組んでありますが、解体費を含めましてこの予算の範囲内で土地購入ができる感じであるのかどうか伺います。

**○市長（五位塚剛）**

できると思います。

**○8番（今鶴治信議員）**

今後、考え方としまして末吉中央公民館の建物自体は老朽化で価値がないとしまして、その土地が公有財産でございます。そこを高原病院がスムーズに売買契約をされまして購入されて、考えとしましてはその金額とそれ以上に係る分についてはどういうふう考えられているのか、新しく中央公民館を完成までいかれる場合の事業費ですね、そこら辺は不足分は以前説もあつたのかもしれませんが、どういう財政的なものでされるのか伺います。

**○市長（五位塚剛）**

基本的な考え方ではありますが、中央公民館を総合センターの隣に建設をするとなつたときに、できましたら利便性のよい平屋建ての木造づくりを検討しているところでございます。そのために国の木づくり事業というのがありますので、来年度の事業に補助事業として申請をしたいというふうに思っております。

この木づくり事業というのは非常に好評がありまして、鹿児島県でも相当また申し込みがあるようでございますので、そのことをお願いをしながら不足分については今回売却する土地のその費用を充てて、なるべく市の持ち出しを少なくするという方法で事業を考えております。

**○8番（今鶴治信議員）**

文化センターのところの隣が候補地ということで、あそこに契約はスムーズにいつて建設されれば非常に市民にとっても駐車場から利便性がいいということで、スムーズにいけばすばらしい中央公民館になるんじゃないかと期待しております。

その中で、大体1,000m<sup>2</sup>ぐらいの木造づくりの補助事業を生かした公民館にしよう計画であるとありましたけど、これまでも中部公民館の皆さんの事務的な部屋もあつたわけでございますが、この際希望もあるのかもしれませんが中部公民館専用の部屋というのはその中につくれないのかどうか伺います。

**○市長（五位塚剛）**

今回の移転新築に当たって、各種利用されてる方々との協議をいたしました。特に中部公民館は今の施設の中でいろいろ中心的な役割を果たしておりますので、新しい施設の中にも中部公民館の事務所という形で検討はちゃんとしてるところでございます。

**○8番（今鶴治信議員）**

投票所も2階で、非常に足の不自由な方の不便があるということで今までも問題がございましたが、新しくできれば投票のほうもバリアフリー化に多分されるんでしょうからスムーズに行くのではないかと考えております。

その中で、一番危惧されるのが先ほどから言いますように、高原病院も事業として、公共的役目はありますけどされているわけで、土地の購入、また建物の解体、そして新しく病院建設、もし病院を建設された場合は、高原病院の人と話をしたことはないんですけど以前の説明では、既存のどこを壊して駐車場にするとかいう説明もありました。

そういう中で、やはり事業として再生できる金額の設定というのが非常に大事だと思っておりますが、談合的になるというのもいけないところでありますけど、やはりその辺のことを十分考慮されて不動産評定委員会では臨まれるべきだと思いますが、その件につきましては市長も実売価格というのがありますので簡単に安くは売れないんでしょうけど、十二分にその辺は検討する余地があるという意見はお持ちか伺います。

#### ○市長（五位塚剛）

市が公共的な品物を含めて売買する場合は、これは市民の財産でありますので格別安くすることはできないというに思っております。ただ、あそこに高原病院さんができるということは市民にとって、また地域の商店街の活性化にとっても非常に大事なことでありまして、そういう意味では公共性が高い施設になるだろうというふうに思っております。

私たちはそのこともよく検討した結果、また高原さんがあそこに新しく病院を建設したいという、それは高原さんの中で理事会を開いて、取得費、新しい建物の建設費、またその後の運営費は十分検討された結果、市のほうに相談がありました。

ですから、私たちも適正な価格で入札を行って今後地域のために頑張りたいという願いを持ってるところでございます。

#### ○8番（今鶴治信議員）

交渉ごとでありますので、今後を期待しましてこの件につきましては終わります。

続きまして、私の地元の大淀川に関する質問でございますが、先日の大雨で、私も中津橋が一時通行どめになっておりました。以前にも橋脚のつけ根のところが、去年の大雨によってもちょっと傷んでおりましたが、その復旧工事をする前にまた大きくえぐれてしまったということで、今後国県にお願いしていくということでございますが、もうこれから本格的梅雨に入りまして非常に被害がまた進んでいくんじゃないかというのを危惧しております。

そしてまた、今回川の護岸工事をしている間に矢板が川の中央部分まで打ち込まれて仕方がないことではありますが、その結果、これまで決壊したことがない反対側の堤防が決壊したということで、これも応急的に今土のうやらいろいろやっていたんですけど、非常に台風シーズンが来ますしこれから不安な点があります

が、その辺のほうは市のほうも、県のすることですが十二分をお願いをして、早急に安全に進んでいくようお願いされてるかどうか伺います。

**○市長（五位塚剛）**

県が管理する河川でありましても、県のほうは市のほうにいろいろと相談もしながらやっておりますし、また地元の住民の方々の生活道路を含めた橋、また近くに水田もあるわけですので、そういう意味では常に連携をとってるところでございます。引き続き県ともよく協議をして早く完成ができるように、また災害が大雨によって二度と起こらないようなことも含めてお願いをしたいというふうに思います。

**○8番（今鶴治信議員）**

今度土曜日、FMでも流れてますけど櫛小学校を中心に土砂災害の防災訓練も行われることで、その矢先に橋のところが非常にえぐれて、今後雨で橋が通行不能になれば子供たちの通学にも大変支障を来すなど危惧してるところでございます。土のうを積んで今後の、梅雨の今はしりてございますが、末期の大雨等にも十二分に対応できるものなのかどうか、建設課長に伺います。

**○建設課長（新澤津順郎）**

今の件につきまして、大淀川を管理する県と協議を重ねているところではございますが、市といたしましてもいろいろな応急作業を検討しているわけでございますが、今その橋梁の橋脚部分に今回雑物が多く堆積したところを今回除去して通行止めを解除したところでございます。

今回、その橋台部分が増破した護岸につきましては土のうを2段とか3段とか積んで、その穿掘が拡大といいますか増破しないための対策をとって、できるだけ早い時期に国の災害査定を申請をして復旧をできるだけ早いように、対応できるようにお願いしてるところでございます。

以上です。

**○8番（今鶴治信議員）**

あそこの中園の堰が新しく、今もう三、四年工事をされています。国の事業だと聞いております。以前小学校付近が、用水路のほうから逆流をしましてあの一帯が水没したことございます。それを受けてやっとう堰の自動で点灯するのをつくっていただいているんですが、その間昨年もその下流のほうの堤防が大きくえぐれてあと1mで、まだ水田が収穫前でありましたが決壊したら大被害になるところございました。

それを今応急的に土のうやら積んでいただけてますけど、なかなかもうその堤防も完全に完成しないうちにまた新たなところが決壊したということで、また小さなこと、小規模なところを言いますと8カ所、私のところも植えつけ時期でございま

すので何かあると堤防に亀裂が入って、市のほうにもお願いして県のほうにもお願いして建設課のほうでも一生懸命されてどうにか6月から工事に入るんですが、それこそ今から梅雨でまた二次災害的に大雨が降って、なかなかこういう災害の復旧には予算が伴って時間がかかるということですね。

それが直る間にまた次が壊れるということで、専門的な建設会社の社長さんに聞いたところあれはもう明治時代の堤防だということで、土による堤防で非常に大雨に対してはもろくなってるということであります。その辺を含めて、特に因果関係ははっきりしないんですが中岳ダムの貯水池は今減らしてあるということであります。あの近辺で大雨が降るとどうしても放流をしなくちゃいけないということで、そういうのも含めて大雨とこういう風に堤防が被害を受けているのかなと思っております。

そういうことで、市ではできることは限られてるんですけど、国県に国土強靱化じゃないんですけど堤防のそういうのを、年次的に弱いところを計画的に工事をさせていただくようお願いは市のほうからもできないのかお伺いいたします。

**○市長（五位塚剛）**

今回の5月の集中的な雨の中、中岳ダムの放流を一部されたみたいでございます。今後、ダムも基本的には農家の用水でありますので確保しなきゃなりませんけど、このような形がしょっちゅうあるたびに放水をしたときに、その下流の河川がそのような形で崩れるということはいろいろ問題があると思っております。そのことを含めて、現状を畑かんの関係の会議がありますので要望を出していきたいというふうに思います。

**○8番（今鶴治信議員）**

大淀川といって下流も宮崎まで続いているということで、確認でございますが小規模な公共災害3カ所、小規模8カ所と答弁がございましたが、これは私の地区ももちろんありますけど下流のほうの場所もあったのか伺います。

**○建設課長（新澤津順郎）**

お答えいたします。県の担当者に聞いたところ、この8カ所については議員がおっしゃる櫛の地区から上流のほうにかけての8カ所だと聞いているところでございます。

**○8番（今鶴治信議員）**

私も東部土地改良区の役員もしておりますが、その中でも訴えていきたいとは思ってますけどやはり、ダムが決壊するとまだ大災害になりますけどこういう梅雨どきは水量を控えめにちょっとしていただいて、まあでも水利権で今の時期に上げないといつでも組めないというのものもあるもんですからそういうふうにされてるんです

けど、とにかく私は下流のほうもあるのかと思いましたが上流側に集中してること、そういう放水また堤防が老朽化して現在の大雨には耐えられないんじゃないかと思っておりますので、市長が土地改良区だけでなく県国のほうにもこういうことが多いから堤防の年次的に、そういう災害箇所からでもいいんですけど、抜本的にやっていただくようにぜひ要望もしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回このような形での、因果関係ははっきりしておりませんが、今後のことを考えるとやはり国のほうに河川の強靱化という事業が始まりますので、お願いをしたいなと思います。

○8番（今鶴治信議員）

これから本当梅雨も本格化、また台風等も来るかもしれません。建設課においても、そういう連絡が来たら雨の中でもすぐ駆けつけていただいて通行止め等もしていただいております。また作業現場の方々もすぐ復旧工事に当たって、土のうとかも配っているけど、やはり河川はいつ大雨が降るか、二次災害の心配もございします。なるべく今市長がおっしゃったように抜本的に強靱化して、そういうところを補強していただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10、湊合昌昭議員の発言を許可いたします。

○5番（湊合昌昭議員）

新生会、湊合昌昭でございます。

3項目について質問いたします。

①ユズの生産量は九州でトップクラスと聞いていますが、28年、29年、30年度の市内の生産量及び生産額を示してください。②市内ユズ生産者を28、29、30年度年度別に示してください。③ユズの搾汁機は現在4台で稼働していますが、増設の計画はないか示してください。④市として、今後少子高齢化の中でユズの振興の考え方

を示してください。

2、空き家対策について。

①市内の空き家の現状を示してください。②空き家で危険廃屋の現状を示してください。③これから先人口減少の中で、空き家対策について示してください。

3、ふるさと納税の寄附金について。

①平成30年度ふるさと納税の寄附金が17億円以上と多額の寄附金を全国からいただいた。経費の金額は幾らか示してください。②5月末返礼品が国からの指導で3割以上できなくなった。今後寄附金の影響があるか示してください。③地元産以外の返礼品があるか示してください。

以上、1回目の質問終わります。

### ○市長（五位塚剛）

それでは、渕合議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、ユズ振興についての①28、29、30年度市内の生産量及び生産額についてお答えいたします。平成28年度の生産量が1,141トン、生産額が1億4,571万4,000円、平成29年度が生産量が634トン、生産額が8,281万6,000円、平成30年度が生産量が1,307トン、生産額が1億6,781万1,000円であります。

1の②市内ユズの生産者を28、29、30年度年代別に示されたいについてお答えいたします。

平成28年度が30歳代が2人、40歳代が14人、50歳代が48人、60歳代が124人、70歳代が85人、80歳代が107人、90歳代が17人、平成29年度が30歳代が1人、40歳代が12人、50歳代が43人、60歳代が112人、70歳代が84人、80歳代が118人、90歳代が20人、平成30年度が30歳代が1人、40歳代が12人、50歳代が40人、60歳代が101人、70歳代が96人、80歳代が120人、90歳代が26人となっております。

1の③増設の計画はないのかについてお答えいたします。

現在4ラインで稼働しておりますが、今後昨年度以上の量が見込まれ、現状のままですと絞り切れず、そのことが結果的に品質低下にもつながり、生産者に迷惑をかけることも予想されます。また、生産者やメセナ食彩センターからも改築の要望等が出ておりますので、今後改築に向けての検討委員会を立ち上げる予定であります。

1の④市としての今後少子高齢化の中でユズ振興の考えを示されたいについてお答えいたします。

現在、ユズ栽培同好会の会員に産地の維持・拡大を求めるためのアンケートをお願いして、そのアンケートの結果をもとに今後の少子高齢者対策を検討してまいります。

2、空き家対策についての①市内の空き家の現状についてお答えいたします。

平成23年度に企画課で業務委託した空き家実態調査において、居住等により使用されていない状況の住宅として空き家として累計した件数は、末吉町で384棟、大隅町で376棟、財部町で292棟で、市全体では1,052件となっております。

2の②空き家で危険廃屋の現状についてお答えいたします。

平成23年度に実施された空き家実態調査において、管理状態が不足していると判断した空き家については、末吉町が189棟、大隅町が241棟、財部町が154棟で、市全体で584棟となっております。

2の③これから先、人口減少の中での空き家対策についてお答えいたします。

平成23年度に実施された空き家実態調査以降、人口減少や世帯数の減少により多くの空き家が発生していると思われまます。このため、平成31年度において本市の空き家の実態を把握するために調査を実施し、この調査結果をもとに関係各課と利活用等について対策を検討いたします。

また、危険廃屋については、昨年度設置した曾於市空き家等対策審議会においても情報提供、助言・指導、利活用等について審議していただき、総合的かつ計画的な対策を図ってまいります。

3、ふるさと納税の寄附金についての①平成30年度ふるさと納税の寄附金に係る経費についてお答えいたします。

平成30年度のふるさと納税寄附金は、最終収納額が約16億9,094万7,000円となりました。経費については、返礼品やメディアミックス等の委託料が約10億198万7,000円、インターネットの広告料や輸送料などの役務費が約1億7,709万2,000円、賃金や職員手当の人件費が約646万5,000円、旅費、需用費が約627万5,000円、使用料及び賃借料が約282万4,000円、備品購入が12万7,000円となり、総額で約11億9,477万円となったところです。

3の②返礼品が国からの指導で3割以上はできなくなったことで寄附金の影響があるかについてお答えいたします。

6月1日からの新制度で、寄附募集の適正な実施、返礼品の調達費が寄附金額の30%以下、返礼品は地場産品という基準が設けられました。これにより、現在の返礼品を継続するためには寄附金額を上げることとなります。曾於市においては、6月1日からの他市町村の寄附金額設定状況を確認しながら、システム上の変更期間を約2週間ほどにおいて新制度でのスタートをしたいと考えております。同じ返礼品で寄附金額に影響が出るかは予測できないところでございます。

3の③地元産以外の返礼品があるのかについてお答えいたします。

新制度基準の、返礼品地場産品という基準が設けられましたが、原材料あるいは

製造地が地場であればよいということでしたので、現在該当はないと思っております。

以上でございます。

○5番（淵合昌昭議員）

それでは、順々に質問していきます。

きのう九日議員からも質問があったユズの内容ですが、若干ダブることがありますので御理解をいただきたいと思います。5月20日に建設常任委員会で愛媛県、そして山口県を視察してきました。その中で、愛媛県の鬼北町のユズ農家、生産組合のどこへ行ったんですが、きのうも出ましたけどとげが短いユズを栽培してるというので、私なんかもいろんなことで勉強してきました。

その中で、先日の委員長の報告もありましたけども、順次質問していきたいと思うんですが、現在曾於市では10a当たり何本ぐらいを基本にして植えてるか教えてください。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

平成22年度までは10a当たりですが、6m掛ける6mで55本を植えるように指導しておりました。その後、平成23年度からは6m掛ける6m、または5m掛ける6mを28本から33本で植えるように指導しております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

今答弁の中で、10a当たり55本から33本ということになったんですが、それは何か原因があっただけで変えたんでしょうか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

すいません。ちょっと最初の質問で、平成22年度までは3m掛ける6mということでしたけど、これで植えますと密植というか本数が多過ぎまして、中で作業ができない、軽トラック等が入れないということがありましたので、6m掛ける6m、5mかける6mに変更しております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

じゃあ、もう現在では33本ということでもいいですか。確認です。

○農林振興課長（富吉浩幸）

はい。28本から33本ということになります。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

確かに今言われたとおり、ちょうど愛媛県のほうでは大体10a 当たり50本という本数植えてるということ聞きました。それで、私自身も大体三十五、六本というのが曾於市の考えだということ思ったんですが、50本という本数だと難しくなるんでしょうかね、再度お聞きします。

○農林振興課長（富吉浩幸）

密植になりますと、先ほど言いましたように薬の散布とか、それから収穫作業で軽トラック等が入らないということでもやはり今の6m6m、6m5mを推奨しております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

実は鬼北町なんですけど、目標を今現在は30年度は1,300トンなんです。令和元年には1,700トンという目標持ってるということでお伺いしました。この辺のことが、若干作業する問題とか、あるいは地形的なことも多分あると思うんですが、やはり10a 当たりの本数を抑えてくるとどうしても実が小さくなったりとか、いろんなことでまず作業する上での安全性が一番大切なわけですから、実際やって50本という線はやっぱり無理でしょうかね。もう1回答弁お願いします。

○農林振興課長（富吉浩幸）

市としましては28本から33本が適当だと思っております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

それから、これの生産量と需用供給という形でいくとどんな感じなんですかね。

御答弁お願いします。

○農林振興課長（富吉浩幸）

ユズもなんですけど、果樹につきましては表年裏年隔年がありますので、その年に応じて量が減ったりふえたりするんじゃないかと思っております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

供給のほうは十分なんですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

失礼しました。供給のほうは大丈夫だと思っております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

実はこの間、都城志布志道路のときに市長が今度本坊酒造と一緒にユズの入ったワインを飲んだんですが、大変味よかったということなんですけど、市長これ

は今から先どういう形に持っていく予定ですか。

○市長（五位塚剛）

ユズワインを開発したのは、曾於市のユズのPRを兼ねて本坊酒造さんをお願いいたしました。今回1,200本が1ロットでありまして、市内の3つの道の駅と各町に1つずつの酒屋さんをお願いしましたが、好評がありまして今多分もう1,000本近くまで来てるのかなという思っております。今後、もうちょっと甘味を抑えた形のユズワインをつくっていきたいということで、再度またお願いをしたいなと思っております。

○5番（淵合昌昭議員）

ちょっと後でもふるさと納税のことでまた入りますけども、本当大変味よくて私なんかもまわりから聞くといい味だなという感じもしたんですが、ぜひこれは産地の上で何ていうんですかユズの商品としては伸びてくるんじゃないかて気がしたんですが、そういった考えの中でいきますとじゃあこれから先は積極的に取り組んでいくということでよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

地元の酒屋さんが、曾於市のふるさと納税の中にユズワインも取り組んでいくという方向で今話が進んでおります。

○5番（淵合昌昭議員）

それから次にいきますけども、ちょっと年代のことでいくんですが、今少子高齢化の中でいくと大変このユズの生産者の方高齢化になってきたことがちょっと懸念されます。そこで質問するんですが、課長これ平均年齢は何歳になりますか。教えてください。

○農林振興課長（富吉浩幸）

平成30年度でいきますと73.8歳となっております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

これ見ますと80代が相当多いなという気もしたんですが、だんだんと追ってですね年齢聞くと73歳ということなんですが、ユズの作業というのは市長もつくってるから御存じだと思うんですが大変な作業でございます。

そして、この間の鬼北町のことをちょっと話しますと、向こうじゃ計画生産じゃなくていつでも受け入れるということを含めて、7台の搾汁機でやっておりました。そのユズの収穫も土曜日曜使って家族でやることもあるわけですね。そうすると曾於市の場合はそれは無理なわけですね。

というのは、計画決まっていますんでたくさん来ても困るというのがあるんですが、

市長どうでしょうか。やはりこの年齢的なことを考え、あるいは高齢者なってくると、やはり家族的に収穫とか管理をするということを考えた場合は、搾汁機を増数してやっていくほう考えてませんか。

○市長（五位塚剛）

これについては何人かの方が一般質問されましたので、私たちも食彩センターとユズ同好会の中で話し合いをしてきましてレーンをふやす方向で、そのかわりに国の補助事業をいただいて申請をしなきゃなりませんので、そういう方向で進めるということで今検討しております。

○5番（淵合昌昭議員）

やはりこの搾汁機、今市長の答弁でありましたけども増数ということを検討することなんですけど、家族的に収穫して出してもらおうという形のものをつくっていかなきゃいけないと思うんです。というのは、こんなして高齢化なってくるとどうしても負担なってきた、逆にユズをつくる人が減ってくるということが懸念されるんですが、その辺どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今のユズ農家の年齢構成やら、また収穫のその人手不足の状況を含めたアンケートを今やりました。その今集約をして、今後それに基づいて検討しますが、当然ながら将来のことを考えた上でこの施策をしなきゃなりませんので、それはもう十分配慮したいというふうに思います。

○5番（淵合昌昭議員）

今十分検討するということなんですけど、ぜひこのユズの歴史というのは本当に九州でもトップクラスに入ってるわけですから、絶やさないためにもぜひ家族的な形でユズの収穫できるという形のスタイルを持っていただきたいと考えてますんで。

それでは大体、それから一つだけお聞きしたいんですが、作業班のことをちょっと聞きたいんですけども、今何班で何名の方が作業班としてやっていらっしゃいますか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。現在、1班で四、五人で作業に当たっております。以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

1班だけですか、確認ですけども。

○農林振興課長（富吉浩幸）

はい。1班だけです。

○5番（淵合昌昭議員）

当然一番大変な時期というのは収穫の時期でしょうけども、というのでもやっぱり4名ということによろしいですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

忙しいときは会員さんにまたお願いしたりして、若干増えることもあると思っております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

1日20トンだったですか。確認ですけども。

○農林振興課長（富吉浩幸）

1日に20トン。今4レーンになりまして24トンぐらいを搾っています。

○5番（淵合昌昭議員）

これ、作業班をふやしてく考えはないですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

今現在の作業班の年齢も高齢化となっております、なかなかふやすというかまた何か対策はしないといけないと思っておりますけど、現状のところ若い方は仕事に出られてるちゅうなことで、なかなか今若い方を作業班に入れるというのはちょっと今のとこできてないのが実情であります。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

さっきのと合成するんですが、やはり高齢化なってくると作業班のこの役割で本当大きいかなという気はするわけですね。さっき私言いました家族的なこともいいですよ、作業班のそういったものでの大事なことだと思うんですが、今1班で聞いてびっくりしたんですが、もうちょっとふやしていただきたいということ思うんですがいかがですか。

○農林振興課長（富吉浩幸）

今後は、農協さんなんかもFAのほうでちょうどお茶の時期が11月からひまになるということでゆっくりになるもんですから、そういうのとタイアップができないか検討していきたいと思っております。

以上です。

○5番（淵合昌昭議員）

ぜひ検討していただいて、やはり作業にせめて市としてはそういうものを支援していくことも一つの方法だと思いますので、検討をお願いします。

それでは、2項目に入っていきます。2項目めの質問に入っていきますけども、空き家対策です。

この問題は、各市町村大変な思いして取り組んでる内容あります。実は、10日ぐらい前たまたまテレビ見てたら、日南市なんですけども韓国から相当来てました。それと都城に行ったということなんですけど、隣の韓国でも相当今の人口減に対しては取り組んでる様子わかるなという気もします。曾於市の場合は、特に人口減対策でいろんなことをしなきゃいけない中で、その一つとして空き家バンクがあると思います。

うまくいくと空き家を人口増につなぐということを本当大切にやっていかなくちゃいけない。私の近くでも新しい良い家が空き家になっとるのあります。そして、家は新しいんですが、やはり高齢化ってきて施設に入ってしてそのまま空き家というのがあります。そして亡くなるということがあるんで、ぜひこの空き家については真剣に取り組んでいく必要あると思うんですが、市長どうですか考え方。

**○市長（五位塚剛）**

空き家対策につきましては、この間一般質問でもずっと答えております。基本的には、持ち主さんの要望を聞きながら、行政としてもできることを応援したいなと思っております。引き続きいろんな、うまくいってる例もいっぱいありますので、努力してまいりたいというふうに思います。

**○5番（淵合昌昭議員）**

今現在は、空き家バンクの情報網としてはどういう形のものをやってますかね、情報発信は。

**○企画課長（外山直英）**

今現在は、曾於市のホームページ上で登録されている住宅を紹介してる状況でございます。

**○5番（淵合昌昭議員）**

私もいろんなとこのホームページ見たんですが、先ほどちょっと日南市の話したんですが、日南市の場合は空き家バンクで開くとまず物件ばつと出るんですね。その物件出てくるというので、それとこの空き家バンク見るってことはやはり空き家ないか探してるとこなんです。曾於市の場合だと若干それが薄いというのがあったんですが、そういう考えは持ってませんかお聞きします。

**○市長（五位塚剛）**

市内におきましては、民間の不動産業者の方々が空き家になってるところを地主さんとうまく相談して、貸してもいいよという、売却してもいいよという話が相当今進んでおります。それで完全にリフォームをして売ります、貸しますというのが市内でも相当広がってきておりますので、このあたりの情報提供をうちのホームページでも連携できるように進めていきたいなと思います。

○5番（淵合昌昭議員）

情報の方法なんです、やはりUターンていうのありますんで、東京、大阪とか都市の方面のそういったものの情報公開はないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

直接東京のほうから、曾於市にUターンしたいから空き家を探してくださいというのはなかなかないんですけど、民間の雑誌がありましてそういう住宅の、十分住めるようなところの賃貸、売却というのがありまして、そういうのを全国的に見て曾於市に来られた方もいらっしゃいますので、もうちょっとそのあたりの工夫も必要かなというふうに思っております。

○5番（淵合昌昭議員）

地元の不動産使うということなんです、やはり一つは方法なんです、実は大きな不動産を、要するに全国チェーンの不動産がございますよね、そういった方法は考えてないかお聞きします。

○市長（五位塚剛）

全国的な不動産といってもなかなかイメージが沸きませんが、まず今ある空き家が利活用ができるかというのがまず大前提だと思うんですね。もう家族が亡くなって実際は家財道具から仏壇がまだあって、そういうところはこれはなかなか利活用ができないんですね。

だから、それはやっぱりその人の地主さんの家族相続された方々のいろんな条件がありますので、そのあたりをもうちょっと私たちも行政として手助けができないかということをしないと、いくら東京のそういう不動産業者に出しても具体的に住めるような状況でないとこれは売買できませんので、そのために住宅リフォーム含めていろんな事業今展開を始めましたので、見守っていただきたいなと思います。

○5番（淵合昌昭議員）

ライフという不動産業者あるんですが、今市長が言われるのも一理あるんですけども、やはり先ほど言いましたけど新しい家だったら外観を写して、そしてリフォームしたらリフォームした内容書いていただいて、賃貸か得るのかということを出してまずホームページに上げることが大切だと思うんです。どうですか市長。

○市長（五位塚剛）

何度も言うようでございますが、市の広報でもそういう空き家バンク登録しませんですかということちゃんと広報もしてあります。それは現状としてすぐにでも貸したり売ったりできるところはできるんですけど、やっぱり家庭の事情によって、場合によってはトイレが水洗化できていないところとか、お風呂場が場合によっては昔のお風呂の状況だったとかいろいろ環境が違いますので、基本的には住宅リフォーム

をして空き家バンク登録をして貸しますよということであれば、これは私たちも一生懸命協力したいと思うんですけど、まずそのあたりを地主さんがその意識に立ってもらうことが基本でありますので、このためにはもっと私たちもFMを通じたり広報紙を使ったりとかいろんな形で努力する必要があると十分に思っております。

#### ○5番（渚合昌昭議員）

先ほど言いましたけども、やはりこの空き家バンク、あるいは空き家の利活用でおいしいんですが、使うことは人口増だなどと思って考えてますんで、ぜひ検討していただきたいと考えております。

それから空き家のことちょっと、危険廃屋のことですけども、実はちょっと電話があったんですが、この空き家のことというのは学校の通学路、あるいは市の大きなこの幹線道路の中に高台に建ってる、平屋はいいんですが山の上に家があっただけに崩れそうな感じのともあるわけですね。そういった対策てのはどうやった形で、もちろん地権者の方いらっしゃるんで連絡すると思うんですが、その連絡取れないということもあると思うんです。その対応はどうされてますかね、お聞きします。

#### ○市長（五位塚剛）

地域住民から、子供たちの通学路等にそういう危険廃屋があった場合には、当然行政としても何らかの対策をしなければなりません。ですから、まずそういうところは地権者を見つけ出して連絡をして、できたら危険のないように解体をしてもらえますかというお願いをまずいたします。

それと、市のほうもそういう危険物の建物の解体については補助もありますので、申請をしてくださというお願いもいたします。ただ、どうしてもそういうことができないという家庭もいらっしゃいますので、それについてどうするかというのが今後行政が一定の強制力持ってお願いをするという条例が法律で変わりましたので、今後いろんな手だてが必要になってくるんじゃないかなというふうには思っております。

#### ○5番（渚合昌昭議員）

今市長がおっしゃっておられる、大変難しい問題です。地権者の方、要するに壊すの簡単ですがそれもお金かかるということもありますんで、まず連絡を取れないということが一番の難題と思うんですが、実は1カ所だけ紹介しますと、法楽寺のとなんですが運動公園から文化センター、総合センターに行くところ、ちょうど今度中央公民館できるとこの角なんですが、あそこに大きな家があるんですね。高さが五、六mなんですが、すごい廃屋です。そこをね。

（何ごとか言う者あり）

○5番（渚合昌昭議員）

とめましょうか。議長。とめましょうか。中止しましょうか一旦。いいですか。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

休憩しますか。

○5番（渚合昌昭議員）

いやいいですか。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

工事のほう中止してもらおう。

○5番（渚合昌昭議員）

いやいや。

○議長（原田賢一郎）

いいですか。続行しましょう。はい、どうぞ。

○5番（渚合昌昭議員）

それであるんですが、やはりあの市民からやはりいろんなイベントある中で行く  
と車を置いたりする。あるいはちょうど総合センターから下の運動公園までつなが  
ったところなんで、すごく心配されてます。1回私建設課にも話したことがあったんで  
すが、まだ改善されてません。その辺のことをちょっと1つだけ質問して、市長ど  
うでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ちょっと音もうるさいんだけど、渚合議員の声もともとが小さいから（笑声）ち  
よっと元気よくもっかい質問してください。ちょっとわからなかったです。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

---

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、渚合議員の一般質問を続行いたします。

○5番（渚合昌昭議員）

市長が聞こえなかったということですので、もう1回最初からやりますけども、  
実は法楽寺で集落なんですけど、運動公園から総合センターに向かってくと十字路が

あります。あの左の角っこの家ですね、高台に家があるんですけどもそのことで話したんですが、実は昨年夏、台風の時枝倒れて空き家、廃屋なってます。ちょうど高台にあるものですからね、すごく周りの住民が心配してるところがあります。

多分建設課のほうでは地主さんに連絡したと思うんですが、その後の経過を聞きたいと思ってるんですがよろしいでしょうか。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

その多分間知ブロックの上にある空き家のことだと思いますが、一応把握して調査したところですが、その後の状況についてはまだ進展がないところがございます。申しわけありません。

○5番（刈合昌昭議員）

本当に、課長あの家はいつ壊れてもおかしくないところにあるんですね。そして、今度中央公民館できる、あるいは総合センターできる中でいくと、やはりこれは何とかしていかないかんといいふうに私思ってるんですが、もう1回確認お願いします。

○建設課長（新澤津順郎）

私の記憶する中ではこちらのほうに住まれてる方じゃなくて、東海のほうに住んでいらっしゃる方が所有者で何回か連絡はとったことがある人ではございます。その方にまた連絡がつけば話をさせていただきたいと思っておりますし、また特定空き家という今回そういう条例とかもお願いしましたので、市として対応していきたいと思っております。また、先ほど言いました特定空き家に指定して、またそういう段階的な指導勧告とかそういう含めて対応していきたいと思っております。

○5番（刈合昌昭議員）

上から倒壊することも考えられますんでね、ぜひこれ早急に対応していただきたいと思っております。

それでは、3番目のふるさと納税に移ります。昨年度、30年度納税が私17億円と思ったんですが、16億円となったということなんですけども、やはりこれ今いろんなところで問題視されてるんですが、今後納税のあり方が大分変わってくるということで思ってるんですが、商工観光課長今後どういう形で持ってくるという形か教えてください。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えいたします。

最初の答弁のほうにもありましたけれども、今後は返礼品については3割以下ということが制限されてまいります。それと、その係る経費についても50%以下に抑

えなさいということでした。早速6月1日にスタートしたわけですが、曾於市におきましてはやはりほかの市町の価格設定を若干見てみようということで、一旦とめたところでございます。実際、お隣の都城市等を勘案しまして、一昨日打ち合わせが終わりまして新しい価格設定をしたところでございます。

そういった中で、実際2週間ほど置こうということでしたが、今事務的な手続も終わりましたので本日はもう新しい価格設定でスタートしておりまして、返礼品は3割以内という形で今スタートしてるところでございます。

○5番（淵合昌昭議員）

曾於市の場合は地場産ということでいろんなことで、肉を中心にナンチクのほうで中心して納税を進めてるということなんですが、さっき言ったワインのこともなんですが課長どうでしょうか。

私この間ネット見てたらウナギの産地てのすごく出てるんですね。大崎町中心、そして和歌山県のほうも2つウナギが出て上位のランク入ってますんで、ぜひこれは委員会でも言ったと思うんですがこのウナギも、何ていうのかな納税ていうのも考えていく必要があるんだろうと思うんですがどんな思いますか。

○商工観光課長（竹田正博）

お答えします。

ウナギにつきましては、やはり大崎町さん、それから志布志市さんですね、こういったところが非常に寄附額を伸ばされております。返礼品のこのウナギの商品についてはさほど差はないんですけれども、やはり昨年までのそのウナギの伸び方を見ますと、やはり見せ方といいますか、商品としての売り込み方ていうのがやはりウナギ中心でいってる部分が非常に伸びてるなというふうに思います。

ワインにつきましても、この商材を一酒屋さんで取り扱ってくれんかということも話をしておりますけれども、今のところユズのリキュールセットというのは出してありますけれども、そこも含めて検討は今入っているところでございます。

ただ、例えばウナギとそのユズのセットとか、そういった部分につきましてはそれぞれ出している会社が違いますので、ちょっとそこは厳しいのかなというふうには思っているところでございます。

○5番（淵合昌昭議員）

今ちょっとウナギの話しましたけれども、ちょうど課長、1万円ぐらいでやってる分なんですね。余り高くなくてやってる納税なんで、ぜひ検討していただきたい。だけど、養鰻場あっても加工が大崎町やってるということですよ、確認ですけども。確認です。

○商工観光課長（竹田正博）

本市のウナギにつきましては産地が曾於市であるということで、加工場については大崎町ということになっております。

以上です。

**○5番（瀏合昌昭議員）**

やはりこのナンチクの肉とウナギという、特に曾於市はユズもありますんでね、そういったものを中心にしてやってくことが大事だと。そしていろんなメディアなんかでもこれから先はいろいろな知恵を使ってやっていく必要があるということを感じて盛んに言ってますんで、是非曾於市のブランド化、あるいはそういうことを含めてやっていただきたいと思ってます。

それから、最初に申し上げたんですが大体市長5億円ぐらいの、17億近くあるんですが、その中で5億ぐらいは一応市の財源として全国から寄附をいただいた中で有効活用とか使ってると思うんですが、大体ベストスリーはどういうかたちで納税使っていらっしゃるんですかね。納税の使い道。

**○市長（五位塚剛）**

今回は13億取りくずして42の事業にふるさと納税を充てました。一応財政課長のほうからどういう事業に充てたかというのを答弁させます。

**○財政課長（上鶴明人）**

今市長からありました平成31年度、令和元年度でございますが、今回の当初予算の基金の繰入額13億円ですが、この中で最も額が大きいのはやはり思いやりふるさと寄附金の推進事業、この特産品のPR推進事業ですね、これに5億5,750万円。それから2番目に大きいのが、企業誘致、企業創業促進の貸借費に6,000万円、それから自治会の振興補助金こういったものに5,900万円、平成31年度当初予算で繰り入れしたので大きい額のベストスリーは以上のような形になっております。

以上です。

**○5番（瀏合昌昭議員）**

今出ましたけども、市長どうでしょうか、大変あの市長も子供のためだということとでいろんなことで少子高齢化の中でいくと、どうしても子供たちに対する支援を私もうちょっと活発してほしいなという気がするんですが、大変あの今いろんなことで学校の中のこととか、家庭内いろんな問題が出てますけども、私はやはりこの少年育成という立場から考えた場合の支援つのもっとふやしてほしいなという気がするんです。これを納税の一部から出していただけないかという感じもするんですが、どう思いますか。

**○市長（五位塚剛）**

当然、子育て支援という事業に42の事業の中に入っております。保育料の軽減、

学校給食の補助、また18歳までの医療費の無料化を含めてかなり入れ込んでおります。具体的にまだ、子育て支援で形でいろいろ検討はしてはいますが、何かこれをしたら曾於市はもっとさらに具体的に活性化するというのは、また議員の皆さんたちから知恵をいただければぜひ検討はしていきたいというふうに思います。

○5番（渚合昌昭議員）

いろんなサークル活動があるんですが、スポーツ少年団含めてね。私は、学校なんかでサークル活動大変大切だと思います。いろんなことを考えた場合に、やはり子供の育成、あるいは青少年育成というのを重視していきたいなという気はするんですが、そういったものの使い道てのは考えられませんか。

○市長（五位塚剛）

各小学校・中学校、いろんなクラブ活動を含めて、また個人の父兄の方々がいろいろやってるところがあります。具体的に、市のほうに協力要請があるところについてはそれぞれありますけど、いろいろ取り組んでるところもありますので、具体的にまたこういう事業でやってるんだけど応援してもらいたいというのであれば、十分協議してできるというに思っております。

○5番（渚合昌昭議員）

やはり全国からいただいた寄附金を有効活用する意味で、私も人口減を含めてやはり子供たちに対するそういった支援の本当に大切だという気がするんです。だから、今この中でいくと納税のうまく活用する意味では大切と思っておりますので、ぜひ市長のもう1回答をお願いします。

○市長（五位塚剛）

昨年は本当に15億円を目指そうという形で頑張りました。本当にありがたいことに、申し込みでは17億円を超えましたが16億約9,000万円という、本当に高いたくさんの寄附をいただきました。

今年は課長もかわりましてやる気十分でありまして、できたら中崎投手の背番号は21ですので21億円を目指したいなという気持ちを持って職員と一丸となって頑張っておりますので、できたら渚合議員も含めて全国の知り合いがいっぱいいらっしゃいますでしょうから声かけてもらって、目的を達成するためにぜひ御協力をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○5番（渚合昌昭議員）

3項目について質問しました。空き家対策と納税ということでいろんなことの話、質問しましたが、ぜひふるさと納税も有効活用する意味でぜひ青少年育成に使っていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分  
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

新生会の岩水豊です。議長の許可をいただきましたので質問いたします。

今回、3項目について質問いたします。

最初に、保育料無償化について伺います。消費税が10月から10%に引き上げられます。これにより、5兆6,000億円の増税が見込まれています。その使い道は、2兆8,000億円が国債返済、1兆7,000億円が教育・子育て支援の充実、1兆円が社会保障の充実に充てると政府の方針であります。それにより保育料の無償化が実現するとのことでもあります。

そこで、まず保育料無償化の実施時期、実施内容について伺います。次に、現在我が市の保育料支援の状況を伺います。次に、我が市の財政負担軽減額はどれだけになるか伺います。

次に、小中学校のクーラー設置について伺います。

ここ最近の温暖化で、ことしも北海道で5月に39.5度の記録的な暑さとなったところでもあります。ことしの夏も、猛暑により教育環境の悪化が心配されます。30年度から小中学校施設整備事業の空調設備設置工事が始まっていますが、資材調達等で事業のおくれが心配されます。

そこで、まず①クーラー設置完了はいつになるか伺います。②国の財政支援状況はどれだけか伺います。③市内業者への優先発注はできるか伺います。

最後に、財部高校跡地利活用の問題で、曾於市高等教育機関設置可能性調査報告について伺います。

①報告書を受けて設置可能性をどのように判断したか伺います。②今後の計画を伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1と2の③と3について、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の2の①、2の②については、教育長に後から答弁をさせます。

1、保育料無償化についての①実施時期、実施内容についてお答えいたします。

実施時期は、令和元年5月10日に子ども子育て支援法の改正法が成立し、本年10月から幼児教育、保育の無償化の実施が予定されております。実施内容は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料と、ゼロ歳から2歳児までの住民税非課税世帯を対象に保育を必要とする子供たちの利用料が無償化されます。また、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等や障がい児園施設を利用する子供たちも要件がありますが利用料が無償化されます。

1の②現在の我が市の保育料支援の状況についてお答えいたします。

本市においては、曾於市の子供のための教育・保育給付の利用者負担額に関する条例施行規則に、利用者負担額の基準額を定めております。国においても利用者負担額の基準額を定めております。市においては、独自に世帯の所得状況その他の事情を勘案して基準額を定めることができます。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する場合は支給認定を受ける必要があり、子供の年齢や保育の必要性に応じ1号認定から3号認定までの3つの区分があります。1号認定は幼稚園に通う子供たちで、2号、3号認定は保育所に通う子供に区分されております。

例えば、満3歳以上の小学校就学前の子供で幼稚園を利用する子供は1号認定であります。その1号認定の利用者負担額基準で非課税世帯であれば、利用料は1人当たり月1,800円で、国の負担額基準は1人当たりひと月3,000円となっております。1人当たりひと月の市と国の基準額の差額である1,200円は市が負担しております。

1号、2号、3号認定については、それぞれの国の階層区分ごとに市は基準額区分を定めております。

市の利用者負担額の基準額は、1号認定は国5階層に対し市は7区分に分けており、4割程度の軽減をしております。2号、3号認定は、国8階層に対し市は12区分に分け、2から9区分で4割程度、10から12区分で5割から7割程度の軽減をしており、軽減分は市が負担している状況です。

1の③財政負担軽減額はどれぐらいを試算しているかについてお答えいたします。

市においては、市独自の利用者負担額の基準額を定めており、国との基準額の差額を市が負担しております。今回の保育料無償化において、差額分が国から交付された場合は、本年4月の実績で計算した場合、無償化がない場合は1年間で約1億400万円程度の市の持ち出しがありますが、10月以降保育料の無償化が実施された

場合は1年間で7,200万円程度の持ち出しになると試算され、財政負担軽減額は3,200万円程度あると見込まれます。

2、小中学校のクーラー設置についての③市内業者への優先発注はできるかについてお答えいたします。

現在、業者選定につきましては、曾於市建設工事等入札者指名選考委員会設置規定により、工事発注委員会において業者の適格性の判定及び選定について審議し、決定しております。

今後とも工事等の発注については、地域経済の活性化と有資格業者の手持ち工事の状況などを総合的に勘案しながら、入札の公平性、透明性、競争性を確保しつつ行ってまいります。

3、曾於市高等教育機関設立可能性調査報告についての①報告書を受けて設置可能性をどのように判断したかについてお答えいたします。

大学を設置することは、人口減少問題に有効であるとともに、地域への経済効果をもたらす、地域医療の貢献に寄与するという認識を持っております。しかしながら、校舎整備のための財源確保、学長や教授等の確保と人件費の捻出、設立後の学校運営財源の確保については、かなりハードルが高いと考えております。

3の②今後の計画についてお答えいたします。

今後については、早い段階で財政の見通し等を見きわめ、結論を出さなければならぬと考えております。

後は教育長が答弁いたします。

#### ○教育長（瀬下 浩）

2、小中学校のクーラー設置の①設置完了の時期についてお答えします。

小中学校のクーラー設置工事は、中学校が10月中旬、小学校が11月中旬の完了を予定しておりますが、空調設置工事は全国の小中学校で行われるため、空調機材の納入がおくれると工期も延長となります。

2の②国の財政支援についてお答えします。

国からの財政支援は、冷房設備対応臨時特例交付金で補助対象事業費の3分の1の6,145万2,000円が交付決定されています。また、市債を3億7,810万円借り入れますが、そのうち補助対象事業費分の1億2,290万円については、後年度に償還する元利償還金の60%が地方交付税で措置されます。

以上でございます。

#### ○4番（岩水 豊議員）

10月から保育料の無償化が始まるということで大変期待する部分もありますが、一方では消費税が10%に上がるということで経済の冷え込み等も心配されておま

す。ここでまず保育料無償化になったとして、実際保護者の方々が保育園に払うお金がゼロになったということではないと思うんですが、ちょっとその辺のところ、実際に保護者が無償化になったとしても保育園に、幼稚園に支払わなければならない金額というのは大体どれくらいあるものかお示しいただけませんか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それではお答えいたします。

先ほど市長のほうの説明をいたしました、今回の10月から保育料の無償化になりますと、3歳から5歳までの子供たちについては全て利用料は無料になるということでございます。

あと、ゼロ歳から2歳児につきましては、住民税の非課税世帯が対象になるということですので、ゼロ歳から2歳児までの非課税世帯外についてはお金を支払う必要があるということになります。

○4番（岩水 豊議員）

ちょっと聞き方がまずかったと思うんですけど、保育園にいろいろ支払いがある、食料費とか、給食ですかね、そういうお金というのも一切支払わなくてよくなるわけなんでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

お答えいたします。

実費として徴収される費用といたしましては、通園の送迎費、食材料費、行事費等については無償化の対象外になっているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

その金額というのは、大体平均してどんなものかわからないんでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

そのところは今後調査をしないといけないところなんです、利用料の中に既に含まれているような状態ですので、園にそれぞれまた調査を図っていきたいと考えております。

○4番（岩水 豊議員）

ということは、完全に支払わなくていいというわけではないということですね。保護者の方で、一部勘違いしてもう何もお金要らないのかなというような感覚持ってもらっちゃう方等もいらっしゃるようですので、その辺については行政としても保護者の方等に何らかの形で示す必要があるんじゃないかなと。期待だけが大きくて、実際ふた開けてみたらそういうことじゃなかったというような感覚を受けられますので、ぜひその辺は早目にそういう事情をお知らせしていただければと思います。



かりませんが、曾於市内の保育料、幼稚園、こども園についても、実際は非課税世帯の状況で計算を今されているようでございます。当然、所得のある人については対象外になっているわけですが、父兄から見た場合は同じ曾於市内に住む保育だから、そのあたりも検討してほしいという声がありました。

今後の、この問題についてはまだ具体的に内部検討もしておりません。今後、国がこの10月以降の施行の状況を見て、私たちもどうあるべきかということについては検討はしたいというには思います。

○4番（岩水 豊議員）

こども子育て支援法の改正が成立、5月10日にしたということで、実施内容についてはもう国が示してあるということで、今回の予算を一般質問の通告書を出してからでしたので、その軽減分が補正予算に今回盛り込まれているようです。課長、ゼロ歳から2歳児の非課税世帯外の世帯もしくは児童数、どっか把握できる部分はないでしょうか、伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それではお答えいたします。

ゼロ歳から2歳児までにつきましては、平成31年の4月1日現在で児童は1,037人いますが、そのうちに390人います。そのうち44人が非課税世帯ということでございます。その外が今回対象外になるという人数になってるところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

といいますと、引き算しますと346名ということですね、そうですね。ということであれば、市長、今まで現在予定してた予算、当初でことし計上していた予算というものが、これを充てることによって同じような状況に、無償化にするという財源に足りるのではないかと思います、試算できないんでしょうかね。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、国が10月から具体的にそうなったときに、市の持ち出し分というのがかなり少なくなるようでございます。ですから、その分を今言われるような形ができないかということでございますけど、まだそのことについて内部検討というのはほとんどしておりませんので、今後の検討にさせていただきたいと思いません。

○4番（岩水 豊議員）

私といたしましては、5月10日に支援法が改正されたわけでありまして。その上、今回予算書にはそれに伴う、無償化に伴う予算はこうやって計上されておりますが、できましたらこれとあわせてそういう検討というのは、やっぱり内部検討だけでもする価値はあったんじゃないかと思うんですね。

ですから、いろんな検討方法というのはあります。全然検討してないということではありますが、私としてはやっぱり市長の公約の中でいかに子育て世代の支援、それとこれが伴う人口対策、それと保護者の皆さん方の負担軽減を含めて、いろんな意味での大きな対応になると思うんです。

ですからぜひ、公約の中でいつも大きくうたってある子育て世代の支援、人口増の策としても、どうでしょうもう早急な対応をしていただかないと、10月実施だからということではおけば今回これで一般財源を減らしますね。そして国庫支出金がふえたわけですね。こういうことをしておりますと、また補正予算を組まなくなるわけじゃないかなと思うんですね。ですから、内部検討できる期間は今度の6月議会に提案するまでじゃなかったのかと思うんですね。いかがでしょうか。その辺の対応についてどう思われますか。

**○市長（五位塚剛）**

私のもともとの公約は、通常の今までの第1子が共働きの場合も、やっぱりああいう高い人たちが1人当たり3万円を払ってたような状況もありました。そういう方々の第1子をせめて1万円ぐらいに保育料を抑える、第2子はその半額に、第3子は無料という形での公約でありました。私の公約が完全無償化ということではありませんので、誤解をしないようにしてほしいと思います。

ただ、この具体的な国の制度というのは、今の安倍内閣で打ち出してものでありますけど、消費税を10月から10%値上げをする前提として財源のことがありました。正直なところ、10月に本当に消費税が値上げされるのか私もまだわかりませんが、そのことについてこの具体的な問題については私たち今まで協議もしていません。今後の課題として受けとめたいと思います。

**○4番（岩水 豊議員）**

早急な対応を希望いたします。ぜひその辺のことももう1回検討していただきたいと思います。

次に、小中学校のクーラー設置についてお伺いしますが、具体的に先ほど出ましたが今年度の10月、11月に完了予定してるということではありますが、具体的にもう発注とかはどのような状況でありますか。

**○教育委員会総務課長（橋口真人）**

お答えいたします。

まず中学校の分でございますが、中学校の分につきましては、来月に入札が行われる予定でございます。それから、小学校につきましては、今月に指名委員会が行われまして、7月に入札が行われる予定でございます。

**○4番（岩水 豊議員）**

入札というの、工事の入札ということですか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

大変申しわけございません。設計は既に終わっておりますので工事の入札でございます。

○4番（岩水 豊議員）

市場調査の、特に資材調達に関する調査というのはされておられるでしょうか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず工事につきましては、県内で一番進んでところが志布志市でございますが、志布志市につきましては今順調に進んでることでございました。それから、現在はほかのまちでもいわゆる入札が行われようとしておりますけれども、今この設計を行った業者からは、おくれは生じてはいないけれども発注は多くなってきているという話は聞いております。

○4番（岩水 豊議員）

また、今回この国の財政支援ですが、どうも我々が見る全体の3分の1では、30%ですかね国の補助が3分の1の6,000万円、市債を3億7,000万円と、これどうも3億7,000万円の3割やりや少なくとも1億円になるんだなということで、補助対象の額がどうも微妙に我々がわかりづらい部分があります。その辺ちょっとこうもう少し、3分の1が6,000万円、市債は3億7,000万円、どうも3分の1にならない部分というのが出るようなんですが、もう少しわかりやすく説明していただけないでしょうか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず全体事業費がおよそ4億4,000万円でございますが、この分の補助対象となる部分につきましては普通教室、それから特別支援教室、それからパソコン室や図書室等が補助対象となってるものでございます。その他の校長室、職員室等につきましては、補助対象になっておりません。また、普通教室及び特別支援室等につきましては補助対象であるんですけども、その金額の全額が補助対象とならずに、ちょっと待ってください。対象となる面積に補助単価の22万3,000円と掛けたのが補助対象経費となります。それゆえに単独分が多くなっているところでございます。

この総額の4億4,000万円を、例えば補助対象分と単独分に分けますと、先ほどの補助単価で考えますと補助対象の事業費は1億8,535万4,000円、これは予算ベースでございますけれども、となります。対しまして、単独分につきましては、2億5,521万2,000円という数字になるとでございます。この補助対象分の1億8,535

万4,000円につきまして、3分の1の国の補助がつくという計算になってるところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

国も3分の1補助とか言いながら、実質は全体的に見れば15%もないところですかね、ぐらいの金額になっております。そこで市長、私義務教育であるわけですので、国が補助対象の工事費を1億8,500万円分ということで見てその3分の1ということではなく、それこそ義務教育であるわけですので国が全額負担すべきではないかと思いますが、市長見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には私もそのほうが良いというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

ぜひ市長会とか全国市長会、いろんな場でそういうところは訴えていただきたいと思います。我が市みたいに自主財源の乏しい市には、大きな負担であるわけですから必要ではありますが大きな負担でもあると思いますので、これからもぜひこの件については強く訴えていただきたいと思います。

次に、市内業者への優先発注、これは現在、来月も入札が行われるということであれば工事はされてるはずだと思うんですが、その分については市内業者でありますか。伺います。

○財政課長（上鶴明人）

今質問にございました件でございますが、指名選考委員会等を踏まえて、先ほど述べましたとおり地域の経済の活性化、そういったものを全て勘案しながら業者決定してまいりたいと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

今した分につきましては、市内業者になっております。

○4番（岩水 豊議員）

市長も空調関係については非常に専門家で詳しいと思いますが、分割発注等を取り入れていただいて、ぜひ市内の業者に優先的に発注していただき、電気、機械設備、分割で発注されてると思いますが、そしてまたそれらの細分化等含めてぜひ市内業者優先という方針でやっていってるということで確信してよろしいでしょうか。伺います。

○市長（五位塚剛）

この空調機の各小学校・中学校に全て配置をしたいということで予算をお願いいたしました。担当課からいたしますと、電気と空調も一緒にまとめて発注したほう

が管理がしやすいんですけど、また予算も一定減額になると思うんですけど、私はやはり市内の電気屋さん、また空調屋さん、空調の場合は管工事で中心で発注していきますけど、やはり多くの業者の方々に仕事が回るようにということで、電気と機械の部分を分けて発注をいたします。

そのことについては、令和元年度の曾於市の公共事業の説明会でもそのことを説明をいたしましたので、基本的にはそのようにしていきたいというふうに思います。

#### ○4番（岩水 豊議員）

くれぐれもそういうふうに、小規模校であれば何ら市内の、極端な言い方ですがひとり親方の電気工事屋さんであっても十分対応できますし、何ら心配するようなことではないと思いますので、ぜひそのように実施していただきたいと思います。

最後に、曾於市高等教育機関設置可能性調査についてお伺いいたします。

先だつての徳峰議員、宮迫議員の質問の中でもありましたが、非常にハードルが高いと考えてるという答弁がありました、このハードルは超えられないハードルではないのではないかと思います、市長いかがでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

皆様に示したその内容で事業を開始するとなると、ハードルは高くて超えられないというふうに思います。

#### ○4番（岩水 豊議員）

私もこの報告書を見まして、概算ということで設備設置経費等についてありますが、きのう市長が答弁の間で言われたとおり、ちょっと余りにも横暴過ぎるような数字に見えます。

耐震化ができてる学校であればここまでの経費を、概算とはいうもののどういう根拠でつくったんだらうかと。この報告書の信ぴょう性すら疑いたくなります。ですからきのう言われました、安価でできる方法を模索すると言われました。

極端に設置の条件いろいろ等については私もようわかりませんが、この設置に係る設備経費ですね、それと開校までの経費等について私これは、ここはもう1回精査し直すべきじゃなからうかと思うんですがいかがでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

当然報告書を出すわけでありますので、今の財部高校の今の状況を踏まえて、公共事業という形で大型の実質の内面改装をした場合にはそういうのが出るということで、担当課のほうでいろいろ試算をしました。

私はそのとおりにやろうというのは全く考えておりません。ですから当然、私ももし仮に住民の声、また議会の声で頑張ってみないかというなれば、当然見直しをしたいというふうに思ってます。その前提となる、どのようにした形で安く

できるかということをちょっと検討を進めていきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

検討を進めていきたいということで、それはもう重要なことだと私も思います。しかし、今回の補正予算の中にそれに伴う予算というのは計上されているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

それについては、計上しておりません。

○4番（岩水 豊議員）

ぜひ計上すべきだったと思うんですよ。市長が言われたのと私全く一緒に、この27億円という数字というのは全く、全くどこまで言ったら語弊がありますが、数字のパズルに見えてしょうがない。こういうの基本にやること自体という、これを見て判断するなんていうのはとんでもないことだと私は思います。

ですから、例えばこの学校ができるということによる経済効果、学校ができることにより学生相手のアパートや飲食店等など経済効果というのは、私非常に大きなものがあると思います。全学年開校したら、生徒数だけでも二百四、五十名ですか、全部入ったとしてですね、大きな経済効果になると思うんですね。これがずっと続くと考えれば。

これは大きな、曾於市の将来を見きわめる大きなターニングポイントになると。何かを事業とするというときに、安全側ばかりとってしなければそれで終わり。でも、もう一歩足を踏み出していけば可能性というのは非常に広まっていくような気がするんですね。学校ができることによって、そういう周りに子育て世代、いろんな環境も改善されていって人口が相乗効果でふえてくるとか、就職を含めて定住も含めて上がっていく。

最近のテレビでちらっと見たんですけど、何か北海道でしたかね、白樺の皮を利用したりして木工細工をつくるところが、3年間そこに住民票を直すだけでいいという。支援すると。ただそれがやっぱり効果が出て、結果的にはその中からやっぱり定住する人たちが、地域が希望したわけではないが定住者が出てきたと。そういうところに取り組んでいくとかという学校が紹介されるのを見て、まさにそれだと思うんですね。

突飛でもないようであり、大きな予算を伴うようであるが、ここで勇気を持って踏み出してこそ変わると思うんですよ。ですから、従来のやり方ばかりにこだわってたら前進まないと思う。いかがでしょうか。大きな起爆剤になると私は思うんですが、市長いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私も財部高校の跡に80名の3カ年の看護大ができれば、財部町を含めて曾於市の大きな起爆剤になるというふうに確信をしております。何もしなかったらこれで終わりでございます。

しかし、この間の調査というのは実際の子供たちが、そういう看護大学ができたときに希望したいかという下の基本的なところの調査と、地域における病院との看護師の状況等をアンケートを含めていろいろやった数字であります。

同時に、今のものを新築した場合のものやら、大規模改造した場合のもの、学生寮をつくった場合のものを含めてそういうの出ましたけど、これは私もきのう答弁いたしましたように、そのような形でやろうという気持ちは全くありません。やはりお金をかけないやり方というのは模索すれば私はできると思っております。それをやるかやらないかというのは、やはり住民にもちゃんと説明をして、また議会にも説明してオーケーが出ればそういう方向づけをしたいなと思います。

しかし、議会との立場でまだ決まってないのにこれについての次の予算出すというのは大変議会に失礼になるだろうと思って、今回はあえて出しませんでした。この半年間待つて十分議論して、場合によっては9月議会にお願いすることがあるかもしれないけど、まだ決定してるわけじゃありませんので引き続き十分検討したいというふうに思っております。

#### ○4番（岩水 豊議員）

安価でできる方法を模索するということでもあります。しかし、昨年度調査費用約800万円でしたかね、使って一般財源から持ち出ししてやってるわけです。いつまでも待つわけにはいかないですよ。

ですから、それなりのこういう建設に関する分のプロジェクトなりつくって精査を進めて、期間を設けないといけないと思います。だらだらと検討中です検討中です、これもう行政の一番の得意技の答弁であります、いかがでしょうどっかか調査期間、検討期間を絞るということはできないですか。何か一段階進まない、これでやっと一段階進んだと思うんですよ、この調査報告書が出たということで。

私当初は、すごくこれについてはいかがなものかというふうに思っておりました。しかし、よく考えてみると何かしないと曾於市はこのままでいいのかなという気がします。そして期間を決めてすることに応じて、きのうも出ておりました南九州産業動物疾病制御教育センターですか、これについての取り扱いもできるはずなんです。両建てでやるなんていうことはやっぱりできないですよ、限られた場所で。動物と人間とのそういう医療に関するものが1カ所のところでしていいんでしょうか、できるんでしょうか。いろんな問題が発生すると思うんですね。これは、あくまでもやっぱり別にしないとけない問題だと思います。

ですから、どっかでどっちにするか判断をしないとイケないわけでありませぬ。ですから、市としてもその方針を出さないことには、あくまでも今財部高校は県のものでせぬ土地も建物も。ですな。ですから、曾於市がいくらここで学校したいと言っても県レベルで、もし国、県、官学連携で県が進めていってしまえば曾於市の構想何も生きないことになリます。いかがでしょう。ある程度その期限を切るといふことはできないものでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

この問題というものは、財部高校跡地を本当にどういふふうにし生かしていくかといふことで検討もしてもらいました。具体的にはまとまらなかつたんですけど、しかし財部の方々、また曾於市全体の議論の中で、やっぱり学校跡地を公的なもので生かしたほうがいいんじゃないかといふ意見も聞いております。

そういう中で、公立大の看護大学をつくったらどうかといふ話がありましたので、できるのかできないのかといふことを内部検討いたしましたら、現実には条件を整えれば申請主義ですのでこれは可能であると思ひます。そういう中で、鹿大からのこの獣医の研究所を財部高校でできないかといふ話も持ち上がりまして、いろいろ議論をしてるところでございます。

それできのうもお話をしましたが、その鹿大の先生たちを数名呼んで、実はこの財部高校のところには女性の方を中心とした看護大を、短期の3年生のものをつくる計画を持っているんですよちゅうお話もいたしました。それを前提として、同時に獣医の研究所もできるんですかといふふうにごちらから問いかけましたら、それは可能ですといふことでございます。

今、鹿大の中でも一般的なほかの学部と獣医学部も同じところではしてござりまして、何もこれは問題ないようでございます。ここはあくまでも研究所であつて、そういう施設であるといふことでそんなに大きな場所は必要ないといふことでござりましたので、それなら同時並行で2つも可能であるのかなといふ思ひをいたしました。

それと私は、できるならば所得の低い方が老人ホームに入りたいと思つても、残念ながら特老には限定があつて入れない人もいらっしやいます。グループホームのそれなりの介護度がないと入れませぬ。元気なお年寄りが入るとなると、高い有料老人ホームになります。これではやっぱり非常に厳しい分がありますので、ここに併設したそういうものもできないかといふことも含めて考えてござりますが、これはあくまで今後の問題でありまして、やっぱ総合的にできないかといふことを十分また議論したいなといふふうにご思つてござります。

期限について、切りたいんですけど、まだその今後のことについて具体的に内部検討してござりませぬので、できたら次の議会にある程度の方角づけができればした

いなと思っております。そうすると、具体的な予算のことも出てくるだろうと思しますので、次の9月議会までに一定の、看護大のほうについては出したいと思えますけど、獣医のこの研究所については私がやるわけじゃありませんので、まだ今から詰めてみたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

前向きな答弁と受け取ります。この報告書が3月末に出ますということで、3月議会でも議論がありましたけど、この報告書が出てからですということですとずっと言われてたんですね、3月議会のときですね。

ですから、3月議会後にこれが出ました。ですから、もうそれからそれなりの検討があって方向づけが、最終的にできるということじゃなくていいんですよ、方向づけがこれで終わりか、この調査書を見て終わりにするのか。この調査書をもとに見直しをする分等含めてやって前へ進むのかというところを、我々は今回の議会で聞きたいとこだったんですよ6月議会で。3カ月たつわけですから。それについてはそれなりの回答があるものだと思ってるわけでありまして。

ですけど、きのうまでの答弁の中ではどうもはっきりしない、何か先が見えないような答弁になってきたように思うんですね。結論の先送りとまでは言わないけど、そういうふうにとれるような内容に見えたわけです。ですから、再度言います。前進むかここでやめるかということは、9月議会には何らかの方向性を出していただけますか。

○市長（五位塚剛）

看護大をもし仮に進めようと思ったら、来年の10月に申請書を文科省に上げないとできませんので、できたら9月の議会中には市の基本的な考え方をお示ししたいというに思います。

○4番（岩水 豊議員）

ぜひそうしてください。でないと800万円使った調査費は、無駄という言い方はおかしいですね、しっかり調査して結論づけないことには無駄になるわけです。これでしないということにしても、これは調査費として立派な役目を見るわけだし、これを調査費を生かして次の段階へ進むということも調査費は生きることでもありますので、必ず9月にそれを出していただきたいと思えます。

私は、やはり魅力ある学校をつくれれば、児童数は減ってまいりますけど、本当に魅力ある学校をつくれれば生徒は集まると思うんですね。思い切った施策をとらないと、将来曾於市は消滅するんじゃないかと思うんですよ。

ですから、ここは非常に難しい判断を迫られる。しかし、難しい判断をしようとしているのは市長、市長がそういう判断をしようとする自分から打って出たわけでありま

す。ですからこれについて、どうでしょう、将来の曾於市が消滅しないためにも前向きに、もう1回最後の答弁を伺いたいと思うんですが、前向きに進めていただけるといようなことでとっていいでしょうか。最後の答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

この事業は、市単独で最終的にはできる方法もありますけど、なるべくなら志布志市、大崎町も参加してもらって、一部組合という形でのほうが国からの支援も大きいようでありますので、そのためには今両自治体にはお話はいたしましたけど、まだ全然この内部的なものとは固まっておりませんので、再度のお願いしてありません。

しかし、今言われるように本当に曾於市の将来を考えたときに、ここに曾於市に看護大学ができるということはものすごい大きなメリットがあるし、経済効果があるというふうに思っております。学生だけじゃなくて当然先生方、またそれにまつわるいろんな学生寮を民間の人につくってもらったものとか、いろいろ計り知れない曾於市にとっていいものができると思っております。しかし、財政上の問題がありますのでこれは本当に真剣に検討して、9月には報告したいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月14日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

---

散会 午後 1時54分

令和元年第2回曾於市議會定例会

令和元年6月14日

(第5日目)

## 令和元年第2回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和元年6月14日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第5号）

（以下4件一括議題）

- 第1 議案第37号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第2 議案第38号 曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第39号 曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について
- 第4 議案第40号 曾於市税条例等の一部改正について
  
- 第5 議案第41号 曾於市有住宅条例の一部改正について
  
- 第6 議案第42号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について
  
- 第7 議案第45号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
  
- 第8 議案第49号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

（以下2件一括議題）

- 第9 陳情第8号 「手話言語条例」の制定について
- 第10 陳情第10号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	澁合昌昭	6番	上村龍生
7番	宮迫勝	8番	今鶴治信	9番	九日克典
10番	伊地知厚仁	11番	土屋健一	12番	山田義盛
13番	大川内富男	14番	渡辺利治	15番	海野隆平
16番	久長登良男	17番	谷口義則	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	原田賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦  
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市	長	五位塚	剛	教	育	長	瀬	下	浩												
副	市	長	八木	達	範	教育委員会総務課長	橋	口	真人												
副	市	長	大休寺	拓	夫	学校教育課長	川	路	道文												
総	務	課	長	今村	浩	次	社	会	教	育	課	長	岩	元	浩						
大隅支所長兼地域振興課長		濱	田	政	継	農	林	振	興	課	長	富	吉	浩	幸						
財部支所長兼地域振興課長		荒	武	圭	一	商	工	観	光	課	長	竹	田	正	博						
企	画	課	長	外	山	直	英	畜	産	課	長	野	村	伸	一						
財	政	課	長	上	鶴	明	人	耕	地	課	長	小	松	勇	二						
税	務	課	長	山	中	竜	也	建	設	課	長	新	澤	津	順	郎					
市	民	課	長	内	山	和	浩	水	道	課	長	徳	元	一	浩						
保	健	課	長	桐	野	重	仁	会	計	管	理	者	・	会	計	課	長	田	代	庄	市
介	護	福	祉	課	長	福	重	弥	監	査	委	員	事	務	局	長	吉	元	剛		
福祉事務所長兼福祉課長		竹	下	伸	一	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	純	一			
財部支所産業振興課長		櫻	木	孝	一																
大隅支所建設水道課長		平	原	秀	人																

開議 午前10時00分

---

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 議案第37号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第2 議案第38号 曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第39号 曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について

日程第4 議案第40号 曾於市税条例等の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第37号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてから、日程第4、議案第40号、曾於市税条例等の一部改正についてまでの4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました上村龍生議員の発言を許可いたします。

○6番（上村龍生議員）

通告を出しました議案第39号についての質問をいたします。

曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正についてのところでございますけれども、優遇措置等の条例等の内部の改正だと思うんですが、今回の一部改正によりまして、これまでの取り扱いに比べてどのようにかわるのか、ちょっと内容的な説明を求めたいと思います。

○企画課長（外山直英）

それではお答えいたします。これまで対象事業者が工場等新設または増設した場合に、過疎地域産業開発促進条例に基づきまして、土地、建物、設備等の固定資産税の取得額が2,000万円を超える場合にのみ固定資産税の免除の対象となっております。

今回、この産業振興促進計画を策定し、本条例の一部を改正することで、規模が土地、建物、設備等の取得額が500万円以上の場合について減額を受けるようになりました。これによりまして、産業のさらなる発展が期待されるところでございます。

○6番（上村龍生議員）

内容的なところは、補助の中身が拡大をしたという理解だと思うんですけども、新旧対照表のその18ページですかね。内容的なところでこれは第4条関係のその対象の……これは相手方といいますか、対象とされるところがかなりこのスリム化をしているんですけども、ここのところをちょっともう少し説明をしていただけますか。

**○企画課長（外山直英）**

こちらの範囲につきましては、改正前は振興対策実施地域工業開発促進条例となっておりまして、広く産業といいますか間口を広げた結果、こういう条例の改正になったところでございます。

**○6番（上村龍生議員）**

あと1点だけです。今回の改正で固定資産税という限定になったと思うんですけども、これまでの取り扱いと何かかわったのか、かわっていないのか、そこだけお願いします。

**○企画課長（外山直英）**

新旧対照表にもございますが、税率はかわってはおりません。ただ対象の年度が拡大されております。

（「固定資産税の内容は」と言う者あり）

**○企画課長（外山直英）**

固定資産……減免の率でしょうか。

（「いや、税率」と言う者あり）

**○企画課長（外山直英）**

市税につきましては固定資産税となっております。

（「これまでとかわったのかどうか」と言う者あり）

**○企画課長（外山直英）**

これまでとはかわっておりません。対象年度が拡大されているだけでございます。

**○議長（原田賢一郎）**

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

**○19番（徳峰一成議員）**

4件とも一括審議となっておりまして、結果的に質問項目も多いので答弁漏れのないように答弁してください。

まず質問の第1点は、議案の37号でございます。ただいまの上村議員と同じ質問項目でございます。

質問の第1点は、これはもうだいぶ旧町時代から長らく続いている条例であります。ただいまの質疑の中でもありましたように、今回の条例改正で2,000万円以上

が500万円ということで引き下げられたということでございます。

質問であります。現在2,000万円で適応を受けているのは何社でどれくらいあるのか、金額が。今後500万円に引き下げたことで、どれほど曾於市の場合は事業対象がふえて、そしてどれぐらこのこの免税額となるのか、これが第1点。

そして、ただいま答弁にありましたように、対象年度が拡大したということでございますが、その対象年度の拡大についても説明をしてください。

また、これは毎回聞いておりますが、この免税によりまして交付税措置が何パーセントであるのか、これはかわりがないのかを含めて答弁してください。

次に、細かい質問ではあります。この条例改正では工場が工場等となっております。なぜ等となったのか、また等ということによって、適応範囲が広がるのかどうかですね。

それから市税が、ただいま質問ありましたように固定資産税となっております。これはもう以前から固定資産税だけに限定されていたために、今回、それをあわせて固定資産税という文言の修正にかわったのか確認でございます。

次に、工業が産業となっております。まず質問であります。工業と産業のそれぞれのこの税務当局、市当局の定義について説明してください。

関連して、なぜ工業が産業となったのか、やはりいろいろ理由があつての文言の修正じゃないかと思っており、その立場からの質問でございます。

最後に第4条でございます。第4条は固定資産税の不均一課税の対象ということで書いてありますが、この内容についてわかりやすく説明をしてください。

以上が、議案の39号関連でございます。

次に、議案の40号の市税の条例の一部改正について質問をいたします。

これは、何回読んでも非常にわかりづらい内容であります。事前に担当課長とも意見交換、あるいはレクチャーを受けたんですが、それに沿って質問いたします。今回のこの条例改正は、大きく3つあると理解いたしております。

まず、質問の第1点はこの27ページにあります第1条関連ですね。この両親がいない家庭の子供に対しまして、今回の条例改正によりまして、この扶養する対象者をいわゆる単身児童扶養者に広げたということでございます。この単身児童扶養者の所得が48万以下の場合、個人住民税を非課税とするという、これがこの第1条関連の条例改正ではないかと思っております。

そこで質問であります。質問の第1点、この児童の定義ですね。この条例に記載されておる条例というものの定義について、年齢を含めて説明してください。

2番目、一人親の扶養者は、現在曾於市では扶養者の子供は何名であるのかですね。

3点目、今回の改正の対象ともなっている単身の児童扶養者は何名と予測されるか。

以上3点でございます。

次に、今回の条例改正の大きな2番目は、15条の2関連でございます。15条の2関連は、これを読みますと新たな文言、以前条例改正でも出てきた文言であります。環境性能割という文言が書いてあります。この15条の2関連について、まず質問の第1点でありますけれども、その中で15条の2では書かれてありますように軽自動車取得税が、一応、令和元年の10月1日から2年の9月30日まで、一応、取得が免除されるという理解であろうかと思っております。こうした理解でいいのかどうか、これが第1点でございます。

第2点目は、現在、曾於市ではこの軽自動車の取得税収は直近の数字で約何千万円、あるいは1億円を超えているかどうかになるのか、これが第2点。

3点目、今回のこの条例改正での予想される、これは経験値に則して予測ができません。過去のですね。当然、予測はしなければいけません。予算の計上の関連ですね。今回の条例改正での減額額について、予測値を出してください。

それから、最後に第4点目、これに対する当然、交付税措置があると思うんですが、交付税措置はその減額に対して、何パーセントということで一応通知がされているのか。

以上、4点でございます。

最後にこの議案40号の改正点の3つ目は、第4条関連でございます。この第4条関連の特徴は、資本金が1億円以上の一応、事業所に対しては、これは本社が曾於市外にあっても適応されるという説明でありますけれども、1億円以上の事業所については確定申告のときに法律あるいは条例で、電子申告が義務づけられております。そして今回のこの条例改正で災害等が起きた場合は、特例で文書申告でもできるという条例改正ではないかと思っております。この内容の確認が質問の第1点でございます。

第2点目、現在この1億円以上の事業所は、曾於市内には56社あるという説明を受けておりますが、この56社の業種ごとの分類をしてください、報告をですね。これが第2点目。

第3点目、この56社の中で、地元曾於市内に本社がある事業所は何社で、そして市外、県外が残りの何社であるのか、以上3点の質問でございます。

次に、前後いたしますが、議案の37号について質問いたします。過疎関係でございます。まず質問は、これは財政課長がよろしいかと思うんですけれども、資料の確認を含めた質問でございます。

参考資料として、議案37号関係の曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてが一応、添付されましたが、これの17ページについての確認方々の質問でございます。課長よろしいですか17ページ。

17ページでは総体を含めて記載されておりますが、このように理解していいのかわりかでございます。総計について、この変更前と変更後はトータルが記載されておりますが、これは平成28年度から32年度までの全ての過疎債を適用となる事業についての変更前と変更後の総計額であるというふうに理解していいのかわりか。例えば変更後では175億4,034万9,000円となっております。こうした理解でいいのかわりか。

あわせてその下のうち過疎地域自立振興の事業分というのが、変更後は42億7,364万2,000円となっております。このように理解していいのかわりか。

なぜかといいますと、先ほどの総計は変更前のほうが金額が大きく2,579万9,000円減額となっている点もあるために、この確認方の質問でございます。

さらに細かい質問で申しわけないんですが、以下の過疎債ソフト分基金積立分基金取崩分についても説明してください。これをトータルいたしましても、先ほどの42億7,364万2,000円にならないからでございます。

やはり資料というのは、第三者が見てわかりやすい形で、どなたも納得をする形の資料作成がいいんじゃないかと思っております。こうした部分的、個別的な点でも、その点で、今後わかりやすくしていただきたいと思っておりますが、これが大きな質問の第1点でございます。

質問の第2点目は、今度は具体的な質問でございます。今回のこの過疎地域の変更に伴って、この変更分については全てこの総合振興計画に一応記載されて、もう既にあるのかわりか、その点の質問でございます。これ2点目。

3点目は、この資料を見ますと、もう既に平成30年度、前年度についても赤印でこの追加分あるいは変更分が記載された項目が少なからずあります。もう既に事業は終わっているんですね。終わっているのに、なぜ今回、次年度である今年度の今の段階で、追加分あるいは変更分としてこの数字の入れかえが行われているのか。単純に考えますと、事業を行う前にこれはやるべきであったのでございますが、なぜそういったことで30年度分が一応記載されているのか。

次に、第4点目。31年度についても、やはり関連するのがあります。例えば下水道関係の汚泥処理関係は、もう既に本年度の当初予算で予算計上がされております。されておりますけれども、この変更、この資料を見ますと、新規事業として赤印で記載されております。予算が計上されて、議会でも議決を経ているのにそれから遅れて、この今の6月の段階でこの新規の事業として赤印で、継続事業じゃなくて新

規の事業として記載されております。これは遅いのじゃないかと思うんですね。計画と予算が逆転している、時間的な点ですね。そうした単純な素朴な疑問がありましたので質問いたします。

最後に関連いたしまして、この庁舎等の改修事業についても31年度から32年度のこの新規の事業2億6,000万円であります。これも予算化されているんじゃないでしょうか。この庁舎改造事業の事業内容、それと予算計上されてもう議決を経ていると思うんですが、なぜ今の段階でこれが新規の事業として、今の段階で提案されているのか。あわせてこの事業は、総合振興計画には入っていると思うんですが、その確認を含めての質問でございます。

次に、議案の38号については、変更となった理由あるいはその差額分の考え方、引き上げ額の考え方について説明をしていただきたいと思います。

結果として、質問が多岐にわたりましたが、今後、やはりもっと細めに分割審議を提案していただきたいと要望を添えての質問であります。

以上です。

#### ○企画課長（外山直英）

まず私のほうから、議案第39号につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、産業という言葉ということだったと思いますけれども、今回、工業というところから産業へかわったわけですが、業種がこれまで製造業、旅館業、農林水産物と販売業を限定しておりましたが、今回、情報サービス業が追加となっております。

また、これまでの対象になりました減額された会社につきましては、株式会社ニチレイロジスティクスという会社で、3年間減免を行っております。

今後につきましては、製造業による対象事業所数が56社、旅館業が12社、農林水産物と販売業が46社、情報サービス業等が2社となっておりますが、今後、固定資産等の増収をされた場合に該当するものと思われておりますので、現時点では予想額が算定できないところでございます。

（「算定していないということですか」と言う者あり）

#### ○企画課長（外山直英）

現時点ではそういう情報もございませんので、算定できないところでございます。

次に、少し過疎計画等の違いにつきまして、お答えさせていただきますけれども、先ほど対象業種については情報サービス業が追加になりました。対象設備ですが、これまで機械、装置、建物、付属設備が対象でございましたが、これが構築物等も対象になりました。また、建物につきましても新設、増設が対象でしたが、今回、改修も対象となっております。

先ほど、上村議員の御質問もありましたが、固定資産税の減免は市税ですが、それ以外に国税の減免といたしまして、償却資産の割増償却が5年間と、こちらが拡大されたところでございます。

(「工業と産業の違いの定義を」と言う者あり)

**○企画課長(外山直英)**

定義につきましては、

(「上程上の定義」と言う者あり)

**○企画課長(外山直英)**

産業ということで、少し広く情報サービス業等も拾えるようになったものと考えておりますが、具体的な定義につきましては調べていないところでございます。

(「2回目に答弁してください」と言う者あり)

**○企画課長(外山直英)**

はい。

次に、第37号の過疎地域につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、今回の過疎計画の変更でございますが、平成31年度の当初予算が可決されたことに伴いまして、過疎計画の最終年度である令和2年度までの事業計画について、変更をしたものでございます。

内容につきましては、全体計画に及ぼす影響が大きいもの、これが議会の議決を得る必要があることから提案したのですが、参考資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。

4ページに、1、産業の振興(4)地場産業の振興にユズ搾汁センター整備事業を追加したものです。

次に10ページをごらんください。こちらに、3、生活環境の整備(4)火葬場に曾於市斎苑施設改修事業の追加。

次に14ページ。6教育の振興(3)集会施設、体育施設等に公民館施設整備事業を追加。

それから16ページ。9その他地域の自立促進に関し必要な事項に、庁舎等改修事業を追加したものです。

この4点が、この議会の議決が必要な内容となっております。

総合振興計画と一致しているかということでございますが、こちら一致しているものと考えております。また、平成30年度に……。

(「総合計画に入っているということですか」と言う者あり)

**○企画課長(外山直英)**

はい、一致しております。平成30年度が変更になっているものにつきましては、

実績等による変更と考えております。

平成31年度の下水事業につきましては、事業等の変更により追加になったものというふうに考えております。

私からは以上です。

#### ○財政課長（上鶴明人）

それでは私のほうから、まず議案39号ですか。交付税の措置につきまして、お答えいたしたいと思えます。

まず普通交付税自体は、基準財政需要額を算定しまして、それから基準財政収入額を差し引いたものが交付税として入ってくるものでございます。

基準財政収入額につきましては、その前年度の実績等を勘案した75%を基準財政収入額としてみますので、当然、今回、新しい法律等で2,000万円から500万円まで減免措置が落ちてくると、当然、固定資産税等が減ってまいります。そういったものについては、基準財政収入額として減ってまいりますから、交付税としては措置されるものと考えております。

続きまして、37号の関係でございます。

庁舎の関係につきましてでございますが、庁舎につきましては、今回上げておりますのが新旧対照表の16ページになりますが、この中で出しているのが31年度分、要するに今回、当初予算で計上したものを上げていただいております。

これにつきましては、先ほど企画課長のほうの答弁でもありましたとおり、今回の当初予算に基づくものの変更、そういったもので今回計上させていただいたところでございます。また、総合振興計画のほうにも掲載しているところでございます。

それと、過疎自立促進計画の中の全体合計の関係でございます。

総計の中で、175億4,000万ほどという形で5カ年の事業が上がってきておりますが、これにつきましては全て過疎対象事業というものではございません。

先ほど言いました庁舎等につきましては、過疎債の大隅支所の計画あります。そういったものでは一部つくものもございまして、庁舎と考えて今回上げております庁舎関係については対象外の部分もございまして、ですから、中身はそういった形で入っているところでございます。

それからソフト事業分につきましても、あくまでもソフト事業として対象となるということでございまして、全額、これが過疎債の対象として過疎債を借り入れできるというわけではございません。

以上です。

#### ○税務課長（山中竜也）

それでは、議案40号、曾於市税条例の一部改正についての主な改正点の内容につ

いて、お答えいたします。

まず第1条関係ですけれども、この児童の定義ということですが、先ほど議員のほうが言われましたとおり、前年度の総所得金額が48万円以下である児童について、児童扶養手当の支給を受けている父または母のうち、婚姻をしていないものが対象になるということになります。

この中で、寡婦という定義と重複する部分があるかと思うんですが、寡婦の中で結局婚姻をしていない子供を持っておられる未婚の母というような方を対象に、今回、この単身児童扶養者という形で行っているものでありまして、この人数につきましては、30年度から試算しますと25世帯が該当するという形になっております。

続きまして、15条関係ですけれども、環境性能割の部分ですが、この免除の対象ということですが、一応こちらにつきましては、この環境性能割自体が自動車を購入されたときに課税される税金となる場所なんですけれども、現行では当市の税金としまして自動車取得税が設けられているところですが、令和元年10月でこの取得税が廃止され、以降は環境性能割が導入されます。税額は省エネ法に基づく燃費基準の達成度に応じて変動するという形になります。

今回の条例改正の部分は、その中で消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月から令和2年9月30日までに取得した自家用軽自動車につきましては、その基準に沿った形で非課税もしくは1%課税するというようなことを定義するものであります。

この非課税につきましては、電気自動車等が非課税と、2020年度の基準を達成すれば非課税となるものであります。2015年度の基準のプラス10%達成車が1%の課税ということになります。

ここで、税額の影響ですけれども、影響額としましては、この減収分につきましては地方特例交付金によりまして全額国費で補填するという形になっておりますので、この減収分はないというふうに見込んでおります。

続きまして、4条の関係ですけれども、法人の1億円以上の法人数ですけれども、一応、全体で56社ありまして、その市内外の住所ごとで分類しますと、まず旧町でいきますと大隅町が2社、末吉町が3社、市外が51社という形になります。

以上であります。

(「業種」と言う者あり)

#### ○税務課長(山中竜也)

申しわけありません、業種については……。

(「じゃあ2回目答弁してください」と言う者あり)

○税務課長（山中竜也）

はい。

○総務課長（今村浩次）

議案第38号の今回の引き上げの理由と引き上げ額の考え方について、お答えをいたします。

引き上げの理由につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのが、本年5月に改正され公布されたことに伴いまして、本市におきましても国にならって改正をするものでございます。

この法律改正の理由につきましては、最近の物価上昇あるいは最近の地方財政計画の給与費等を勘案してという理由で改正されているものでございます。引き上げ額は国と同額の引き上げでございまして、100円ないし200円というところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず議案の第39号からこれは企画課長ですかね、質問いたしまして、答弁漏れも二、三ありますので、まず、細かい文言の確認で申しわけないんですが、やはり議会のやりとりでありますので、その点の条例改正でありますので、ここはしっかりと確認方々したいと思つての質問でございます。

1点に絞りまして、この工場については工場等というのは、一応、提携の範囲を、今回情報環境を含めて広げたということで理解いたします。

固定資産税についても、もう個人的に確認ができますので、3点目、工業を産業とあえて全く違う文言ですね。変えたのはそれなりのやはり国の捉え方の違いがあったために、当然変えたと思うんですね。その点で工業とは、あるいは産業とはそもそも、ここでいう行政上の定義としてはどういった定義として解釈、理解しているのかの単純な質問でございます。お答え願いたいと考えております。

それからこれは確認であります、この2,000万円から500万円を引き下げたということで、これはこの何年かなかったことですよ。大変な変更になります。その点で、現在、2,000万円を適用しているのは何社で年間何千万円であるのか、そして今後500万円引き下げたことによって新たに加わりますので、年間にどれぐらいの業種がふえて、そしてどれぐらいのこの免税額となるのか、試算されていると思いますので、現に存在する企業を対象としてのこの分析になりますので、その点でお答え願いたいと考えています。交付税措置は変わらず、75%ごとに理解いたします。

以上が、議案39号関係でございます。

それから前後いたしまして、議案37号についてでございます。具体的にもう1回質問いたします。

例えば、この同じ質問の繰り返しでございますけども、この庁舎改築事業は説明では追加として、平成31年度と32年度が一応今回計上されております。総合振興計画に入っているということでございましてよろしいです。

31年度、本年度については2億3,300万円が出されておりますけども、これはもう課長、予算計上されて議決は経ていきますよね。議決を経ているのに、この遅れて計画を今回、新規というか追加分として計上するというのはいかがなものかという単純な疑問と質問なんです。本来計画というのは、全ての計画において、計画でありますから予算を計上する以前の段階で、議会に報告と提案をすべきものでしょう。

(何ごとか言う者あり)

#### ○19番(徳峰一成議員)

それは計画ですよ。これも今回も過疎計画だから、だからもう事業は年度を始まっているし議決を経ているから、今の段階で行うというのはおかしいんじゃないかという単純な疑問とそれに伴う質問なんです。これはほかの関係もあります。ありますよね。これもう私、昔から、田崎町長時代から繰り返し言った点で、だいぶ是正されてきたが、これが昔以上に戻っているんじゃないかという率直な疑問を持つために単純な質問をせざるを得ないんです。これは市長として、あるいは副市長としてこれどう考えておるかなんです。議会の根本問題にかかわると思うんです。計画と予算の計上と議決の関係、これは一例に限らず、その点でどなたでもいいからお答え願いたいと考えております。

次の40条の市税関係について、質問をいたします。

もう二、三に絞っての質問でございます。

まず第1点、税務課長がよろしいかと思うんですが、児童ということがよくできます。これは教育委員会でも出てくるんですけども、この税務課でいう条例上の児童の定義なんです。児童の定義についてお答え願いたいと考えております。

そもそも児童という定義は、どういった定義に基づいてのこの条例の文言であるのか、これも基本的な質問でございます。それから質問の2点目、繰り返しますけども、現在、このいわゆるひとり親の扶養者、非課税措置がとられておりますが、何名おられるのか、本年度でも前年度でもお答え願いたいと考えております。関連してこの今回、この条例改正に伴う、いわゆる単身扶養の児童者は何名が予測できるのかですね。予測できると思うんですよ。数はそう多くないかもしれんけども、これの質問でございます。

次に、環境性能割の自動車関係については、全額国費で補填ということで、そして私の質問に対して、若干のこの修正を含めて質問の答弁がありましたらよろしいです。

この資本金の1億円以上について、56社ある中での業種ごとについても、再度、分類をしていただけないでしょうか。この確認でございます。基本的には、これは市税にはこの税額には変更はないということで受けとめていいのか、これも確認方々の質問でございます。

以上です。

#### ○市長（五位塚剛）

市がいろんな事業を計画するときには、予算の内訳、事業の内訳を当然ながら議会にお示しして承認していただいております。

その後、県や国との打ち合わせの中で、いろんな事業のことがありまして、ローリングする中での追加というのもあります。私たちもなるべく有利な条件のいい起債を含めてお願いするわけですから、そういう中での一つだというふうに考えてもらえればありがたいと思います。

後は、担当課長から答弁をさせます。

#### ○企画課長（外山直英）

まず議案39号、産業の定義ということでございますが、まず工業につきましては、産業の一部というふうに考えられます。産業といいますと、いわゆる一次産業、二次産業、三次産業とございますが、生活全般全てに関わるものが産業という定義だと考えております。

それから、過疎事業のほうの減免になりました対象事業者数は1社。先ほども申し上げましたが、ニチレイロジスティクスでございます。平成30年から32年の減免となっております。

次に、議案第37号、計画と予算の考え方でございますが、市長も申し上げましたとおり、予算の議決に伴いまして計画を変更したわけでございますが、県との協議の中で今回大きなこの変更点につきましては、議会の議決が必要ということもございまして、改めて提案させていただいたところでございます。

以上です。

#### ○税務課長（山中竜也）

それではお答えします。

まず児童の定義ですけれども、こちらにつきましては、児童福祉法でいきますと18歳未満ということになります。

それで先ほど言いました対象の25人ですけれども、一応、こちらのほうは婚姻を

していない方で、なおかつ所得が135万円以下の対象になる世帯が25世帯ということになります。

それと、先ほどの大法人の業種ですけれども、農協が8社、銀行が4社、販売業が13社、保険が3社、製造業が2社、建設業が1社、それ以外が残りということになります。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○税務課長（山中竜也）

はい。

○19番（徳峰一成議員）

1点に絞りまして、計画とこの予算の関係で、再度市長に質問いたします。

この過疎計画に限らず、議会の関連でいいますと総合振興計画もそうでありまして、以上、関連いたしまして財政計画もそうであるでしょうけれども、特に過疎計画については、やはりあくまでも長期計画に基づく本年度、来年度、令和2年度を含めての過疎計画で記載されてありますように、計画であるわけでしょうね。

ですから、やはり今後こういった事業を行うといった場合に、当然、過疎債の適用等を受ける場合は、過疎計画にしっかりと入れて、特に金額が大きなものについては、そしてもちろん県との協議もあるでしょうけれども、そしてそれを踏まえて、やはり議会提案するという。そしてそれを踏まえて、やはり予算を提案するというのが基本的なあり方じゃなければいけないと私は昔から思っております。

今回は、もう既に平成31年度、令和元年がもう年度途中で、もう予算も既に議決を経ておりますよ。計画が後追いしているのです。その中には大きな事業もあります。これでいいのかという、今後のやはり教訓点となる反省点とすべきじゃないかという単純な質問なんです。もう議会としては、ほかの同僚議員はどうかわからんけど、私はもう情けないというか、議会審議が後追いでよろしく願いますという形としてならざるを得ない側面があるからでございます。

その点で、もう1回、私は原点に立ち返って、この点については大いなるやはり努力をすべきじゃないかと思うんです。これは議会の関連において。その中で、本会議あるいは担当する委員会で十分計画の議論を、特に大型事業についてはした上で、それを踏まえてやはり予算計上していただいたら、議会も次年度計画の段階で議論が深まっておりますので、予算審議ももっとスムーズにいくんじゃないかと思っております。そうした意味合いからも、考えて直して行かなければいけない問題じゃないかと思っておりますが、再度、市長答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

私たち当局のほうは、各課からいろんな事業の要請があります。その事業をどのような予算の裏づけで提案するかというのは、まず基本的には審議をして、議会に提案をいたします。今までも何度もありますけど、農業用の予算を提案しましたけど、最終的には国の予算が使えなかった、そのために県もつかなかったというのがあります。そういうときに、また別なこういう事業の内容でということによって変わることもあります。

今度の事業についても、事前にある程度は打ち合わせをしておりますけど、確定はしておりません。ですから、県とのローリングの中で国との中で最終的に決定を受けて、このような形で追加という形での提案をいたしますけど、それはやはり議会の議決でありますので、このような形でお願いします。

基本的には言われるように、予算を出す前に裏づけの事業債が確定していけばいいんですけど、それが現実としてはできていない部分がありますので、このような形にはなりますけど、そのあたりは私たちもなるべく市の持ち出しが非常に少なくなるように努力をしている結果ということを思っておりますけど、今後も引き続き努力はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第5 議案第41号 曾於市有住宅条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、議案第41号、曾於市有住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第6 議案第42号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、議案第42号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました上村龍生議員の発言を許可します。

○6番（上村龍生議員）

一般会計補正予算の第1号の通告内容での質問です。

まず1項目めと2項目め、補助金関連の質問でございますけども、委員会説明資料のタブレットページの20ページの県支出金、過年度発生農地農業用施設災害復旧費補助金並びにタブレットページの16ページと51ページ、これは歳入歳出の両方ですけどね。県支出金の農業・農村活性化推進施設等整備事業費の補助金のこの両方ともですが、それぞれ公布の決定時期と歳出予算計上の時期について、それぞれちょっと内容的なシステムやら説明をお願いします。

それから2つ目、これも補助金関連のところですが、国・県の補助金等の全般的なところですが、決定時期と歳出予算の計上時期との関連、後ほどまた質問しますが、全体的なところの説明を求めます。

それでは3番目、これはタブレットページの24ページ、アンケート調査の件につきまして、庁舎建設等ですね。さっきの一般質問等でもありましたけども、同僚議員の財部、末吉町の住民の意向より重視すべきではないかとの意見には、私も賛成であります。そのような調査方法等考えられているか、中身的な答弁を求めます。

それから4番目が、財部高校の跡地利用の調査費のところです。

タブレットページの30ページですが、これもさっきの一般質問で出ましたけれども、内容的な説明、再度求めたいと思います。

それから最後、タブレットページ32ページのプレミアム付きの商品事業、この商品券の購入までのスケジュール等についての説明を求めます。

以上です。

**○耕地課長（小松勇二）**

それではお答えします。

20ページの過年発生農地・農業用施設災害復旧費の補助金について、お答えいたします。

耕地課関係の農地・農業用施設災害復旧事業の補助金につきましては、12月までに実施される国の災害査定と、それから12月下旬から1月にかけて実施される国への補助率増高申請終了後、補助率が確定し、3月に国のほうから補助金の割り当てがございました。

この割り当てにつきましては、満額ではないことがほとんどでございますので、残りの分については、次年度予算で計上することになります。

今回の補正につきましては、ただいま申し上げたことによるものでございます。

災害復旧事業の歳出予算計上の時期につきましては、災害発生後、臨時議会を含めた直近の議会に提案しているところでございます。

以上でございます。

**○農林振興課長（富吉浩幸）**

それでは16ページ、51ページの県支出金、農業・農村活性化施設等整備事業費補助金の交付決定時期と、歳出予算計上の時期についてをお答えいたします。

今回の事業につきましては、4月10日に県から内示がありましたので、今回、歳入歳出の補正予算をお願いいたしました。

なお、交付決定時期につきましては、補正予算が可決後、補助金申請書を提出して交付決定となる見込みであります。

以上でございます。

**○財政課長（上鶴明人）**

それでは私のほうから、国・県の補助金等の決定時期と歳出予算計上時期の関係はについてお答えいたします。

国・県の事業補助金につきましては、多岐にわたっております。その交付決定時期につきましては、事業ごとにさまざまであるところでございます。

また、歳出予算計上の時期につきましては、施設整備事業等で翌年度、事業を実施する場合、補助金等の交付が可能であるか、国・県との要項を確認いたしまして関係機関と調整を行い、内示等が示されたときは翌年度の当初予算に計上をしておるところでございます。一方、関係機関との調整が終了しておらず、内示等が示されない場合は、翌年度の当初予算の計上を見送りまして、内示等が示された後に補正予算で計上を行っているところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

24ページのアンケート調査のことにつきまして、財部、大隅町住民の意向より重視するような調査法は考えられないかということに対しまして、お答え申し上げます。

アンケート調査につきましては、全地域と同じ様式におきまして調査することが望ましいというふうに考えております。よって、財部、大隅地域住民の意向を重視するような調査方法は考えていないところでございます。

しかしながら、一般質問の中でも申し上げましたけれども、アンケート調査の項目の中に、回答者がお住いの旧町の地域を選択する項目を設けようと思っておりますので、アンケートの回収後におきましては居住地ごとの回収内容が分析できるものというふうに考えております。

なお、財部、大隅地域の皆様の意向が大事であるということは、そのとおりでございますので、末吉地区を含めまして、それぞれの地域の皆様がどのような考えを持っていらっしゃるかにつきまして、十分参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは私のほうでお答えいたします。

30ページの財部高校跡地の利用調査費の内容説明についてですが、内容につきまして、南九州産業動物疾病制御教育研究センター誘致に関しまして、関係官庁、県内関係機関への調査旅費50万8,000円と専門書籍購入費の6万5,000円の57万3,000円となっているところでございます。

次に、32ページ。プレミアム付商品事業の商品券購入のスケジュールはということでございますが、本年10月消費税地方消費税率の10%引き上げ予定により、低所得者とゼロ歳から3歳6カ月児の子育て世代の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として2万円で、2万5,000円分使用できる商品券を販売する事業となっております。販売代金以外の経費は、全額国庫補助事業の対象となっております。

スケジュールですが、7月末に対象者へ申請書を送付し、受付を8月上旬から開始いたします。審査の後、引換券を9月下旬に送付し、10月1日以降に販売する計画でございます。

以上です。

○6番（上村龍生議員）

2回目の質問いたします。

②で質問しましたその、財政課長の分の補助金等の決定時期と予算措置の件のところ、大体、原則的には交付決定等の時期を目安に、年度内にあれば当初予算に入れて、交付決定等が間に合わなければ補正等に入れると。大体、そこでこの決定とある程度の歳出の計上がある程度こう何というか、リンクするわけですね。これは多分、原則だと思うんです。

冒頭、質問した災害関係のやつにつきましては、恐らく緊急を要するので、その歳出の計上とはリンクをしないんだらうなというのは予測はつくんですけども、多分それが例外的なもんじゃないのかなと思うんですが、その辺のところはそういう理解でいいのか、ちょっとそこの確認だけでもう1点させてください。

それからアンケート調査のところにつきまして、もう1点気になる点が、財部と大隅地区の方々の意向というのはそうしてほしいんですが、もう1点気になりますのが、この間の一般質問の中でも、事前に十分にその計画内容を説明をした上でのアンケートをするというお話があったと思うんですけども、これ私たちの事務調査のときの先般、高知であったですかね行ったときに、夕食のときに煮つけが出て、ちょっと余談になりますけど、何の肉じゃろうかいということで私を含めて議長もおられました。四、五人おられると思うんですがね、その中でこれは何の肉けということで、こう話ししよった豚煮じゃろうとかカツオじゃろうとかいとか、最終的にその中の結論はああこれは鯨の肉じゃなということでそのときは決まったんですけどね。わけのわからん私たちを含めた人たちの結論がそうだったんですが、店員さんに聞いたら「これは牛肉です」ということで、事前の予備知識がないということになるのかなと。非常にこのアンケートといいますが、怖い部分というのは違う方向に行く可能性もあるというのを十分に予測をしながらしていかないと、もしその夕食のときに私たちもその3つ、4つ試食をした後じゃったら、多分わかったと思うんですけどね。わけわからん連中の議論ちゅうのは当てにはならんという話をしたかったんですけども、このアンケート調査につきましても、事前に十分にこの計画内容等の説明といいますが、理解をした上でのアンケート調査をしたという意向は示されたんですけども、そのことについてどうやってその事前の計画を周知をさせることが担保されるか。多分、執行部のほうでもその議論がなされているんじゃないかと思うんですが、その辺のところの話を、ちょっと報告をしていただきたいということが2点目ですね。

それから財部高校跡地の利用調査費のところ、これは私は先般の宮迫議員の一般質問のときにこのことは知ったんですが、このことというのは新しい事業の畜産関係のですね。それまでは流れからして、もうてっきり短大の誘致のための調査費用

だろうと思っていました。頭の中ではですね。この間、質問を聞いて、え、と思って、頭の中でちょっとびっくりしたんですけども、そこで質問は、これまでの計画をしていた看護系のその短大の誘致に関するその調査というのは今回は計上されていないと思うんですが、その辺は大丈夫なのか、その確認を再度させてください。

それから、再度、プレミアム商品事業のことですけれども、これは企画課長でいいんですかね。通常の商品券の発行とそれ以外にも2つ、3つこう種類が福祉関連でもあったんですかね。ちょっとその辺のちょっとよく理解できない部分がありまして、その事業の違いというのがわかれば、ちょっとここで報告していただけないですか。

以上です。

### ○市長（五位塚剛）

まず、アンケート調査の問題であります。市民の中から財部、大隅の方々から本庁に農業委員会、教育委員会、福祉事務所を統合した場合に、心配された声が財部、大隅で各種証明書がとれないんじゃないかという心配をされておりました。決してそういうことじゃないんですよという話をしましたら、それがもうできなくなるというふうに思ってたということで言われましたので、そのあたりを含めて十分説明はしたいなと思っております。

またアンケートの内容についても、今後、全体的なことを含めて検討した上で、市民のまたいろんな要望がちゃんと反映できるようなアンケートの基本的な要望も含めたことも記したいと思っております。

次に、財部高校跡地の問題であります。当初の流れとしては、曾於公立の3年生の短期の看護大をつくるという前提で話を進めて、その前提として子供たちがそういうのができた場合に、希望者が実際あるかということと、私たちのこの都城地域を含めた病院の看護師の状況を調査するというのが目的でありました。これが基本じゃないとできませんでしたので、予算をお願いして出た内容であります。

ただ、それと同時にもし仮につくるとしたら、どれぐらいの費用がかかるかということを一般的な公共単価で出したものが皆さんに示したものであります。

今後については、まだ白紙の状態でありますので、お金をかけないやり方ができるのかということは、これは内部検討で随分できますので、予算は出していないところでございます。

しかし、この鹿大と宮大を中心とした南九州産業動物疾病のこの教育センター研究所というのは、この後にできた話でありまして、話を聞いたときに、私たちのこの曾於地域、大隅半島を中心とした鹿児島県にはどうしても必要な研究所であるということで、いろいろ私たちも出向き、どうかして誘致をしたいなという思

いで、今回、最低限の調査費を出したところでございます。

これについては、今後各種団体の方々とも相談をして、ぜひ誘致に向けても努力をしたいなと思っております。流れはそういうことでございます。

#### ○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほどの歳入歳出予算の計上の時期の関係について、お答えいたします。

先ほど議員からありましたとおり、関係機関と歳入歳出の調整を行いましたら、通常、歳入歳出はセットで予算計上されるのがほとんどでございます。

ただ、今回の場合は災害ということで、事前に災害を執行するために歳出のベースは全額を計上しておりました。ただ、先ほど耕地課長からあったとおり、満額の歳入が入ってこなかったというところでございます。そして次年度、今回のように入ってくるというようなケースでございます。こういったケースはごくまれで、ほとんどこのようなケースはないところでございます。

以上です。

#### ○総務課長（今村浩次）

アンケート調査につきまして、事前の予備知識、あるいは事前周知が担保されるかということにつきまして、お答えをいたしたいと思っております。今回、今、予算にお願いしてありますのは、18歳以上、約3万1,000人でございますが、そのうち約10%、3,000人の方を抽出いたしまして、アンケートをお願いしたいと思っております。この選ばれた方々がある程度知識を持っていらっしゃるかというのは、全く不透明でございますが、今のところこれまでの検討委員会の結果等を市報あるいは新聞にも掲載させていただきましたので、ある程度の方は知っていらっしゃるかもしれません。しかし、知らない方がほとんどではないかというふうにも考えております。

どのように行うかということでございますが、今度の7月の末から市内13カ所において、まず市民説明会を行います。これもその一部の人しか来られないだろうというふうに思っております。

実際、今、考えていますのは、アンケート調査の調査票の中に、別に今回の市の計画を同封いたしまして、こういうことを考えておりますというのを直接同封いたしまして、その上でアンケートに答えていただくというような手法を考えているところでございます。

以上です。

#### ○企画課長（外山直英）

財部高校跡地の件でございますが、市長も申しあげましたけれども、今回、この

教育センターにつきましては、事業主体が鹿児島大学、宮崎大学の獣医学部となっておりますので、曾於市がどのようなかわりができるかといったものを調査したいというところがございます。

あと、プレミアム付商品券の件でございますが、これまで一般的な商品券の拡大事業、もしくは福祉サイドで行ってありました臨時福祉給付金等がございます。

今回、企画課で対象としておりますプレミアム付商品券事業につきましても、低所得者とゼロ歳から3歳6カ月児を持つ子育て世帯の消費拡大というところで、少し違いがあるのかなというふうに考えております。

#### ○6番（上村龍生議員）

アンケート調査のところでは3回目ですけども、恐らく市報等の広報を読まれる方読まれん方、まあ読まれない方もかなり多いと思うんですけども、それと住民説明会等で聞かれる方は、もう興味のある方で、その方々は十分理解できると思うんですけども、要はそのアンケート調査をお願いをする人たちが一番の問題、3,000人の方たちですよ。それで、恐らく先ほど総務課長の答弁のとおり、計画書を入れてそれを読んでいただくという手法になるのかなと思っているんですけども、それでもやっぱり読まない人は読まないと思うんですよ。ですから、アンケートの中にその中身がある程度確認ができたような項目を入れるなり、ある程度工夫をしてそこを読んでいただくという努力をやっぱりしていかないと、理解が進まない部分も非常にこの懸念をされるということでの質問です。ですからそういうところも、ぜひ努力目標といいますか、できるだけ内容的に理解してもらった上でのアンケートができるようにという努力をしていただきたいという意味での質問ですが、再度、答弁してもらえますかね。

#### ○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたしたいと思います。

読んでいただく努力をすることは、もう当然でございますので、わかりやすい形でそういう資料も作成したいと思っておりますし、公平性、公正性にも留意したいと思っております。

要は3,000人というふうに考えておりますが、まず回収率を上げるということも必要でありますし、正しい理解をしていただいたその上で、そのアンケートを受けとった方が自分の判断で記入していただくというのが重要であると思っておりますので、そのようなことに尽力をしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（原田賢一郎）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

## ○19番（徳峰一成議員）

また説明書の24ページのアンケートの147万4,000円について、5点質問いたします。

一般質問でも、私、3月、さっきの6月議会の一般質問でも、非常にこの問題でのアンケートを含めた住民説明会を含めたその上での、市が考えているこの末吉本庁への役所集約問題、非常にこれは歴史的にも重要な、特に大隅、財部の住民にとっては重要な問題と受けとめており、その立場から質問いたします。

まず、この今回の予算を使った委託先について、どういった委託先を考えているのか、1点。

それから第2点目は、一般質問等も重なりますけども、財部の検討委員会は一応付帯意見の中で、市民全員を対象としてアンケートをされたいという付帯意見が出されております。結果として、これが尊重されておられません。なぜ尊重しなかったのかと。こうした大事な検討委員会、これはもう市長じゃなければ答弁できませんので、答弁してください。なぜ尊重しなかったのかと。

それから第3点目。末吉、大隅、財部地域に分けなければ、客観的なアンケートの分析は難しいと思うんです。課長答弁、今回も言いましたけども、住所氏名を書くとしても全員が書くわけじゃない、これはもう断言してもいいんじゃないでしょうか、全員は書かない。7割、8割が書いても、これはもう分析上、参考資料としかありません。科学的な分析ができないんです。その点、大隅、財部地域に分けたとして、その労力を要しないと考えています。なぜ、分けてしないのか、これは最も疑問点であります。当然すべきじゃないでしょうか。これは今からでもできます。これが質問の3点目でございます。しないのとはなぜしないのか、いろいろしないばかりだから勘ぐりたくなるんです。3万1,000人の方で約半分の市民は、旧末吉の市民なんです。考えるにあれは私も何人かお話したんですが、ほとんど多くがこれは賛成であります。当然のことながら。末吉に集中するわけですから。ですから財部、大隅の人たちがどれだけ賛成するかそうでないかですね。その意味でも、私は地区別で分けるべきだと。

次の質問。アンケートを今の上村議員からありましたけども、アンケートの内容も非常にこれは重要でございます。あえて厳しい言葉で、私は3月会議で恣意的でない、あるいは誘導的であってならない。この2つの文言をあえて使っております。その点で、現在、市が議論して考えているアンケートの項目について説明してください。当然、委員会でも質問が出ると思うんです。今現在わかっているアンケートの項目を答弁してください。

最後に6番目。アンケートが回収されたとして、何パーセントの賛成をもって、

市民はアンケートについてはゴーサインを出したと市長は考えているのか。賛成か反対かも含めてということは、さっきの一般質問で答弁があります。では、何%の賛成をもって市民の理解を得られたと考えているか、これが最後の質問であります。

次に、25ページの390万円の公民館の建設補助でございます。対象となる公民館の名前とそのそれぞれの公民館の加入個数について、その中で改築かまたは新たな新築かを含めて答弁してください。

次に、30ページの57万3,000円。上村議員の質問を踏まえての質問であります。一般論からいいますと、これ非常に大事なこのやはり取り組みじゃないかと思っております。その点で私は相手があります都城三股町、特に都城市、もっこの予算を含めて十分な対応が必要じゃないかと個人的には思っております。少ないんじゃないかと。もう対策チームはできたんでしょうか。内部でそのことを含めて、これで大丈夫かという懸念もありますので、その線からの57万3,000円でございます。

次に30ページの216万円、宅地分譲についてですね。これも現在、どれだけ売却あるいは予定済みであるかどうかを含めて、それを踏まえての当然、促進する意味での予算計上だと思うんですが、説明してください。

次に32ページ。3億5,483万4,000円。上村議員も質問いたしましたけれども、質問の第1点は、大体このプレミアム商品券を活用できる方々をきょう2つ対象者がありますけれども、それぞれ何名、何世帯であって、一方これを受け入れる商店の数について、また商店対象となる商店の範囲についてもお答え願いたいと考えています。市外、県外に本店を持つ商店も含まれるのかどうかを含めて、商店の対象について説明してください。

次に51ページの362万6,000円。上村議員の質問にも関連いたしますが、質問の第1点は、高之峯、松山の生産組合の構成メンバー等について。

2番目。県の予算の額はこの事業については一定あるのかどうか、これが質問の2点目。

3点目。関連して補助対象の範囲。例えばトラクターあるいはトラクターにつけるアタッチメント等も、この補助対象で一応補助が受けられるのかどうかの質問であります。

次に56ページの7,926万3,000円の市道整備について、まず質問の第1点目、これは全て過疎振興計画に入っているのかの確認でございます。

2番目、当初予算じゃなくて、今回の補正で計上した理由について。

3番目、その今回の7,926万3,000円の財源内訳の確認でございます。最後に大きく2路線ありますけれども、この路線、これで全て終わるわけじゃないんですけども、その区間についてどういったところを重点的に、今回の補正予算では市道整備

を行うと考えているかでございます。

最後に、57ページの399万円の市道の中の橋梁部分についての予算計上でございます。質問の第1点目、当初ではなくて補正で提案した理由について。

2番目、財部の井手頭橋の修繕等のスケジュールについて、事業内容含めて説明してください。

3点目、これまで私を含めて議会でも、この橋梁関係については議論されてきた経過がありますが、今回、この点検調整業務委託料として、22が28橋に6つふやされております。質問であります、本来曾於市の場合に点検、調査したい橋は、この28を含めて幾つの橋がやはり考えられるのかどうか。予算上、制約があるということでの今回の補正の一部提案じゃないかと受けとめており、そういった立場からの質問であります。

以上です。

#### ○市長（五位塚剛）

まず、本庁への各機関の統合によって、市民、特に大隅、財部の住民がどのような不利益を及ぼすかという問題だと思います。農業委員会が今、財部にありますけど、農業委員会の総会でも、もう農業委員会は本庁に集約したほうがいいだろうという意見もいただきました。そのかわりに財部には分室を残して、ちゃんと農家の相談事が受けられるような体制をやりたいと思います。

福祉関係についても、今、福祉事務所が財部ありますけど、本庁に集約することによって全体的な福祉の流れがここで機能いたします。そのかわりに財部、大隅でも福祉の相談ができるような体制づくりは必ずしてまいりたいと思います。

教育委員会についても、今、大隅にありますけど、非常に不便を来しております。ここに一本化することによって、今、教育委員会にも建設の技師も2人張りつけておりますけど、全体的な中で教育委員会の事業も進めていきたいというふうに思っております。

最終的には財部、大隅の方々がいろんな相談事があったときに、書類を含めてですけど問題が起きないようにすることが、今回の本庁への集約でございます。そのことははっきりと私たち行政がしっかりとするというのが大事だと思います。そのようなことについては、ちゃんと説明をしたいと思っております。

あと財部の獣医大の研究所の問題であります、今回はこのように予算を出しましたけど、私たちはこの問題は非常に曾於市にとって大きな役割もあるし活性化になりますので、どうしても誘致をしたいというふうに思っております。そのためにまず、今回、全協でも説明をいたしました。今後、具体的な対策に入ってまいります。私たちはやはりJAさん、またはナンチクさん、共済組合、また各種農業団体

を含めて、いろいろ会合をもって鹿児島県全体として、曾於市にこの事業を誘致することが非常にいいということを私たちは対策を進めてまいりたいと思います。これについても、まだ大きな予算というのは要りませんので、十分できるというふうに思っております。また場合によっては、9月議会でも予算が必要だということになったらお願いをしたいというふうに思います。

あと、プレミアの関係、また後で説明があると思うんですけど、今回のこの商品券というのは、商品券を国が無料で出すわけじゃないんですよ。2万円を5,000円のプレミアがつくということで、低所得の人が買い物をしないとこれは前には進まない事業でありまして、実際どこまで事業が本当にいくのかという非常に疑問な点もありますけど、これは国の事業でありますので、具体的な内容については担当課から説明をさせたいと思います。

以上です。

#### ○総務課長（今村浩次）

それではアンケート関係につきまして、お答えをいたしたいと思います。

まず初めの委託先についてでございますが、今回補正予算を議決いただきますと、入札の手続に入ることになります。その委託先につきましては、アンケート等の分析、集計等を行う専門の会社というふうに考えております。

（「幾つぐらいがあるか」と言う者あり）

#### ○総務課長（今村浩次）

今のところでは、4から5ぐらいの業者が鹿児島県内にあるのではないかとこのように考えております。

それから、市民全員を対象としたアンケート、財部地区の検討委員会を尊重しなかったのかということでございます。

通常で申し上げますけれども、通常のアンケート調査はやはり抽出で行われるというのが常でございます。本来でありますならば、曾於市の人口規模からしますと、2,000人ぐらいにすれば十分というふうに考えられておりますけれども、今回は内容が内容でございますので、今回3,000人を抽出させていただきまして、できるだけ回収率も引き上げたいというふうに思ったところでございます。

大隅の検討委員会におきましては、その全員に対するアンケートというので、出ていなかった状況もありましたので、今回通常どおり抽出にてアンケートをすること、決定したところでございます。

それから地区を分けなければ分析は難しいのではないかと、全員はその地区を書かないということでございます。

これも先ほど申し上げましたとおり、多めの人数を抽出いたしますので、例えば

1割、2割、地区を書かない人がいるかもしれませんが、それでも全体としては影響はないかなと思っております。

ちなみに、今現在の18歳以上の人口約3万1,000人ですが、それを地区ごとに分けると、末吉で1,438人、大隅で849人、財部で713人というような比率になるようですが、これはまたその抽出する時期によって若干かわってまいります。ですので、例えば財部地区でも700名の方にアンケートをお出ししますので、50%としますと350人ほど返ってくるというようなことを考えましても、それほど影響はないのかなというふうに考えているところでございます。

それから、アンケートの項目につきましてでございます。

あくまでも現時点での案というところでございますが、今のところ、前提で19問ぐらい考えておりますが、20問前後というふうに考えております。

最初の設問の4つほどが、先ほど申し上げました本人のお住いの地区、あるいは男性、女性、年代、それから職業を聞くのが4問ほどでございます。その後、5問ほど市役所の利用について、例えば1年間どれぐらいの頻度、例えば月に1回とか、そういう頻度を問う設問、それからそれは本庁、大隅支所、財部支所、それぞれでございます。さらにその訪れた要件につきまして、どのような要件でまずというようなところを聞くようにいたしております。そして、現在の庁舎で不便に感じることはないかどうかというところも設問にいたしております。そのあと大きな3番目といたしまして、本庁舎機能再編というところで問いをしたいと思っております。現在の方式と、それから今、計画しております本庁の集約の計画を示しまして、そのように移行することを考えておりますけれども、どうでしょうかというような設問。それから庁舎の増築、それから支所庁舎の改築についてもそれぞれ問いをしたいと思っております。

特に、大隅支所庁舎につきましては、中央公民館との複合施設というようなところも問の中に入れようと思っております。また財部の中央公民館につきましても、耐震補強工事がいいのか、建て替えがいいのかというところも問おうかと思っております。

それから新しく庁舎を増築、改築した場合に必要と思われる機能、設備、そういうところを選択方式でいうとこにいたしております。それから付加的なサービス、そのようなところもほとんどにおきまして具体的にその他の欄を設けまして御意見を頂戴するということと、最後に大きなその他で、市政運営の参考にさせていただきたいというところで御意見をいただくと。あくまでも今の時点での内容でございますので、今後、また精査をしていきたいと考えております。

何パーセントの賛成をもってゴーサインと考えるのかというのが、最後の質問で

あったかというふうに思いますが、最終的には数字が大きな影響をもってくるかと思えますけれども、数字、それからその御意見等の内容を勘案いたしまして、決定していくことになるだろうというふうに考えております。

以上です。

#### ○企画課長（外山直英）

財部高校跡地の件でございますが、十分な対応ができているのか、対策チームができていくのかということでございますが、今後、議決後に対策チームと検討させていただきたいというふうに考えております。

次の宅地分譲地整備管理事業ですが、今回、こちらお願いいたしましたのは、大隅北にあります分譲地に特化した広告を検討しているところでございます。対象地につきましては、霧島市、それから始良市の一部、こちらを重点的に購入しそうな世帯に向けた広告を打っていきたいというふうに考えております。これまで御承知のとおり大隅北の分譲地につきましては、売却は件数はゼロ件でございます。

プレミアム付商品券につきましては、非課税者がまだ確定はしておりませんが、こちらの想定値でございます。1万2,500名、それから3歳6カ月児を持つ世帯が800名、合わせまして1万3,300名を想定しております。世帯数につきましては、おおむね8,500世帯を想定しているところでございます。また、商店数でございますが、これまでプレミアム付商品券等販売した実績がございますが、そのとき加盟していただいた店舗数が約240件でございます。また今回のプレミアム付商品券につきましては、換金できないたばこや金券等それらを取り扱う商店は除くというようなことになるかと思えます。

以上です。

（「市外を含めて」と言う者あり）

#### ○企画課長（外山直英）

すいません。今回は市内のみの販売でございます。

#### ○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

構成メンバーでございますが、高之峯茶生産組合におきましては、大石雪秀さん、それから田畑徳子さん、大石理加さんの3名でございます。それから、松山茶生産組合ですが、松山文哉さん、松山博子さん、富岡みどりさんの3名でございます。それからどのようなものが対象かということですが、本体とアタッチの機械ならオーケーということで。

（「課長、ちょっとマイクを離してみて」と言う者あり）

#### ○農林振興課長（富吉浩幸）

はい、失礼しました。どのようなものが対象かということですが、本体とアタッチのセットならオーケーということで、アタッチだけの機械というのは採択になっておりません。

以上でございます。

(「補助額は予算枠があるのか」と言う者あり)

**○農林振興課長（富吉浩幸）**

はい、予算のほうは県のほうはあるようでございます。

以上です。

**○大隅支所建設水道課長（平原秀人）**

それでは56ページの7,926万3,000円の内容等について、お答えいたします。

平成31年の国の補正予算に伴うもので、社会資本整備総合交付金事業において、大隅館内の笠木・かんじん松線及び河原・飛佐線に配分されたものです。

補正額については、笠木・かんじん松線に7,789万6,000円を追加し、河原・飛佐線に136万7,000円を追加して、補正額合計が7,926万3,000円で、事業費総額が1億2,087万5,000円となります。

歳入の補正については21ページ、国庫補助金の追加割当が4,416万7,000円で、補正後の補助金総額が6,442万5,000円となります。

補助残については、過疎債で対応することになります。

それから、振興計画には記載しているものと考えております。工事については延長が300mございますが、切土がかなりあります。約2万m<sup>3</sup>ございます。

以上です。

**○建設課長（新澤津順郎）**

それでは57ページの399万円についてお答えいたします。

平成31年度の国の補正予算に伴うもので、橋梁長寿命化修繕事業の委託料の増額の補正をお願いをするものであります。

補正額については、財部町井手頭橋の橋梁修繕測量委託料に100万円の追加と、橋梁点検調査修繕計画作成委託料に299万円を追加して、補正額合計が399万円で事業費の総額は5,409万2,000円となるところでございます。

この補正額につきましては、当初、国のほうに概算要望等行うわけでございますが、今回、その当初要望していた額に近い額までに、今回、追加補正を国のほうからしていただいたと考えているところでございます。

それから井手頭橋の着手年度にということですが、今回、この調査、診断をいたしまして、その結果をもとに令和2年以降の緊急順位を決定し、着手するということになります。

それから、今後の計画ということでございますが、今年度で12橋の修繕をほぼ終了するということになります。209橋ありますのでその残りがありますが、その9橋が診断結果の中で緊急を要するといえますか、構造物の機能に支障を生ずる可能性があり、早期の措置を必要とすることが認められる橋梁が9橋あるということでございます。

この9橋につきましても、随時、測量委託をして調査をし、修繕に緊急順位を検討しながら対応していくということになります。

以上です。

(「残された点検すべき橋がいくつあるか」と言う者あり)

#### ○建設課長（新澤津順郎）

はい、今申しましたが、早期措置段階ということで、緊急順位を健全度を診断するものがあるわけでございますが、4段階のうちのその3段階目が早期措置段階ということになります。従いまして、先ほど申しました早期に措置を講ずるべき状態であるのが9橋ということになります。

以上です。

#### ○総務課長（今村浩次）

先ほどの答弁で、1点漏れておりましたので、答弁させていただきたいと思いません。

自治公民館建設事業費等補助金についてでございます。今回、425万円の当初予算を持っていたわけでございますが、現時点で10件の申請がもう上がっているところでございます。中身につきましては、新築はございませんで、公民館の修繕が9件とあと備品の購入が1件、合計、今のところ386万1,000円の申請があるところでございますので、当初予算に比べますと残額が少なくなってきたということでございます。

その後も、現在問い合わせ等もございしますので、今回、390万円ほどを増額補正させていただきまして、今後に備えていきたいというふうに考えております。今、交付決定をした中で一番大きい金額が2分の1で83万5,000円、事業費で167万円というところが一番大きな修繕となっております。

以上です。

#### ○19番（徳峰一成議員）

またアンケートについては、もう2点に絞って質問いたします。

繰り返しの質問でありますけども、このなぜ末吉、大隅、財部を分けなくて、あえて一緒にやるのかと、そう、労を要しない分類であろうかと思っております。これ分けたほうがやはり後々に問題や疑問、批判を招かないことになると考えている

からでございます。これはやっぱり分けてやるべきじゃないかと強く思っておりますが、再度、3回目でありますけど答弁してください。分けるべきであります。

次に、繰り返しますが、このアンケートを終えた後、何%の賛成をもって市民の理解を得られるのかと、やはり一つのアンケートを行う目的に沿ってもこれは大事だと考えておりますので、これも答えていただきたいと考えております。

以上、2件です。

次に、教育センターの設置については、課長答弁で今後、議決後、対策チームを設けたいということでありましたので了解をいたします。

プレミアム商品券については、答弁の中でも一部市長の中にありましたけども、もうはっきり言って問題点が内容としてもあります。その中で自治体としても、率直に言ってせざるを得ない側面があるかと思っております。

その中で質問でありますけども、この対象となる市内の商店の数について、240件ほどということでございます。もっと詳しく、もうすぐ準備かかりますので、商店の数、市外に本社をもつ事業者を含めて、あるいはどういった商店が対象となるのか、お答え願いたいと考えています。余り今のところ、関心が全体として薄いんじゃないかと感じているからでございます。商店にとってもですね。

次に、農林振興課長に質問いたします。この農村活性化の推進整備等事業ですね。これは予算枠はあるということではございました。県の事業で予算枠はなかなかなくて苦労している業者もあります。予算枠はあるということではございました。関連しての質問でも、トラクターを含めてアタッチメントだけはもちろんだめですけども、補助対象となっているということではございました。

課長に質問でありますけど、これはもっと周知徹底して普及ができるんじゃないでしょうか。今の農村の農家の状況を考えた場合にですね。もっと予算枠があるんだったら、最終的にはそれぞれ農家があるいは地域の方々が判断することではありますけども、やはり周知徹底してそしてやろうと思ったところはやっていただくということをもっと力を入れていいんじゃないかという感じもいたしますけれども、そのあたりどうなんでしょうか、答弁をしてください。

以上です。

#### ○市長（五位塚剛）

アンケートの問題ではありますが、この問題については私たちも慎重に対応したいなというふうに思っております。同時にあらゆる機会を通じて、市が考えている具体的な内容について、やはり知らしめる必要があるというふうに思っております。市民と対話する機会たくさんありますので、特に大隅、財部の方々にも住民サービスは落ちないという前提で私たちは進めてまいりますけど、やはり一番心配された

のは先ほども言いましたように、財部、大隅でも住民票を含めた印鑑証明等が取れないんじゃないかという心配をされたのが大方の御意見だったようでございますので、そのあたりがないようにしたいと思います。

それとまた市民の皆さんたちが、市に対していろんな意見要望はこれはもう自由であります。今も月に1件、2件、いろんのはがき等も来ますので、そういうのを毎月の庁議で、市民の声をちゃんと聞いております。引き続き、これは努力をしたいなと思っております。

あとアンケートの数字の結果ですけど、何%でどうするというのは決めておりません。アンケートの数字の状況を見て、市民がこういうことを考えているんだなということも含めて、今後いろいろと検討させていただきたいと思っております。

あとは、担当課長から答弁させます。

**○企画課長（外山直英）**

プレミアム付商品券の店舗数でございますが、市内に本社、市内外で区別はしていないんですけれども……。

（何ごとか言う者あり）

**○企画課長（外山直英）**

はい、末吉のほうで商工会に登録されておりますのが112社、大隅地域で登録されていらっしゃるものが67社、財部地域で登録がありますのが60社、合わせまして239社となっております。また今回は商工会のほうに、商店の公募等をお願いしたいというふうに今の時点では考えておりますが、商工会の加盟店、それから加盟店でない商店につきましても、募集をかけたいというふうに考えております。

以上です。

**○農林振興課長（富吉浩幸）**

それではお答えします。

今回の事業につきましては、昨年7月に県のほうに要望をしておりましたが、予算の作成時までには内示ももらえなかったものですから、今回、7月に県のほうが予算があるというようなことで、補正予算組ませてもらいましたが、基本的には4月に市内全域の回覧で事業の導入の調査をしますので、県・国の要望がある分につきましては、その年の7月の単年度要望に上げていくようにしています。

以上です。

**○議長（原田賢一郎）**

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

**○8番（今鶴治信議員）**

私は42ページの末吉幼児学園運営費について、今の幼児学園数も以前より減って

きていると聞いておりますが、それぞれの幼児学園の園児数は何人になっているかを伺います。

あと44ページの施設型給付費について、今回の3歳から5歳児の利用無償化の対象者数は何名になるか伺います。

それとちょっと通告外でございましたが、歳入の17ページの市有林の収入の焼尾市有林で、これが収入が54万7,550円であります。また歳出の52ページの委託料が0.42haで97万3,980円という説明がございますが、収入としまして5,000円の単価は妥当であるのか、また委託料は市のほうから支払って、その差額は54万7,550円になるのか伺います。

以上です。

#### ○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは42ページの末吉幼児学園運営費について、お答えしたいと思えます。

本年10月から幼児教育保育の無償化の実施が予定されております。認可外保育施設を利用する子供たちについても要件等ありますが、利用料が無償化されます。

先ほど言いました幼児学園につきましては、末吉内に現在4園あるところでございます。今回の無償化の対象となる施設となろうかと考えております。現在の4園の人数について、お答えいたしたいと思えます。檜幼児学園が8名、高岡幼児学園が4名、深川幼児学園が8名、諏訪幼児学園が47名の計67名というふうになっておりますが、昨年度が80名程度でしたので、今回の補正では80名を想定してお願いをしているところでございます。

以上です。

すみません。それと、44ページの施設型給付について、利用料無償化の対象者数についてお答えしたいと思えます。幼児教育保育の無償化は幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料と、ゼロ歳から2歳児までの住民税非課税世帯を対象に保育を必要とする子供たちの利用料が無償化されます。

平成31年4月1日現在で、幼稚園、保育所、認定こども園の園児数が1,037名であります。対象者につきましては、3歳から5歳の子供たちが647名、ゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯の子供たちが44名で、合計の691名を見込んでいるところでございます。

以上です。

#### ○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

市有林の立木の売り払い収入の件ですが、これにつきましては金額が妥当かとい

うことですが、本数が132本あります。これにつきましては、杉が127本、くぬぎが2本、天然林が3本、広葉樹であります。これにつきましては平均の価格が5,000円ということで10万9,510m<sup>3</sup>で54万7,550円と出しております。

それから歳出のほうですが、これにつきましては森林組合のほうに委託をした伐採の経費でございます。

以上です。

#### ○8番（今鶴治信議員）

今、末吉幼児学園のほうも今回の無償化の対象に、非認可型ということでなるといってございまして、これまで非常に幼児学園のほうも子供保育園の行き届かないところをカバーしたところがございますが、前年80名が67名に減っているということで、今回無償化の対象になっていることで安心はしましたけど、今後、結構高額所得の方々が利用されている例が多かったと思うんですけど、保育園のほうも全体で67名ということで、この制度がずっと続いていく場合は、所得に関係なくゼロ歳児から2歳児以外は対象となるということで、幼児学園の存続が非常に厳しくなるんじゃないかと思っておりますが、今後、市の保育園はこの現在の67名、80名程度は希望があれば受け入れ可能であるか伺います。

それと、市有林の九州電力の高圧のところということで、収入が54万で経費が97万円かかっているということで、九電の都合で市有林を切らなくちゃいけないと思うんですけど、四十何万円の市の持ち出しがあるわけでございますが、こういう場合はやはり九電のほうで来ていただくというわけにはいかずに、やっぱり市のほうで切らなくちゃいけないのかを伺います。

#### ○市長（五位塚剛）

末吉の幼児学園の役割は、農業されている家庭の子供たちを預かったり、また所得の多い市の職員の子供たちがたくさんいらっしゃいます。そういう意味では、今後も幼児学園の役割は非常に大きいと思っております。今回の幼児無料化については、非課税世帯が対象でありますので、全て無料になるわけじゃありませんので、今後どうなっていくかわかりませんが、幼児学園については、引き続き市としては支援をしていきたいというふうに思っております。

#### ○農林振興課長（富吉浩幸）

それではお答えします。

収入のほうが少ないと支出のほうが多いので、赤字だというようなことなんです。18ページのほうに、すみません、九電の伐採の保償料というのが出てきましたので、これが162万7,000円入っておりますので、歳入のこの売り払いとそれから保償料で210万、20万ぐらい入ってくる予定であります。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

そのところ見過ぎておりました。理解しました。

それと、もう1回市長に確認でございますが、ゼロ歳児から2歳児の非課税世帯が無償化に今回、対象になってくることで、3歳から5歳は所得に関係なく無償化になるんじゃないか、福祉事務所長どうなんですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それではお答えいたします。

今、ありましたように幼稚園、保育園、認定こども園などを利用している3歳から5歳までの全ての子供たちについては、利用料は無償という形になります。

幼児学園については、認可外保育施設ということで、これについては保育を必要とするという要件がございますので、これについては2人とも仕事をしているとか、夫婦で仕事をしているとかそういう要件等がございますので、それについてはまた調査をして、無償化になるかならないかというのを判断していきたいと考えているところでございます。

○議長（原田賢一郎）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

○3番（鈴木栄一議員）

すみません。通告がないんですけども、先ほど徳峰議員から分譲地の広告の件で質問がありましたけど、それに関連する質問を二、三させていただきたいと思いません。

先ほど、課長のほうから大隅北を特化するということで、霧島、始良地区に広報をするということなんですけども、一応、これテレビ、ラジオということも書いてあるんですけども、これはそうすれば県内、あるいはある都城一部にもこのテレビ以外は行くんじゃないかと思うんですけども、それと北分譲地で、今までもう2年ぐらいたつんですけども、分譲地見学あるいは問い合わせの件数、去年多分、霧島市の国分ですか、分譲地の説明に企業に行かれたと思うんですけども、そのよかつたら企業名、そのあとの結果はどうだったか、ちょっとお聞きします。

○企画課長（外山直英）

今回、補正予算をお願いしております宅地分譲地は、先ほど申し上げましたように大隅、坂元地区の分譲地に特化したものでございます。

まず、広告料と委託料とございますが、まずインターネット広告料でございますが、インターネット広告につきましても、区域を選別といいますか限定できるというふう聞いております。今回、想定しておりますのは、霧島地区それから始良地

区の旧加治木町ですね。この辺を含めまして、この地域に特化したインターネットの広告を打ちたいと。

それからテレビ、ラジオのコマーシャルですけれども、こちらは主に地域を限定した情報誌がございます。いわゆるフリーペーパーというものがございますが、こちらと同じような霧島、始良地区の地域を限定したそういう情報誌に広告を打ちたいというふうに思っております。

また、これまでの取り組みなんですけれども、これまで都城市の不動産業者、それから先ほどありました霧島市の企業は京セラなんですけれども、こちらに分譲の案内等持って行った実績がございます。

また、市内の自治会便で分譲地のチラシ、それから鹿屋市、霧島市、志布志市にもチラシを配布しておりますが、これまでの取り組みに対しまして、問い合わせや見学の実績はございません。

以上です。

### ○3番（鈴木栄一議員）

その問い合わせも何もないということなんですけれども、やっぱりその坪単価8,000円ということは、安いことは安いんですけども、今度その広告を打たれるわけですので、今までも一般質問でも坪単価の見直しということも同僚議員からありました。だからこれを機会に、ちょっと坪単価の見直しをしていただけないかなと思っております。

それと分譲地の近くに、分譲地販売の看板が3枚ほど立っているんですけども、どれも看板は小さくて、字が小さくて読めないとよく聞くフレーズなんですけども、だからこれをもうちょっとその看板を大きくして、車で通ってもすぐ目につくような看板をつくってもらえないかなと思っております。

以上です。

### ○市長（五位塚剛）

この間、行政の努力も足らなかったんだろうと思います。しかし、一応議会の承認をもらって坪8,000円というのを開示いたしましたので、今回このような予算をお願いして最大限努力をしてみたいと思います。その結果によって、場合によっては単価の見直しも検討したいと思います。また看板についても、再度、努力をしたいと思います。

### ○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

### ○4番（岩水 豊議員）

通告外ですが、本庁方式等のアンケートについての件でお伺いいたします。

先ほど、市長の答弁の中で、農業委員会の会議の中で、本庁移転を希望するということが言われましたが、これについては重要な内容でありますので、いつの議会ですれが正式に決定したのか、それをお伺いします。

それと、アンケート調査について、3,000人を予定しているということですが、回答率は過去のいろんなアンケートを市でとっておりますが、それから見て、回答率は大体どれぐらいを見込んでいるか、過去のデータを含めて示してください。

#### ○市長（五位塚剛）

農業委員会からの本庁への集約については、今、手持ちの資料がありませんけど、農業委員会の局長がわかっていたら答弁をさせますけど、そうじゃなかったら後でまた報告いたしたいと思います。

#### ○農業委員会事務局長（中山純一）

それではお答えいたします。

正確にはわかりませんが、平成28年度の市長への政策提言におきまして、そういった要望をいたしているところでございます。

#### ○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

アンケート調査につきましてでございますが、過去のデータ等でございますが、その内容によりまして、業者等にすることは100%近くとか、一般市民につきましては五十数%とか、四十数%とかいうふうにあるところでございます。今、我々が想定しているのは、できるだけ50%に近づけたいと思いますが、45%ほどかなというふうに思っております。

ここ二、三年前に始良市で同じようなアンケートを、ここも始良市が7万人を超える人口で6万3,000人ぐらいが18歳以上でございますが、3,000人に対してアンケートをいたしまして、回答率が37.6%となっております。

本市におきましては、まだ関心が高いのかなと思いますので、これより上がると思っておりますので45%というふうに考えております。

以上です。

#### ○4番（岩水 豊議員）

それで、アンケートの回答率を45%前後ということですが、仮に50%として1,500人の回答になればということは、1,500人の回答で有権者3万1,000人の動向が図れるのか。ですから、回答率を例えば3,000人と設定して、アンケートをするとかいう方法のほうが、市民全体の意見の反映につながるのではないかと思うんですが、回答率からいきますと1,500人以下の回答で、それをアンケート調査の結果として重要視するというにはちょっと疑念を持ちますが、その辺の説明をしてくだ

さい。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

これは統計上というふうによく言われておりますけれども、アンケートの信頼性というのがございます。対象となる方が1,000人以上であれば、370から380回答すれば誤差が少ない範囲内で調査を行えるというのがあります。

あるいは大学教授の見解によりますと、バランスよく抽出するというのが条件になりますけれども、有効回答がおおむね1,000票となれば、そのアンケートはその対象が例えば10万人だろうと5,000人であろうと大小にかかわらずほぼ変わらないというのがございます。

内閣府のホームページにも有効回答が1,000票を超えると誤差はほとんどないというふうにございますので、その回答票数が1,000票前後でありますと、十分それは図れるというふうにございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

それでアンケートの今までの調査事例等踏まえて、正確性があるということであり、それについてはまた各委員会で議論していただきたいと思っております。

平成28年度の農業委員会の要望書の中で、これは農業委員会の意向として決定ということで受けとめてよろしいのか伺います。

○農業委員会事務局長（中山純一）

お答えいたします。

総会の場で、そういった本庁への集中というか一局に集めたほうがいいんじゃないかということで決定をいたしまして、その決定事項について市長へお願いという形で政策提言をしたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案42号は配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第45号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ

いて

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、議案第45号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第45号は配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第8 議案第49号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第8、議案第49号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第49号は配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

---

日程第9 陳情第8号 「手話言語条例」の制定について

日程第10 陳情第10号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、陳情第8号、「手話言語条例」の制定について及び日程第10、陳情第10号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてまでの陳情2件は配付いたしております陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月26日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

散会 午後 零時 11分

**令和元年第2回曾於市議會定例会**

**令和元年6月26日**

**(第6日目)**

## 令和元年第2回曾於市議会定例会会議録（第6号）

令和元年6月26日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第6号）

（以下4件一括議題）

- 第1 議案第37号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第2 議案第38号 曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第39号 曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について
- 第4 議案第40号 曾於市税条例等の一部改正について  
(総務常任委員長報告)
  
- 第5 議案第41号 曾於市有住宅条例の一部改正について  
(建設経済常任委員長報告)
  
- 第6 議案第42号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)
  
- 第7 議案第45号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
(文教厚生常任委員長報告)
  
- 第8 議案第49号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について  
(建設経済常任委員長報告)

（以下5件一括議題）

- 第9 議案第43号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第44号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第46号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第47号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第48号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

第14 陳情第8号 「手話言語条例」の制定について

(文教厚生常任委員長報告)

第15 陳情第10号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

(文教厚生常任委員長報告)

第16 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第17 閉会中の継続審査申出について

第18 閉会中の継続調査申出について

第19 議員派遣の件

追加

(第6号の2)

第1 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	6番	上村龍生
7番	宮迫勝	8番	今鶴治信	9番	九日克典
10番	伊地知厚仁	11番	土屋健一	12番	山田義盛
13番	大川内富男	14番	渡辺利治	15番	海野隆平
16番	久長登良男	17番	谷口義則	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	原田賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 津曲克彦  
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市長 五位塚剛 教育長 瀬下浩  
副市長 八木達範 教育委員会総務課長 橋口真人

副市長	大休寺 拓夫	学校教育課長	川路道文
総務課長	今村 浩次	社会教育課長	岩元 浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田 政継	農林振興課長	富吉 浩幸
財部支所長兼地域振興課長	荒武 圭一	商工観光課長	竹田 正博
企画課長	外山 直英	畜産課長	野村 伸一
財政課長	上鶴 明人	耕地課長	小松 勇二
税務課長	山中 竜也	建設課長	新澤津 順郎
市民課長	内山 和浩	水道課長	徳元 一浩
保健課長	桐野 重仁	会計管理者・会計課長	田代 庄市
介護福祉課長	福重 弥	監査委員事務局長	吉元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹下 伸一	農業委員会事務局長	中山 純一

開議 午前10時00分

---

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 議案第37号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第2 議案第38号 曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第39号 曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について

日程第4 議案第40号 曾於市税条例等の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第37号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてから、日程第4、議案第40号、曾於市税条例等の一部改正についてまでの4件を一括議題といたします。

議案4件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

おはようございます。

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案5件を、6月18日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第37号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について。

本案は、曾於市過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき提案するものであります。

議決を求める変更は大きく4点で、地場産業の進行に、ゆず搾汁センター整備事業を追加、火葬場に曾於市斎苑施設改修事業を追加、集会施設、体育施設等に公民館施設整備事業と庁舎等改修事業を追加するものであるとの説明がありました。

委員より、追加について財政課との打合わせはいつ行ったのかとの質疑に対し、平成31年度の当初予算が確定した段階、平成30年度の実績が確定した段階、総合振興計画の整合性をとった段階、それぞれの段階で打合わせを行い、整合性は持たせてあるが、最終的には平成30年度の実績確定後、5月中旬まで随時行ってきたと

の答弁がありました。

次に、追加分は大きい金額であるが、財政的に見てどうかとの質疑に対し、令和2年度まで財政計画との整合性をとっているとの答弁がありました。

次に、どの基金を取り崩すのかとの質疑に対し、それぞれ目的別の基金であるので、財政課と協議していきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号、曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、本年5月15日に公布されたことに伴い、本条例を一部改正するものです。

これは、国が直近の物価の変動や選挙等の執行状況を考慮し改正したのに合わせて、選挙管理者、投票立会人等の日額報酬を、それぞれ100円から200円引き上げるものであるとの説明がありました。

委員より、100円と200円の違いは何かとの質疑に対し、増額分の率を乗じる際、現行の日額報酬額の違いが100円と200円になったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号、曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について。

本案は、半島振興法の規定に基づき、産業振興促進計画の認定を受けたことに伴い、市内に工場等を新設し、または増設する者に対し、固定資産税の不均一課税を行うことにより、本市の産業の開発促進を図るために、条例の一部を改正するものです。

半島振興対策実地地域内の市町村が、産業振興促進計画を策定している場合に、その計画の対象区域において、対象の事業を行う事業者が当該事業のために用いる設備の取得、建設、改修等を行った場合、5年間の割り増し償却を行うことができるとの説明がありました。

委員より、「工場」を「工場等」に、「工業」を「産業」に改めた理由は何かとの質疑に対し、不均一課税の対象業種を追加したものである。これまでの製造業と旅館業に、農林水産物販売業、情報サービス業等の無形のもものが追加されたことにより、文言を改めたとの答弁がありました。

委員より、どのようなものが対象となるのかとの質疑に対し、本制度の対象は、機械、装置、建物、附属設備、構築物であり、これらの設備について、事業者が取

得、建設、改修（増改築、修繕または模様替え）を行った場合に、本制度を利用することができるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号、曾於市税条例等の一部改正について。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、関連する規定を改正するものです。

改正の1点目は、要件を満たした単身児童扶養者に対し個人住民税を非課税とする。

2点目は、本年10月1日からの消費税引き上げに伴い、本年10月1日から令和2年9月30日までに特定の軽自動車を取得した場合、その軽自動車税の環境性能割を非課税とする。

3点目は、資本金1億円以上の大法人に対し、電子情報処理組織を使用するのが困難である場合は、書面により納税申告書を提出することができるとの説明がありました。

委員より、単身児童扶養者の該当者数ほどのくらいかとの質疑に対し、平成30年度実績で寡婦を除いた所属135万円以下が25世帯であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### ○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

#### ○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の37号の過疎地域自立促進計画について質問をいたします。

過疎振興計画あるいは、それとセットした形の総合振興計画、また、それを裏づける財政計画は、大変重要なものと受けとめております。

現在と将来にわたる曾於市の各事業を財源というのは裏づけを初めとして、長期的な柱、立場に立っての計画であるからであり、個人的にも旧町時代から非常に重視して、議会でも、この問題は質問をいたしております。

例えば、先日の議案提案でも質問いたしましたが、大きな事業の追加的、新規の事業の中で、3月議会の予算審議で既に議決を得ていて、それから数カ月たっても、当年度に入った段階で、そうした地方債のかなり金額の大きい追加計上が見られません。

具体例を3つ、それぞれの委員会で関連したので挙げますと、例えば、総務委員会サイドでは、既に本庁舎の耐震化工事がわからんうちに行われております。事業費的にも2億円を超えます。

これは、3月の段階で予算説明書を見ますと、地方債が2億3,000万円財源内訳として計上されており、今回はこれの、この過疎計画での追加措置であります。いわば事後承認でございます。

ちなみに振興計画では、まだその約半分の1億円しか、見た限りにおいては振興計画には入っておりません。

あるいは文厚委員会関係でも、南之郷中学校の跡地の体育館の耐震化工事、約4,000万円の予算が3月議会で可決されまして、もうその段階で財源の内訳を見ますと、もう地方債が4,000万円以上、財源内訳として計上されており、これも同じく6月議会での追加的な事後提案でございます。

ちなみに過疎計画では、まだこの分については振興計画の中では、私が見たところ振興計画には入っておりますけれども、地方債はゼロ計上であります。まだゼロ計上でございます。

あるいは、建設経済委員会関係で大きいのが、特別会計の下水道事業での汚泥脱水施設、本年、特に来年度が2億円以上であります。本年度の約7,000万円事業、予算を通過いたしており、今回の追加計上でございます。

財源的には、既に予算の段階で約2,800万円計上されておりました、そのプラスアルファの今回の7,000万円計上であります。

ちなみに御承知のように、下水道事業を初めとした特別会計は、総合振興計画には一般会計だけ計上されておりました、全く記載がされていないといった不十分と、今後の解決すべき課題も残っているかと思えます。

私が申し上げたいのは、このように、議会に対しての形の上で見ますと事後承認的でありますから、何らかの形で、やはり議会全体、少なくとも当委員会、所管する当委員会にはこの旨は事後承認的に対してのこの説明を、3月議会を含めて予算審議の中で市当局としては丁寧に説明すべきだったと考えております。こうした議論がされていたら報告をしてください。

次に議案の40号、市税改正について、2点質問いたします。

委員長報告にもありましたように、今回の改正の一つは両親のいない児童の扶養者に市税を減免することの、要は特例的な市税改正であります。大体、想定されるのが、曾於市においては何名が対象者として考えられるのか。あるいは、その方に対する今後の減免等についての、市としての周知徹底については、議論がされていたら報告してください。

第2点目、これも委員長報告の中にありますように、改正の一つが軽自動車税の規則に対する、いわば消費税の導入に伴う1年間の期間に限っての非課税措置でございます。これについても、例えば1年間というのは短いんじゃないかといったことを含めて議論がされていたら報告をしてください。

以上です。

#### ○総務常任委員長（宮迫 勝）

まず、議案第37号から、今回、事後承認的な提案じゃないかと、議会軽視ではないかとの議論はなかったのかということですがけれども、委員会では、さきの報告の中で、今回議決を求める変更は大きく4点でありますと、委員長報告で述べております。

この説明について質疑があつて、あとは財政課との打ち合わせはどうなっているか、あとは委員長報告のとおりでありまして、議会軽視とか、そういう議論はなかったところですが。

次に、議案の第40号、市税の関係でも、何名の対象者が考えられるかというのは、4ページの上のほうで、委員より単身児童扶養者の該当者数はどのぐらいかとの質疑に対し、平成30年度実績で過去を除いて所得135万円以下が25世帯であるとの答弁があつたところです。周知・徹底については、議論がありませんでした。

それから、自動車の関係の減免が1年間は短いんじゃないかといった議論については、期間の周知の確認は当たるけれども、それについて、これは短いねとか、もっと長くすべきだという意見はありませんでした。

ただ、この後はどうなるんですか、この後も延長の可能性はあるんですかという点については、それはもう国のほうの関係なので、今のところ、うちではわかりませんという質疑の内容でした。

以上です。

#### ○19番（徳峰一成議員）

議案の37号について、再度、2回目の質問をいたします。

委員長報告にありますように、議論を同じ土俵で進めるため質問いたしますけれども、例えば31年度の当初予算が確定した段階、あるいは平成30年度の実績が確定した段階、そして、3番目に総合振興計画との整合性をとった段階ということでの説明があり、また、市として整合性を持たせてあるということでございます。

私の質問は、整合性があるかどうかという、そうした質問じゃ全くないんです。整合性のあるなんかは当然のことです。予算を認めているわけだから。議会の関係で、結果として形の上では過疎振興計画が後追いしているって、後追いが絶対いけないということでもないんです。そうした質問は全くしていません。

議会の関係で、やっぱり形として軽視されているんじゃないかって。

ですから、先ほど1回目に言いましたけれども、少なくとも丁寧な形で、できたら全体の議員、少なくとも管轄する常任委員会には、3月の予算審議の中で、これはわかっているわけだから、市としては丁寧な説明を、つまり振興計画には、この実施計画にはまだ入っていないけれども、6月で一応入れる予定ですか、やっぱり丁寧な説明をすべきだったと思うんです。

質問がなかったからこれで済ますということではなくって、形としては、やはり市として事後承認となる、議会には関係ない、責任なくて、市に責任と、この間の経過の事情があるわけだから、市として、やはり丁寧な説明をすべきであった、そうした質問はなかったのかということでもあります。

あわせて、総合振興計画の整合性をとった段階でありますけれども、先ほど言いましたように、一般会計では総合振興計画に入っております。先ほど申し上げましたように。しかし、特別会計の下水道事業の場合は、課長、総合振興計画には入っていないですよ、課長。

そもそも、だから曾於市の総合振興計画は、一般会計だけが、いわば入っているんです。財政計画並びに過疎自立計画は、当然のことながら、総合振興計画を含めて入っているんです。そうした今後の改善すべき課題があるのじゃないか、そういった議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

以前は、財政計画にも旧町時代、入っていなかったんです。議会で指摘して入れるようになった。包含して入れるようになったというような過程もありますので、やはり、質問とチェック権を持つ議会としても、そうした質疑がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

今の件については、本会議の総括質疑で市長の答弁もあり、総務委員会では特にそこまで詳しく突込んだ議論はなかったところです。

さっき言ったように、今回、議会の過疎地域自立促進計画の変更で、議会の議決を求める変更は大きく4つですよという説明があったので、そこを中心に委員会では質疑をしております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論採決は、1件ずつ行います。

まず、議案第37号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてを討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第37号に、中身には基本的に異存がありませんので賛成いたしますが、1回目、2回目に質疑したように、今後のありようとして、やはり市としては、特に市長並びに財政を担当する副市長、そして財政課長、一応、教訓として考慮すべき点があると思っておりますので、今後、考えていただきたいと考えております。

特別会計を総合振興計画等を含めて入れることを含めて、一応、検討はしていただきたいと考えております。

討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを討論いたします。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、曾於市税条例等の一部改正について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決で

あります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号 曾於市有住宅条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、議案第41号、曾於市有住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案3件、陳情1件を、6月18日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案3件についてそれぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第41号、曾於市有住宅条例の一部改正について。

本案は、昭和61年に建設された、中谷団地1戸の住宅譲渡に伴う用途廃止により、曾於市有住宅条例別表を改めるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

売買に至った経緯及び家賃、販売価格の根拠はどうであるかの質疑があり、本住宅は築30年経過し用途廃止する計画であるが、現入居者から購入の相談があり、土地と建物を合わせて払い下げすることになった。毎月の家賃は1万8,000円で、販売価格については、不動産価格評価委員会で決定した価格で、土地は面積を300m<sup>2</sup>に分筆し、1m<sup>2</sup>当たり時価評価額2,182円の65万4,600円、建物は、木造セメント瓦ぶき平屋建て住宅で、床面積61.06m<sup>2</sup>の34万1,600円、合計99万6,200円に価格が決定された。今後、入居者と交渉していくとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第42号 令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、議案第42号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

議案第42号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

初めに財政課関係では、歳入について、財政調整基金繰入金を3,642万8,000円減額（繰り戻し）するもので、その結果、平成31年度の取り崩し額は8億8,926万3,000円となり、令和元年度末残高見込み額は20億8,171万5,000円となる。

市債の土木費3,500万円の追加は市道整備事業で、大隅町の河原・飛佐線、笠木・かんじん松線の事業の増に伴うものであるとの説明がありました。

委員より、今後、庁舎改築等の大型事業が控えているが、財政調整基金と財政の今後の見通しについてはどうなのかとの質疑に対し、普通交付税については、平成28年度からの合併算定がえの縮減に伴う影響は出ているが、今後も財政調整基金は当

初予算の繰り入れに10億円、災害時の対応に20億円の計30億円を目標にし、また、その他の特定目的基金については、今後も、その目的に応じた基金への積立を行っていきたい。

今後、庁舎改築等も予定されているが、合併特例債、緊急防災事業債、過疎債等の有利な起債の活用及び事業の平準化を図りながら、一般財源等の持ち出しを極力抑えていききたいとの答弁がありました。

次に総務課関係では、本庁・支所組織再編及び庁舎整備等に関する市民アンケート調査の今後のスケジュールとして、7月中旬から8月上旬までを準備期間、8月中旬から9月上旬をアンケート実施期間、その後、分析・結果報告を9月中旬に受ける予定である。

対象者は18歳以上3,000人で、隔たりがないよう小学校区ごとに年代を10歳きざみの無作為抽出で行う。

調査票の配布・改修は、郵便方式をとるが、回収率を上げるためにウェブ回答方式を取り入れ、QRコードの読み込みでスマートフォンでの回答もできるようにしたい。

調査項目は大きく4点であり、①性別、年齢、住んでいる旧町ごとの地域、②市役所の利用の頻度、目的、改善点など、③市役所の本庁方式への再編についての考え方、④本庁の増築、各支所の建てかえ、各中央公民館の建てかえや耐震化工事等についての考え方で、上記の③と④の項目には、その他の欄を設け、意見が記述できるようにしたい。質問は全部で20問程度を考えているとの説明がありました。

委員より、アンケートはどこまでが委託になるのかとの質疑に対し、アンケート用紙の配布・回収、分析、報告書作成までと考えている。その後、市としての分析を行いたいとの答弁がありました。

財部・大隅へのアンケートを別にしなかった理由は何かとの質疑に対し、末吉・大隅・財部の思いの違いは前提にしている。それぞれの地域を書く欄があり、地域ごとの考え方は把握できるので、曾於市全体を同じ項目でアンケートをとりたいとの答弁がありました。

回収率については何%を目標にしているのかとの質疑に対し、50%の1,500件を回収したいが、1,000件回収の33%でも統計学上信憑性はあるとの答弁がありました。

アンケートの中に賛成・反対の項目があるのかとの質疑に対し、直接的な賛成・反対の項目はないが、何々したほうがよい、今までのほうがよい、わからないの選択式で、あとは自由意見を書く欄を設けるなどを考えているとの答弁がありました。

委員より、本庁・支所再編及び庁舎整備については、市民が納得する丁寧な説明

に努めるべきとの意見がありました。

次に、企画課関係では、財部高校跡地利活用調査旅費の調査内容についての質疑に対し、南九州産業動物疾病制御教育センターの整備計画の事業主体は大学であり、財部高校跡地の持ち主は鹿児島県である。そういう中で、曾於市がどうかかわりを持てるかを調査するものであるとの答弁がありました。

鹿児島大学と宮崎大学が連携して、国の予算で整備する事業なのかとの質疑に対し、そのとおりで、国の予算で整備するものである。また、市と大学と民間が連携して地方創生事業を取り込んだ事業ができないか調査したいとの答弁がありました。

同じような施設はあるのかとの質疑に対し、北海道の帯広畜産大学と北海道大学と連携した施設があるとの答弁がありました。

委員より、今回の調査の予算は少ないのではないかと。調査費を増額して北海道へもぜひ調査にいつてほしい。今回の事案は大きなチャンスで逃す手はないとの意見がありました。

プレミアム付商品券事業については、対象者は非課税者1万2,500人とゼロ歳から3歳6カ月までの乳幼児800人を見込んでいる。

1人当たりの商品券購入限度額は券面額2万5,000円（販売額2万円）で、最小購入単位は1冊5,000円（購入額4,000円プラスプレミアム1,000円）となっている。

手続は、対象者の方へ購入希望申請書の送付、購入希望申請の受け付け、購入引きかえ券の送付、商品券の購入の流れで進み、今回の商品券は郵便局で販売し、使用した商品券の換金は商工会に委託を予定しているとの説明がありました。

委員より、今回のプレミアム付商品券は、市民全員が購入できるものではないデリケートなものであると、その辺を配慮した取り扱いをしてほしいとの意見がありました。

宅地分譲地整備管理事業では、大隅北地区の分譲地に特化したインターネット広告やテレビ・ラジオ、地域無料情報誌広告を行うとの説明がありました。

宅地分譲の状況についての質疑に対し、柳迫地区は5区画を売却した。大隅南地区は8月からの販売予定であるが、現在3区画の問い合わせがあるとの答弁がありました。

委員より、大隅北地区の宅地分譲は思い切って価格を下げてはどうかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案についての採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### ○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

## ○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生委員会に付託された議案2件及び陳情2件を、6月18日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案の第42号の令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）についての所管分。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、歳出の末吉幼児学園運営費の508万4,000円、施設型給付金の2,790万6,000円、幼稚園費の636万7,000円は、保育園、認定こども園、幼稚園、幼児学園等を利用する3歳児から小学校就学前までの全ての子供たちの利用料を無償化し、また、ゼロ歳児から2歳児までの子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化するもので、本年10月1日から実施するものであります。

今回、何人が対象となるのかとの質疑に対し、3歳児から小学校就学前までは、これまでひとり親や所得のない世帯の59人は無料だったが、今回、新たに都城市など市外の保育園等に入園する園児を含めて750人ほどになる。ゼロ歳から2歳児までは、390人のうち100人ほどになるとの答弁がありました。

保育料の無償化で入園者がふえた場合、市内の保育園等の受け入れは可能かとの質疑に対し、保育園、認定こども園、幼稚園とも可能である。現在入園していない乳幼児は190人ほど見られるとの答弁がありました。

保健課関係では、歳出の予防事業費75万9,000円は、風しんの追加的対策のためのシステム改修業務委託料であります。風しんの追加的対策の見通しについての質疑に対し、今年度から3カ年の対策となり、本市の対象者は3,100人ほどである。今年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた方を1期として、5月時点で1,178名にクーポン券の送付を行った。来年度は、昭和37年4月1日から昭和47年4月1日までに生まれた方にクーポン券を送付する予定である。抗体検査の結果は7月から把握できるとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、歳出の学校給食センター管理費28万8,000円は、学校給食センターの建設に向けて、県内外の4施設を職員5名ほどで研修するための旅費であります。今後、建設年度や建設場所など検討することになるとの説明がありました。

委員より、今後、各学校の保護者へはしっかりと説明をしていただきたい。さらに、給食室や給食センターで働く従業員への対応など検討していただきたいとの意見がありました。

社会教育課関係では、歳出の公民館管理費385万円は、財部中央公民館の耐震診

断業務委託料であります。財部中央公民館は昭和49年建設、建築面積は1,750m<sup>2</sup>、築45年経過しており、本年度に耐震化の調査を行い、来年度、耐震化のための実施設計等を進める計画であるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第42号、令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

歳入については、県支出金は過年発生農地・農業用施設災害復旧費補助金731万8,000円、農業・農村活性化推進施設等整備事業費補助金362万6,000円を、それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、市道新設改良工事の追加により、市道整備事業（社会資本整備総合交付金事業）を7,926万3,000円追加するものが主なものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

耕地課関係では、多面的機能支払交付金について、幾つかの活動組織があるのかとの質疑があり、現在38の組織が活動を行っているとの答弁がありました。

次に建設課関係では、社会資本整備総合交付金事業の増について質疑があり、平成31年度の国の補正予算に伴うもので、大隅管内の「河原・飛佐線」、「笠木・かんじん松線」を整備するものであるとの答弁がありました。

笠木・かんじん松線については、標準工期から長期間を要し、次年度までの繰り越しとなりますが、令和2年5月には通行可能な状態になるとの説明がありました。

委員より、長期間の通行止めになるので、地域住民への通知方法について検討してほしいとの意見がありました。

橋梁長寿命化修繕事業の橋梁点検調査業務委託料について、早期措置段階にある橋梁の数についての質疑があり、本年度末で全209橋のうち9橋になるとの答弁がありました。

農林振興課関係では、農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金の生産組合の概要について質疑があり、財部町の2つの生産組合が機械導入を行うもので、高之峯茶生産組合が乗用型茶園防除機1台、松山茶生産組合が乗用型茶園管理機1台と作業用アタッチメント2台を導入するものであるとの答弁がありました。

市有林管理費について、高圧線下支障木伐採業務委託及び悠久の森森林整備等業務委託は、曾於市森林組合1社のみであるのかとの質疑があり、森林作業について

豊富な経験及び技術力を有する曾於市森林組合との随意契約になるとの答弁がありました。

憩いの森管理費については、非常灯照明修繕費で、バッテリー内蔵型の埋め込み式4台と露出型3台に取りかえるとの説明がありました。

商工観光課関係では、道の駅及びきらら館管理費について補修工事を行うことになった経緯と概要について質疑があり、屋外デッキの老朽化による撤去と土間コンクリートによる補修工事が行われるとの答弁がありました。

委員より、全体的に補修・修繕の必要な箇所を把握して年次的に計画をすべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### ○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### ○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に、事前3項目の質問を一応通知しておりましたけれども、4項目質問をいたします。

まず1つは、24ページの市民アンケートでございます。

今後、大隅・財部の市役所にある本庁機能が、末吉の本庁に移管されることを前提としたアンケートでありまして、私も、3月と6月の一般質問で、アンケートは、特に大隅・財部の市民にとっては、しっかり考え方をお聞きするという意味で、全市民を対象に行うべきではないか。あわせて、大隅・財部の皆さんが、どのような考えを持っておられるか、しっかりとこれも把握するために、旧町ごとに行うべきではないかということ、再三、一般質問で取り上げましたが、今回の補正予算では、一部の市民約1割、有権者の、そして、これも旧町ごとではなくて、一緒になって行いたいという、先日の本会議の答弁でもありましたが、これに関連してこの委員長報告の中でも同様の質問というか、立場からの質問がありまして、報告の中では、本会議でも答弁がありましたけれども、住所を書く欄があるということでありまして、全ても、この住所を書く人たちだけではなくて、しっかりと、この旧町で行ったほうが、別に大きな予算も伴わないわけでありまして、いいのじゃないかということでございますけれども、それ以上の踏み込んだ質疑はなされなかったのかです。

旧町ごとに行ったとして、別に大きな手間等がかかるわけじゃないと思っておりますが、その点で質疑が深められていたら報告してください。

あわせて、この賛成・反対の項目はないのかということでございますが、それも

直接はないけれども、何々にしたほうがよいとか、今までのほうがよいなどという項目は選択肢の中にあるということでございます。

これも繰り返しますが、せっかくアンケートであるから、やはり住民の、特に財部・大隅町の皆さんの意見をしっかりとつかむ上でも、明確に市の考え方も示しながら、添付資料を含めて、そして賛成・反対の項目は明確に聞くべきじゃないかと思うんですが、この点でも、この議論が深められていなかったかどうかお聞かせ願いたいと考えております。これが第1点。

それから、31ページの宅地分譲です。

先日の議案提案でも質問いたしましたし、同僚からも質問がありました。この委員長報告の中でも、特に大隅のこの北校区については、なかなか売れないということでの、今回の広告料のある意味では当然のこの提案でございます。

委員長報告の中にも、委員の中の間でも、やはり価格を下げるべきじゃないかという、ある意味じゃ当然の質問もあったようでございますが、そうした質疑の中で、今回のアンケートを含めて、どのくらい努力してみても、状況を見てみて、全て売却されたらいいんですけども、売却がなかなか厳しい場合は、この価格の下げを含めて、いつごろをめどに結論を出す方向であるか、もし議論がされていたら報告をしてください。

次に、質問の3点目は、57ページの財部高校跡地の調査費の計上でございます。質問は2点でございます。

この、鹿児島大学、宮崎大学としては、いつごろをめどに、この候補地を1カ所に絞りたいと考えており、どれぐらいの人員を含めて、この規模の教育センターの設置になるのか、議論がされていたら報告してください。

2点目です。本会議でも、私を含めて質問いたしましたけれども、委員長報告の中でも今回の調査の予算は少ないのじゃないかと、調査費を増額して、もっと積極的に取り組んだらいかがなものかって、これは多くの同僚議員の共通した気持ちだと思っておりますけども、これに対して当局として、今後、本会議では議決後、この対策チームを立ち上げたいという答弁はありましたけれども、それ以上、今後の取り組み方として、スケジュールを含めて市の方向性が出されていたら、委員会審議の中で、報告をしてください。

次に、32ページのプレミアム商品券でございます。

率直に申し上げて、商品券の発行額やあるいは発行期間、あるいは対象者を限定した点など、問題点、不十分な点があると思っております。

つまり、結果として、効果についても疑問があるように感じられますが、そうした疑問の意見を含めて意見が出されていたら報告してください。

次に、建設経済委員長に2点質問いたします。

56ページの市道整備の2路線でございます。これも、いずれも委員長報告の中にも記載されております。誰が見ても市道整備が必要な2つの路線でございます。

このほかにも、いろいろ市内を回りますと、やはり、市道整備が必要だなという箇所が、何カ所か、何路線かあります。もちろん財源の問題、地方債確保の問題などあるかと思っておりますが、この点で議論が深められていたら報告してください。非常に大事な問題じゃないかと受けとめておるからでございます。

第2点目、57ページの橋梁整備です。これも委員長報告の中にありましたけれども、これが予算財源確保を含めて、なかなか難しいということで進んでおりませんが、そのため今回の予算は、測量調査業務の委託料でございまして、質疑の中で、今後の数多い橋梁——200を超えますけれども——の中で、修繕等の必要な箇所を含めて、もっと積極的な対応が必要じゃないかといった立場からの議論がなされていたら報告してください。

以上、2件です。

#### ○総務常任委員長（宮迫 勝）

まず、市民アンケートについての質疑をいただきました。

一部の市民を対象としたり、旧町ごと、3つの町を行わないことについての議論はなかったのかということですが、委員長報告の中でも、5ページの真ん中上段で、財部・大隅のアンケートを別にしなかった理由な何かあって質疑したんです。この中で、それぞれ財部・大隅・末吉の違いを前提にしながら、それぞれの地域を書く欄があるので、地域ごとの考え方は把握できるということが一つ。このことにより、曾於市全体の同じ項目でアンケートをとりたい、これが1つの理由です。

それから、賛成・反対については、その下にアンケートの中に賛成・反対の項目があるのかという質疑に対し、直接的な賛成・反対の項目はないけれども、間接的な問い方で何々したほうがよい、今までのほうがよい、わからない、こういう感じで、突き詰めて言えば、賛成・反対になるような設問になるのかなという委員会では話でした。

それから、宅地分譲についても、これも言ったように、大隅の北地区の分譲に特化した広告でありまして、委員会の中では1区画1万円でもいいんじゃないかとか、それから、もう、1つでも売れちゃうと、今後は残りをなかなか売るのが困難じゃないかという意見もあったところです。

ただ、それに対しては、とりあえず今回ここを、この広告でやってみないと、その後を考えてみたいという答弁があったところです。

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（宮迫 勝）

それはありません。

プレミアム付商品券について、効果について疑問の意見はなかったかということですが、1冊が4,000円、5冊で2万円、完売できるのかどうかということと、手続きが煩雑で難しいので、売れ残りの可能性はどうなんだろうというときに、その可能性は少なからずあるという答弁でありました。

それから、財部高校の件が出ました。どこにいつごろというのも、委員長報告で語ったと思いますけれども、今後の調査費用というのは、主体は鹿児島大学であり、持ちものは鹿児島県、これに対して曾於市がどうかかわりができるのかというのを調査するための、この調査費です。

調査費が少ないのではないかと、委員の意見として上げてあります。これに対して、やっぱり、北海道のほうが研修に行きたいという意見はありました。調査を設ける部署というんだけど、これについては、特段の答弁はなかったところです。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

それじゃ、お答えいたします。

まず1点目に、市道整備の2路線以外等々についての整備議論はなかったかということですが、今回の補正については、河原・飛佐線並びに笠木・かんじん松線という予算の中でしたので、河原・飛佐線についても、やはり今後の整備の必要性の意見等は出ましたが、内容的に笠木・かんじん松線について、着工から長い時間を要していることと、そして、今回明けての5月には通行可能になるということ等で、審査の議論の内容でありました。

今回まで時間がかかったり整備が進まなかったということの内容については、旧道と新設道ののり面の格差と、そしてまた、地元からのいろんな取り組みに対する意見は聞き入れたのかという等の意見も出たようです。

そういう意味で市道整備について、笠木・かんじん松線並びに今後の河原・飛佐線につないでいくというような説明でありました。

2点目の橋梁整備につきましては、市内200橋梁の中で、現在、橋梁修繕測量設計委託料ということで上げておりますが、この中で橋梁の健全化性の点検結果ということで、4段階に分かれておりますが、現況においては、1、2、3の3段階の早期措置段階の橋梁があるということ等について、今後、取り組んでいくというように説明を受けて、それ以上の議論は出ませんでした。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

財部高校跡地について、再度質問いたします。

率直に言って、まだ当局として、対策チームができておりませんが、この委員会審議の段階で、どれほど市として内部で議論と検討がされているのか、報告が深められていたら報告をしてください。

あるいは全員協議会でも、若干の資料は提出がありましたけれども、それ以上の新たな資料も含めて、委員会にも提示されたのかどうか、そのことを含めて議論が深められていたら報告をしてください。全くこれからであるのかどうか、そういった立場からの質問であります。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

先ほども述べましたけれども、事業は大学が行う、財部高校の持ち主は鹿児島県であります。だから、この跡地を市が譲渡、受けた後のほうが、大学としてはこれからの先、進めやすいということがあります。

そのプロジェクトチームとか、そういうのはまだ聞いていない、これからのことですけれども、一般質問のときでもこれからだということだったので、それ以上のことが、委員会の中では議論がなかったところです。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○総務常任委員長（宮迫 勝）

さっきのアンケートの中で、1つだけ漏れていました。

アンケートの方式の中で、その旧町ごとになぜしなかったのかという中で、アンケートの割合というか、これを人口割で末吉47.9%、大隅が28.3%、財部23.8%、これを小学校区ごとに割り振りしてアンケートをとりたいというのが、今回のアンケートをとる方法です。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、一般会計の補正予算には賛成をいたします。

特に、今回、金額が大きいのが、先ほども報告、文厚関係でいたしましたけれども、プレミアム券と、それから子供たちに対する保育料の無償化あるいは一部無償化でございます。

これ自体については、特に保育料については問題ないために、賛成をいたします。

ただ、日本共産党は、国会でも消費税の今回の引き上げには反対であります。新たに5億円の増収となるようでございますが、これに対して消費税値上げをしなくても、大企業に対する優遇税制あるいは富裕層に対する優遇税制を、少なくともヨーロッパ並みに改めるだけで、7兆円ほど増収は可能ではないかと受けとめており、そうした立場から反対いたしておりますが、それとセットの今回の補正予算とはいえ、補正予算の中身については、基本的に大きな問題点はありませんので賛成をいたします。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第45号 令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、議案第45号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第45号、令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

歳入では、令和元年度への繰越金1億2,627万4,000円が主なものであり、繰越金総額は2億3,941万774円となります。

昨年度と比べてどうかとの質疑に対し、昨年の繰越金総額は2億8,975万2,509円であり、ほぼ同額であるとの答弁がありました。

歳出では、国等への償還金9,932万1,000円が主なものであります。

昨年度に比べてどうかとの質疑に対し、昨年は1億699万4,472円であり、ほぼ同額であるとの答弁がありました。

さらに、積立基金の現状、本年度の給付費の伸びについては、基金残高は平成30年度末で1億6,320万5,327円、本年度は給付費の伸びを0.5%と見込んでいるが、実際の伸びはまだ把握できていないとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。  
反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第49号 令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第8、議案第49号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫 杉雄）

議案第49号、令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について。

本案は、人事異動等による職員給与費等の減額によるものであります。

経緯について質疑があり、5月末で職員が退職したことに伴い人件費の減額、並びに7月から臨時職員を雇用するため賃金を追加するとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第43号 令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第10 議案第44号 令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第11 議案第46号 令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第12 議案第47号 令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第13 議案第48号 令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、議案第43号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第13、議案第48号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの、以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案5件については、会議規

則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案5件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ずつ行います。

まず、議案第43号、令和元年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和元年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和元年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和元年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和元年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 陳情第8号 「手話言語条例」の制定について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第14、陳情第8号、「手話言語条例」の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

陳情第8号、「手話言語条例」の制定について。

本陳情は、財部町下財部1212番地手話グループ「きらら」代表中川愛子氏から提出されたものであり、本委員会では陳情者の出席を求め、陳情の趣旨について意見を聴取したところであります。

陳情者より、本市で手話言語条例を制定していただき、手話に対する理解の促進及び手話の普及を進め、手話通訳者の確保及び養成等の支援を行うなど、諸施策の推進を行うためにも市議会の立場から理解と後押しを求めるものである。

以前は旧町ごとに手話グループはあったが、今では財部地区のみとなっている。

成人の聴覚障害者は、わかっているだけで十数名おられるが、市の窓口で手話ができる職員がおらず不便であるとの趣旨説明がありました。

委員会としては、市は聴覚障害者の実態を把握し、効力のある手話言語条例を制定して、悩みや要望に積極的に応じていくべきであるとの共通認識に立ちました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本陳情について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

今回の「手話言語条例」の陳情が出されまして、財部しか現在にないということで、実情はわかるんでございますが、鹿児島県内の市町村で、この条例を制定しているところがあるのかどうか、委員会であつたら説明をお願いします。

それと、もし今後、手話言語条例が制定された場合、こういう議会中継とかいろんなものに手話通訳者を必ず立てなくちゃいけないというそういう制約が出てくるのか、そういう話はあつたのかどうかお伺いします。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

鹿児島県内では、どの市町村も含めて条例制定はされていないということで、鹿児島県を含めて全国で4つの県が、非常にそういった点で制定がされていないという説明じゃなかったかと受けとめております。これが第1点。

それから、第2点目は、条例が制定したとして、条例の、もちろん中身内容によりますので、そうした立ち入った議論はされておられません。大事なものは、曾於市でも全国の条例を参考にしながら、やはり踏み込んだ条例を制定する中で、今、委員から出された問題を含めて、具体的な施策で前向きに進めていくべきじゃないかといった立場からの議論となりました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第8号を採決いたします。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、陳情第8号は採択することに決しました。

日程第15 陳情第10号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第15、陳情第10号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

陳情第10号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

本陳情は、毎年ほぼ同じ内容で市議会に提出されており、陳情の趣旨としては、国による計画的な教職員定数改善を推進すること、義務教育費国庫負担割合を現在の3分の1から2分の1に復元すること、教育の機会均等を保障するため、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて、適切な措置をとることを主な内容としております。

以上、審査を終え、本委員会としては、本陳情について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第10号を採決いたします。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、陳情第10号は採択することに決しました。

---

## 日程第16 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第16、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について6人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に

澁合昌昭議員及び上村龍生議を指名をいたします。

候補者名簿を配付いたします。

(候補者名簿配付)

○議長（原田賢一郎）

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行いますので、事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票を願います。

(投票)

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順に申し上げます。1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。澁合議員及び上村議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票20票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、山口たけし君1票、室屋正和君ゼロ票、野畑直君ゼロ票、緒方重則君ゼロ票、篠原静則君12票、福永徳郎君ゼロ票、豊留榮子君7票。

以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

---

日程第17 閉会中の継続審査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第17、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

建設経済常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

日程第18 閉会中の継続調査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

## 日程第19 議員派遣の件

### ○議長（原田賢一郎）

次に、日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において処置することに決しました。

ここで、追加日程のため、しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

---

### ○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第14条第1項の規定により、発議1件が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、発議1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

## 追加日程第1 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書案

### ○議長（原田賢一郎）

次に、追加日程第1、発議第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書案を議題といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

### ○3番（鈴木栄一議員）

発議第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月26日、曾於市議会議長、原田賢一郎殿。

提出者、曾於市議会議員、鈴木栄一。

賛成者、同じく、徳峰一成、賛成者、同じく、松ノ下いずみ、賛成者、同じく、上村龍生、賛成者、同じく、大川内富男、賛成者、同じく、谷口義則。

提案理由、子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、子供たちが全国どこに住んでいても、教育の機会均等が担保され、一定水準の教育を受けられるよう施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。意見書につきましては、別紙のとおり、御目通しください。

以上、御採択くださいますようお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長において委任することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回、6月の4日から6月の定例議会をお願いいたしました。提案をいたしました報告並びに承認、そして予算を伴った議案を全て承認していただきました。

執行に当たりましては、節約に努め、また議会の皆さんたちから意見を出されたものについては真摯に受けとめて執行してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

以上をもちまして、令和元年第2回曾於市議会定例会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時46分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 3 7 号	曾於市過疎地域自立促進計画の変更について	全会一致 可 決
議 案 第 3 8 号	曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 3 9 号	曾於市半島振興対策実施地域工業開発促進条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 0 号	曾於市税条例等の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 2 号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 2 号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 4 5 号	令和元年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 1 号	曾於市有住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 2 号	令和元年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 4 9 号	令和元年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について	全会一致 原案可決

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
陳 情 第 8 号	「手話言語条例」の制定について	全会一致 採 択
陳 情 第 1 0 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について	全会一致 採 択

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1 復元，複式学級解消をはかるための，2020 年度政府予算に係る意見書

学校現場では，解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては，新学習指導要領の移行期間中であり，外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また，学校現場においては，長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしていますが，なかでも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については，小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし，子どもたちが全国のどこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように，下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。特別支援学級在籍の児童生徒が増加し，交流学級では40人を超える学級活動などが常態化しているため，特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数として加えること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため，義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため，国の学級編成基準を改めて，学校統廃合によらない複式学級の解消にむけて適切な措置を講ずること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出いたします。

令和元年 6 月 26 日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	石田真敏殿
文部科学大臣	柴山昌彦殿